

## 目 次

1. 会期日程表 .....	3
2. 平成27年11月30日（月曜日） .....	6
3. 議事日程（第1号） .....	6
4. 開 会 .....	9
5. 日程第1 会議録署名議員の指名 .....	9
6. 日程第2 会期の決定 .....	9
7. 日程第3 市長あいさつ .....	9
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第119号から議第146号まで） .....	12
9. 日程第5 提案理由の説明 .....	12
10. 日程第6 報告（4件） .....	19
11. 日程第7 陳情の報告（陳第6号） .....	20
12. 日程第8 委員長報告 .....	20
13. 決算特別委員長報告 .....	21
14. 日程第9 質疑・討論・採決（議第84号から議第93号まで） .....	31
15. 散 会 .....	35
16. 平成27年12月1日（火曜日） .....	39
17. 議事日程（第2号） .....	39
18. 開 議 .....	41
19. 日程第1 議長辞職について .....	41
20. 日程第2 議長選挙 .....	42
21. 日程第3 副議長選挙 .....	44
22. 延 会 .....	46
23. 平成27年12月2日（水曜日） .....	49
24. 議事日程（第3号） .....	49
25. 開 議 .....	51
26. 日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任 .....	51
27. 日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果 報告 .....	52
28. 散 会 .....	52

29. 平成27年12月10日（木曜日）	55
30. 議事日程（第4号）	55
31. 開 議	58
32. 日程第1 一般質問	58
33. 前田議員 質問	58
34. 西川議員 質問	78
35. 田中議員 質問	86
36. 福嶋議員 質問	99
37. 散 会	111
38. 平成27年12月11日（金曜日）	115
39. 議事日程（第5号）	115
40. 開 議	117
41. 日程第1 一般質問	117
42. 北本議員 質問	117
43. 嶋村議員 質問	137
44. 吉田議員 質問	140
45. 松本議員 質問	145
46. 日程第2 陳情の取り下げについて	161
47. 日程第3 議席の一部変更	161
48. 散 会	162
49. 平成27年12月14日（月曜日）	165
50. 議事日程（第6号）	165
51. 開 議	168
52. 日程第1 一般質問	168
53. 宮田議員 質問	168
54. 内田議員 質問	172
55. 徳村議員 質問	185
56. 近松議員 質問	197
57. 日程第2 意見書案上程	220
58. 日程第3 提案理由の説明	220
59. 日程第4 議案の委員会付託	221
60. 散 会	224

61. 平成27年12月22日（火曜日）	227
62. 議事日程（第7号）	227
63. 開 議	229
64. 日程第1 委員長報告	229
65. 総務委員長報告	229
66. 建設経済委員長報告	237
67. 文教厚生委員長報告	244
68. 日程第2 質疑・討論・採決	254
69. 日程第3 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）	270
70. 日程第4 委員長報告	271
71. 公共施設等建設特別委員長報告	271
72. 日程第5 議員派遣について	282
73. 日程第6 議会報編集特別委員会委員及び公共施設等建設特別委員会委員の 辞任報告	283
74. 日程第7 議会報編集特別委員会委員及び公共施設等建設特別委員会委員の 選任	283
75. 日程第8 議会報編集特別委員会正副委員長及び公共施設等建設特別委員会 正副委員長互選結果報告	285
76. 日程第9 会期の延長	285
77. 延 会	286
78. 平成28年2月2日（火曜日）	289
79. 議事日程（第8号）	289
80. 開 議	291
81. 日程第1 公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙	291
82. 日程第2 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙	292
83. 日程第3 市長提出追加議案上程（議第1号及び議第2号）	293
84. 日程第4 提案理由の説明	293
85. 日程第5 議案の委員会付託	294
86. 日程第6 委員長報告	295
87. 総務委員長報告	295
88. 建設経済委員長報告	297
89. 文教厚生委員長報告	298

90. 日程第7	質疑・討論・採決（議第1号及び議第2号）	299
91. 閉会		300
92. 署名欄		301

第 1 号

1 1 月 3 0 日 (月)

平成27年第5回玉名市議会定例会会期日程

(会期 平成27年11月30日から平成28年2月2日までの65日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
11	30	月	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 陳情の報告 決算特別委員長報告（質疑・討論・採決）
12	1	火	午前10時	本会議	議長辞職について 議長選挙 副議長選挙
12	2	水	午前10時	本会議	常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告
12	3	木		休 会	（一般質問発言通告締切 正午）
12	4	金		休 会	
12	5	土		休 会	（市の休日）
12	6	日		休 会	（市の休日）
12	7	月		休 会	
12	8	火		休 会	
12	9	水		休 会	
12	10	木	午前10時	本会議	一般質問
12	11	金	午前10時	本会議	一般質問
12	12	土		休 会	（市の休日）
12	13	日		休 会	（市の休日）
12	14	月	午前10時	本会議	一般質問 議案の委員会付託
12	15	火	午前10時	委員会	総務委員会
12	16	水	午前10時	委員会	建設経済委員会
12	17	木	午前10時	委員会	文教厚生委員会

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
12	18	金		休 会	
12	19	土		休 会	(市の休日)
12	20	日		休 会	(市の休日)
12	21	月		休 会	
12	22	火	午前10時	本会議	委員長報告（質疑・討論・採決） 会期の延長
12	23	水		休 会	(市の休日)
12	24	木		休 会	
12	25	金		休 会	
12	26	土		休 会	(市の休日)
12	27	日		休 会	(市の休日)
12	28	月		休 会	
12	29	火		休 会	(市の休日)
12	30	水		休 会	(市の休日)
12	31	木		休 会	(市の休日)
1	1	金		休 会	(市の休日)
1	2	土		休 会	(市の休日)
1	3	日		休 会	(市の休日)
1	4	月		休 会	
1	5	火		休 会	
1	6	水		休 会	
1	7	木		休 会	
1	8	金		休 会	
1	9	土		休 会	(市の休日)
1	10	日		休 会	(市の休日)
1	11	月		休 会	(市の休日)
1	12	火		休 会	
1	13	水		休 会	

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
1	14	木		休 会	
1	15	金		休 会	
1	16	土		休 会	(市の休日)
1	17	日		休 会	(市の休日)
1	18	月		休 会	
1	19	火		休 会	
1	20	水		休 会	
1	21	木		休 会	
1	22	金		休 会	
1	23	土		休 会	(市の休日)
1	24	日		休 会	(市の休日)
1	25	月		休 会	
1	26	火		休 会	
1	27	水		休 会	
1	28	木		休 会	
1	29	金		休 会	
1	30	土		休 会	(市の休日)
1	31	日		休 会	(市の休日)
2	1	月		休 会	
2	2	火	午前10時	本会議	公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙 市長提出追加議案上程 議案の委員会付託 委員長報告（質疑・討論・採決） 閉会宣告

## 平成27年第5回玉名市議会定例会会議録（第1号）

### 議事日程（第1号）

平成27年11月30日（月曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 市長あいさつ
  - 日程第4 市長提出議案上程（議第119号から議第146号まで）
  - 日程第5 提案理由の説明
  - 日程第6 報告（4件）
  - 日程第7 陳情の報告（陳第6号）
  - 日程第8 委員長報告
    - 1 決算特別委員長報告
  - 日程第9 質疑・討論・採決（議第84号から議第93号まで）
- 散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程（議第119号から議第146号まで）
  - 議第119号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
  - 議第120号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
  - 議第121号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議第122号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議第123号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議第124号 平成27年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議第125号 平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
  - 議第126号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
  - 議第127号 平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
  - 議第128号 玉名市個人番号の利用に関する条例の制定について
  - 議第129号 玉名市空家等対策の推進に関する条例の制定について
  - 議第130号 玉名市社会体育施設条例の制定について
  - 議第131号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議第132号 玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議第133号 玉名市有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第134号 玉名市静光園老人ホーム条例を廃止する条例の制定について

議第135号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第136号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第137号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議第138号 玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第139号 指定管理者の指定について

議第140号 指定管理者の指定について

議第141号 普通財産の無償譲渡について

議第142号 普通財産の無償貸付けについて

議第143号 市道路線の廃止及び認定について

議第144号 工事請負契約の変更について

議第145号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第146号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（4件）

報告第10号 専決処分の報告について 専決第9号

報告第11号 専決処分の報告について 専決第10号

報告第12号 専決処分の報告について 専決第11号

報告第13号 専決処分の報告について 専決第12号

日程第7 陳情の報告（陳第6号）

陳第6号 市民広場公園の存続を求める陳情

日程第8 委員長報告

1 決算特別委員長報告

日程第9 質疑・討論・採決（議第84号から議第93号まで）

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（23名）

1 番	北 本 将 幸 君	2 番	多田隈 啓 二 君
3 番	松 本 憲 二 君	4 番	德 村 登志郎 君
5 番	城 戸 淳 君	6 番	西 川 裕 文 君
7 番	嶋 村 徹 君	8 番	内 田 靖 信 君
9 番	江 田 計 司 君	10 番	田 中 英 雄 君
11 番	横 手 良 弘 君	12 番	近 松 恵美子 さん
13 番	福 嶋 讓 治 君	14 番	永 野 忠 弘 君
15 番	宮 田 知 美 君	16 番	前 田 正 治 君
17 番	森 川 和 博 君	18 番	高 村 四 郎 君
20 番	田 畑 久 吉 君	21 番	小屋野 幸 隆 君
22 番	竹 下 幸 治 君	23 番	吉 田 喜 徳 君
24 番	作 本 幸 男 君		

+++++

**欠席議員（1名）**

19 番 中 尾 嘉 男 君

+++++

**事務局職員出席者**

事務局 長	吉 川 義 臣 君	事務局 次長	堀 内 政 信 君
次 長 補 佐	松 下 匡 君	書 記	松 尾 和 俊 君
書 記	富 田 享 助 君		

+++++

**説明のため出席した者**

市 長	高 崙 哲 哉 君	副 市 長	斉 藤 誠 君
総 務 部 長	西 田 美 徳 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	上 嶋 晃 君	健康福祉部長	村 上 隆 之 君
産業経済部長	吉 永 訓 啓 君	建設 部 長	磯 谷 章 君
会計管理者	北 本 義 博 君	企 業 局 長	宮 田 辰 也 君
教育委員 長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教 育 部 長	伊 子 裕 幸 君	監 査 委 員	坂 口 勝 秀 君

午前10時01分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、平成27年第5回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（作本幸男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

2番議員 多田隈啓二君、3番議員 松本憲二君、以上の両君を指名いたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第2 会期の決定

○議長（作本幸男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、11月24日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月22日までの23日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの23日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 市長あいさつ

○議長（作本幸男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さんおはようございます。

本日は、平成27年第5回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走を前に控えた大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も残すところ一月となりました。例年に比べ日中は暖かい日が続いておりますが、先週来から少しずつ寒くなってきており、確実に冬が近づいていると感じられる気候になってきました。市民の皆さま並びに議員各位におかれましては、くれぐれも健康に注意し、御自愛いただきますようお願い申し上げます。

今月13日、フランス国におきましてはパリ同時爆発テロが発生いたしました。パリ

市内のコンサートホールや飲食店、郊外のサッカー競技場など6カ所が攻撃され、このテロ行為により130人以上の方々のごとく命が奪われ、また、多数の方が負傷されています。犯行を行なったのは、過激派組織「イスラム国」とみられるとの情報もあり、本年1月には、湯川遥菜さん、また、後藤健二さんもこの過激派組織「イスラム国」とみられる集団に殺害されたことは、皆さんの心に深く刻まれているところだろうと思います。何の罪もない、そして日々平和に暮らしていた人々の命を一瞬にして奪い去ってしまうという卑劣きわまりもない残忍さには、心の底から強い怒りを覚えるところでございます。今回のテロ事件により亡くなられた方々、また、これまで何の罪もなく、テロ行為等によって命を奪われました全世界の方々に対し、御冥福をお祈り申し上げますとともに、二度とこのような卑劣きわまりないことが起きないように、ただ単に願うばかりでございます。

さて、今年は、平成17年10月3日に玉名市、岱明町、横島町、天水町の1市3町が合併し、10年を迎えた本市にとりまして節目の年でございます。この節目の年に、議員各位を初め多くの市民の皆さんの御臨席をいただき、そして盛大に記念式典でお祝いできましたことは、この上もない喜びでございます。合併からの10年を振り返ってみますと、さまざまな出来事がありました。平成20年、米国のサブプライムローン問題に端を発した米国バブル崩壊をきっかけにしたリーマン・ショックは、日本経済の景気を悪化させ、企業などの資金繰りは厳しい状況に置かれ、また、急激な円高は日本の輸出産業に大打撃をもたらしました。現在、日本経済は、円安、株高の影響で持ち直してはきているものの、しかしながら、中国経済のバブル崩壊も懸念されており、これから先、楽観できない状況にあります。また、2万人近くの死者、行方不明者をもたらした東日本大震災や九州北部や広島県の豪雨災害、御嶽山や阿蘇山の噴火、また、記憶に新しいところでは、鬼怒川の堤防決壊など自然災害が多い期間でもございました。さらには、宮崎県での口蹄疫、多良木町での鳥インフルエンザなど、家畜農家を悩ませる出来事もございました。幸いにして、本市では自然災害、家畜災害等の大きな被害は発生していませんでしたが、新しい玉名市として歩んできたこの10年間、経済不況や自然災害などに見舞われながらも、市民の皆さま並びに議員各位の御支援、御協力で乗り越えることができ、よりすばらしいまちへと一歩ずつ進んでいると感じているところでございます。

早いもので、本庁舎の業務も、本年1月5日の新庁舎開庁式から1年を迎えようとしています。本庁舎は、この合併後10年の節目に本市のシンボリック的存在として歩み始めたばかりですが、駐車場も広く、また、バリアフリー等も行き届いており、市民の皆さまや議員各位、また職員にとっても非常に使いやすい庁舎ではないかと思っております。他の自治体からの視察の申し込みも多く、開庁以来これまで15回の

視察を受け入れました。今月23日に行なわれました「第19回玉名大俵まつり」も本庁舎の横で盛大に行なわれ、また、出展ブースも庁舎前の広い駐車場を使って、埋め尽くさんばかりの多くの見物者でにぎわったところでございます。今後、地方交付税などの削減による極めて厳しい財政状況が予想される中、この新庁舎を中心に、行財政改革を強く押し進めて財政基盤の強化を図りつつ、さまざまな事業に取り組み「玉名市に住んでよかった」と実感していただけるような住みよいまちづくりを皆さまと一緒に築いていきたいと思うところでございます。

さて、本議会に提案いたしておりますのは、予算案といたしまして、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算案など9件、条例案件といたしまして、玉名市個人番号の利用に関する条例の制定についてなど11件、人事案件といたしまして、人権擁護委員候補者の推薦について2件、その他指定管理者の指定についてなど6件、合わせて28件と報告4件でございます。

補正予算の主なものでございますが、新玉名駅駐車場の増設に係る地積測量及び工事設計の予算を計上いたしております。新玉名駅の開業以来、駐車場問題は幾度となく議会の一般質問でも取り上げられており、これまで混雑解消のため芝生広場や交流広場を臨時的に開放して対応を図ってきたところでございます。しかし、最近では土日だけでなく平日も開放することが日常化しているため、駐車場の増設を行なうことで、新玉名駅を利用される方の利便性の向上を図るものでございます。

次に、オリンピック・パラリンピックキャンプ地の誘致についてでございますが、先般の9月議会におきまして、議員提案として「オリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に関する決議」が提出され、可決されたところでございます。本市といたしましても、本議会におきまして、キャンプ地誘致に係る経費を計上いたすとともに、庁内組織の立ち上げも視野に入れ、キャンプ地誘致に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、先般の9月議会で計上いたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付事業につきまして御報告申し上げます。本市は地域資源である刀剣同田貫を活用した「地域資源(同田貫)活用事業」とハロースタンプを活用した「ご当地カード行政ポイント付与事業」を国に申請しておりましたが、先月27日に内閣府から交付対象事業の発表があり、残念ながら2事業とも不採択の結果となったところでございます。これを受けまして、緊急的に玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部会議を開き、2事業の今後について協議を行なったところでございます。その中で、2事業とも本市の地方創生に資する重要施策であると再確認するとともに、本年度は事業を縮小してでも実施することとし、あわせて次年度以降の新型交付金対象事業として認められるよう事業内容を精査し、観光推進と地域経済の活性化に向け取り組んでまいりたいと考えて

いるところでございます。

以上、主なものにつきまして申し上げましたが、詳しくは、副市長、総務部長から提案理由の説明の中で申し上げますので、これらの提案につきましてよろしく御審議いただき、いずれも原案どおり承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 市長提出議案上程（議第119号から議第146号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から、議第146号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの議案28件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

私のほうから、議第119号から議第127号までの補正予算関係9件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要が生じたので提案いたすものでございます。なお、一般会計及び特別会計の共通事項といたしまして、本年10月からの被用者年金制度の一元化に伴います職員共済費等の調整を行なっております。

資料の1ページをお願いいたします。

初めに、議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億1,163万1,000円を追加し、総額を313億9万1,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、14款国庫支出金は1億2,086万3,000円の追加で、私立保育所及び認定こども園の施設型給付費負担金などでございます。15款県支出金は7,155万4,000円の追加で、台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金などでございます。16款財産収入は127万4,000円の追加、18款繰入

金は財政調整基金繰入金を6,764万5,000円減額するもので、今回の補正の財源調整でございます。20款諸収入は238万5,000円の追加、21款市債は1億8,320万円の追加で、臨時財政対策債などがございます。

次に、歳出につきましては、1款議会費は53万5,000円の減額、2款総務費は507万7,000円の減額で、市歌選定に係る検討委員会委員の報酬等でございます。3款民生費は2億8,713万5,000円の追加で、入所児童及び給付費単価の増加に伴う私立保育所運営費負担金と認定子ども園給付費負担金などがございます。4款衛生費は122万7,000円の減額、6款農林水産業費は990万1,000円の追加で、台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金などがございます。これは8月25日の台風15号により、被害を受けた園芸農家の経営再建に向けた取り組みを支援し、園芸産地の復旧を図るものでございます。7款商工費は493万1,000円の追加、8款土木費は1,196万円の追加で、新玉名駅駐車場拡張に伴う地積測量及び工事設計費などがございます。9款消防費は5万8,000円の減額。2ページの10款教育費は460万1,000円の追加で、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進などによるものでございます。

第2表債務負担行為補正につきましては、行政情報サービス使用料ほか、6件の限度額を設定、第3表地方債補正につきましては、道路橋りょう整備事業及び臨時財政対策債の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

次に、議第120号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億521万3,000円を追加し、総額を110億2,930万円とするもので、3ページの平成26年度の療養給付費の確定に伴う国庫負担金等の償還金と、それに伴う歳入の調整でございます。

次に、議第121号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ592万9,000円を追加し、総額を75億3,776万5,000円とするもので、保険給付費の見込み増によるものでございます。

第2表債務負担行為については、二次予防事業通所型介護予防業務ほか、2件の限度額を定めるものでございます。

4ページでございます。

議第122号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ12万5,000円を減額し、総額を1億5,428万円とするもので、被用者年金の一元化に伴う職員共済費の調整でございます。

次に、議第123号平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、総額を3,346万4,000円とするもので、被用者年金の一元化に伴う職員共済費の調整でございます。

5ページをお願いします。

議第124号平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ19万円を追加し、総額を8億491万円とするもので、被用者年金の一元化に伴う職員共済費の調整でございます。

次に、議第125号平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては36万1,000円を減額し、総額を7億6,931万2,000円とするもので、被用者年金の一元化に伴う職員共済費の調整でございます。

次に、議第126号平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2条収益的支出の補正につきましては79万7,000円を追加し、総額を14億9,288万9,000円とするもので、機構改革に伴う下水道台帳システムの改修費などでございます。

第3条債務負担行為補正につきましては、岱明汚水中継ポンプ場等維持管理業務の限度額を設定するものでございます。

最後に、議第127号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては10万5,000円を減額し、総額を4億6,726万9,000円とするもので、被用者年金の一元化に伴う職員共済費の調整でございます。

第3条債務負担行為につきましては、横島町及び天水町の農集排污水处理場施設等維持管理業務の限度額を設定するものでございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明をいたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（作本幸男君） 副市長 斉藤 誠君。

[副市長 斉藤 誠君 登壇]

○副市長（斉藤 誠君） おはようございます。

私のほうからは、議第128号から議第144号までの提案理由について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第128号玉名市個人番号の利用に関する条例の制定についてでございますが、これは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、番号法に定められている事務以外で個人番号を独自利用又は庁内連携する場合には、条例で規定する必要がありますので、その個人番号の利用範囲及び具体的事務を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議第129号玉名市空家等対策の推進に関する条例の制定についてでございますが、これは空き家等の管理の重要性を明確にするとともに、防災、防犯、衛生、景観等の市民の安心で、かつ安全な生活環境を保全し、もって魅力あるまちづくりの推進及び地域の良好な景観の保全を行なうため、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、所有者等、市、市民等の責務、役割を明らかにするとともに、空家等対策計画、協議会の設置、空家等の把握に関する規定、特定空家等に関する措置等について定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

議第130号玉名市社会体育施設条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第244条の2第1項の規定により、玉名市社会体育施設の設置及び管理について条例を定めるものでございます。

内容といたしましては、既存の玉名市営グラウンド条例、玉名市体育館条例、玉名市弓道場条例、玉名市武道館条例、玉名市天水相撲場条例、玉名勤労者体育センター条例

及び玉名市岱明B&G海洋センター条例における社会体育施設の使用料の見直しを行ない、新たに玉名市社会体育施設条例として包括的な条例を制定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

28ページをお願いいたします。

議第131号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市歌検討委員会、玉名市合併処理浄化槽事業審議会及び玉名市上下水道事業審議会を設置するため、条例の整備を図るものでございます。

主な内容といたしましては、玉名市長の附属機関として、玉名市歌検討委員会及び玉名市合併処理浄化槽事業審議会を、また、公営企業管理者の権限を行なう市長の附属機関として玉名市上下水道事業審議会を設置するため、規定の整備を図るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行し、別表市長の部、玉名市特別職報酬等審議会の項の次に1項を加える改正規定及び附則第2項の規定は、公布の日から施行するものでございます。

31ページをお願いいたします。

議第132号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

主な改正内容といたしましては、第1条中の改正におきまして、平成27年度の税制改正において、地方税の猶予制度の見直しが行なわれ、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されたほか、地方分権推進の観点及び地域の実情がさまざまであることを踏まえ、一定の事項については、各地域の実情に応じ、条例で定めるとされたため、猶予にかかわる分割納付の方法、申請書の記載事項及び添付書類、担保徴収の基準、申請による換価の猶予の申請期限等について改正を行なうものでございます。

次に、第2条中の改正におきましては、法人番号の根拠法令を各税目の条文中に規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行するものでございます。

36ページをお願いいたします。

議第133号玉名市有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは行政財産の無償貸し付け及び減額貸し付けに関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、条例第4条にあります普通財産の無償貸し付け又は減額貸し付けに関する規定を、行政財産の無償貸し付け又は減額貸し付けに関する場合でも準用

させる規定を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

37ページをお願いいたします。

議第134号玉名市静光園老人ホーム条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは玉名市静光園老人ホームの民営化に伴い条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

38ページをお願いいたします。

議第135号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市都市公園における有料公園施設の使用料の見直し及び指定管理者制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、指定管理者による管理を行なうことができる施設を玉名市蛇ヶ谷公園テニスコートのみの特定施設に限定しておりましたが、都市公園とすることができるよう改めるものでございます。また、社会体育施設の全体の使用料の見直しに伴い、都市公園における有料公園施設の使用料を見直すものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

44ページをお願いいたします。

議第136号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立小中学校運動場夜間照明施設の使用料の減免基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、社会体育施設の全体の使用料の見直しに伴い、玉名市立小中学校運動場夜間照明施設の減免基準につきましても規定の見直しを行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

45ページをお願いいたします。

議第137号玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立小中学校体育施設等の使用料の減免基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、こちらも社会体育施設の全体の使用料の見直しに伴い、玉名市立小中学校体育施設等の減免基準につきましても規定の見直しを行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでござ

います。

46ページをお願いいたします。

議第138号玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは機構改革に伴い、条例の整備を図るものでございます。

主な改正内容といたしましては、企業局の水道課及び下水道課を上下水道総務課及び上下水道工務課に再編するとともに、下水道事業について地方公営企業法の全部を適用させることに伴い、条例の整備を行なうものでございます。

次に、議会の議決を要する負担つきの寄附の受領等について、額の変更を行なうものでございます。また、附則におきまして、機構改革等に関連する条例の廃止5件、及び一部改正13件の整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

52ページ及び53ページをお願いいたします。

議第139号及び議第140号の指定管理者の指定についてでございますが、これらは各施設の条例の規定に基づき、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、管理を行なわせる施設は、議第139号が玉名市天水老人憩いの家でございまして、指定の期間を平成28年4月1日から平成31年3月31日までとし、議第140号が玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」でございまして、指定の期間を平成28年4月1日から平成32年3月31日までとし、それぞれの施設とも社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を指定管理者となる団体とするものでございます。

54ページ及び55ページをお願いいたします。

議第141号普通財産の無償譲渡について及び議第142号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これらは地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、議第134号の議案と関連がございまして、玉名市静光園老人ホームの民営化に伴い、静光園の建物を社会福祉法人浩風会へ平成28年4月1日付で無償譲渡し、静光園の土地については、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで無償貸し付けをするものでございます。

56ページをお願いいたします。

議第143号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、今回廃止する路線は、県道熊本玉名線の改良工事に伴い市道の起点又は終点が

変更されるもので、石橋呑崎線、栢方1号線、駄伊良線、石橋中線の4路線であります。また、今回新たに認定する路線は、立願寺山線、山田上3号線と今回廃止いたします4路線を新たな起点又は終点として認定する石橋呑崎線、栢方1号線、駄伊良線、石橋中線の計6路線でございます。

62ページをお願いいたします。

議第144号工事請負契約の変更についてでございますが、これは平成27年5月22日に議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものでございまして、横島体育館建築工事の基礎工事において、支持層が予測より深い位置にあったことによる工程の追加に伴い、当初契約金額4億1,735万5,200円に対しまして、2,337万810円の増額となりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。

なお、増額分につきましては、現在、契約の相手方であります新規建設株式会社玉名支店と変更の仮契約を締結しており、今議会で御承認いただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

以上、条例案件等について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 本議会に提案いたしております人事案件の提案理由の説明を申し上げます。

議第145号及び議第146号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員、西森等氏と北田みち子氏が、平成28年3月31日をもちまして任期満了となるため、引き続き両氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上、2件の人事案件につきまして、どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

\*\*\*\*\*

## 日程第6 報告（4件）

○議長（作本幸男君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第10号専決処分の報告について、先決第9号ほか3件の報告があります。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 議案書の65ページから68ページをお願いいたします。

報告第10号から報告第13号までの専決処分の報告についてでございますが、これらは、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分にした損害賠償の額の決定

について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、報告第10号の内容といたしましては、平成27年7月3日午後2時50分ごろ、繁根木八幡宮付近の交差点において市職員が運転する公用車が、株式会社野田市兵衛商店所有の乗用車と接触し、右前方バンパーを破損させたものでございます。相手方への損害賠償額として、市は10%に当たる1万269円を支払うものでございます。

次に、報告第11号の内容といたしましては、平成27年9月10日午後1時20分ごろ、玉名市立石貫小学校駐車場において、玉名市民図書館の公用車が相手方所有の軽乗用車に接触し、左前方バンパーを破損させたものでございます。相手方への損害賠償額として、市は100%に当たる7万4,500円を支払うものでございます。

次に、報告第12号の内容といたしましては、平成27年8月22日午後3時10分ごろ、松木精肉店駐車場において、市職員が運転する公用車が、相手方所有の乗用車に接触し、左後方バンパー等を破損させたものでございます。相手方への損害賠償額として、市は100%に当たる12万148円を支払うものでございます。

最後に、報告第13号の内容といたしましては、平成27年9月30日午前10時35分ごろ、県道熊本玉名線において、市職員が運転する公用車が、相手方所有の軽自動車と接触し、右前方バンパー等を破損させたものでございます。相手方への損害賠償額として、市は20%に当たる2万7,987円を支払うものでございます。

なお、損害賠償金については、いずれも公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済により全額給付されております。

以上でございます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 陳情の報告（陳第6号）

○議長（作本幸男君） 日程第7、「陳情の報告」を行ないます。

陳第6号 市民広場公園の存続を求める陳情

以上、陳情1件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、陳情の報告を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

---

午前10時55分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第8 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第8、「委員長報告」を行ないます。

これより、去る9月定例会において決算特別委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、委員長の報告を求めます。

議第84号平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第93号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案10件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑・討論の後、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 近松恵美子さん。

[決算特別委員長 近松恵美子さん 登壇]

○決算特別委員長（近松恵美子さん） おはようございます。

ただいまから決算特別委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今般の決算特別委員会は、10月27日、28日の2日間にわたり、熱心に審査を行ないました。委員会に付託されました案件は、議第84号平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第93号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの一般会計及び特別会計、並びに企業会計の歳入歳出決算までの議案10件であります。

以下、各決算議案の審査経過について御報告いたします。

まず、議第84号平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額317億8,146万1,761円、歳出決算額304億8,191万3,493円で、歳入歳出差引額は12億9,954万8,268円となり、翌年度繰越額2億5,850万1,638円を差し引いた実質収支額は10億4,104万6,630円となっております。執行部から、事項別明細書の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、繰越額、不用額などの説明と各課における主要事業等について詳細な説明の後に、質疑、応答に移りました。各会計の審査過程において委員からの質疑と指摘事項と要望又は主な質疑に関する執行部の答弁について御報告いたします。

まず、個人市民税につきましては、徴収率は年々上がっており、滞納繰越分と現年度収入未済額分が平成26年度は2億1,000万円ほどあったものが、平成26年は1億5,000万円ほどになっております。固定資産税につきましては、収入未済額は前年度より5,800万円ほど減っており、不納欠損もピーク時は6,200万円ありましたが、現年度は1,500万円と減少しております。不納欠損の理由としては、滞納処分できる財産がない、延べ27件、生活困窮のおそれがある26件、財産不明9件、徴収不能22件、執行停止84件、時効による消滅822件、延べ906件でした。入湯税につきましては、「預かり税であるのに払わないのはおかしい」という指摘が以前よりありました。このことについては、ある施設が経営が行き詰まり、経営者がかわりま

したので、以前の会社の滞納部分は不納欠損といたしまして、それ以後の分は強く納税を指導したところ、滞納繰越分と現年度分を納めてもらうことができたため、収入未済額もゼロになったとの答弁がありました。たばこ税につきましては、たばこの消費は年々減少しており、本数で比較しますと平成22年度は1億1,300万本であったものが、平成26年度には9,300万本まで減ってきていると説明がありました。しかし税金においては、平成24年度は4億5,058万9,375円でしたが、税制改正のあった平成25年度のたばこ税の税金は、5億10万9,497円と増収していましたが、平成26年度では再び4億7,727万6,623円と減収になっています。ゴルフ利用税につきましては、市内のゴルフ利用者の減少に伴い、ゴルフ利用税も減収しているということでした。保育料の滞納状況につきましては、児童福祉負担金の収入未済額が1,000万円近くあり、委員がその説明を求めたところ、滞納の累計は60世帯、卒園世帯はそのうち31世帯、滞納者に対して毎月督促状を出して納税相談をしているということでした。また、支払い計画のできない世帯に関しては、児童手当から差し引く、また、面談、相談に応じない家庭については差し押さえも実施したいと考えている。生活保護など、どうしても保育料を取れない家庭については、不納欠損としているという答弁がありました。住宅使用料につきましては、約3,000万円の未済額の理由については、生活に余裕がない世帯が多く、家賃の滞りが出てくる世帯があるというのが現状であるという説明でした。1カ月の収入が10万4,000円以下の世帯が810世帯で、全体の78%を占めているが、このような中でも滞納の方とは面談をしたり、電話連絡をして常時滞納にならないように努めていると執行部から答弁がありました。

次に、社会福祉費雑入についてです。社会福祉費雑入とは、生活保護を受給している世帯で、保護費以外の収入がありながら申告せずに生活保護を受給していた人の不正受給による返還金などで、収入未済額は2,519万598円、43人分です。不正受給ということで、返還を迫るわけですが、「使ってしまったから返せない」などと言われ、分納の約束はするものの、なかなか返還がスムーズにいかないのが現状であるとの答弁でした。

次は、ふるさと寄附金についてです。平成25年は223万円であったが、26年度は291万9,690円と若干伸びています。平成28年度からは民間委託してクレジット決済できるようにすることや特産品を送ることも考えている。また、委員から、花火大会に招待してはどうかという意見もありました。今後検討していくという答弁でございました。住宅新築資金貸付金の償還金額についてです。滞納額は611万円、44件中26件は支払済みであるが、15件が死亡、その他行方不明となっている。しかし、現年度分については、ほぼ計画どおり収納されているということでした。

歳入全般につきましては、特に税の徴収につきましては、税負担の公平性という点か

らも徴収に努力されていることが数字にも出ておりました。差し押さえ、公売合わせて、平成26年度は7,800万円という実績も上げており、これは県下、熊本市に続きまして第2位ということでありました。差し押さえについては、生活保護、それに準ずる世帯に関しては、執行停止しているということであり、生活困窮者においては配慮されているものと思われます。今後とも生活困窮者には十分な配慮しながら、公平な税負担の社会を持続させるために、税や保育料、その他の徴収に努力してもらいたいものです。また、ふるさと寄附金については、昨年度の決算委員会や一般質問においても指摘されていることであり、なお一層の工夫を求めるものです。

次は、歳出につきまして、歳出につきましては、議員からの指摘・要望などを中心に報告いたします。

まず、総務費。委員から、「副市長車を買う」と予算を確保しておいて、市長車を買うのは予算の上げ方としていかなものかという指摘がありました。このことは初歩的な問題であり、今後予算計上についてはもっと真剣であってほしいものです。また、広報たまが町部で届いていないところがあるので、区費の納入いかにかわらず、広報は届けるように区長に確認をしてほしいと委員から要望がありました。嘱託員の報酬については、世帯数が少なくても均等割合額が一律10万円となっているが、このことについても行財政改革を進めてほしいとの要望や防犯カメラの設置について、予算化を考えていくべきではないかななどの意見も出ました。支所の窓口業務については、年間委託料は、単純計算すると1人当たり200万円となり、市で雇う臨時職員はそれほど経費がかかっていない。そこに加えて支所の委託職員に不適切な対応があったというような報告も出ている。委託職員が窓口対応しても最終的には職員が確認せねばならず、そのことで市民が待つ時間が長くなっているということもある。最少の費用で最大の効果を上げるためには、臨時職員で対応するという形がよいのではないかという委員からの質疑に対し、3年契約であるので、28年度中にはその成果を検証していくと答弁がありました。また、別件で、非正規雇用を積極的にふやすような方策はいかなものかという提言もございました。

次は、民生費、衛生費になります。高齢者肺炎球菌の予防接種が導入になったが、そのことが果たして高齢者の肺炎の予防に役立っているのかとの質疑に対し、今後検証していくとの答弁でありました。また、子ども医療費の償還払いの見直しについて、外部評価委員の意見はどうであったかという質疑に対しては、評価委員9人中5人が償還払いがよいということになりましたので、今の状態を継続することになったとの答弁でございました。天水の生活支援ハウスについては、現在、有明ホームに委託しているが、事業委託より民営化の方がよいのではないかという質疑に対し、検討してみるということでもございました。

次は、農林水産費、商工費に移ります。太陽光発電について委員から、道路を新設する場合には、雨量を計算し、川にどの程度流れ込むかまで計算するのだが、現在、三ツ川などに大規模太陽光発電の設備ができています。予想外の雨が降ったときに危険である。行政は把握しておく必要があるのではないか。事故が起きてからでは後手後手になってしまう。太陽光発電を設置するための農地転用の申請は、農業委員会ではどのような様子かという質疑に対し、現在、太陽光発電に限る農地転用の数については把握していないという答弁でした。副市長より、災害の危険があるということであれば、設置状況を調査する必要があると感じるという答弁がありました。また、玉名市で企業を誘致するために紹介している土地に太陽光発電が設置されてきているという問題についての質疑に対し、企業誘致のためのパンフレットに工場適地として6カ所紹介してあったが、そのうち既に4カ所がメガソーラーの施設として太陽光パネルが張られているので、工場用地としては紹介できなくなっているということでありました。また、残り2カ所のうち1カ所は、五葉倶楽部さんの立地が進んでいますので、今は残り1カ所しか紹介できる土地はない。今後企業誘致を進めるに当たって、なかなか適当な用地の紹介が難しいのが現状であるという答弁でありました。このことに対し、企業誘致のための土地と考えていた場所に次々とメガソーラーになってしまっていることに対し、何もできなかったのかという委員からの問いに対し、副市長より何らかの方法をとる必要があるかなというふうに認識しているという答弁でございました。

次は、花火大会につきまして委員から、来場者がふえてきているので警備も大変であり、今後は警備をふやさないと安全の確保ができないと警察からの指摘もあるということで、警備員を増員するための補助金をふやせないかという問いがありまして、執行部としましては、花火大会実行委員会と話し合ってみるということでもございました。

次に、大俵まつりの経済効果測定事業につきまして、委員から大俵まつりについてイベント経済効果測定事業の評価結果はどうであったかという質疑がありました。この評価結果としては、第18回大俵まつりは、他の年の1万人規模のイベントとしては、経済波及効果が小さいと指摘があり、また、費用対効果が少ないということであったので、27年度は市外、特に県外からのお客が宿泊されるような形でレースの参加を促進している。対岸の島原や福岡方面からの宿泊を伴った形でのまつりへの参加のお願いをしているという答弁でございました。花しょうぶまつりの経済効果につきましては、温泉の場合は予約がないと昼食の利用ができない状況であり、団体さんが30名から40名入って昼食を食べる店がないのが問題である。昼食を取ってもらえれば玉名での滞在時間も長くなるのであるが、経済効果の面からもこの部分が課題であると答弁がありました。立願寺の宿泊客は10年間横ばい、日帰り客は増加傾向にあるということでありました。

土木費につきましては、排水路予算についての質疑に対し、現状は国に要望した分の

30%しかついていないとの答弁でございました。大正開漁港のしゅんせつ工事については、保全計画を立ててあれば補助対象となるが、船舶の出入りができないという緊急事態であったので、単費で工事をした、と答弁がありました。公園管理につきましては、シルバー人材センターに委託しているのであるが、地場産業の育成、また、専門的知識が必要な部門でもあるので、地元造園業者に委託することも考えていくべきではないかとの指摘がありました。市営住宅施設管理に関しましては、委員から、玉名市小規模工事等契約事業者登録及び発注状況を見ると、平成26年度は激減しているが、これは管理委託業者が小規模事業所の仕事を取ってしまっているのではないかという質疑がありまして、執行部から、小規模登録業者さんの名簿を元請けの業者さんに渡して、この中から使ってもらうようお願いしている。6、7割の小規模事業者の方は継続して仕事をされていると答弁がありました。また、地元から要望のある生活道路網の整備はどうなっているかという質疑に対し、道路改良に関しては44%ぐらいが着手済み、側溝の整備については約50%、排水路整備については2割ぐらいという答弁でした。これに対し委員より、財政調整基金に回す予算があるのであれば、住環境をきちんと整備することが大切ではないかという意見に対し、副市長からは、必要な事業は進めていくと答弁がありました。観光ほっとプラザ「たまララ」の運営につきましては、委員から、市から1,398万8,571円の指定管理料をもらって、家賃も払わなくて済む状況である中で、開店時間が遅く、閉店時間が早い、もう一工夫できないものか。運営状況はどうなっているのかという質疑がありました。これに対して9時から7時まで開店しており、9時に開店するためには8時に来ており、7時閉店後は残務処理で8時まで残っているということでもございました。また、物品販売以外に、観光拠点、玉名の情報発信の拠点としての機能もしていると答弁がありました。

消防費につきましては、委員から、現在、オートマチック限定免許で車に乗っている若者がふえている中で現在の小型ポンプ車では運転できなくて出動できないという問題が出ている。今後は消防自動車もオートマチック車を入れていく必要があるのではないかとの指摘に対し、来年以降はオートマチック車の購入を検討していきたいとの答弁がありました。さらに消防団の出動費が、今年は1,500円に上がったが、他市においては5,000円や6,000円という地域もあるので、他市の状況を把握した上で、どの程度の金額が妥当か、消防団とも話し合ってもらいたいと要望がありました。また、委員から、ハザードマップに記載してある避難口に行ってみたところ、登り口が入れない状態になっていたため、定期的な点検が必要ではないかと指摘があり、それに対して今後きちんと点検していくという答弁がありました。

教育費につきましては、玉名市のいじめ防止対策について質疑がありました。このことについては、教育相談員を1名配置して、情報収集しながら学校と一緒に対策を立て

ているということであり、いじめの件数は26年度には30件あったが、学校現場での指導により年度末にはゼロになったと答弁がありました。また、学校給食費の未納に対する質疑がありました。中央給食センターでは34万7,567円、岱明給食センターでは9万4,696円、天水給食センター8万9,492円、これは年度中の数字であり、その後払ってもらった額もあるということでしたが、納入額すべてについては把握していないという答弁でありました。給食費の徴収については、今後十分現状を把握し、徴収に努めていただきたいと思います。

公民館建設費補助につきましてです。委員から、公民館建設については、現在、コミュニティ推進課と介護予防の拠点づくり事業と2つの部門から大きな補助があるが、その連携はどうなっているかと委員からの指摘がありました。これに対して、区長さんが相談に来られたときは、介護保険のほうに相談に行くようにお話ししているが、高齢介護課とコミュニティ推進課が連携しながらやっていきましょうという話はしていませんので、今後どのような形で周知するか相談してみるとの答弁がありました。組織が大きくなると縦割り行政になりがちですが、それぞれ連携を密にして市民の相談に当たっていただきたいと委員から要望がありました。

次は、特別支援教育支援員についてです。委員から、10年前はゼロだった特別支援教育支援員が25名になっているが、気になる子の実態はどうなっているのかという質疑に対して、平成22年度は79名であったが、平成26年度は233名ということで、大幅に伸びている。それに伴い支援員の数もふえているということでありました。このことに対して予防的な取り組みもしていないということでありましたが、危機感を持って対処してもらいたいと要望がありました。

次に、監査委員が指摘された補助金の書類に不備があったという内容についての質疑がありました。これに対して、補助金を使ったあとの事業報告が30日以内に出さなければならないのに出ていなかった、また、事業期間内に補助金申請書が出ていなかったなどの不備があったと答弁がありました。関連で、補助金の使途に関して、領収証の添付が義務づけられていないが、正しく支出されたかどうかの判断はどのようにしているかという質疑に対して、監査委員としては、監査に上がってくる段階で、各課で領収証でチェックしているというふうに理解していると答弁がありました。単費での補助金交付に関して、適正な使用であったかどうかを判断する領収証の添付が義務づけられていないということは、議会の一般質問でも過去に取り上げられたことでもあり、今後の課題として検討してもらいたいという要望でございました。

その他、多岐にわたる質疑、事業内容の確認などがございました。また、一般会計決算認定については反対の意見があり、理由として、市長車購入に係る議会への説明不足、株式会社シェフコの水道工事に係るシェフコを誘致したときからの不手際、各支所窓口

の民営化の実行、給食センターの民営化などなどについて反対であると説明がありましたが、挙手による採決の結果、議第84号については、賛成多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第85号平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の審査過程について御報告いたします。

歳入決算額94億7,261万4,555円、歳出決算額96億4,795万2,112円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はマイナス1億7,533万7,557円となっております。

赤字の原因として、執行部より、国保税の減収、この国保税の減収の説明として、被保険者の減少、それから国保加入者の所得が少ないこと。この所得が少ない理由として、年金世代がふえている、非正規雇用の増加、精神疾患による退職者など、社会的弱者が多いという構造上の問題が上げられました。また、前期高齢者交付金が2億円減額になったこと。これは、全体を見まして、高齢者が多い地区に国から来るそうで、他の地区の高齢化が進んだため、そちらのほうに回ったんだろうということでした。それから繰越金がなくなった。療養給付費、いわゆる医療費の増加が述べられました。療養費につきましては、県内14市の真ん中あたりであり、玉名市では大きな病気で入院する人が比較的少ないが、受診の回数が多いということでした。

委員から、平成25年度は1億711万円を繰上充用したのだが、1年で6,822万7,557円も赤字額がふえている。このまま赤字がふえていくのかという質疑に対して、平成28年の3月議会で一般会計からの繰り入れをお願いする予定であるとの答弁でした。

その他、国保の赤字対策として委員から、収入未済額が6億7,500万円もあるので、前年より減っているとはいえ、一層の努力をお願いしたい。それから年代別医療費分析をして対策を考えると、運動施設の有料化を見直すなど全体的に医療費対策を考えていくべきではないか。グラウンドゴルフなどの運動をどんどん推奨すべきではないか。ジェネリック医薬品の推奨と呉市モデルを研究することなどが上げられました。これに対して執行部より、区長さん方に地区ごとの検診受診率を見ていただいたら、関心を持ってくださったので、行政だけで考えていくのではなくて、市民の皆さんに状況を伝える努力が足りなかったと反省していると答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第85号につきましては、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第86号平成26年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額7億8,367万6,641円、歳出決算額7億8,242万4,873円で、

歳入歳出差引額及び実質収支額は125万1,768円となっております。

質疑に入りまして委員から、一般会計からの繰入金は2億6,000万円ほどあるが、ふえている状況なのかと質疑がありました。このことに関しては、繰入金の内訳として基盤安定繰入金があるが、これは保険料均等割等の軽減をしているものに対して、4分の3を県が、4分の1を市が負担する形になっている。この額がふえるということは、低所得者の数が多いということを裏づけしているといえるとの答弁がありました。

その他健診に係る費用の財源についても質疑がありました。

審査を終了し、採決の結果、議第86号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第87号平成26年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額71億7,128万9,356円、歳出決算額70億9,365万9,437円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は7,762万9,919円となっております。

執行部より、介護認定率は22%で、県平均20.05%よりも少し多く、増加気味であると説明がありました。また、介護予防事業において月に1度のふれあい活動は258行政区のうち103地区、ゆた〜っと体操は86カ所で継続されているという報告でした。

委員からは、これらの体操などの教室に対して、市からのスタッフの指導が2カ月に1回では少なすぎる。もっとふやしてもらいたいと要望がありました。玉名市の介護の広報のありようをどのように考えているかについての質疑に対しては、銀行や農協などの預貯金保有高は、熊本県でも玉名はトップの位置にあるということも有料老人ホームに入るケースが多いことにつながると考えているが、今後は地域密着型の小規模多機能事業所の整備もスピード感を持って進めていけるか検討しているところであると答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第87号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第88号平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額2億3,461万8,431円、歳出決算額2億2,692万5,956円で、歳入歳出差引額及び実質収支額が769万2,475円となっております。

委員から、一般会計の繰入金2,952万2,000円はふえているのか、減っているのかの質疑がありました。執行部からは、簡易水道のこれまでの借り入れに伴う償還金が残っていることと、職員の人件費、また、法的機関に要する経費があるので、それらを合わせて2,900万円といった内容で、ほぼ3,000万円で推移していると答弁が

ありました。また、簡易水道事業については、今年度で終了で、これは国の施策の中で、簡易水道と上下水道を統合しなさいと、統合すれば補助対象として認めるという国の方策にのっとって布設がえをしていると説明がありました。

審査を終了し、採決の結果、議第88号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第89号平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額2,690万2,017円、歳出決算額2,456万7,200円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は233万4,817円となっております。

委員から、市町村設置型のほうが維持管理がきちんとできることと、地元の業者が施工できるという利点があるのではないかとの意見に対し、執行部からは、維持費が高いため、長期財政計画を立ててその中で考えていくと答弁がありました。その他、市町村設置型の浄化槽をつけている家庭で、廃止している家庭があるかという質疑がありましたが、現在、廃止はないということでした。

採決の結果、議第89号平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算については、全員一致をもって認定することに決しました。

次に、議第90号平成26年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額6億1,703万6,788円、歳出決算額5億7,343万7,257円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は4,359万9,531円となっております。

整備状況につきまして、執行部から、配水池の用地取得などについては、石貫地区は94%、三ツ川地区は81%完了しており、基金はあと28億7,900万円残っているが、29年度末には17億円残り、これを今後、維持管理費にする予定であると説明がありました。その他、維持管理費の光熱水費、修繕費について質疑がありました。

この後、審査を終了し、採決の結果、議第90号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

議第91号平成26年度玉名市水道事業会計決算についてであります。

収益的収入8億9,255万8,841円、収益的支出8億158万9,694円、当年度純利益は7,401万5,049円、また、資本的収入100万円、資本的支出4億3,202万5,842円となっております。

説明のあと委員から、仮にシェフコに個人の人が住み、水道を引っ張りたいと申し込みがあった場合の工事費の負担はどうなるのかの質疑に対し、給水区域内の本管工事については、給水区域内であれば特別な理由がない限りそれを拒むことはできないので、給水管の整備を個人負担で行なうことになるかと答弁がありました。また、有収率が下が

ってきているが、上げる努力をしているのかとの質疑に対し、岱明地区の水道が浅いところに埋設してあるため、水道の水温が夏はとて高くなるため、水の管理のために24時間排水しているのが大きな要因である。また、経年劣化による漏水の割合も高いので、今後は計画的な漏水調査を行ない、有収率の向上を図っていくと答弁がありました。

審議の後、委員から、決算認定に反対する意見があり、理由として、シェフコへの水道工事の件については到底認めることができない。なぜなら条例上の問題、条例に伴う規則上の問題、本来であれば工事費は条例に認めているとおりにシェフコが払うべきものである。したがって、玉名市が全部見てやったということに対して反対するというものでした。そこで挙手により採決し、その結果、議第91号については、賛成多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第92号平成26年度玉名市公共下水道事業会計決算についてであります。

収益的収入16億317万1,361円、収益的支出14億8,183万1,322円、当年度純利益は1億974万2,424円、また、資本的収入5億9,667万8,344円、資本的支出9億8,377万5,025円となっております。

下水道の有収水量が昨年度と比較して減っているが、原因についてどのように考えているかという質疑に対して、不明水の量が年度によって変わってくることによる影響。2番目は、人口の減少や節水型トイレの普及。3番目は、使用水量の減などが上げられました。不明水の原因としては、何度か調査しているが、特定できるものが見つかりにくい状況で、老朽化による漏水など、原因が特定できれば修理していくという答弁でした。また、委員から、26年度決算では、使用料単価は174円53銭であるのに、汚水処理原価の維持管理費は76.84円となっており、玉名市の下水道料金は維持管理費の2倍もかかっている、高過ぎないかという質疑に対し、下水道料金に対する考え方については、詳しく分析していないので、今後、長期財政計画を立てて、料金体系、維持管理費や改修工事について精査していきたいと答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第92号につきましては、原案のとおり全員異議なく認定することに決しました。

最後に、議第93号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計決算についてであります。

収益的収入5億1,127万6,197円、収益的支出6億953万8,106円、単年度純損失9,951万6,534円、また、資本的収入1億5,688万5,780円、資本的支出2億4,670万9,545円となっております。

委員から、加入状況についての質疑があり、執行部から、26年度末で横島地区の加入状況は86%、栗之尾地区が83%、京泊地区は79%、九番地区が71%、大開地区47%、尾田地区が80%、竹崎・野部田地区で88%、尾田川左岸地区が27%の

状況で、全体では66.3%となっていると答弁がありました。このことについて、加入率20%台の地域はなかなか加入してもらえないのかとの質疑に対し、大開地区と尾田川左岸地区は最後の21年度に整備したところなので、まだ普及が伸びていない状況であると答弁がありました。また、高齢者世帯であることや農業収入が伸びないという状況も原因の1つであるとのことでした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第93号につきましては、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

済みません。1つ数字を確認したいので、ちょっと待ってください。

ちょっと休憩していいですか。

○議長（作本幸男君） はい。

○決算特別委員長（近松恵美子さん） ちょっと1つ数字を私、パソコンの打ち間違いじゃないかと思ってるところがあるので、確認したいんですが。

○議長（作本幸男君） 数字が。

○決算特別委員長（近松恵美子さん） はい。5分休憩していいですか。

○議長（作本幸男君） ちょっと待ってください。すぐできますか。

○決算特別委員長（近松恵美子さん） すぐできます。

○議長（作本幸男君） じゃあ、いいですよ。ちょっと休憩します。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

---

午前11時44分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、委員長報告を求めます。

決算特別委員長 近松恵美子さん。

○決算特別委員長（近松恵美子さん） 大変失礼しました。

ひとつ自分で読んで、この数字大丈夫かなと思ったんですけども、間違いありませんでした。安心しました。

以上で、2日間大変、慎重審議をしましたが、決算特別委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第9 質疑・討論・採決（議第84号から議第93号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第9、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。ただいままでの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

16番 前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

ただいま、決算特別委員長から報告がありました。私は、その中で、議第84号平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算、議第91号平成26年度玉名市水道事業会計決算、以上、2議案の決算認定については反対します。その理由を今から述べます。

平成26年12月議会におきまして、誘致企業である株式会社シェフコに対して、市の上水道工事予算が可決をされました。これは、水道事業会計と一般会計両方に関係があります。

何が問題なのか、問題1、シェフコへの水道工事の費用を玉名市が負担したこと。給水区域内の住民から、給水申し込みがあった場合は、玉名市はその申し込みを断ることはできません。そのような場合、従来はその水道工事の費用は申込者負担でありました。つまり、シェフコの負担となります。ではなぜ玉名市が水道工事費用を負担したのか。それは、シェフコが地下水を使用することに対する竹崎住民の不安解消という理由であります。

問題2、住民はなぜ不安を感じているか。シェフコ誘致に当たり、竹崎住民に対して事前に住民説明会が実施されなかった。これは玉名市企業誘致では初めてであり、従来の企業誘致の際は、事前に住民説明会を開催していました。そして地下水汚染問題が発覚してから、玉名市に対してシェフコによる説明である「地下水くみ上げは1日当たり30トン、製品に使用する水は阿蘇から運ぶ」とは大きく異なる地下水のくみ上げが判明しました。シェフコによる地下水くみ上げと、井戸水の濁りの関係について、当初市長は「共同井戸水に濁りが生じた原因は、シェフコ工場であるとは断定できない」という竹崎区民への回答を打ち出していました。ところが、水道工事予算が提案された12月議会では、「関係がないとはいえない。」という答弁に変わっております。そして水道工事が完了した後、平成27年4月にシェフコは、平成25年度の地下水取水量報告書の訂正を提出しました。1日平均29.58トンくみ上げていたという報告から、実は、1日平均213.22トンだったという大幅な訂正であります。

以上のようなことから、住民の不安の原因は、事前に住民説明会を開催しなかった玉名市とシェフコにあり、シェフコ側の説明をうのみにして、誘致を進めた玉名市にあります。また、当初の説明と全く異なる大量の地下水をくみ上げたシェフコにあることは歴然としております。シェフコが引き起こした地下水問題に対して、玉名市はシェフコ

に何の責任も求めていません。玉名市水道事業条例にも違反して、玉名市がシェフコ水道工事費用を負担したことは大問題であり、一般会計決算、水道事業会計決算ともに認めることはできません。

さらに、副市長車の購入に関して、議会への説明不足、支所窓口の民営化の実施など、到底認めることはできません。

以上が反対の理由であります。

さらに、これは反対理由とはあんまり関係はありませんが、今、委員長報告がありました中で、子ども医療費の問題についてであります。私ちょっとこだわりがありますので、委員長の報告は、子ども医療費の償還払いの件について、外部評価委員9人のうち、5人が今までのとおりというような報告だったかと思えます。これは委員会の中でもそういった執行部側からの答弁があったからかなと。しかし、外部評価委員会の意見は、今の償還払い含めた医療費助成の問題について、評価委員9人のうち5人が見直し改善を評価委員会の中で示したというのが事実だというふうに私は認識しております。

以上で討論を終わります。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 私は、先ほど前田議員の反対討論の中で、シェフコに対する水道事業に対する支出が、玉名市の水道条例違反だということに対して疑義があるので、賛成の立場から討論させていただきます。

玉名市が水道管を布設する場合には、当然玉名市の水道条例に基づいて、適切な支出が行なわれているわけで、我々も議会としてチェック、承認しているわけであり。また、大口の水道の使用が認められる場合、費用対効果を勘案して水道を布設することは当然のことです。シェフコに対して水道布設料を負担したということは、事実誤認ではないかと思われ。以上であります。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議第84号平成26年度玉名市一般会計歳入歳出決算、議第91号平成26年度玉名市水道事業会計決算、以上決算議案2件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第 85 号 平成 26 年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
議第 86 号 平成 26 年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
議第 87 号 平成 26 年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
議第 88 号 平成 26 年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算  
議第 89 号 平成 26 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算  
議第 90 号 平成 26 年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計歳入歳出  
決算

議第 92 号 平成 26 年度玉名市公共下水道事業会計決算  
議第 93 号 平成 26 年度玉名市農業集落排水事業会計決算

以上、決算議案 8 件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております決算議案 8 件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、決算議案 8 件については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第 84 号 平成 26 年度玉名市一般会計歳入歳出決算について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第 84 号に対する委員長の報告は認定がありますが異議があります。

議第 84 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 84 号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第 91 号 平成 26 年度玉名市水道事業会計決算について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第 91 号に対する委員長の報告は認定がありますが異議があります。

議第 91 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 91 号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明12月1日は定刻より会議を開き、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行いません。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時57分 散会

第 2 号

1 2 月 1 日 (火)

## 平成27年第5回玉名市議会定例会会議録（第2号）

### 議事日程（第2号）

平成27年12月1日（火曜日）午前10時00分開会

日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

（休憩中委員会）

日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

日程第1 議長辞職について

日程第2 議長選挙

日程第3 副議長選挙

延 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋讓治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

\*\*\*\*\*

### 欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

### 事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	斉 藤 誠 君
総務部長	西 田 美 徳 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	上 嶋 晃 君	健康福祉部長	村 上 隆 之 君
産業経済部長	吉 永 訓 啓 君	建設部長	磯 谷 章 君
会計管理者	北 本 義 博 君	企業局長	宮 田 辰 也 君
教育委員長	桑 本 隆 則 君	教育部長	伊 子 裕 幸 君
監査委員	坂 口 勝 秀 君		

午前10時05分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議事の都合により、休憩いたします。

午前10時06分 休憩

---

午前11時11分 開議

○副議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議長 作本幸男君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議長辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 議長辞職について

○副議長（永野忠弘君） 日程第1、「議長辞職について」を議題といたします。

なお、議長 作本幸男君は、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥の対象として当該事件の参与いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

まず、その辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局次長 堀内政信君。

〔事務局次長 堀内政信君 登壇〕

○事務局次長（堀内政信君） 命によりまして、朗読いたします。

平成27年12月1日、玉名市議会副議長永野忠弘殿。玉名市議会議長作本幸男。辞職願。この度、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（永野忠弘君） これより、作本幸男君の議長辞職について採決いたします。

お諮りいたします。作本幸男君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、作本幸男君の議長辞職については、許可することに決定いたしました。

作本幸男君の入場を許可します。

[作本幸男君 入場]

○副議長（永野忠弘君） この際、前議長の作本幸男君から退任のあいさつの申し出があつておりますので、これを許可いたします。

24番 作本幸男君。

[24番 作本幸男君 登壇]

○24番（作本幸男君） 皆さん、こんにちは。

ただいま辞表が採決されまして、2年間、本当に皆さん方にはお世話になりました。また、この期間中、本当に皆さん方に御迷惑、そしてまた、多々不手際もありましたけれども、皆さんのおかげさまをもちまして、こうやって2年間議長職を務めることができました。また、市長を初め、執行部の皆さん方にも大変お世話になりました。また、退任後は、皆さん方とともに、玉名市議会の発展に尽力していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

[拍手]

○副議長（永野忠弘君） 議事の都合により、休憩いたします。

午前11時16分 休憩

---

午後 1時31分 開議

○副議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、議長の辞職に伴い、議長が欠員となりましたので、この際、議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行ないたいと思います。これに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行なうことに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 議長選挙

○副議長（永野忠弘君） 日程第2、「議長選挙」を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○副議長（永野忠弘君） ただいまの出席議員数は24名であります。投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○副議長（永野忠弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（永野忠弘君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○副議長（永野忠弘君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

議会事務局次長 堀内政信君。

〔事務局次長 堀内政信君 登壇〕

○事務局次長（堀内政信君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、城戸淳議員、西川裕文議員、嶋村徹議員、内田靖信議員、江田計司議員、田中英雄議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、福嶋譲治議員、宮田知美議員、前田正治議員、森川和博議員、高村四郎議員、中尾嘉男議員、田畑久吉議員、小屋野幸隆議員、竹下幸治議員、吉田喜徳議員、作本幸男議員、永野忠弘副議長。

○副議長（永野忠弘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（永野忠弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（永野忠弘君） 開票を行ないます。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田中英雄君、城戸淳君、松本憲二君、森川和博君、以上の諸君を指名いたします。

よって、4人の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（永野忠弘君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票24票、無効投票0票。有効投票中、永野忠弘13票、吉田喜徳君11票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、不肖、私、永野忠弘が議長に当選いたしました。

当選承諾の意味をもちまして、この際、本席からごあいさつを申し上げます。

○議長（永野忠弘君） それでは済みません。立場上、私の進行で投票を行ないまして、

結果がこういう結果になりまして、本当にありがとうございます。

任期中、とにかく精いっぱい頑張ろうというふうに思います。重ね重ねよろしくお願  
い申し上げます。

今後、いろいろ私も議長になってということも考えたときもありますが、時代も大分  
変わってきております。その中で議会に求められるものも変わってきているように思っ  
ております。そういうことで、議会改革というのは、これはもう絶対必要なことじゃな  
いかというふうに思っております。そういうことで、今後とも皆さん方の協力を得なが  
ら、議会運営をとり行ないたいというふうに思います。今後ともよろしくお願い申し上  
げます。本当にありがとうございました。

[拍手]

○議長（永野忠弘君） それでは、これより議長の職務をとらせていただきます。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

---

午後 3時21分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。先ほど、不肖、私が、議長に就任したことに伴い、副議長が欠員  
となりましたので、この際、副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに  
選挙を行ないたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、  
日程の順序を変更し、直ちに選挙を行なうことに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 副議長選挙

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「副議長選挙」を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（永野忠弘君） ただいまの出席議員数は24人であります。投票用紙を配付さ  
せます。

[投票用紙配付]

○議長（永野忠弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（永野忠弘君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を行ないます。

なお、白票は無効といたします。点呼を命じます。

議会事務局次長 堀内政信君。

[事務局次長 堀内政信君 登壇]

○事務局次長（堀内政信君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、城戸淳議員、西川裕文議員、嶋村徹議員、内田靖信議員、江田計司議員、田中英雄議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、福嶋讓治議員、宮田知美議員、前田正治議員、森川和博議員、高村四郎議員、中尾嘉男議員、田畑久吉議員、小屋野幸隆議員、竹下幸治議員、吉田喜徳議員、作本幸男議員、永野忠弘議長。

○議長（永野忠弘君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（永野忠弘君） 開票を行ないます。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田中英雄君、城戸淳君、松本憲二君、森川和博君、以上の諸君を指名いたします。よって、4人の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（永野忠弘君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票24票、無効投票0票。有効投票中、江田計司君14票、横手良弘君9票、徳村登志郎君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、江田計司君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました江田計司君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選承諾の意味をもちまして、ごあいさつをお願いいたします。

江田計司君。

[副議長 江田計司君 登壇]

○副議長（江田計司君） 皆さんこんにちは。不肖、私が、副議長に当選をいたしまし

た。

私、未熟者でありますけども、玉名市発展のため、そして議会活性化のために、永野新議長を支えて一生懸命頑張りたいと思います。どうかよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

[拍手]

○議長（永野忠弘君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

---

午後 4時30分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

次の本会議は、明2日、定刻より開くことにいたします。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時31分 延会

第 3 号

1 2 月 2 日 (水)

## 平成27年第5回玉名市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程（第3号）

平成27年12月2日（水曜日）午前10時00分開会

日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

（休憩中委員会）

日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

（休憩中委員会）

日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 出席議員（24名）

1 番	北 本 将 幸 君	2 番	多田隈 啓 二 君
3 番	松 本 憲 二 君	4 番	徳 村 登志郎 君
5 番	城 戸 淳 君	6 番	西 川 裕 文 君
7 番	嶋 村 徹 君	8 番	内 田 靖 信 君
9 番	江 田 計 司 君	10 番	田 中 英 雄 君
11 番	横 手 良 弘 君	12 番	近 松 恵美子 さん
13 番	福 嶋 讓 治 君	14 番	永 野 忠 弘 君
15 番	宮 田 知 美 君	16 番	前 田 正 治 君
17 番	森 川 和 博 君	18 番	高 村 四 郎 君
19 番	中 尾 嘉 男 君	20 番	田 畑 久 吉 君
21 番	小屋野 幸 隆 君	22 番	竹 下 幸 治 君
23 番	吉 田 喜 徳 君	24 番	作 本 幸 男 君

\*\*\*\*\*

### 欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

### 事務局職員出席者

事 務 局 長	吉 川 義 臣 君	事 務 局 次 長	堀 内 政 信 君
次 長 補 佐	松 下 匡 君	書 記	松 尾 和 俊 君
書 記	富 田 享 助 君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	斉 藤 誠 君
総務部長	西 田 美 徳 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	上 嶋 晃 君	健康福祉部長	村 上 隆 之 君
産業経済部長	吉 永 訓 啓 君	建設部長	磯 谷 章 君
会計管理者	北 本 義 博 君	企業局長	宮 田 辰 也 君
教育委員長	桑 本 隆 則 君	教育部長	伊 子 裕 幸 君
監査委員	坂 口 勝 秀 君		

午前10時00分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議事の都合により、休憩いたします。

午前10時01分 休憩

---

午後 3時40分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

---

午後 4時30分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任」を行ないます。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、総務委員会委員に、江田計司議員、田中英雄議員、横手良弘議員、前田正治議員、高村四郎議員、中尾嘉男議員、小屋野幸隆議員、作本幸男議員、以上8名の諸君を。

建設経済委員会委員に、松本憲二議員、徳村登志郎議員、城戸淳議員、福嶋讓治議員、宮田知美議員、森川和博議員、田畑久吉議員、竹下幸治議員、以上8名の諸君を。

文教厚生委員会委員に、北本将幸議員、多田隈啓二議員、西川裕文議員、嶋村徹議員、内田靖信議員、近松恵美子議員、私、永野忠弘、吉田喜徳議員、以上8名の諸君を。

議会運営委員会委員に、西川裕文議員、内田靖信議員、田中英雄議員、横手良弘議員、中尾嘉男議員、田畑久吉議員、吉田喜徳議員、以上7名の諸君を、それぞれ指名いたします。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任されました。

この際、各常任委員会及び議会運営委員会におかれましては、正副委員長の互選のた

め休憩し、総務委員会を第1委員会室に、建設経済委員会を第2委員会室に、建設経済委員会の閉会后、文教厚生委員会を第2委員会室に、全常任委員会の閉会后、議会運営委員会を第1委員会室にそれぞれ招集いたしますので御了承願います。

各常任委員会及び議会運営委員会におかれましては、それぞれ招集の順序に従い委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の互選のため、休憩いたします。

午後 4時34分 休憩

---

午後 5時50分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

総務委員会委員長、前田正治君。総務委員会副委員長、田中英雄君。

建設経済委員会委員長、田畑久吉君。建設経済委員会副委員長、宮田知美君。

文教厚生委員会委員長、近松恵美子さん。文教厚生委員会副委員長、多田隈啓二君。

議会運営委員会委員長、横手良弘君。議会運営委員会副委員長、吉田喜徳君。

以上のとおり、それぞれ就任されましたので報告いたします。

これにて、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明3日から9日までは休会とし、10日は定刻より議会を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、明3日の正午までに事務局までお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時52分 散会

第 4 号

12月10日(木)

## 平成27年第5回玉名市議会定例会会議録（第4号）

### 議事日程（第4号）

平成27年12月10日（木曜日）午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1 16番 前田 正治 議員
- 2 6番 西川 裕文 議員
- 3 10番 田中 英雄 議員
- 4 13番 福嶋 譲治 議員

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

##### 1 16番 前田 正治 議員

###### 1 合併10年経過の市政に関して

- (1) 地方交付税一本算定への対策はどのように考えているか
- (2) 時間外勤務手当について「サービス残業」の実態はないか

###### 2 玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について

###### (1) 総合戦略（案）の今後の施策の方向について

- ア 九州看護福祉大学卒業生の玉名市内就職者増に向けた取り組みの具体策を聞く
- イ 主要農産物利益拡大の支援について、TPPの影響は考慮しているか
- ウ 商工業振興のための市の融資政策について見解を聞く
- エ 観光客増のために、玉名市のセールスポイントは何があるか
- オ 観光客増のために、新幹線の活用策は何があるか
- カ 定住促進補助事業において従来の制度との違いは何か
- キ 若い世代の結婚支援策として、結婚資金の融資について見解を聞く

##### 2 6番 西川 裕文 議員

###### 1 玉名市総合防災訓練について

- (1) 本年度の訓練のテーマは何か
- (2) 訓練の成果はどうだったか

###### 2 新幹線新玉名駅の駐車場拡張について

- (1) 今後利用される方々のことを思えば、有料駐車場にした上で、新

幹線利用者に対して無料券を発行するなどの対応をすべきではないか

3 上下水道の新規拡張について

- (1) 断水などの問題が起きたときの各家庭からの問い合わせ先については周知されているか
- (2) 今回の条例改正において数値が明確になっている。今後、人口増を考えると、住宅地の増加が必要であるが、上下水道の拡張計画はあるのか
- (3) 地域の要望について企業局の考え方はどうか

3 10番 田中 英雄 議員

- 1 市民の健康保持と国民健康保険事業特別会計健全化対策について
  - (1) 健康診断におけるバリウム検査のあり方について
  - (2) 国民健康保険事業特別会計の赤字を縮小させるためには、予防医療に力を注ぎ、市民のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を増進させる施策をとるべきと思う。今後の市の方針は
- 2 保育の人材確保について
  - (1) 保育従事者の雇用促進について
- 3 玉名市職員の公用車事故の対応について
  - (1) 車載カメラの導入が必要だと思うが、いかがか
- 4 公共交通網の整備について
  - (1) 福岡空港への直行バスの往復ルートをつくってはどうか

4 13番 福嶋 讓治 議員

- 1 市民会館建設・新玉名駅駐車場について
  - (1) 市長の対応と政治的資質を問う

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋讓治君	14番	永野忠弘君

15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

+++++

**欠席議員（なし）**

+++++

**事務局職員出席者**

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

**説明のため出席した者**

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。全国的に取り組まれた平成の大合併によりまして、今日における市町村の数は大きく変化しました。平成10年度末に3,232ありました市町村は、平成26年4月時点では1,718市町村、当時の53%までに減りました。熊本県内でも、94市町村から45市町村、半分以下になりました。

熊本県は、今年の3月に、「熊本県における市町村合併検証、合併後10年の効果と課題」という報告書を発表しています。熊本県と県立大学が共同連携して、住民アンケートや有識者会議などを経て、合併した市町村を中心とした10年の変化を検証し、合併の効果や課題を明らかにした報告書であります。

玉名市も、平成17年10月に天水町、横島町、岱明町、玉名市が合併をしてから10年が経過したところでもあります。新生玉名市の合併はどうだったのか。合併のメリットやデメリットは市民生活にどのような影響をもたらしているのか。

現在、玉名市総合計画における平成28年度までの後期基本計画が策定してありますが、合併後10年間を振り返り、合併の効果と課題を検証し、改めて今後の玉名市の方向性を定める必要があると思います。

1. 合併10年を経過した市政に関して質問いたします。

①地方交付税一本算定への対策はどのように考えているか。

平成27年度一般会計当初予算は302億円であります。その中で、歳入の約3割を占めるのが、地方交付税であります。合併した玉名市は、合併後10年間は合併当時の旧玉名市、天水町、横島町、岱明町がもっていた地方交付税の計算額と同じ規模の地方交付税が国からきていました。いわゆる地方税の算定替えであります。ところが今後5年間を経て、平成32年度には合併した当たり前の規模に地方交付税が減額となります。地方交付税一本算定であります。玉名市財政計画によりますと、平成32年度の一般会計当初予算は、平成27年度と比べまして、予算規模が27億円減少になっており

ます。今後、玉名市を運営していく中で、地方交付税一本算定への対策はどのように考えているのか。地方交付税の減少への対応はどうするのか。歳入の確保に向けてどうするのか。また、歳出の検討見直しはどうするのか。玉名市の事業評価、外部評価などの取り組みなど市政運営にどのように生かしていくのか。平成28年度予算編成に向けての留意点などをお聞きします。

②時間外勤務手当について、サービス残業の実態はないか。

玉名市職員の採用は、合併してから10年間はその年度に退職した職員数の3分の1だけしか採用しない方針を実行してきました。そして、平成28年度4月1日では、職員数504人という目標が設定してあります。合併当初からすると3割の減少、約200人の削減になります。市長は、私が以前、職員の問題を質問した際に、職員1人当たりの事務量は確実に増加していると思われると答弁しています。職員が減る中で仕事量は確実にふえている。その矛盾についてどのような対応がなされてきたか。一般職における臨時職員や非常勤職員の多様化であります。そして専門職では、調理師や保育士など、臨時やあるいは民営化での対応、支所の窓口においては、民間の社員を配置する状況であります。一方では、正規職員の残業の増加であります。当然、残業がふえればその分の手当でもふえなくてはなりません。ところが、時間外勤務手当での予算は、合併当初から比べて、それほど多くはなっておりません。職員数が減りすぎたことから、その分職員に無理がいて、その典型がサービス残業であります。職員の勤務時間はタイムカードで管理してありますが、時間外勤務手当について、サービス残業の実態はないかお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

前田議員の地方交付税の一本算定への対策について、まず、お答えをいたします。

本市は、これまで行政改革に取り組み、行政体制の整備や財政健全化に努めてきたところでございます。しかしながら、少子高齢化の進展により、社会保障関連経費が増大し、市民会館建設や学校再編、また、老朽化した公共施設、インフラの更新に多額の経費が必要となってきました。さらに、現在、普通交付税に加算されている合併算定替え約14億円が来年度から、1割、3割、5割、7割、9割カットと、段階的に削減され、平成33年度には上乗せ分がなくなることになります。この普通交付税の算定につきましては、合併団体におきまして、平成26年度に支所に関する経費の見直し、本年度に行政区域広域化に係る経費を一本算定に加算する見直しを実施されたところでございます。この見直しによる影響額を試算しましたところ、5年間の総削減額が約50億円から28億4,000万円に縮小されたところでございます。しかしながら、交付

税が減少することには変わりはありませんので、できるだけ早く行財政改革を進め、普通交付税の減額に耐えうる財政構造を構築する必要があります。

次に、普通交付税への一本算定への具体的な対策でございますが、まず、歳入の確保の面では、自主財源の一層の確保と充実を図るため、市税の適正課税と徴収率の向上や使用料及び手数料の適正化、市有財産の有効活用等につきまして積極的な推進を図ってまいります。また、歳出面では、行政評価の予算反映や各種団体、協議会への補助金・負担金の見直し、あるいは普通建設事業の投資的効果、緊急性を十分検証して、計画的に実施してまいりたいと考えており、このことは、当初予算編成方針において職員へ周知徹底を行なっているところでございます。

最後に、新たな行政ニーズや社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できる財政基盤を構築するためには、行財政改革大綱や公共施設適正配置計画などの、行財政改革関係の既存計画を確実に実施するとともに、積立基金の増額、計画的な建設事業を実施することで、市財政全体の規模縮小を図る必要があると考えているところでございます。

次に、時間外手当について、サービス残業の実態はないかということにお答えいたします。

時間外手当につきましては、まず、所属長から職員に対し、時間外勤務命令が出され、その命令により勤務を行ない、勤務実績によって時間外手当が支給されるものでございます。サービス残業の実態はないかとのことですが、支給につきましては、当該月の時間外実績を各課庶務担当者が、同月月末から翌月上旬にかけ、業務システムに入力し、総務課において手当の支給処理を行なっております。当該月に係る時間外手当につきましては、各課から入力された実績をもとに、すべて各課で支給手続きを行なっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の行政事務外部評価制度の活用について、お答えをいたします。

現在、庁内の各部署で実施しております事務事業を評価単位といたしまして、P D C Aサイクル、計画、実行、評価、改善のサイクルでございますけれども、これによる事後評価や事前評価を平成23年度からこれまで継続して実施をしております。しかし、昨年度までのこれらの評価は行政の内部的な評価にとどまっております。一部、客観的な評価に欠ける面がございました。そのようなこともありまして、隔年にはありますけれども、平成25年度から市民3,000人を対象とした、意識調査アンケートを実施するなどし、市民目線での外部チェックを加えてきたところでございます。また、先ほど

話がありました。外部評価制度も今年度より導入し、同様に外部からの客観的視点による、1つの評価手法でございまして、行政運営の透明性や効率性を高める行財政改革の重要な取り組みであるというふうに考えております。

この外部評価は、学識者を初め、企業経営者、経済及び商工団体代表者、また、公募市民から構成をいたします市附属機関の行政事務外部評価委員会によりまして、投入した予算に見合うだけの成果が得られているか、事業実施の方法や工程等に効率性や有効性の点での問題はないかなど、企業経営的な感覚や意識を備えた視点での点検や評価をいただいております。市の限られた予算等の行政資源を無駄なく効果的に活用する上でも、この外部評価は有効な行政運営のマネジメントでございまして、非常に重要な役割を担っているというふうに言えます。なかなか行政内部だけでは気づきたい点などにつきまして、御指摘や御提案などをいただきまして、事務事業の今後の方向づけや改善、見直しを行なう際に、あくまでも市の重要な判断材料として活用するものでございまして、そこでの評価結果が必ずしも市の今後の方針にそのとおり反映するというものではなく、事業方針や見直し内容等を決定するために、庁内に設置されております行政改革推進本部会議におきまして、外部評価の評価結果を十分に踏まえた最終評価が行なわれるということになります。

先に開催をしました外部評価委員会では、評価対象事業の選定や評価の方法、あるいは事業担当部署からの説明内容の充実などについて、外部評価制度の全体的な面で幾つかの御指摘や改善、要望等がございました。市といたしましても、今年度のうちからこれらの検討や必要な見直し等を行ない、行財政運営のより一層の効率化と透明性の向上のために、今後もこの外部評価制度を継続してまいりたいというふうに考えております。なお、先ほど総務部長の答弁にもございましたけれども、これまでに地域住民の御理解をいただきながら進めております公共施設の適正配置計画についても、この外部評価を含めた行政評価制度と同様に、地方交付税の大幅な目減りへの対策でございまして、重要な行財政改革の一つであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 再質問をいたします。

歳出における検討、見直しについてであります。現在、市民会館の建てかえ計画が進行しています。予定地は市役所駐車場の反対側、玉名市民広場公園であります。今議会には、市民広場公園の存続を求める陳情が上がっております。陳情では、「古くなった市民会館の建てかえについては、市民に切望されていることかとは思いますが、活用されている市民広場公園がなくなることは、市民にはとても悲しいことで残念です。まだ間に合うのであれば、現在の市民広場公園はそのままにして、建てかえ場所の変更を検

討いたきたい。」こういった内容であります。予定通り市民広場公園に市民会館が建設されれば公園がなくなることになります。公園をなくしていいのかどうか、陳情でも市民共通の財産である公園をつぶさないでほしいという声は少なくないと指摘してあります。公園がなくなるとは、玉名市都市計画マスタープランに逆行し、整合性がとれない大問題であります。執行部の見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 前田議員の再質問でございますけども、市民会館建設位置の件でございますけども、今議会に出されております陳情書の中でも、場所について、例えば、その市民会館の建設についての反対ということではありませんで、市民広場公園を熊本県建築労働組合城北支部の方々が年に1回使われとるというふうなところで、この街中にこういった広場を残してほしいというふうな陳情の内容であったかというふうに思います。今の場所をそのまま残してほしいということではなくて、今までの議会の中でも説明をしておりますけども、今、市民広場公園に市民会館が建ったならば、現在の市民会館は解体したあとにですね、市民広場と同等の施設を整備するというふうに説明をしております。ですから、そういった代替の施設はですね、この周辺に残るといったところで、理解をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 私たちが聞いている中では、旧市民会館跡地には駐車場をつくと、そういうふうな説明を聞いたように思っております。今、部長からは、同等の市民広場公園と、現在ある公園と、現在あるのも公園でありますので、実際に公園ができるのか、あるいはその駐車場が少なくなるから駐車場をつくるのか、私はですね、やっぱり公園なら公園にふさわしい整備が必要じゃないかと思うわけです。どうも旧市民会館跡地の利用をどうするかとそういう点で、何か曖昧ではないかなと、そういう気がしてなりません。仮に、駐車場にする、公園とおっしゃいましたが、新しい市民会館の駐車場は狭くて、旧市民会館跡地にも駐車場をすることになったとしたらですよ、市民会館から離れた駐車場に、目の前にある市役所の駐車場を避けて、わざわざ向こうまでとめに行くかなと。これは多分、そういう人はいないんじゃないかなと。新市民会館で平日に催し物があれば、市役所の駐車場をやっぱり、市役所の駐車場が1番先にいっぱいになってくるんじゃないかなというふうに思うわけです。駐車場の問題、あるいは市民広場公園を新しくつくる問題などなど、もう考えれば、私はやっぱり新しい市民会館の建設場所については、さらに検討が必要、検討する余地があるのではないかなというふうに考えるわけです。執行部の見解を求めます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 前田議員の御質問ですけれども、通告を受けておりませんでしたので、資料をそろえておりませんが、今までの議会の中でも答弁してきたとおり、建設位置の決定については、それなりの経緯を踏まえて、7カ所から4カ所、それから最終的に1カ所になった。その1カ所になった理由というの、特別委員会であったり、全員協議会の中で説明をしたつもりであります。ですから、現段階におきましてはですね、当然、市民広場公園に建設の方針で進めていきたいというふうに考えておりますし、それから、先ほど現在の市民会館の跡地の利用に関してございますけれども、現段階では、市民会館の基本計画を今つくってる段階です。来年度で実施設計ということになります。新しい市民会館ができあがってしまってから、今の市民会館の解体ということになりますので、十分、市民会館跡地についてはですね、こういった、整備の仕方をするというのは、いろんな方の意見を伺いながらですね、駐車場にも使える、広場にも使えるといった多目的な利用の仕方を考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） いや、駐車場にも使える、広場にも使えるという、その辺がちよっとなんというか、はっきりしないというか、やっぱり公園をしっかりとつくるなら、それなりの公園を整備してほしいというふうに私は申し上げてるわけです。市民広場、現在の市民広場公園と同等の公園を向こうに予定しているということでもありますので、そのことを確認して、次の質問に移ります。

さまざまな施策の事業評価を行ない、次年度に生かす、この事業評価におきまして外部評価委員会の意見を聞くなど、これは歳出の検討見直しを行なう上では欠かせないことだと思います。そこで、先だって外部評価委員会が開催された中で、子ども医療費事業の評価は、9人の委員の中で、現状のまま継続が4人、改善見直しが5人という結果でありました。どういう改善見直しを行なっていくのか。私は、子ども医療費事業におきまして、現物給付の取り組みや高校生まで無料にすることなどをこの間提案してきましたが、外部評価委員会の評価結果を受けて、どのような改善見直しを行なうのかお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） おはようございます。

前田議員の外部評価委員会評価結果によります子ども医療費の質問にお答えいたします。

外部評価委員会では、現物給付と現状の現況の償還払いの継続の意見がございました。その意見の中で、総まとめいたしまして、子育て支援施策としては非常に有効な事業のため、償還払いによる制度の継続というものを図りながら、制度の運用について様子を

見つつ、市の財政負担や国・県の動向を踏まえ、市民の納得を得られるような、運営を求められたところでございます。委員会の意見につきましては尊重し、行革推進本部において図り、現状を継続していくこととなったところでございます。

今後も子育て支援事業の推進を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 外部評価委員会の中で、いろいろ意見は出たかと思えますけど、最終的に5対4で改善見直しという方向が出たわけでしょ。だからそれを踏まえて、どういう方向に進んでいくのかというふうに、今、聞いたわけです。

それを踏まえて、やっぱり現状どおりというのは、そらなんのために外部評価委員会しよっとかなという疑問が湧くわけです。改善見直しをとというのが多かった意見を踏まえて、庁内ではどういった検討をしたわけですか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

委員会の結果として、5対4で改善というふうな結果と、だったということですが、その改善の5人の中に、現状を維持しながら改善をしていていただきたいというふうな御意見等もございます。そういった観点で、委員長の総まとめの中では、現状維持しつつ、今後改善を図ってくださいというふうなことでございましたので、現状をしばらくそういう動向見ながら、改善に向けて検討をしていくということの結論に達したところでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） この子ども医療費のですね、償還払いから現物支給へということで、私、再三同じような質問をしてきたわけでありまして、子ども医療費事業で、現物給付の取り組みをしていないのは、熊本県内では14市の中で、玉名市だけでありまして。荒尾・玉名管内でも玉名市だけでありまして。親御さんの要求はですね、声は、要望は、「どうせ無料なら病院の窓口で払わんようにしてほしい。」これが市民の声であります。現物給付にすると。いわゆる病院にあちこちかかって医療費が増加すると、そういったことをよくおっしゃいます。あるいは、国がペナルティーをかけるというようなことも以前の答弁の中でありました。お聞きしたいんですけど、事業評価の結果の方向に向けて改善をじわじわ図っていくということでありまして、現物給付を取り入れたらいわゆる受診が多くなって医療費が増加する、その抑制をせんとでけんというようなことがよく言われますが、熊本県内、先ほど言いましたような、熊本県内14市の中で、13市が取り入れている。荒尾・玉名管内でも玉名以外はみんな取り入れている。そういう状況を考えますと、いわゆる病院へ行く機会、受診が多くなることによっ

て、医療費の増加状況やその抑制対策など、よその自治体のことをこの間、調査分析したことがあるのかどうか、その点お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 他市町の分析をどういうふうに行ったかというふうなことでの御質問にお答えしますと、導入に関し、これまでさまざまな議員さんから、現物給付への御質問があっております。その都度、やはり現状分析というものを行なっておりますが、先ほど議員からの質問の中にも、やはり玉名市の考えといたしましては、やはりリスク、国からの補助金のカット、そういったものと他市との比較をしますと、玉名市は、一旦負担金は納めていただくわけですがけれども、他市の場合は、病院をかわるごとに一部負担金というものを払っておられます。ですから、実質的には玉名市のほうが手厚い給付という体制はとっておるのかなというふうな気がいたしております。

そういう分析を重ねながら、現状の制度をもうしばらく検討させていただいて、国、県からの補助金も、平成24年度から国保に対して、やはり現物給付をしている市町村に対しては、カットをしてきております。ですから、そういう現状を踏まえながら、その様子をもう少し見ながらですね、市のほうとしてはこのまま続けさせていただきたいというふうなことではと考えておるところでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 現物給付に取り組んでいる自治体はですね、さまざまなそういった受診がふえることによって医療費が増加する、あるいは国からのペナルティー、おっしゃいましたそういったことを含めたリスクがあってもですね、やっぱり子育て支援策として、この制度がさらに充実するというところで、現物給付を行なっているわけです。

ちょっと市長にお伺いします。

現物給付を行なうことにより、国が国庫負担金を減額することについて、厚生労働省の塩崎大臣は、「子育て支援に逆方向のメッセージを発していることが何を意味しているのかを考えないといけない。」このように述べまして、平成27年度中に、国庫負担金の減額を見直す考えを示しています。市長、国庫負担金の減額をしないということになりましたら、玉名市も現物給付を取り入れますか。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

この子ども医療無料につきましては、以前は小学校の入学前までというふうな状況でございました。2012年の7月だったと思いますけども、小学校6年生までの医療費無料に変わりました。これは、医療費無料というものにつきましては、それぞれの自治体が、それぞれの状況によってするということではございまして、医療費無料につきまし

ては、以前は70歳以上の方が医療費無料というような状況でございましたし、本来であるならば、全国民が医療費無料が一番いいということになるだろうと思っておりますけれども、財政的な面、そういうことを考えるとやはりそれぞれのところで、また、それぞれ地域で、施策としてやっていくということでもございました。それが私も2年前の選挙におきまして、中学校まで医療費無料にするというようなことを公約にいたしましたわけでありまして、その時点で、現物給付と償還払いというものを比較をいたしまして、皆さん方は、やはり現物給付のほうがお金を払わなくていいからいいというようなことを言われますので、そのことにつきましては十分承知をいたしております。しかしながら、国のペナルティーもあるというふうな状況もございますし、また、そのときに子どもを持つて親御さん方に現物出資にするのがいいのか、中学校まで今までの償還払いにするのがいいかということを探ねてみたところ、やはり現物出資よりも、償還払いで中学生まで延ばしてもらったほうがいいというようなことでもございましたので、中学校までの医療費無料にしたという状況でございます。

先ほどの御質問のあっておりましたように、他市町村との比較というようなことでありますけれども、先ほども部長が申されましたように、玉名市のこの医療費無料につきましては、現物出資をやっていないというようなことだけでありまして、あとのほかの市町村につきましては、小学生までの医療費無料とか、あるいは、1回の診療につきまして負担金を取るとかというようなことがありますので、そういったものを総合しますと、玉名市の医療費無料につきましては、私は、ほかの市町村と比較しても遜色がないんじゃないかなというふうに思っております。

この現物出資にするということにつきましては、いずれは国はペナルティーを課さないとか、いろんな条件を整えば、私はそういうものにつきましては、どういうふうにするかというのはその時点で考えるというふうに思っておりますけれども、ただ、この医療費無料につきましては、税金を投入してるということをやはり、市民の皆さん方には、認識をしていただきたいというふうに思います。やはり、一旦お金を払ったあとにそれが返ってくるということは、そこに税金が投入されているということを認識をしてもらうこともできますし、また、全くお金を払わないということになりますと、その分だけ、これは統計上だろうと思っておりますけれども、医療費がぐんと上がるというふうなことも言われておりますので、そういったものを考えますとやはり財政等々も考えながら、計画を練っていかねばならないというふうに思っておりますので、そういったものを理解していただければ大変ありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 玉名市の保護者もみんな税金が投入されてるで、これは全部

認識しとるですよ。しとるけど、やはり他市の状況、あるいは荒尾・玉名管内、市町村の状況など見ると、どうせ無料なら、やっぱり玉名も同じようにしてほしいというのが率直な声ですよ。

結論は、国が国庫負担金を減額しないという方針、そういうふうになったらその時点で、この現物給付の方向については、また、考えるということによかつですかね。

ちょっといろいろおっしゃったから、なんか結論がわからなかったけん、もう1回お願いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） この結論につきましては、一朝一夕で決まるものでもございませんし、やはりそれなりの検討を加えて、結果を出していくということになるだろうと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） この問題につきましては、厚生労働大臣も今年度中に決着をつけるみたいなのを言っておりますので、おそらくペナルティーはなくなつとじゃないかなと、私はいい方向で考えてますので、ぜひ、28年度中には現物給付も玉名子ども医療費助成については、現物給付も取り入れるという方向で検討していただくことをお願いいたします。

次の質問に移ります。

職員の時間外勤務、いわゆるサービス残業についてであります。

時間外勤務は上司の命令で行なっているというふうなことが言われました。担当課がきて、時間外の時間を入力するから、その時間と時間外手当を支払ってる時間は同じですよ、みたいなことだったと思います。

それではですね、1年間で事前に上司に届けが出された時間外勤務時間の合計と、職員は皆タイムカードを押してきますので、タイムカードで集計した時間外に当たる勤務時間の合計。入力した合計じゃなかですよ。入力した合計はおっしゃったように同じになつととだけんですね、タイムカードで集計した時間外に当たる勤務時間の合計が異なることはないのかどうかお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

時間外勤務実績とタイムカードの勤務実績が異なってるということでございますけれども、先ほどですね、答弁をいたしましたとおり、総務課におきましては、報告される各課の時間外手当て実績は、時間外勤務命令に基づくものでございます。どの日に命令が出されているのか把握できないことから、勤務実績はですね、異なってることについ

ては、どういった理由で異なっているが判断ができないところでございます。

今後、時間外勤務実績とタイムカードに差があるかどうかを確認をいたしまして、管理監督職、課長に対してですね、業務の適切な把握を指導して、事務分担を見直すなど、業務改善を図り、適切な時間外の管理に努めていきたいというふうに考えております  
以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 私がその質問を準備するに当たり、ちょっと調査した中では、明らかに今申し上げましたような計算をすると違うという実態があります。これで、職員が退庁時間を過ぎて、午後6時、7時、8時、9時になっても、職場に残っているという実態。私は、これは時間外勤務、仕事をしているものと思っております。これが時間外勤務でないならば、遅くまで残って何をしているのかと、管理職が、これはやはり早く帰るように注意をすべきではないかなというふうに思います。退庁時間を過ぎてもいつまでも帰らない職員も放置する、これはやはり問題であります。今、総務部長からちょっと答弁がありました。それを統括する副市長の見解、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 前田議員の御質問にお答えをいたします。

タイムカード、いわゆる出勤・退庁時、退庁時が問題だろうと思えますけども、さらに残って仕事している。確かにそのタイムカード、イコール時間外ということについてはちょっと疑問を感じるころもありますけども、通常考えるには職務だろうというふうに感じております。その時間とタイムカードの時間と時間外を出される時間、それがどれほど違っているのか、ちょっと把握はしておりませんが、極力近いものかなというふうには認識しているところでございます。遅くまで仕事をしているのは、職務だろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 残業したのに、その手当がもらえないと、やはりこういったことは、絶対にあってはならないことであります。なぜこのようなサービス残業が横行するのか、それは、職員が減りすぎて、時間外であっても仕事をしなければ、業務のスムーズな遂行ができない。仕事がふえてるのに正規職員は減るからであります。臨時職員や非常勤職員がふえても仕事の増加に対応できないからであります。

市長にお尋ねします。いわゆるサービス残業を根絶するためには、何が必要か。私は、1つは、残業に応じた手当を支払うことは、これは当然であると思います。2つ目は、新規の職員採用は、退職した職員数の3分の1を採用するという方針を、これを見直す

ことであると思います。サービス残業をなくすための対策について、市長のお考えをお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 時間内にできるようにというふうな、いわば努力といたしますか、そういったもの、そしてまた勉強もしてもらおうというふうなこと、そして、管理職においては、やはりこの部分については、残業しなければならないというときがあれば、そういった命令を下すというふうな状況、これも必要じゃないかなというふうに思っております。

合併まで、人員を削減ということで、3分の1採用していたというような状況でありますけども、一応、10年間の目標を達成したというふうな状況でございますので、これからは、そういったものを踏まえながら、適正な人員配置をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 市長、だけん3分の1採用は見直しされるのですかと、この辺をちょっと明確に市長からお答えいただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 3分の1採用というのは、あくまでも10年間の計画ということで、決定をしながらやってきたというようなことでございますので、今後につきましては、やはり適正な人員を配置するための採用をしていくというようなことになります。以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 今年の職員の募集要項9人募集すると、ところが試験、そして面接、その結果は14人、合格者は14人と、採用予定者は14人というのがインターネットで公表されております。これは、今後の職員配置という適正な職員配置ということを考えられて、3分の1採用方針がちっと変わったのかなというふうに私は受けとめたわけでありますが、どうも市長から変わったら、変わったということ、そこをはっきり聞きたかったわけですが、なかなか言われんというようなことでありますなら、こういった問題はですね、さらにちょっと継続した質問として、来年の状況なども見ながらやっていきたいと、質問していきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 2. 玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）についてであります。

地方創生に向けて、玉名市人口ビジョン（案）と玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）が、私たち議員に配付をされました。玉名市における将来の人口がどうなるか、今後5年間でどのような政策を取り組んでいくかなどが示してあります。

以下、7点質問します。

1. 九州看護福祉大学卒業生の市内就職者増に向けた取り組みの具体策はあるのか。
2. 主要農産物利益拡大の支援について、TPPの影響は考慮してあるのか。
3. 商工業振興のための市の融資政策について見解をお聞きします。
4. 観光客増のために、玉名市のセールスポイントは何があるのか。
5. 観光客増のために、新幹線の活用策は何があるのか。
6. 定住促進補助事業において、従来からある制度との違いはどこにあるのか。
7. 若い世代の結婚支援策として、結婚資金の融資について執行部のお考えをお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の総合戦略（案）の御質問にお答えをいたします。

企画経営の所管といたしまして、7点の質問の中で、1点目と6点目、7点目が該当しますので、続けて説明をいたします。

まず、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略について説明をいたしますと、外部有識者等からなる玉名市総合戦略審議会や内部組織であります玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部会議で議論を重ねまして、人口減少と地域経済縮小を克服するため、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものでございます。

今年の12月策定を目指しまして、現在は、一般市民の方から御意見をいただくために、パブリックコメント手続きを実施している最中でございます。また、今議会の14日には、議会全員協議会におきまして、全議員の方に説明を行なうというふうに予定をしております。

続きまして、議員お尋ねの九州看護福祉大学卒業生の市内就職者増に向けた取り組みについてお答えをいたします。

平成10年4月に開学をしました九州看護福祉大学は、1学年約350人が在学をしております。玉名市内就職者数は、直近の5年間で46人です。年度別で申しますと、平成22年度が11人、平成23年度が9人、平成24年度が6人、平成25年度が11人、平成26年度9人と毎年卒業生全体の約3%、10名程度というふうな状況でございます。このような状況の中で、総合戦略（案）の中でも、「玉名産学官連携地域福祉推進事業」と「医療介護を初めとする玉名市地域の多職種連携体制の構築」により、玉名市地域における医療・福祉分野の産学官連携を強化することで、市内の就職者増を掲げております。

具体的に申し上げますと、今年度より保険年金課が実施をしている「こくほ運動実践講座」は、産学官連携による取り組みでございまして、参加する学生にとりましては、将来的に地域スポーツ分野への雇用創出が期待をされております。

今後の取り組みにつきましては、「こくほ国保運動実践講座」以外の事業につきましても、産・学・官連携による取り組みを図ることで、学生の地域交流の促進や本市への愛着を深め、玉名市内への就職につなげていきたいというふうに考えております。

続きまして、6点目の定住促進補助事業に関する質問にお答えをいたします。

先の9月議会でも答弁をいたしましたけども、平成23年度から実施をしてまいりました現行の定住促進補助事業につきましては、これを活用し、現に約650人が本市に転入していること、交付決定者が、20代から30代が約6割と若い世代が多く、転入後に子どもさんが生まれる世帯も見受けられること、アンケート調査では、交付決定者のうち約半数が、補助金が玉名市を転入先に選ぶきっかけ、決め手になったと判断をされているということから、この事業が定住先を決定する上での大きな理由となっていると推察ができます。また、一定の効果を収めているものにとらえております。このようなことから、今後も引き続き、本市に移り住みたいと考える人を後押しする何らかの施策を打ち出す必要があると認識をしております。また、総合戦略（案）にも、玉名市への新たな人の流れをつくるという基本目標に基づく事業として、定住促進補助事業を掲げているところでございます。

新たな補助事業につきましては、事業活用者を対象にしたアンケート結果や移住希望者から、実際の相談事項等を総合的に勘案しまして、来年4月からの事業実施に向け検討を重ねているところでございます。

現段階での概要といたしましては、玉名市に転入から住宅を取得するまでの間に一定の猶予期間を設けること。それと新幹線通勤定期券購入補助金及び住宅リフォーム補助金の補助対象者を拡大すること。また、移住者が、市内業者により住宅を新築した場合には、現行の補助額に上乗せをする補助制度でありますとか、空き家バンク登録物件の取得に対する補助制度も創設することなど、これまで要望の多かったものについては、金銭的にもこれを拡充するというふうなところで検討をしております。今後、さらなる検討を重ねるとともに、この事業を実施するために新たな要綱を設置いたしまして、来年4月からの第2段階での補助制度の施行を目指したいと考えております。

それから7点目の若い世代の結婚支援策としての結婚資金の融資についてお答えをいたします。

人口減少を抑制し、安定した人口構造を維持するために、議員が御指摘とおりの少子化対策、特に若い世代の結婚の推進ということは重要な視点であると認識をしております。このような認識に基づきまして、喫緊の取り組みといたしまして、結婚希望者への必要

な支援を強化することが不可欠であると考えまして、総合戦略（案）におきましては、荒尾・玉名地域で連携し、出会いから結婚に関するさまざまな情報発信及び事業を展開し成婚者を増加させると掲げているところでございます。これらについては、有明広域行政事務組合における共同処理事務に掲げられておりますので、実施主体は当該組合となりますけれども、本市も構成市町として、近隣市町と連携をして、必要な支援を行なうてまいりたいというふうに考えております。

議員御提言の経済面での支援策については、近隣市町でも結婚祝い金等が支給されている例もありますが、まずもっての取り組みとしましては、戦略にも掲げる結婚希望者への出会いから結婚に至るまでの支援を強化していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） おはようございます。

前田議員の総合戦略（案）の今後の施策の方向性について、産業経済部における4点、2点目から5点目についてお答えいたします。

まず、2点目の主要農産物利益拡大の支援について、T P Pの影響は考慮してあるのかについての御質問にお答えいたします。

イチゴ、トマト、ミカンが本市の基幹産業である農業の主要農産物であり、玉名市が全国に誇る特産品であります。現在策定中の玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、このイチゴ、トマト、ミカンは県内有数の産地である優位性をもとに、農林水産業の振興による雇用の創出を上げているところでございます。その中で、平成31年の評価指標であるイチゴ等の経営面積についてですが、T P Pの影響も加味する必要がありますが、現段階では未知数であることから、主な要因として、人口減少、高齢化の進展に伴う担い手不足による経営面積の減少が考えられますが、最低でも現状維持を図ることとした努力目標としているところでございます。また、主要農産物の利益拡大のために、具体的な支援についてですが、台風にも強いビニールハウスの整備やミカン改植事業の推進など、収量増加や優良品種導入の取り組みに必要な施設整備や農業生産における省力低コスト化への支援補助を積極的に実施していきたいと考えております。さらに、イチゴ、トマト、ミカンの販売促進活動といたしましては、11月の渋谷フェスティバルや2月の大阪での玉名フェア等での店頭販売活動、さらに、J Aたまな等と連携したトップセール事業の推進に努めてまいります。本市の農業に対するT P Pの影響につきましては、政府が12月下旬にT P Pによる影響試算を公表するようであり、現段階では十分な情報がないことから数値でお示しすることは難しい状況ではありますが、少なからず影響があるものと危惧しているところでございます。影響緩和

策を講じることとしており、具体的な対策が打ち出された際には、敏速に対応し、影響を最小限にとどめるよう事業推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の商工業振興のための市の融資政策について見解を聞くについてお答えいたします。

現在、玉名市の融資制度につきましては、玉名市中小企業経営安定資金保証制度、玉名市特別小口資金保証制度、玉名市季節資金融資制度、玉名市小企業無担保無保証人融資制度の4つの制度を準備しております。いずれも制度を利用する際には、事業所規模や使用用途などの条件があり、市内に1年以上住所を有する事業所、同一事業を引き続き1年以上営む中小企業の方々を対象に融資を行なうものでございます。

次に、制度融資の利用状況でございますが、全体の融資件数で申しますと、平成24年度で12件、平成25年度で9件、平成26年度は利用がなく、本年度につきましては、現時点で1件の利用がっております。このように利用件数は減少している状況であります。よって、市内金融機関へ融資制度の積極的な活用を呼びかけてはおりますが、利用件数につきましてはここ数年伸び悩んでいる状況であります。主な要因といたしましては、本市の融資制度よりも、利率が低い国、熊本県の中小企業向けの制度を利用されていることが考えられます。市といたしましては、今後、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略を進める中で、地域資源を活用した創業者の支援を予定しておりますので、創業を志す方や中小企業の方々より、利用しやすい融資制度として、利息や融資枠などの見直しについて商工会議所、商工会、市内金融機関などと協議を重ね、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の観光客増のために、玉名市のセールスポイントは何があるのかについてお答えいたします。

玉名市には約1,300年の歴史を誇る「美人の湯」と称される優秀な泉量を誇る玉名温泉や明治の文豪、夏目漱石が愛した「草枕」ゆかりの地である小天温泉があります。また、花の都として四季折々に花を楽しむことができ、代表的な例といたしましては、毎年5月下旬から6月上旬に開催される高瀬裏川花しょうぶまつりには、毎年20万人以上の観光客が訪れます。さらに、玉名地域は歴史文化の宝庫であり、古墳時代に築かれた前方後円墳など、国指定史跡の古墳も多く残り、加藤清正公の時代から続いた干拓事業によって築かれた旧玉名干拓施設群も国指定重要文化財として登録されております。

最近では、豊かな自然を活用した新たなツーリズムとして、スポーツツーリズムを推進し、小岱山でのトレイルランニング大会の開催支援やいちごマラソン大会実行委員会と連携し、全国的にも珍しいいちごマラソンを観光資源ととらえ、県内外はもとより、海外までPR活動を行なって誘客活動を進めております。これらの恵まれた観光資源を最大限に活用し、効果的に広くPRを行ない玉名市の交流人口の増大につなげたいと考

えております。

次に、5点目の観光客増のため、新幹線の活用策は何があるのかについてお答えいたします。

九州新幹線が全線開業し、玉名市を訪れる観光客にとって交通手段の選択肢がふえたことは、本市の観光振興にとって大きな追い風となりました。しかし、ただ受け身でいるだけでは多くの観光地がある中、観光客に玉名市を選んでいただけません。そこで本市では、新幹線開業の2年前から毎年継続して5月のゴールデンウィークに開催される「広島フラワーフェスティバル」への参加や毎年2月に開催する大阪せんちゅうパルでの「ふるさと熊本・玉名フェア」を開催することで、観光PRや物産の販売を通じて玉名の魅力を発信し、玉名市の認知度向上に努めております。また、新玉名駅は玉名市だけではなく、熊本県北地域の玄関口の役割を担っていることから、菊池市や山鹿市、和水町と連携して、福岡県をメインターゲットとしてPRムービーの作成、モニターツアーを開催するなど、魅力発信と認知度向上を図っております。さらに、新玉名駅構内にあります観光ほっとプラザ「たまララ」において、新幹線を利用した来訪者に観光案内窓口を開設し、パネルやポスター、物産品や特産品を展示・販売することで、玉名市の旬な観光情報を提供するための体制を整えております。

今後は、有名観光地である阿蘇市や熊本市、世界文化遺産に登録されました「万田抗」のある荒尾市、さらには、有明フェリーを使った島原半島などへのアクセスのよさを最大限に生かすため、広域的な取り組みを進めるとともに、九州内外へのPR活動を推進していきたいと考えています。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 玉名市の融資制度についてであります。利用状況は伸び悩みと、政策金融公庫の融資やあるいは熊本県そういったところが行なっております融資制度を利用する人が多いのではないかと、私も思います。それでですね、商工業の振興、今後5年間で目指すということですが、玉名市融資制度の融資条件をしっかりと見直すと、そして利用しやすい制度にグレードアップする。先ほども部長おっしゃいましたが、融資金額の上限を拡大するとかですね、あるいは利子補給をさらに上乘せする、こういった従来以上の支援こそが商工業の振興を図ることに、これはつながっていくんじゃないかなと、私は思います。従来通りでは、支援する本気度が感じられない。玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たり、玉名市融資制度の改善が、どうしても必要だと思いますので、部長も今答弁を聞いてますと、いろんな人の利用者の意見なども聞いて、そういう方向でとおっしゃいますので、玉名市の融資制度がほかの制度よりもより利用者が多いような、そういう制度に改善していただくことを要

求いたします。

再質問をちょっとします。新幹線の活用策についてであります。開業以前から、あちこち出かけて行って、玉名市のPRをしてきたということで、大いに結構だと思います。今議会には、新玉名駅前の駐車場をさらに拡張するために、測量などの予算が計上してあります。どのような目的で駐車場をつくるのか。現在の駐車場のよう、駅の利用者でなくても、だれでも利用できるのか、それとも駅利用者限定した駐車場にするのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

新玉名駅駐車場は、駅利用者専用にするのかとの御質問でございますが、駐車場条例の中には、明確に駅利用者の専用駐車場として位置づけを行なっておりませんので、今後専用駐車場の方向で条例の規定について、検討を行ないたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 駅利用者の専用にするということですが、それじゃですね、駅利用者以外がここにとめないような対策というかな、どういったことを考えておられるのかお願いします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

まずは、目的外駐車をしないようにという啓発看板、あるいは現在、広場内をシルバー人材センターにお願いして、清掃をやっていただいております。そういうことでその辺の駐車がわかった場合には、改善するようにしていくよう勧告したいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 専用駐車場にするならですね、議会でもいろいろ出てますように、例えば、ゲートをつけるとか、そういったことも選択肢として出てくるんじゃないかなと、私は思うわけです。今でもいろいろ回って注意をしたりとかですよ、そういうことをされるわけですけど、駐車できない事態が出てくると。それで、今度新たに拡張してもですね、また、駐車できないような状況が頻発するんじゃないかなと、そういうおそれもあります。そうしたら、また拡張するとかと、玉名市の税金で駐車場をどんどん、どんどん拡張してですよ、玉名市の地域経済の発展や活性化に、果たしてどれだけ役立っているのか、全くわかりません。駐車場をつくるのにJRや国、県からの補助金をもらうわけでもなく、玉名市だけの費用でつくり、維持・管理も玉名市だけで行なっていくと。駐車場のですね、費用対効果、執行部はどのぐらいこれを考えておられ

るのか、考えがあったらちょっと御答弁をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

これまで、駐車場新幹線新玉名駅の駐車場におきましては、大変多くの皆さま方に御迷惑をおかけしております。そういう意味では、多額の費用はかかりますが、これで、駐車場の解消ができるならば、費用対効果は大きいものと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 専用とするならですね、やっぱり目的外駐車がないというような対策をしっかりとっていただきたいというふうに思います。

それと、定住促進事業についてであります。先ほど部長は答弁されました今までのいろんな定住促進策を継続しながら、さらにどういったもんがいいかを検討していると、私が申し上げてきたようなことも若干入るとかなというふうに、いいようにとらえたわけではありますが、定住促進を考える場合に、玉名市に住まいを構えるが、新幹線を利用して、博多、鳥栖、久留米あるいは鹿児島まで、通勤圏内、通学圏内と位置づけると、こういう視点も大事じゃないかなと、私は思います。そのためには、市民が新幹線を利用しやすいような条件を整備することです。駐車場の問題、新幹線の運賃の問題、新玉名駅までの交通利便性の問題など、課題も見えてくると思います。従来以上の積極的な定住促進策として申し上げましたような、新幹線を利用した通勤・通学圏内構想、このことについて、部長、何か、「いや、そら違うとじゃないですか。」とか、「大体、そういう方向です。」とか何か見解をお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御指摘のとおり、その都市圏への通勤者・通学者、新幹線利用ですけれども、確かに総合戦略にも掲げておりますけれども、人口流出を抑制するということが人口減少に考えるときの重要な視点であると考えております。

議員がおっしゃった中身というのは、多分、通勤者・通学者あたりに、補助等のことは、何かは考えてないのかというふうな御質問かなというふうに思いますので、そういった視点でちょっと、質問と受けとめてお答えをさせていただきますけれども、通勤・通学者に補助を実施するということにつきましては、そのニーズ、それによって本市に拠点を本市にとどめるのかというふうなニーズ把握というのが重要でございまして、また、事例におきましても他自治体でそういった制度があるところもありますけれども、なかなか進まない例も見受けられるというふうに聞いております。そういったことから必要性は感じますけれども、これについては慎重に進めていきたいというふうに思っております。まずは、先ほど申しました。現在検討中の、新たな定住促進補助事業の枠組みの中で、

新幹線通勤者の補助というのは、現在もありますけども、これを、この制度自体を緩和する、広げるといった方策で現在のところ考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 現在ある定住促進策で、引っ越して来てから1年以内に家を建てたら100万円補助すると、そのことについて2年目、3年目、4年目に建てた人も、残りの期間だけ補助すべきじゃないかということをお願いしてきたわけですけど、その点については、先ほどの答弁を聞きますと、考慮をしているというふうに受けとめてよかったですか。どうなんですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問でございますけども、今現在の制度につきましては、過去3年間玉名市以外に住んでおって、次の住居地を玉名市、新たな、ちょっと例を言いますと、3年間よその土地におって、1回玉名市に例えばアパート等なんかに住んでおって、そのあと同じ玉名市に住宅を建てるといったときには、補助対象となりませんでした。これについてはですね、かなりいろんなやっぱり課題がございましたので、2年、3年というわけにはいきませんが、現在のところではですね、玉名市に住所を移して、1年間の間、1年間というのを現在考えております。ですから、玉名市に移り住んで、さあ、家を、その制度を知らなかったという人もですね、その1年間の間では、その制度を知るといふうなことになりますし、新築しかかったあとでも、それが1年以内であればその補助制度が受けられるというふうなところで、今のところ考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） あら、じゃあやっぱり今と同じような制度じゃなかったですか。違うですか。

ですから、引っ越してきて2年目に家を建てかけたら、補助の対象になるとですか、それがちょっといかんとじゃないかなと。

今後、5年間の中でですね、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいたさまざまな施策が展開されると思います。その施策の展開が、従来以上の施策に向かっていくことこそが、玉名市の総合戦略を実りあるものにするものだと思います。おっしゃいました「計画・実行・点検・評価・見直し」このPDCAサイクルが、十二分に機能することが重要だと思います。転入者の声として、2年目、3年目、4年目に家を建てても、補助の対象にするように、そこら辺も積極的に検討されることを求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

---

午前11時41分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。本日2番目の一般質問いたします、6番、新生クラブ、西川裕文です。

まずもって市内の区長さん方、傍聴本当にありがとうございます。お世話になります。それでは、通告に従いまして、質問いたします。

まず初めに、玉名市総合防災訓練について質問いたします。

本年9月、茨城県の常総市において、近くの鬼怒川の堤防決壊による氾濫によって大きな被害がっております。このニュースを見とったところ、庁舎が孤立した場面を見ましたけれども、新庁舎ができて、玉名市の新庁舎のような雰囲気になりました。また、鬼怒川自体が、菊池川のような感じも受けたわけでありまして、そこで伺います。私自身議員になりまして、過去2年間は、横島の外平山の山の上展望公園、それから、昨年は九州看護福祉大学で防災訓練行なわれておりましたが、今回は内部だけの訓練になっておりました。

そこで、2つ質問します。

本年度の訓練のテーマはなんであったか。2つ目ですけども、訓練の成果は、具体的にどうであったのか伺います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 西川議員の本年度における玉名市総合防災訓練についての御質問にお答えをいたします。

まず、本年度の防災訓練のテーマといたしましては、本年9月に茨城県常総市で発生した大規模水害を教訓に各種訓練を行ないました。内容といたしましては、鬼怒川の災害を参考に、本市においても1時間雨量100ミリを超える大雨が降り続け、大雨洪水警報発令及び土砂災害警戒情報発表、並びに菊池川が氾濫危険水位に達し、越水するおそれがあるという想定のもと、市職員及び関係機関を対象に、災害対策本部の設置及び避難勧告発令などの訓練を実施しております。

今回の訓練は、市職員、課長以上を対象に参集を行ない、災害発生時であります初動

体制及び災害発生5時間後を想定しまして、あらゆる災害情報等に対し想定問答を行ない、各部課が動ける体制をとり、迅速かつ的確な対応ができたものと考えております。

また、災害対策本部の設置訓練後には46名の災害対策本部員を対象とし、玉名消防署の救命士により心肺蘇生法及びAED訓練を実施いたしました。

次に、玉名市福祉センターを会場として避難所の開設訓練及び避難行動要支援者を避難所から福祉避難所への搬送訓練を社会福祉協議会及び消防団により実施いたしております。

九州看護福祉大学の学生を避難者役として協力していただき、避難者受付、避難部屋への誘導、避難者への健康診断を行ないました。その後、避難行動要支援者を選定し、福祉避難所に搬送をいたしました。

次に、訓練の成果でございますけれども、今回の訓練を通じ、災害対策本部設置訓練については、災害発生時の市役所内組織の災害に対する体制をとることの難しさとともに、各部課の役割や連携を改めて確認できた非常に実のある訓練だったと考えております。また、避難訓練及び避難行動要支援者搬送訓練については、避難者受付からの誘導や避難行動要支援者の選定をいかに迅速かつ的確に対応することの難しさについて体験できた訓練だったと考えております。

今後の訓練につきましては、全国で発生する災害を教訓とし、明確な訓練のテーマを持ち、災害に強い玉名市を目指して、実践的な訓練を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

実際、私も訓練のときに市庁舎のほうを眺めさせていただきましてけれども、今までは、各地域のほうでされとったもので、私たちも含めて、地域の方々、並びにいろんな団体の方々も含めてたところでの総合的な訓練というのが、感じを受け取ったわけですが、今回は、内部だけされて、当然、消防署のほうは来られておりますし、先ほど部長のほうからの説明もありましたように、九州看護福祉大学の学生さん方もお手伝いをされて、障がい者等々の役割をされながら、福祉センターでの訓練等々に参加されとったというのを見ました。

しかしながら、これまでの2年間のように、自衛隊を含めて、地域の団体の方も含めたところでの庁舎外での訓練について、やっぱりもう今後やっぱり有事のとき、やっぱり必要でないだろうかというようなところを感じます。これにつきましては、先ほど、今後、全国で発生する災害を教訓にしてというふうなところでの部長の説明はありましたけれども、今後やっぱり自衛隊等々の出動も含めたところでの地域での訓練等々も本当

に必要なってくるんじゃないかなというところもありますので、それについての再質問をさせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 西川議員の再質問にお応えをいたします。

先ほど、答弁の中でも申し上げましたとおり、毎年ですね、テーマを掲げて防災訓練を行なっております。全国的な災害の教訓を生かし、多様な災害に対応できるように、今後とも関係機関と連携を図りながら、実効性ある防災訓練を行なっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

これも9月の茨城のことになりますけども、あの場合は、市の庁舎自体が水没して、結局、緊急避難の指示等々も遅れておったとかいうところでの行政内部の混乱が、本当にこういうことが起こるはずはないと思われた事故だったというふうに思いますけれども、先ほど言いましたように、緊急避難等々の指示も遅れてしまって、なかったところもあったというふうなところで、本当に大きな被害になっておったと思います。

今回、新庁舎になりまして、やっぱりまずは職員の方々の指揮系統を高めるというところで、今回、なされたというふうに思います。その中で、いろんな問題点等々もあったというふうなところでの、先ほどの成果の説明はありましたけれども、今後は、当然、市庁舎内の指揮系統が一番大事だというふうに思いますけども、当然、市民の方々の安全のために、頑張っていただきたいと、何が起こるかかわからないというところで、庁舎内だけでなく、今後もやっぱり地域の方々、市民の方々の防災意識の高揚と、それに合わせた実際の訓練も適宜していただきたいと、そして繰り返しになりますけども、自衛隊を含めたところでの外部的な対応、それから建設業協会等々もいろんなことが出てくると思います。そういうところも含めたところでの全体としての防災訓練等々を今後もしていただきたいと思いますというふうに提案をいたしたいと、思います。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは、続きまして、先ほど前田議員さんからもありましたけれども、新幹線新玉名駅の駐車場拡張について伺います。

9月の議会におきまして、一般質問の中で、私自身の事前調査の不備からですね、ちょうど9月の一般質問の中で、新玉名駅の利用者数というのをそのとき調べましたけれども、JRのほうからの東日本以外はJRとして公表されてないと、乗降客数が公表されていませんでしたので、そのとき、全国的に見て玉名市の利用というのは、ワースト、下から2、3番目だろうというふうなところの発言をしてしまいました。今回、公表さ

れておりませんので、1つの数字が全く正しいとは言えませんが、ほかのデータ等々も公表されてるデータ等々も含めたところで検討したときに、2013年度のデータをですね、私の知人ですけども、いろんな面で調査してる方に調査していただいた結果、九州新幹線駅12駅の中で、2013年度になりますけども、新玉名駅は、ワースト順位からすれば、4番目ぐらいの結果になっております。実数としては1,200何名ということで、JRさんのほうから出してある数字とほぼ間違いありませんので、間違いがないというふうに思います。ちなみに、5番目、6番目の新幹線駅の乗降客の利用者についても、玉名市とほぼ数値は変わらないというところで、大体、新玉名駅の利用客数というのは、九州新幹線の中で真ん中ぐらいだろうというところだというふうなところの数値が出ております。これで、逆に安心するわけにはいきませんし、もっと1,200名ちょっとですけども、もっとやっぱり利用していただくということが必要になってくると思います。そういう中で、今回、補正予算の中に新玉名駅駐車場拡張に伴う設計費の計上がなされております。これについて質問いたします。

今でも駐車場については、今まで駐車場について多くの議員の皆さまの一般質問の中で、議論がされておりますけれども、結果としては、今後これ以上に1,200何十名以上を利用していただくためには、結果としては狭過ぎるというところだと思います。今以上に乗降客の数をふやすためには、新玉名駅を利用していただく方を増加させるためには、拡張はぜひとも必要であると私自身は思います。しかしながら、今まで言われたように、議員さんたちの意見の中にありましたように、今のような、自由に使える無料の駐車場という形のままですれば、やっぱり今までのように新幹線を利用しない方の駐車もふえるということが考えられます。

そこで、提案になりますけども、有料駐車場、今回新しく約200台ぐらいだと聞いておりますけども、有料駐車場として新幹線駅を利用される方に、例えば、無料券を発行したりですね、また、今出ておりますけども、地域振興券のような、玉名市内で利用できるような、利用券を利用者の方々へ還元するようなことを考えたならば、有料駐車場にしながら、実際、新幹線を利用していただく方々に、そういうふうなところでの地域に還元できるような、また、利用者の方々へ還元できるような支出をつくればいいのではないかというふうなところを思いますけども、これについてどのように考えか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

[建設部長 磯谷 章君 登壇]

○建設部長（磯谷 章君） 西川議員御質問の新幹線新玉名駅の駐車場拡張について有料駐車場にした上で、新幹線利用者に対して無料券を発行するなどの対応をするべきではないかにつきましてお答えいたします。

これまで駐車場が混雑した際には、交流広場や多目的広場を臨時的に開放して対応を図ってまいりました。しかし、それぞれの臨時駐車場には本来の利用目的があり、そのように戻した場合、絶対的な駐車台数の不足が生じることになります。このため9月議会の北本議員の一般質問におきまして、混雑解消に対応するため、駐車場の増設を行なうとの市長答弁を受けまして、今回、実施設計の委託料の補正予算をお願いしているところでございます。

議員御提案の、有料にして新幹線利用者に限り無料券などを発行したらどうかということでございますが、それは同時に目的外の駐車を認めることにもなりますので、今のところそのような考えはございません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございました。

先ほど前田議員さん時にも磯谷部長さんのほうから、今後、駐車場については利用者のみの活用とする条例づくりのほうにしていくと、今現在はそういう歯どめがないということで、利用される方々はもう自由に利用していいというところだと思いますけども、その辺のところの今後ですね、やっぱりこれも9月にありましたように、来年の4月からホームの無人化というところで、本当にそれだけでも玉名市の方々も本当に、先ほど申しましたように、ワーストワンではなかったというところで少しはほっとした利用客だったですけども、これ以上やっぱりふやしていく必要があります。今現在の新幹線駅の駐車場が200何十台、今度新しく200台というふうなところで計画をされておりますので、すぐにどうこうはないと思いますけれども、これはやっぱり今現在の1,200人からもっと、例えば川内が3,000人ぐらいですかね、そういうところでどんどんやっぱりふやしていくためには、今後、今言われたように、当然、条例を改正していただいて、周知徹底をしていただいて、まずですね、利用者の方々しか利用できないというふうなところの条例は素早く対応していただきたいと思いますし、それから周知徹底をどういうことでされるかわかりませんが、当然、利用者の方々、ほかとめられる方々等々もますますいらっしゃると思いますので、それらの周知徹底を図ってもらいたいというふうに思います。

また、これに加えて新幹線の利用者の方々はもともとやっぱりふやしていただくために、市長のほうで答弁もありましたけども、駅周辺の整備等々を、開発も含めたところで、答弁どおりにどんどん努力していただくように期待をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは、3番目に上下水道の新規拡張について質問いたします。

まず、上下水道で断水などの問題が起きたとき、各家庭からの問い合わせ先について周知されているかどうか伺います。

今年の秋、私の地域、地元ですけれども、上水道の断水が発生しました。住民の方々のお話を聞いて、結果的に近くに、市の職員のOB方がおられたもので、その方が対応していただいて連絡が取れて、原因がどこにあったか、そしてすぐ対応をしていただいたというふうなところが、そういう話を伺いました。

そこで伺います。上下水道に、特に上水道の場合は断水等々がありますけれども、問題があったときに連絡先というのが市民の方々に周知されているか。そしてどのような対応されているかまず伺いたいと思います。

もう、3つとも質問をさせていただきます。

続いて、今回、機構改革に伴いまして条例改正がなされております。経営規模が面積及び人口の数字が明確になっております。今後、人口減でなく、人口増を考える場合、住宅地の増加が当然必要であると思います。上下水道の拡張計画は実際あるかどうか伺いたいと思います。

続いて、この拡張について地域の要望があった場合、企業局としてはどういう対応をしていく考えか伺いたいと思います。特に水は大切なところでありまして、我が地域はおかげさまで、市全体を見れば恵まれている地域でありますけれども、ほかの地域も含めまして、地域間格差がないことが、やっぱり市民の方々には、家を建てるときにはどうしても水道、下水道まで全体あればベストだと思いますけれども、そういうところで上下水道は本当に大切な要素になってくると思います。そういうことで、1、2、3の問題につきまして、どういうふうに考えているかということで質問をいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

[企業局長 宮田辰也君 登壇]

○企業局長（宮田辰也君） 西川議員の上下水道の新規拡張についてお答えいたします。

まず、上下水道で断水などの問題が起きたときの各家庭からの問い合わせ先について、周知されているかについてお答えします。

水道事業は、需要者の皆さんに安全な水道水を安心して安定的に供給できるよう、水道設備の維持・管理・老朽化しつつある配水管の更新工事等を行なっておりますが、老朽管の経年劣化による漏水事故が発生し、需要者の皆さんには御迷惑をおかけすることがあります。水道が断水になる場合は、水道工事による計画的な断水と漏水事故による緊急的な断水が考えられます。工事による断水については、あらかじめその対象家庭に断水の日時と問い合わせ先を記載したお知らせの文書等を配り、各家庭に周知を図っております。また、突発的な破裂事故による断水につきましては、事前に各家庭に周知することができないため、お客様に不便をおかけするようなことがあります。極力、各家庭の水道をとめずに修理するように心がけております。しかし、破裂の規模の大きかった場合は、漏水事故周辺への各家庭の水道水が漏水事故箇所に引き込まれ各家庭の水道が出にくくなる状態に陥る場合や断水して修理する必要がある場合には、市の広報車で緊急的に断水のお知らせを行ない、補修工事を行なっております。

漏水事故は予測できないものも、事故後の復旧を迅速に行なえる体制を整え、お客様へ安定して水道を提供できるように、このような事故を減らし、今後も努力していきたいと考えております。

次に、各家庭からの問い合わせにつきましては、上下水道課とも休日夜間に関係なく、24時間職員に連絡が取れる体制を整えております。

次に、今回の条例改正において、数値が明確になっている今後、人口増を考える場合は、住宅地の増加が必要であるが、上下水道の拡張計画はあるのかについてお答えいたします。上下水道を経営するには、国、県の事業認可が必要になります。数値を明確にすることについては、これまでも水道事業設置条例、下水道事業設置条例において明記されているものでございます。今回の機構改革に、それぞれの設置条例を1つにまとめた設置条例とするため、条文の整理を図ったものでございます。

数値につきましては、水道事業で天水地区簡易水道事業を統合することにより一部見直しを行なっております。

次に、今後、人口増を考えた場合、住宅地の増加が必要であるが、上下水道の拡張計画はあるのかについてでございますが、水道事業公共下水道事業をすすめるに当たっては、将来的に整備する全体計画区域を定め、その区域内で順次、事業認可区域を拡張しながら、整理をしていくこととなされております。この事業計画区域内であれば、現在の人口減少、節水に対する意識も高くなったことを考慮し、開発の規模にもよりますが、対応は可能ではないかと考えております。

なお、現時点で、水道事業公共下水道事業の拡張や新規での農業集落排水の計画はございません。

次に、地域の要望について企業局の考えはどうかについてお答えします。地域の要望

につきましては、各事業認可区域内においての対応となりますが、それぞれの地域の実情を把握し、計画的な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございます。

まず、1番目ですけれども、今、局長のほうからありました上下水道の問題については、24時間体制で、なんかあった場合には対応ができるというふうなところの連絡網があるというところで、具体的にはどこにどういうふうに連絡すれば、何かあったときはどこに連絡をすればよろしいでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） どうもすみませんでした。

まず、市役所のほうに連絡をいただければ、警備会社のほうに電話がつながります。それから、警備会社のほうから職員のほうへ連絡が入ってまいります。それで対応を行なっております。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 夜間の場合は、市役所のどこに連絡を取れば。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 失礼しました。

市役所の水道課にしてもらえれば、そこから転送で警備会社のほうに連絡がまいります。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） はい、どうもわかりました。ありがとうございます。

それでは、続いて再質問で、2番、3番について、今、局長のほうからありましたけれども、上下水道の拡張計画、今現在、計画はないということだったですけれども、区域を定めて整備を図ることは対応はできるというところでありました。また、3番の地域に要望があれば拡張することもできるというところで、2つとも、地域等々の要望があれば、拡張工事というのはできるということで理解してよろしいですか。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 先ほども述べましたけれども、認可区域内であれば、拡張計画は希望によって可能だと考えております。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございます。

先ほども申しましたように、水は本当に大切なもので、生きていく上で、そして住居をする場合には一番大切でありますので、今、局長からありましたように、それぞれ事

前に対応をしていただいて、多くの方々が玉名のほうへ、どこにでも家が建てられるというふうな条件整備ができることを伺いましたので、本当に安心しました。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） こんにちは、市民クラブの田中でございます。

議会改選から2年が過ぎ、旧玉名市議会議員時代を含めて、私も議員活動が早14年が過ぎました。途中11年間のブランクはありましたが、このたび、15年目に突入いたしましたところでございます。この2年間は、文教厚生委員長として、また、各種関係諮問委員会の理事として、数多くの会議や視察研修に参加し、いろいろな議論を重ねて勉強をさせていただきました。文教厚生委員長としては、力の及ばないことも多々ありましたが、委員の皆さんや担当各課の皆さんには、大変お世話になりました。この場を借りて、心より感謝し、御礼を申し上げます。これからは、総務委員会副委員長として文教厚生委員会で学んだことを生かして、市民の皆さまの負託に応えられますよう、さらに精進してまいりたいと思います

今回も玉名市にとって、私が重要と思えます問題について質問させていただきます。執行部の誠意あるお答えをお願いいたします。では、通告の順により質問いたします。

まず、市民の健康保持と国民健康保険事業特別会計の健全化対策についてお伺いします。

1. 健康診断におけるバリウム検査のあり方についてですが、先だって11月9日に熊本市のホテルにて研修会があり、私も玉名市の国保運営協議会委員として参加いたしました。そこでは、国保をめぐる諸情勢についてと題して、国民健康保険中央会理事長柴田雅人氏の講演があり、そこでは制度改革として、今後1. 公費の拡充により抜本的な財政基盤の強化や平成30年から、熊本県が保険財政の責任主体となり、中心的な役割を負うことなどの説明を受けました。ただ、制度の変更はあっても、玉名市が国保会計の運営の改善を進めないと、税の財政健全化は進まないことは今までと変わらないのであります。

そこで、きょうお伺いしますのは、玉名市は胃の検査、特にバリウム検査に一般財源から1人当たり4,769円のうち、自己負担が1,500円でありますから、3,269円を補助しております。昨年の実績では、2,796人がバリウム検査を受けていますので、およそ900万円の財政負担が発生しています。胃がんによる死亡者は、近年、玉名市ではがん死亡者の中で2位から4位に当たり、がん全体の中で死亡率の10%といただいた資料にございました。最近では、がんは早期発見すれば、治癒するものだと

の認識があります。胃のバリウム検査もそのために行なっているものであります。ところが、検査の際の事故や胃がんの見逃しが最近指摘されているところでもあります。バリウム検査で異常なしと診断され、その後、進んだ胃がんが発見されたという事例も多く耳にするところでもあります。岩澤倫彦さん著の「バリウム検査は危ない」という本に詳しく書いてありますが、バリウムの誤嚥による肺炎、また、腸閉塞、レントゲンによる被曝の危険性などが指摘されています。また、早期発見には、内視鏡検査が適切であり、国も平成28年度から胃内視鏡検査を加え、従来の胃部X線検査に比べ、感度が高い傾向にあり、胃がんの死亡減少効果を示す相応な証拠が認められたため、対応型検診として実施することが適当としております。また、胃がんについてはピロリ菌がその原因の95%以上を占めると言われています。玉名市では、今後は、バリウム検査の補助をやめて、胃の内視鏡検査とピロリ菌駆除に力を入れるべきと思いますが、執行部の見解を伺います。

次に、国保会計についてですが、ここ数年、国保会計が赤字であることは皆さん御存じのとおりですが、その赤字を縮減するためには、1つの方法としては、やはり予防医療に力を注ぎ、玉名市民のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を増進させる施策をとるべきと思うのが現状だと思いますが、現状と今後の対応をお伺いします。

また、健全財政化についての見通しも含めて御答弁いただければと思います。

次に、保育の人材確保についてお伺いいたします。

玉名市内の保育所による待機児童ゼロを目指すためには、保育所の施設の拡充も大事ではあるものの、近年保育士の確保が難しく、特に玉名市の公立保育園では、時間外保育にも人員不足のために対応できていないと聞いておりますが、現状と今後の待機児童への対応策、また、臨時職員の賃金体系、また、臨時職員を含め人員をふやすためには、時間給等の賃金をアップするべきと考えております。例えば、臨時職員の方の時間給を1,100円と仮定すれば、玉名市全体での公立保育所における人件費の増加は、年間どれくらいになるのかも含めて伺いたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 田中議員の御質問の1点目、健康診断におけるバリウム検査のあり方についての御質問にお答えいたします。

今、日本人の2人に1人が、一生のうちに何らかのがんにかかり、そのうち3人に1人ががんで亡くなると言われております。がんは、昭和56年から我が国の死亡原因の第1位となり、平成26年には約36万8,000人が亡くなり、市では191人ががんと原因として亡くなられております。ここで本市の胃がん検診についてのデータを申

申し上げますと、平成26年度の受診率は8.5%でございました。2,796人の受診があり、早期がんが2人見つかり、がん以外の疾患も89人の方に見つっております。バリウムによる検査は、集団の有効な検診方法として、昭和57年度から実施されており、食道や胃の動き、食べ物の通り方、胃の全体の形がよくわかり、胃カメラではわかりづらいスキルス性胃がんを見つけやすいというメリットがございます。胃内視鏡検査は、従来の集団検診で実施することができないため、医療機関による施設健診を行なうこととなります。その場合、検査を実施する医師や医療機関の確保、健診費用等解決しなければならない課題が多くございます。国は、年内をめぐりにがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針を改正し、安全な検診実施のためのマニュアル作成を予定しております。市といたしましては、今後、胃の内視鏡検査のほうに動いていくものと思ひ、今後も、国の動向を十分注意注視しながら、医療機関との協議を進めながら、内視鏡検査の導入を検討していきたいと考えております。議員の御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目、国民健康保険事業特別会計の赤字を縮小させるための施策についての御質問にお答えいたします。

玉名市国民健康保険事業特別会計は、平成25年度で約1億700万円、平成26年度におきましては1億7,500万円の赤字決算となり、2年連続の繰上充用を行なっておりましました。本年度におきましても、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされているところでございます。赤字が拡大している背景には、被保険者の減少による国保税の減収などさまざまな要因がございますが、中でも年々増加・増大する医療費が最大の原因であることは紛れもない事実でございます。高齢化や医療の高度化に伴う医療費拡大は、本市のみならず国全体の課題となっているところでもございます。

さて、現在の国民健康保険の状況を述べさせていただきますと、国保の被保険者は昭和40年代には、自営業や農林水産業の方々が全体の6割を占めておりましたが、現在では2割程度まで減少し、約8割の方々は年金受給者などの無職の方、社会保険等に加入していない非正規雇用の方など、低所得者の割合が増加しております。また、会社員であった方が、病気になったために退職され、国保に加入されるといった場合も多く、その結果、国保の医療費が増加するといった傾向にもあります。国保財政の健全化を図る上で、医療費適正化は重要な課題であることは、市としても強く認識しているところでございます。議員御指摘のとおり、病気にならないように予防する取り組みこそが医療費抑制につながるという観点から、現在、国民健康保険では、特定健診や特定保健指導を初めとした各種保健事業に力を注いでおります。特に高額な医療費が必要となる人工透析や虚血性心疾患といった、主に生活習慣病を起因とする疾病の早期発見、早期治療のために、健康結果から該当する方へ保健師等が訪問指導を行ない、重症化予

防に努めているところでございます。その経過、26年度の新規の人工透析患者は、25年度と比較し、大きく減少するなどの効果が得られており、今後さらにこの生活習慣病重症化予防事業に力を入れてまいり所存でございます。また、特定健診の対象とならない40歳未満の方々に対しては、若人健診、若人国保人間ドックを実施し、若い時代から生活習慣病を予防し、健康を維持していただけるよう努めているところでございます。また、医療費全体の約4割を占めるといわれる薬剤費を削減し、個人負担の軽減も図られるジェネリック医薬品使用促進についても積極的に取り組んでいるところでございます。そのほか、複数の医療機関を受診する重複受診や同一医療機関を相当の頻度で受診される被保険者への適正な受診を指導する事業についても、新たに本年度から開始したところでございます。また、市民の方々が運動習慣を身につけ、生活習慣病と疾病にかかるリスクを減少させることを目的とした新たに国保運動実践講座を、九州看護福祉大学及び日本健康運動指導士会との連携事業として開始したところでございます。受講された方々は、全12回の講座終了後も、自主講座として運動習慣を継続し、健康維持を図っていただいております。現在、国保財政は非常に厳しい状況にございますが、議員御指摘のとおり、被保険者の方々が健康で過ごし、生活の質を維持・増進していくため、市といたしましては、今後さらに保健事業を充実させてまいり所存でございます。

国民健康保険事業が健全に運営できるよう、今後もさまざまな対策に取り組んでまいりますので、引き続き御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、保育の人材確保対策についての保育従事者の雇用促進についての御質問にお答えいたします。

本市では11月末現在、保育所入所できない、16名の待機児童を抱えております。その要因の一つとして、ハローワーク等で常時求人を行なっても全く応募がなく、保育士の確保ができていない状況にございます。保育士不足は、本市だけでなく全国的なものとなっており、その背景として、保育士養成施設を卒業しても、保育所に就職する人は半分程度にとどまっているといわれております。厚生労働省の調査によれば、資格を取得しても保育所に就職しない理由は、「賃金が希望と合わない」が最も多く、次いで「他業種への興味」「責任の重さ」「事故への不安」「自身の健康」「体力への不安」「休暇が少ない・取りにくい」「就業時間が希望と合わない」などとなっております。また、資格を持ちながら就労していない潜在保育士についても「子育てとの両立が難しい」「終業時間が希望と合わない」「ブランクがあることへの不安」などの理由により、復職しない方が数多く存在すると聞いております。

議員御質問の臨時保育士の賃金改善につきましては、仮に時給を1,100円とした場合に、平成27年度予算ベースで比較しますと、約1,200万円の予算増となります。保育士の仕事は、子どもの健康と安全を守り、人格形成に重要な乳幼児期に、専門

的知識と技術を持って保育をする重要なものであると認識をしており、適切な処遇が確保されるものと考えております。

今後、雇用形態や賃金単価の引き上げに加え、福利厚生面の改善について前向きに検討し、保育士確保による待機児童の解消を図りたいと考えております。また、保育士不足は、公立保育園のみならず私立保育所等においても重要な課題となっておりますので、保育所における保育の担い手をふやすため、玉名市保育士等人材バンクを設置し、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 御答弁ありがとうございます。

まず、バリウム検査について再質問させていただきます。

国の方針もあって、今後、見直しも考えているということだったかと思えますけれども、私も実は、つい最近したのですけれども、基本的に胃がんの早期発見については、バリウム検査では見逃す場合が45%以上あると、この本の受け売りで申しわけないのですけれども、45%以上あると。ちょっとこの文章を読ませていただきたいと思えますけれども、日本消化器内視鏡学会会員で、専門医である医者の方が、「バリウム検査による胃がん見逃しの実例を目の当たりにしてきた。」と書いてあります。その方がおっしゃるには、「僕は消化器内科を専門にしているので、胃の調子が悪いという患者が多い。つい最近、検診でバリウムを飲んで異常なしと言われたという、それで内視鏡検査をやると、かなり進んだ胃がんが見つかる。まさに見逃しです。こういう患者に遭遇したのは、1度や2度じゃありませんし、仲間内でも同じようなケースが話題に出ますから、あちこちが起きているんじゃないでしょうか。」「バリウム検査を一般診療で扱うことはありますか」という質問に対しては、「ありません。必要がないので、内視鏡をやれば一発でわかることですし、今どきバリウムを使うのは、集団検診ぐらいでしょう。見逃しが多い前近代的な検査をなんで使うのでしょうか。」とこの本には書いてございます。先ほどの答弁の中で、スキルス性の胃がんはバリウムのほうが発見がしやすいというふうに答弁があったと思いますが、この本によりますとそういうことはないというふうに否定的に書いてありますので、やはりそれも違うんじゃないかなと思います。私どもも友人のお父さんが、大体毎年検診を受けていたはずなのに、胃がんが発見されて、もう余命3カ月だと言われたとか、また、同じような話で、ついそれこそ胃がんの検診をしたけれども、そのあとにすぐ胃がんが見つかって〇〇さんはすぐに亡くなられたとか、こういう話は珍しくないと思います。それで、そのおっしゃった方は、「私は、絶対集団検診とか受けないんだ。」というふうにおっしゃっておりました。結局、こういったことが集団検診の信頼性を低めることになって、保健予防課のほうでは、ぜひ検診

のほうをたくさんの方に受けていただくようにさまざまな取り組みをしているし、今後もしていくというふうに日ごろから伺っているところでございますけれども、まずはやはり検診の信頼性を上げるということが、まず第一で、こういうバリウム検査については、少なくとも玉名市の一般財源から財源を補てんして、1人大体1,500円程度の自己負担でバリウム検査を受けられることになってると思いますけれども、少なくともそれをもう全額自己負担にして、それ以外に基本的には内視鏡検査を進めて、なおかつ胃がんについては、ピロリ菌がその95%以上原因とされておるわけですから、40代、50代の若いうちにピロリ菌の検査を受けていただいて、そのピロリ菌の検査及びその治療に玉名市独自の補助を出すほうが予防医療としては、正解なのではないかと思えます。ぜひですね、もう来年早々にでも、そういう方針を展開して、そういう積極的な取り組みをしていただきたいと思います。

この件に関しては、高寄市長にぜひ御見解をお伺いしたいというところでございますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 先ほど、部長からの御質問に答えたとおりでございます。内視鏡検査については国の指針に沿って、他市との動き等々を勘案して、玉名郡市医師会とか検診機関と協議しながら、財政含めて内視鏡検査の導入に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

内視鏡についても100%安全というというか、その検査される医師、技師の方の技量にも負うところが多いというふうにも伺っておりますので、ぜひですね、そういう方向で検討しながら導入に進めていただければと思います。

次に、国保会計についてですが、昨年的一般財源のほうから特別繰り入れをしてと聞いておりますが、今年度の国保会計の財政の上の見込みと、それに対する対応について、どうお考えでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員からの再質問にお答えします。

国保会計の今年度の見込みにつきましては、やはり、国からの支援といいますか、その補助金といいますか、その額にも大きく左右されますが、現在のところ原課からの報告を受けますと4億円から5億円程度の赤字が見込まれるのではなかろうかというふうなことです。なお、やはりこの冬、インフルエンザ等が発生しましたときには、もっと医療費がかさむのではなかろうかというふうなことでの、今の段階での見込みでござい

ます。その財源不足につきましては、その結果を踏まえてどういうふうにするかというふうなのは検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

4億円から5億円というのはちょっとびっくりする数字で、私は、少々の赤字であれば特別繰り入れをするしかないのかなと思っているところではありますが、これだけ金額が大きになると、もちろん補助金にもよるんでしょうけれども、そうなる値上げということも考えざるを得ないのかなとは思いますが、ぜひ、そこはいろいろ消費税の値上げ等々ありますし、各いろいろなもの手数料とか年金の減額でありますとか、負担増というのがありますし、玉名市では介護保険料も値上がりしております。そこも含めたところで、国民健康保険も値上げするというのは、市民に大変な負担を招くというところで、特に高齢の方に、先ほども答弁の中でありましたけれども、高齢の方が多いというところがございますので、負担増を考えるならば、何とかして一般財源を繰り入れてでも今の保険料を維持すべきと私は思うところでございます。

それと次に、公立保育所の臨時職員の方の賃金について、再質問させていただきます。

まず、賃金等について質問させていただきます。平均月額給料が、私がちょっと伺ったところでは、保育士の方が、これは公立ですね、約30名の方の平均が、22.5日出勤されて、1日当たりがおおよそ7,400円で、平均月額が16万2,000円、調理員の方が、これ8名の方の平均ということでございますけれども、1日当たり6,850円、平均月額が15万3,000円、平均出勤日数は23日というふうに伺っておりますが、これに関しては、いわゆる玉名市の臨時職員の規定によって採用し、雇用しているので、半年後とか1年ごとの雇用更新という形になるので、1年目だろうが10年目だろうが、基本的には賃金は変わらないと伺っております。それに対して、やはり基本的には、保育所の臨時職員の方は、国家試験を通過して免許をきちんと持って採用されている方でいらっしゃると思いますので、先ほど私は1,100円ぐらいにすれば幾らになるのか伺いましたら、1,200万円の増であるとおっしゃってございました。今が約900円、時給でいくと保育士の方が900円を少し超えたぐらいの賃金であると思います。やはりですね、雇用年数の少ない人と、長期にわたってまじめに勤められている方には、当然、技量に応じて賃金についてはインセンティブと申しますか、差をつけてしかるべきだと思いますし、非常に玉名市全体にとっても保育所の運営を円滑にまた、充実したものにしていくには、当然、十分な保育所の方を雇用するのが必要なことと思います。これについて、改めて執行部のいわゆる賃金体系の見直しであるとか、どうお考えなのか、改めて伺いしてもよろしいでしょうかね。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えします。

臨時職員の賃金の体系について、1年目も10年目も差がないのは、今の制度上おかしいのではないだろうかというふうなことの御質問ですが、臨時職員に関しましては、数カ月勤務したら休みを取って、そしてまた、再雇用というふうな形になり、制度的にはやはり賃金の形態は変わらないという今の現状を取らざるを得ないのかなというふうには思っております。ただ、今、県、そして民間の保育所、そういうところにつきましては、やはりその年功で賃金を改定していったり、ボーナスも出たりというふうな雇用体系に変わりつつございます。そういう中で、やはり市としてもどれだけ募集をかけても、そういう不足する保育士につきましては、体系的なものをもう少し考えていかなければならないというふうにはもちろん検討しておりますし、今、そういう方向で検討をしているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 前向きな御答弁ととらえさせていただきたいと思います。

時給1,100円にして、年間1,200万円の支出増ということであると、ちょっとこの言い方が適切かどうか微妙なところだと思いますけれども、市職員の方、約2人分のお給料であるというふうに思います。で、臨時職員の方には、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、有給休暇もなければ、退職金もないし、大きな年金もないということで、もう1,100円と言わず、1,200円、1,300円ぐらいの時給を払ってでも、きちんとした雇用契約を結んで、雇用しても正職員の方をふやす、今現在玉名市は、保育士に関しては正職員の方はふやしてはいないと思いますけれども、よりも、合理的な雇用対策ではないかと思います。時給とかじゃなくて、やはり民間保育所に倣って、同等、それ以上の雇用条件を整えて募集すべきだと思います。その辺はよろしくお願いします。

また、再質問でありますけれども、来年度の玉名市の保育状況といいますか、待機児童見込み、待機児童というか、保育所の入所者数予測はどういったふうになっておりますか、お答えいただけますか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えします。

来年度の保育所入所の申し込みの状況、12月現在でございますが、定員から109名をオーバーしているというふうな状況で、相当数の待機児童というものが想定されるというふうに、今の段階での数字としては、そういうふうに把握しております。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

109名といえばですね、1つの保育所ができるぐらいの待機児童の数でございます。

極端な言い方をすると、この109名の保護者の方が、玉名市では仕事をして、保育所に子どもを保育所に預けて仕事をする事ができないというのであれば、極端な言い方をすると、市外に転居して保育所に通えるようなところにアパートなり、家を建てる可能性もあるわけでございます。なおかつ、さらにもう1人子どもつくろうかといったところまでは、絶対そういった考えには至らないわけでございます。先ほどからも、人口増はどうするのかとかいう話がたくさんある中で、この人口増を、というか、人口減を防ぐためにはまず大事なところをこの待機児童対策がゼロを目指し、実際そういうことをするべきだと思いますけども、ここはやはり、ちょっとやはり市長の大きな方針というか、力の入れ具合が大事になってくると思いますけれども、高寄市長よかったですら御答弁をよろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 検討してみます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ぜひ前向きですね、玉名市が、保育事業にですね、もうよその自治体からたくさん視察に来るぐらいにですね、待機児童対策。ちょっと前に横浜市が、そういった待機児童ゼロ対策をしたということで、全国ネットのテレビで横浜の市長さんが非常に取り上げられておりましたけども、ぜひ、高寄市長もですね、そうなるぐらいに力を入れていただきたいと思います。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） それでは3番目の市職員の公用車での交通事故対応についてお伺いいたします。

今議会の報告事項として4件、公務中の車両事項について報告がっております。公用での出先における交通事故は、あってはならないものとはいえ、致し方ない場合もあります。個々の事例の検証は担当委員会で何うとして、今後の事故防止について、適切な措置がとられることが重要であると考えております。現在の市執行部の対応をお伺いします。

また、具体的な対応策として、最近急速に普及してきた車載カメラの導入をすべきかと考えます。これは事故の際の無用の言い争いを避け、客観的な判断により、玉名市職員の立場を守る上でも必要なものと言えるのではないのでしょうか。また、車載カメラがあると、今まで以上に安全運転を心がけるようになるといわれています。玉名市には、相当数の公用車があると思いますが、年次計画を立てても導入に踏み切るべきだと思いますが、執行部の御見解をお伺いいたします。

次に、公共交通の整備についてと題しております。福岡空港への直行バスの往復ルートをつくってはどうかと提案しているところであります。

先だって、伊倉児童センターの研修で、大分県日田市の中央児童館と民間保育所に併設された「ひのくま子育て支援センター」を視察してまいりました。その帰り昼食を日田市の豆田町でとったときに、「日田町歩きマップ」というものがありましたので見ておきますと、日田バス株式会社の広告バスの広告がありました。日田バスは、100%西日本鉄道、いわゆる西鉄が出資した会社でありまして、他の事業所と共同で、福岡県及び長崎県との間に高速バスを運行しております。また、日田市の市地域公共交通総合連携協議会より委託を受け、日田市内循環バス、「ひたはしり号」の運行も行なっています。日田市と福岡を結ぶ高速バスは、1日47往復、日田・天神間を1時間28分、日田・福岡空港間を1時間19分で結び、往復3,240円、さらにひたはしり号1日フリー券500円を合わせて3,740円のところを、3,380円で利用できると、その広告には書いてございました。

高速バスは、熊本市内からも、また、荒尾市・福岡空港間にも運行されておりますが、日田市で民間バス会社の高速バスの運行が成り立つのであれば、玉名・福岡空港間の経営も十分に成り立つのではないかと私は思うのであります。日田バスは西鉄の100%出資する会社ではありますが、玉名市がもし高速バスを導入するとすれば、玉名市営ではなく、第3セクター方式として、例えば、3分の1を玉名市が、3分の1を玉名市内の観光協会及び観光業者が、また、3分の1をその他の民間団体が出資して運行していけば、玉名市の財政負担はさほど大きなものではないと思われまして、玉名市へのまず観光客の増加が期待されるのはもちろんであります。また、遠隔地からの熊本県北部への、福岡空港からの熊本県北部への帰省客の利用、また、平常時は通学、通勤の利用も可能であるし、また、一般住民の玉名市から福岡市内への観光、レジャー利用も期待できるところであります。

平成23年3月に、JR九州新幹線が全線開通し、年々利用者もふえてはおりますが、駅前の駐車場不足と日常的に利用するには、やはり通常片道、博多・新玉名間3,550円、日帰り往復切符で5,040円は決して高いとは言えないかもしれませんが、家族で利用するとなると車で出かけたほうがやはり交通費は安いとなり、利用が新幹線ではなく、高速道路となったりするわけであります。先ほどの一般質問でも、新幹線駅前開発については、質問がありましたけれども、私も玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略に移住、定住の推進、観光振興策としてのインバウンド事業、着地型旅行商品開発の推進等々がうたっておりますが、まず、玉名市の交通の利便性を高め、低コストで都市部に通勤、通学でき、また、観光客を呼び込むことができるようにすることによって、玉名市に移り住もうかという人もふえる。また、玉名市から都会へ転居する人も少なくなるのではないかと思う次第であります。

玉名と福岡空港間の高速バス導入についての執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 田中議員の市職員の公用車事故の対応について、まずお答えをいたします。

職員の公務中の公用車事故につきましては、過去5年間の平均で年間2.8件発生しており、今年度は、現時点でその数値を上回っている状況でございます。事業所の安全運転管理者といたしましては、こういった現状を庁内LANあるいは庁議等の場を通じ、全職員に注意喚起を図っているところで、引き続き、法令の遵守、運転マナーの向上等による交通事故の未然防止に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問の車載カメラの導入に関しましてお答えをいたします。

車載カメラは、車のフロントガラスやダッシュボードに装着して、車の前方風景などを録画し、事故に遭った際などに撮影した映像を再生して確認ができるものでございまして、一般的にはドライブレコーダーと呼ばれております。ただ、バスやタクシーなど、営業用の車両にはふえつつあるものの、一般的にはまだ普及していないというのが現状かと思われまます。そこで公用車への装着でございますが、本市も含め県内ではそのような事例は少ないのでございますが、昨年度、天草市において70台に配備したとの事例がありました。同市へ確認しましたところ、議員御指摘の事柄と同様に、公用車の事故防止や安全運転の意識向上のため導入したとのことでございました。天草市の事業費は70台で約210万円、1台当たり3万円となりますので、市販価格と比較しますと高めに感じられるかもしれませんが、GPS機能を有しSDカードを取り出して机上のパソコンで確認できるといった機能性、操作性、客観性等を求めた結果、このような価格帯の機種となったそうでございます。また、県外では、鹿児島県の志布志市において新車購入の際にあわせて装着するといった事例もあり、この場合も天草市と同程度の機能、価格帯の機種を選んでいるとのことでございました。本市におきましては、主に職員が通常の業務で使用する公用車が140台あり、すべてに装着するとなるとかなりの費用が必要となります。この導入につきましては、その必要性和効果について十分検討し、導入するとなれば議員御指摘のように数年計画で進めていくか、また、新車購入の際にあわせて装着するかなどについても十分な検討が必要であるというふうに考えております。

続きまして、議員の福岡空港への直行バスの往復ルートをつくったらどうかの御質問

にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、福岡空港は九州内の各地から民間バス事業者の運行する高速バスが発着をしております。本市の近隣におきましても、先ほど議員おっしゃいました大牟田市、荒尾市と福岡空港を結ぶ高速バス、これについては運行会社は西鉄バス大牟田でございますけれども、これは和水町の九州自動車道菊水インターチェンジと福岡空港を結ぶ高速バス、これにつきましては九州産交バス、西鉄観光バスでございますけれども、このような事例が見られます。

本市におきましては、福岡空港までの主要な移動手段として、九州新幹線新玉名駅を有し、駅利便性の向上の観点からも、新幹線利用を促進する立場にあること、また、熊本県が事務局となって組織をされております、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会の玉名市も会員として、当空港の拠点性向上に向けた利用促進にも取り組んでいるところでございます。福岡空港への直行バスの往復ルートの創設につきましては、我々熊本県の北部に位置する玉名市にとっては、市民の利便性を考えれば、議員の貴重な御提案でございますが、現時点では考えてないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 公用車での事故対応については、一応、ちゃんと安全運転管理者として職務をなされているというところでございますけど、ついこの間も交通事故というか、学校の先生が前の晩にちょっとお酒を飲んで、子どもの小学生の足を車でひいてしまって、逃げてですね、結果として飲酒運転でひき逃げという形の事故も報道されたところでございます。もちろんですね、ちょうどそういう忘年会シーズンでもありまして、私自身も含めて夜中の12時過ぎまで飲んで、次の日の朝7時に車を運転したら結構な割合で飲酒運転の可能性が高いのはわかるわけでございます。もちろんなるべく運転をしないようにはしておりますけれども、やはりつつい皆さん方運転される場合もあります。じゃあ、事故がないからいいか、そういう問題でもなくて、本来であれば、毎朝出勤時に飲酒チェッカーというのが、今、小さいのがありますから、それでチェックをして、絶対飲酒運転をしないんだぞというぐらいの管理体制といいますか、力の入れようであつてもかまわないぐらいであります。で、そういったことをすることによって、先ほどのひき逃げをされた人は恐らく懲戒免職的な処分になると思いますし、我が市におきましても、もしそういう事故が起こった場合は、同じ対応になるかもしれません。そうなった場合は、その職員さんも、玉名市としても損失でございますし、事故に遭われた被害者はもちろん、その加害者になったその職員の方も意味お気の毒な部分もあるかと思えます。そのためには、日ごろから安全運転についてはきちんと管理し、厳しく対応していくというのが親心ではないかと思うところであります。

また、車載カメラにつきましては、これは急速に最近普及しております、ぜひ、これもまた職員の安全のためにも今後順次導入していくべきものと思いますので、ぜひ、御努力お願いいたします。

それと、福岡間の高速バスについてですけれども、なんですかね、ちょっと今考えてないというのはもちろんそうだろうなと思いますけども、先ほど新幹線の利用をどうするかとか、やはり新幹線についての非常に熱い御意見があったかと思っておりますけども、新幹線は本当にすばらしいもので、値段と駐車場がうまくいけば、あんなにいいものはないんですけども、それをいかにして利用者をふやして、そのまた、大阪への直通便をふやすとかですね、利用をふやすことによって大阪への直通便をふやして、ますます利便性を高めて、さらに利用者をふやすという相乗効果といいますか、いい方向に回転していくように考えていらっしゃるし、考えていくべきだと思いますけれども、そのために1つとして、菊水の高速インターにバス停があるよとか、荒尾に空港バスがあるよとかいうのは、基本的にバスを利用される方は交通弱者でございますから、荒尾へ行ったり、菊水インターまで行くのが大変でございます、やはりそういうのが玉名駅なり、新玉名駅から出ていけば非常に利用しやすく、また、極端な言い方をすれば福岡空港まで行って、帰るときは玉名温泉に泊まる人は無料、もしくは西川議員も提案されておりましたけど、利用料金と同じくらいのその商品券を上げてはどうかとか、同じような考え方をして、どんどん、どんどん玉名市内にお客さん呼び込むということに特化すれば、非常に有効な施策ではないかと思うわけでありまして。新幹線に遠慮するようななんですか、御答弁もありましたけれども、新幹線というのはJR九州ですから、民間企業さんであります。民間企業さんに行政がいちいちそんな協力ばかりしなくてもいいし、遠慮する必要もないと。また、熊本県の施策とも違うとおっしゃいましたけれども、阿蘇熊本空港については、あちらに通勤する人は若干少ない、福岡空港に行く利用者よりも少ないだろうし、阿蘇周辺に住んでる人が玉名に観光に来られるというのも、福岡に来られた人とか、福岡に住んでいらっしゃる人が玉名に来られる、観光として来られる数としては、人口ももちろん違いますし、利便性、また、この利用率を考えれば、熊本空港に路線バスは、熊本県に引いていただく分には全然かまわないと思いますけれども、やはり福岡について、都会と、大都市と玉名を結ぶ足を確保する、それによって定住化であるとか、人口増を図っていくというのもある種いい考え方ではないかと思っております。

ぜひですね、これについては、市長の御見解をお伺いしたいと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

議員が提案いたしておられます広域移動の選択技がふえるという意味では、本市の利便性とか魅力の向上につながるものというふうに考えられます。しかしながら、先ほど部長から答弁いたしましたとおり、本市におきましては、九州新幹線の新玉名駅を有しているというようなこと、毎年県内のほかの自治体と合同によりまして、JR九州の本社に増便の要望をしているというような状況もございますので、福岡空港への直行バスの往復ルートの創設については、慎重に考える必要があるんじゃないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 大変答弁しづらい質問をして恐縮ではありますが、先だって報道されましたように、玉名市、新玉名駅を無人化するというようなある種JR九州から我が玉名市は辱めを受けたと私は思っておりますけども、というような状況で、それほどJR九州に気を使う必要はないかと思っております。むしろ、JR九州に競合された路線を導入することによって、新玉名駅博多間の乗車運賃が安くなることも考えられますし、なおかつ、バスで来て新幹線で帰る。新幹線で行ってバスで戻って来るというようなことも考えられるわけですので、ぜひ、積極的に考えて今後総合計画の中にでも入れて導入していただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

---

午後 2時26分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

13番議員 福嶋讓治君。

[13番 福嶋讓治君 登壇]

○13番（福嶋讓治君） こんにちは。きょう、最後の質問者になりました。無会派の福嶋です。

今回は、また、何回もですけれども、市民会館の建設の場所、新玉名駅駐車場について質問させていただきます。

やっぱり新玉名駅の駐車場等々に関しましては、本当に玉名の核にならなければいけないところということで、今回も4人ぐらいですか、質問されているようです。その中で、題目としては市民会館建設・新玉名駅駐車場について、副題として市長の対応と政治的資質を問うということで質問したいと思います。

今議会に新玉名駅駐車場拡張に伴う設計費900万円が上程されております。無料駐車場の対応に関しましては、先ほどもありましたが、多くの質問と提案がなされてきたところでもあります。新玉名駅がこれからの玉名の活性化の中核となるべきであることはだれしもが認識していることであります。その駐車場が駅周辺の発展に多くの影響を及ぼすことも事実だと、当然皆さん、市の職員、執行部も我々も、市民の皆さんも思っているところです。現在、駅周辺の開発は、市長の強い方針で県市協定によるトータルでの開発から、民活に任せるということで進んでおりまして、現在は2つの商業施設が開業しているところです。その中で、駐車場の混雑がずっと言われ続けておりますけども、その混雑は無料であることが原因だと思われまます。私は、そういうふう信じております。新玉名駅の駐車場は、近隣の新幹線の駅と比べましても非常に駐車場の台数は格段に多いのは、それぞれ見に行かれた方、調べられた方、たくさんいらっしゃいますけど、御存じのとおりです。それでも混雑解消がされないゆえに、有料化等々、均一的に有料化しなさいとか、画一的に高い値段を取りなさいということではなくて、いろいろな方法があるということで、何らかの有料化の方法を検討したらどうかという提案が何回も出されております。執行部側は、無料をまず前提としているために、他方面からの検討が真剣になされていると考えられません。平成24年の第1回定例会の招集あいさつで市長は、「平成23年12月暮れから平成24年1月末までの間、帰省ラッシュや長期旅行に備え、警備員の配置と臨時駐車場の設置を行ないました。その結果、大きな混雑もなく、順調に推移しましたが、これは警備員の配置により、目的外駐車に対する効果があったものと考えております。」と述べております。これは市長の言葉です。たったこれだけの手当てでも効果が出ているわけです。

次に、無料駐車場の反対の理由としましては、駅前及び周辺開発に関連するものですが、他市町からたくさん車、人が集まっても、玉名市に経済効果をもたらしてくれているとは今の時点で到底考えられません。また、玉名市が駐車しているたくさんの人々が、どんどんふえている駐車をしている人たちが、金を落としてくれるような方策、努力は全然見えないからです。どうしましょかね、いいです。もうあとでと思いましたが、ここで、聞き取りの中で、新玉名駅誘致開設に対しまして、近隣市より金銭的な援助があったと、職員の方から説明がありました。私は「あっ」と思いましたが、けれども、「ああ、そういう援助というか、資金供与があったのなら、他市町のためにも駐車場をつくらなきゃいかんのかな。」というような感じを受けまして、深く質問はしませんでした。そういう資金提供があったのであれば、どの市から幾らほどあったのかお示してください。

次に、市民会館建設予定地について質問いたします。

今議会に市民広場公園の存続を求める陳情が出されていましたが、昨日になって陳情

者より、取り下げの申し出があったと事務局から連絡がありました。私のほうが、そのことを含めてこの質問の要旨を出しておりましたので、質問の内容も変わるんじゃないかということで連絡がありました。やや戸惑っているところでもあります。本当にとってもいい陳情でありましたので、どうしてなのかなという感じですがけれども、取り下げられた陳情書面の内容は、皆さんも十分見ていらっしゃると思いますけれども、私にとりましては、非常に私の考えている部分と重なる部分がありまして、非常に心強く読んでたところでした。前回の質問でも述べましたけれども、建物と建物の間には、空間や緑を配置することは非常に大切なことでもあります。老若男女が集える安らぎの空間として、絶対必要な公園だと考えますし、これまでも、つい先日ありましたけれども、大俵まつりを筆頭に数々のイベントに大活躍した市民公園であります。この出されていた陳情にも本当にいろいろ書いてあって、自分たちも400人も500人もの人を集めて利用してたんだというようなことが書いてあります。高校生のあのマーチングの練習などもよく見かけます。夕方にはしょっちゅうあそこで練習している姿を見るところであります。市民会館の建設は、合併協議の新市10年計画に入ってなかったのは、執行部の皆さんのほうが認識は深いと思っております。ただ、地震が来て、大きな地震があって耐震ということが出ましたので、今度のような計画も出たと思いますけれども、周辺整備は後回しにされての市民会館建設計画であることは、頭の中に入れて進めてほしいと思っております。とは言いましても、市民会館を建てないでくれ、建てないでいいじゃないかということではありません。当然、今も言いましたように、耐震構造のこと、また、玉名市の発展のために必要だとは思いますが、建てるのは当然かなと思っております。合併特例債を利用したいという、非常に安く上げよう、急ごうというのはわかりますけれども、急ぐ余りに長期的なビジョンもないままに、あいてる場所、ここがあいてるからここに建てようという感じで、大切な市民広場をなくすような計画には同意できません。新玉名駅前や現市民会館又はその後ろ側などでもいいから再検討をしていただきたいと思っております。

前議会の私の一般質問で、私のまとめのときに、高寄市長に対して、現市庁舎が建っている場所は、ハザードマップでいう水害の可能性があって適さないという主張をされて立候補されたんじゃないかということを言いましたら、指摘しましたら、自席での発言ではありましたが、「そんなことは言うたらん。言うてもおらんことは言わんでくれ。」というようなことを返されました。自席での発言だったからかもしれませんが、議事録には載っていません。括弧書きで、「何事か呼ぶものあり」というふうに記載されております。前にはやじも載っていたような記憶もありますけれども、今回はそういうことでした。しかし、私の耳には市長の発言ははっきり残っておりまして、そのときは「あ、中途半端なことを言っちゃいかんのだな。」と思って、帰りました。それで

本当に市長がそういうことを、私は言っておられたと聞いていたんで聞いたんですけれども、本当にそういった主張はされたことがなかったのか、そのこともあわせて質問いたします。

答弁を聞いてから、また質問します。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

[建設部長 磯谷 章君 登壇]

○建設部長（磯谷 章君） 福嶋議員の御質問の新玉名駅駐車場について、なぜ無料化で駐車場を拡張するかにつきましてお答えいたします。

これまでも新玉名駅駐車場の無料化につきましては、一般質問で幾度となく質問が出ておりますが、新玉名駅は県北20市町村の誘致活動により、新たに設置、認可された駅であり、県北地域の皆さまの利用促進を図るためにも、今後も無料化を継続してまいりたいと考えております。

次に、他市町村からの負担金についてはどのようになっていたのかということでございますが、新玉名駅に対する事業費の負担割合については、協定区間の事業費のうち、国が3分の2、県が3分の1、それから県の負担金のうち、10分の1が駅を設置する市町村である玉名市の負担となっておりますので、他市町村からの負担金は発生しておりません。

ただ、昭和60年に結成されました九州新幹線新玉名駅誘致期成会の運営費として、各市町村から負担金を徴収していたということでございます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問にお答えをいたします。

3点ほど質問があったかというふうに思います。

まず1点目の陳情書の件でございますけれども、今回の陳情書では、議員もおっしゃられましたけれども、決して市民会館の建設自体を反対されているわけではなく、純粹に公園機能を存続してほしいという意図であると読み取れます。また一方、陳情や請願といった形式をとらずとも、多くの市民の中には、早期建設を望む声があるのも事実だというふうに思います。また、公園機能が減少する点につきましては、これまでに答弁をしましたとおり、現在の市民会館を解体した場所に可能な限りその機能を持たせるということで解消したいというふうに考えております。

次に、2点目ですけれども、市民広場公園は反対、現在地東側や新玉名駅前の建設ではいけないのかというふうな御質問であったかというふうに思います。建設位置、まず新玉名駅周辺についてでございますが、これについては、平成26年8月の公共施設等建設特別委員会及び議会全員協議会で、建設位置の検討経緯と市民広場公園に決定した旨

を説明しておりますので、候補地案の1つとして最後まで残ったものの、新駅前がですね、最後まで残ったものの最終的には選ばれなかったことは、議員も御承知のことと思います。理由といたしましては、単独の駐車場や調整池が必要であるため、相応に広い面積の用地買収費や造成費で、事業費が高額になることはもとより、農地転用や農振除外が必要になるということ。さらに、埋蔵文化財の調査結果次第では、スケジュール的に合併特例債の適用期限であります平成32年度までの完成が見込めなくなる。確実ではないといった理由で建設位置にはならなかった次第でございます。また、現在の市民会館の東側農地を購入したらどうかといった案につきましても、今年の3月議会、西川議員からの一般質問の答弁と重複をいたしますけれども、建設位置を検討するに当たって、その候補地を複数掲げる段階で、担当課内での調査をした経緯はございますが、次の理由で候補地の対象にはならなかったものでございます。その理由でございますけれども、農振除外の手続が不要で、南側の市道に接し、形状も良好であるといったメリットはあるものの、用地の拡張に伴い、買収費用、造成費用が必要になることはもとより、開発行為申請とそれに伴う調整池が必要になることなど、デメリットが多いことからその時点で候補地にはなりません。また、これについては、新玉名駅も共通していることでございますけれども、個人が所有する土地を複数の地権者から買収して用地を確保する場合、どうしても譲渡所得税の特別控除が課題、ネックとなります。道路や消防署、学校用地などであれば無条件に5,000万円控除が得られるのに対しまして、市役所庁舎や市民会館などの施設用地については、土地収用法上の事業認定を受けないとその特別控除額が受けられません。それでは、その認定を受ければいいではないかという、市庁舎でも受けたではないかといったその意見になるかと思っておりますけれども、土地の収用権が得られる事業認定には、それだけ強い必要性和合理性が求められ、土地だけではなく建物についても、必要最小限の面積であることが求められます。ここ市役所ですけれども、400人の職員が入る事務所である市役所庁舎ならば、職員数で面積を積算して、申請を進めることができましたが、市民会館などのホール、文化施設については、大小ホールの席数の必要性など、それぞれの面積などの積算、立証が非常に困難でありまして、現在の基本設計で描いているレイアウトが大きく変更になる。変更になるというのは、縮小される可能性が非常に高いということでございます。このことは、他の自治体においても、同様に悩ましい事柄でありますので、事業認定の申請窓口である県の担当課には、事前相談は多くあるものの、平成24年度に行なったこの新庁舎の案件以降、実際に認定申請まで至った事例は1件もないということでございます。つまり、事業認定を得て買収する土地には、本市が望む市民会館のような箱物の建設が非常に難しいということになりますので、この視点からしましても、市有地のうち適度な広さをもつ市民広場公園への建設が、設計への制限を受けず、かつ最も効率的であるというふう

に考えます。

次に、3点目でございますけれども、合併特例債の適用期限内での完成を重要視するべきかということでございますけれども、市民会館については、昭和42年の完成で、築48年を過ぎていますので、躯体と設備の老朽化が進んでいることはもとより、耐震性も備えていないため、合併特例債の有無にかかわらず早期に解消すべき事柄であることは御承知おきと思います。また、この事業費は、概算ではありますが30億円程度と見込んでおりますが、財源としては国からの補助金、社会資本整備総合交付金を予定をしておりまして、現在、事前協議を進めておりまして、事業採択を受けた状態でございます。これに加えて、合併特例債を活用することにより、実質的な市の負担は3分の1から4分の1程度で済むことになるのに対し、例えば、市民会館建設が延期となり、合併特例債の適用期限後になれば、社会資本整備総合補助金の補助金自体が、この制度自体が続いて確約もできませんし、交付税措置がない起債、一般単独事業債で実施することになりますので、財政的な国からの援助が全く受けられないということになりかねません。合併特例債の適用期限内に完成させることにより、早期完成による安全性と利便性の確保、また、財源確保の面で得られる大きなメリットを無駄にしないこととなりますので、適用期限内の建設は最重要なことと認識をしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋讓治君。

○13番（福嶋讓治君） 午前中と、私より前に2人関連の質問をされましたので、駐車場についてまた関連ですので、質問しますけれども、非常にこう駐車場の答弁に関しましては、いろんな苦しい答弁なのかなという気がします。専用駐車場ということで説明がありましたけれども、条例化すればそれでできるのか、果たして今みたいに一般の人たちが駅を使わない人でもどんどん、市の土地だから使わせてくれと言ったら、それでも断れるのか、それと、専用駐車場とした場合にどういう形で区別されるのか、人を配置されるのか、その辺を具体的にちょっと示していただきたい。新玉名駅前の駐車場が、新玉名駅を利用する人のためだけの駐車場として、専用駐車場として利用、設置する場合、どういう形でその辺の区別を、判別をされるのか、具体的に答弁していただきたい。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

まず、今の現行の用途、条例では目的外駐車だめなのかというお話でございますけれども、今の条例の中の第9条に駐車拒否というのがございます。その中で、駐車場の管理に支障を及ぼす行為を目的外駐車は駐車場を混雑させ管理に支障を及ぼすということに該当するということで、そういう解釈で目的外駐車を排除するということになり

たしておりますけれども、はっきりとした明確に、この条例の中に目的外駐車は排除が明記されておられませんので、条例の規定について今後検討してまいりたいというふうに、先ほど答弁したところでございます。

○13番（福嶋譲治君） まだ具体的にはその方法は考えてないということですね。

○建設部長（磯谷 章君） これから検討したいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 先ほどの運営費というか、少し他市町村から出していただいたという、出していただいたのならば、具体的な数字ははっきりもうわかるはずですよ。幾らなのかお示してください。

それぞれどの市から、どの町から幾ら出たと、集めてたのか、示してください。

〔調べとらんとだろう〕と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 昭和60年に城北駅の誘致する期成会というのが立ち上がったというふうに記憶をいたしております。その時点で、4市15町1村のこの城北の地域の皆さん方が、せっかく九州新幹線が通るんであれば城北駅をつくらうというような期成のもとに、この期成会ができたというふうに記憶をいたしております。当時の松本市長が会長という形でできたわけでありまして、その中で、各それぞれの市町村から負担金をいただいて、期成会が運営され、誘致運動が展開されたというような記憶をいたしております。私たちもその外から見ている中で、そういった運動が最終的に実を結んで、この新幹線の城北駅といいますか、新玉名駅が完成したという、誘致することができたということは本当に感謝をいたしているというような状況でございますので、そういった人たちの気持ちも込めてこの新玉名駅をぜひ使っていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 今、高寄市長が述べられたように、非常にこう新玉名駅を誘致できたということは先人の努力、周辺の協力もあったからだとは思いますが。ただここでまた無料駐車場を、今回900万円の設計の予算が上がっておりますけれども、今度実際、土地を購入してまた整地して、駐車場をすとなれば、前回の議会だったですかね、6,200万円ぐらい予定されて、上程されようと思いましたが、前々回だったですか、もっと前ですか、ただ農振除外が厳しいということで出なかった経緯があります。私も説明に来られました。まだその6,000何百万円か、もっとそれ以上の金額が必要になるわけですし、高寄市長が常日ごろおっしゃいます、座右の銘のようにおっしゃっております「後世に負担を残さない。」そういうことを考えるならば、もっと

ほかに玉名市に金が落ちるようなことを、発展するような方向にお金を使うとか、それでもいいんじゃないかと、多少駐車料金を利用者の負担で駐車料金をいただいて、きちんとするというのも、私どもは大切なことじゃないかと思っております。そのずっと前の高寄市長が選挙に出られたときのチラシを見つけ出してみたところ、新幹線玉名駅周辺整備の推進を図りますと大きく、幾つかあるんですけども、駅前広場駐車場南側の交流施設には、道の駅等の整備を図ります。図りますとはっきり図りたいと思いますじゃない、図りますということを書いてありますけれども、そのことについては全然そういう話は、市長になられてから耳にしない、逆に民活に任せる。先ほど質問しましたことなんですけど、私がうろ覚えの推測だけでいったのかなと思って、いろいろ新聞等々を探してみました。そこに座っておられます永野議長が、議長じゃないときに質問されたときに、30億円の数字を出されたときに、高寄市長は30億円なんては言ってないと、それも言明されておりましたけれども、新聞には、30億円のことは先に出ておりますので言いますが、「高寄氏はみずからも関与した新庁舎を豪華すぎるとして、約30億円で建設する考えを表明した。」と、これは新聞、これは何日だったですかね、いくつも記事があって、いくつも同じように書いてあります。まず取り組むのはという質問に、「新庁舎の見直しだ」と、「現在の移転予定地は水害の常習地帯で、危機管理に疑問が残る。現庁舎の位置も選択肢に含め委員会を設置して見直す。」とはっきり言っておられます。言っておられるんだと思いますよ、新聞の記事だから。私は高寄市長の言葉を直接聞いたわけではありませんから、新聞にこう書いてあるということしか言えません。もしそうでなかったのだったらこれ新聞がうそを書いているんですかね。これはあとでまたゆっくり聞きます。

それと、市民会館について、また質問させていただきます。

市民会館を計画通りに、その公園に建てるとして、朝の別な議員の質問に、部長は、今の現市民会館を取り壊して、あそこに市民公園をつくるんだと、市民公園と駐車場を兼ねるようなものをつくるとおっしゃいましたけれども、今の市民公園の広さと、今の市民会館を壊して向こうまで駐車場がありますけれども、あれとどっちが面積は広いんですかね、それと今までは、前はあそこは市民会館を壊して駐車場にするということしか話が出てなかったんですけども、この陳情が出たからですか。ああいう答弁は、非常に一貫性がない、計画性がない、その辺を非常に私どもは心配するわけ、心配もしますし、本当にこれでいいのかなという思いがあります。その辺答弁お願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問にお答えをいたします。

まず、現在の市民会館の跡地でございますけども、前の駐車場等含めて、前というの

は、道路を挟んで前は含まずですね、現市民会館の面積については約5,100平方メートル、それと現在の市民広場公園につきましては約9,100平方メートルでございます。ですから、駐車場として利用する場合は、今の市民広場公園というのは、築山等がございますので、臨時的に今の駐車場として使われてるんですけども、駐車場の面積とすればそんなに遜色ないのかなと。ただ、市民広場としての面積、広場としての面積はやっぱり狭くなります。それと市民会館の説明のときに駐車場として利用するというふうな説明をずっとやってきたというふうなお話でございますけども、午前中もさせてもらいましたけども、例えば、今の市民広場公園では玉名女子高校のマーチングであったりとか、陳情書を出された団体であったりとか、大俵まつりとかいろいろありますけども、それにかわるような施設として、市民会館の跡地については整備を考えていると。それと一貫性がないというふうなお話しですけども、まずもって午前中申し上げましたのが、平成28年度で実施設計、29、30年度で建設、市民会館ですね、今のスケジュールですけども、そのあと解体したあとに、その跡地を整備するというふうな格好になります。これはそのあとになりますので、その前に、その広場の整備計画であったり実施設計であったりというのはですね、そこで、設計の発注計画を考えますので、現在これどういった格好で整備するというのですね、曖昧というよりも、まだ決まっていないというふうなことが現実だと思います。ですから、当然、市民広場、今の市民広場の用途として残してほしいという意見があればですね、当然それにも合うような整備をせないかんし、それともう1つ、この一帯の駐車場として利用もせないかんというのは事実でありますので、その整備内容については、今後、話を聞きながら整備をしていくというふうなことを午前中は申し上げたつもりであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 私、資料をですね、いろいろ資料というか前にいただいた資料を、私じゃなくて、この同僚議員に、私が探し出せないんで、同僚議員に探していただいて、用意していただいて、ここに持ってきているわけですけども、平成23年のですね、玉名市民会館整備基本計画23年9月に出ている案にB案の市民広場公園のデメリットにですね、「都市計画道路を横切るため危険である。公園がなくなり景観の観点からも好ましくない。駐車場用地として新しい土地の確保が必要と思われる。」非常に、これはここが建っていないときにはありますけども、非常に重いデメリットだと私は思いますよ。それと、今、原口部長がこれからの要望で考えるということでしたけども、非常にそれこそ、もう建てるときは片方のは計画はともにできてなきゃいけないと思いますよ。その辺が無計画で場当たりのではないかということをお願いしているわけで、このことは今もう市側としては、あそこに決めてどんどうやってでもつくって

いくんだという理由を次から次と、もう非常に詳しく、今回は原口部長が詳しく説明をいただきました。それでも私どもは、その公園に建てることだけはよくないんだと、ほかにどっかいいところがあるじゃないか、これだけ広いんだからあるんじゃないかと、あるじゃないかというところで意見を述べさせてもらっております。そういう中で、そこに建てるんだったら23年にも1回計画が出て、合併特例債の問題があって伸びて、その期間時間があったわけですから、途中でやめるんでなくて、計画そのものをずっとやってきていけばこういう場当たりのことにはならなかったんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺はいかが、部長はどういうお考えですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問でございますけれども、決して、その確かに、現在の市民会館の跡地についてはどういった格好で利用するのかというのは、決まっていなければいけないんじゃないかというのは、まさしくそのとおりだろうとは思いますが、まずもって、今、今度建てる市民会館の配置というのが優先されますので、そちらを優先してやっておるという状況です。

それから、23年に答申等なされて続けてやっておくべきじゃなかったのかというふうな話ですけども、そのあとはですね、5年間、合併特例債の期限が延びましたけども、庁内においてはですね、候補地を選定をする段階で、例えば、その今の市民会館の北側にある公共施設あたり等を廃止して統合するとかできないものだろうかというふうな、庁内の協議についてはですね、さまざま協議をしておりました。その結果、候補地が7カ所になったというふうなことでございます。ですから、福島議員おっしゃるとおり、こっだけ広いんだから、どっかあるでしょう、ていうふうなことをおっしゃいますけども、どこがじゃああるかというふうに、逆に私は聞きたいというふうに思います。ですから7カ所っていうのは、一生懸命職員が考えた結果が7カ所、それから絞り込んで1カ所になったというふうに私は認識をしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福島讓治君。

○13番（福島讓治君） この市民会館に関しましては、職員内で、市役所内で職員の皆さん方で非常に検討、精いっぱい検討された一番ベストなのか、どうなのかと検討されたというふうに、今の話で聞いております。聞きましたし、そう思っております。ただ、ほかの案はみんな検討委員会を周りから集めて、有識者、市民の代表、そういうので集めて決めたのに、なんでこれはしなかったのかなというふうに私はお思います。これは答弁いいです。ほとんどされたのに、私はそれは、私の思いはそこにどうしても建てなきゃいかんというのが前提にあるものだから、そういう形で進められたと思っております。

それと、もうこのことはどうしても平行線、私がどう言っても「ああ、そうですか、ならそうしましょう。」ということにはならないと思いますので、いいです。

先ほどのよその他市町から出たということですけど、私が調べた中では、具体的には余り数字的なものは、あちこち聞いたところでは出なかったと、ただ、聞き取りのときに、あれだけはっきりお金が他市町から、菊池、山鹿あたりから出とるけんというふうな言葉が、出たのかな、出てよかったのかなというのがあります。もうそれはいいです。非常に、ただああいう場で、そういう説明をされると、我々は具体的には数字はわからないし、内容を知らないもんですから、質問の仕方が変わるわけですよ。ただ、聞いた限りでは、それぐらい出たからといって、ほかのどこもそうだと思いますよ、ほかの新幹線駅誘致、あとで誘致されたところあたりは、やっぱりそうやってされていると思いますけど、それはいいです。

市長に、その真意、玉名駅周辺のこと等々でちょっと質問しますが、市長から答弁はいただけませんか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） よければ、具体的に質問の内容を言っていただければご返答したいと思います。

○13番（福嶋譲治君） はい、わかりました。

さっきも質問しましたけれども、前議会のときに私はハザードマップのことを、ここは危険だからということをして市長はおっしゃったじゃないかということをやったら、「おらそがんことは言うたらん。」と自席でおっしゃいました。そのときは、私は「ああ、私の言ってることを、感じてたことはうそだったのかな。」と思って帰って、今回新聞等々を見たときに、新聞にはそういうことを市長が言ってらっしゃるということが載っておりましたので、「ああ、これは新聞がうそなのかな。」というふうな、市長がどうしても言っていないとおっしゃるんだったら、新聞がうそということになりますよ。30億円についてもそうですよ。それと、これにも、これはこれから先もってやられるかもしれませんが、道の駅についてはこれから考えられるかもしれませんが、いいですけども、まず、私に対しておっしゃったハザードマップ関係の、ここはもともとつかるから、市庁舎には適さないというようなことを、言わなかったとあの場ではっきりおっしゃってるんで、みんな聞いてるんですよ。その辺はどうなのか、それをちょっと答弁してください。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 新庁舎の建設につきましては、以前からいろんな問題点もございました。場所の問題、そういったものを検討する中で、いろいろその議論というのはあったらろうというふうに思っております。しかしながら、私は、この場所の選定につ

きましては、現在地と旧庁舎の跡、そして凸版の跡地というような3つのところで最善を尽くして、どれが1番新庁舎としていいかというようなことを検討し、そしてまた、調査をいたした結果、最終的にはここが一番いいという結果が出たというようなことでございますので、その結果に基づいて、この現在地に新庁舎が建ったというような記憶をいたしておりますので、言った、言わないとかいうようなことの問題よりも、やはり最終的には、どこが1番適正だったかということをお求めということで、最終的に決定したということでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 先日ある市民の、本当に一般の市民の方です。市民の方と話したときに、我々は公約を聞いて投票したんだと、公約を聞いて高寄市長を応援された方です。もう名前は出すことはしませんけれども、応援された方です。したのに、あれは公約違反じゃないかというようなことをはっきりおっしゃいまして、政治家が公約を公の場で公約をしたというのは、非常に重いことだと思いますよ。こういうことを例えば、今の水没関係、水害関係、新聞読んでいいですか、新聞の記事を。

「まず取り組むのは、新庁舎の見直しだ。」と、さっきも読みましたけども、「現在の移転予定地は水害の常習地帯で、危機管理に疑問が残るということをお、現庁舎の位置も選択肢に含め、委員会を設置して見直す。」と、見直すということは、ここをもともと外すということが前提だったんじゃないかと思えますけれども、結果としてここにできました。それはいいです。それはいいんですけども、言ったことを言っていない、30億円と言っていない、本当は30億円で建てようと思ったけれども、資材の高騰やそういうことで40億円になったと、10億円高くなったけれど、それでも安くしたじゃないかと、そういう答弁の仕方をされるならば、私は公約違反というか、うそじゃないと思えますけれども、「いや、俺はそれは言っていないんだ。」ということをお何回も言っておられます。議会の中で、そのことが非常に重いと言ってるんです。

国会等々を見てますと、そういうことで辞められた議員とか、結構いらっしやいますよ。私はこのハザードマップといいますか、その件に関して、私に言っていないと言うことを真横で言われましたので、そのことについてはおかしいんじゃないかということをお特に申し上げます。だから打ち合わせのときにも、本当にはっきりわかってもいないことでおごまかそうとしたりする説明があるんじゃないかというふうにお、私は思えますよ。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明11日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時16分 散会

第 5 号

1 2 月 1 1 日 (金)

## 平成27年第5回玉名市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

平成27年12月11日（金曜日）午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1 1番 北本 将幸 議員
- 2 7番 嶋村 徹 議員
- 3 23番 吉田 喜徳 議員
- 4 3番 松本 憲二 議員

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

- 1 1番 北本 将幸 議員
  - 1 旧庁舎跡地利活用について
    - (1) 旧庁舎の解体計画について
    - (2) 旧庁舎の跡地利活用について
  - 2 玉名市におけるスポーツ振興について
    - (1) スポーツ推進計画の策定について
    - (2) 学校教育におけるスポーツ振興について
    - (3) 生涯スポーツの振興について
    - (4) スポーツ振興における指導者の育成について
    - (5) スポーツ大会への助成制度について
    - (6) スポーツ環境の整備について
- 2 7番 嶋村 徹 議員
  - 1 鍋地区農地基盤整備と商業地域活性化について
  - 2 鍋松原海岸の観光潮干狩り場の整備について
- 3 23番 吉田 喜徳 議員
  - 1 旧庁舎跡地の活用と周辺開発、中心市街地活性化について
- 4 3番 松本 憲二 議員
  - 1 新玉名駅駐車場と駅周辺の開発について
    - (1) 今議会に提出されている駐車場拡張に伴う設計費について
    - (2) 新玉名駅周辺の開発の今後について
  - 2 企業誘致について
    - (1) 合併してからの企業誘致件数、雇用人数

(2) 今後の工業団地設置について

日程第2 陳情の取り下げについて

日程第3 議席の一部変更

散 会 宣 告

+++++

出席議員（24名）

1 番	北 本 将 幸 君	2 番	多田隈 啓 二 君
3 番	松 本 憲 二 君	4 番	徳 村 登志郎 君
5 番	城 戸 淳 君	6 番	西 川 裕 文 君
7 番	嶋 村 徹 君	8 番	内 田 靖 信 君
9 番	江 田 計 司 君	10 番	田 中 英 雄 君
11 番	横 手 良 弘 君	12 番	近 松 恵美子 さん
13 番	福 嶋 譲 治 君	14 番	宮 田 知 美 君
15 番	前 田 正 治 君	16 番	作 本 幸 男 君
17 番	森 川 和 博 君	18 番	高 村 四 郎 君
19 番	中 尾 嘉 男 君	20 番	田 畑 久 吉 君
21 番	小屋野 幸 隆 君	22 番	竹 下 幸 治 君
23 番	吉 田 喜 徳 君	24 番	永 野 忠 弘 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	吉 川 義 臣 君	事務局 次長	堀 内 政 信 君
次 長 補 佐	松 下 匡 君	書 記	松 尾 和 俊 君
書 記	富 田 享 助 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	副 市 長	斉 藤 誠 君
総 務 部 長	西 田 美 徳 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	上 嶋 晃 君	健康福祉部長	村 上 隆 之 君
産業経済部長	吉 永 訓 啓 君	建設 部 長	磯 谷 章 君
会計管理者	北 本 義 博 君	企 業 局 長	宮 田 辰 也 君
教育委員 長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教 育 部 長	伊 子 裕 幸 君	監 査 委 員	坂 口 勝 秀 君

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） おはようございます。1番議員の北本将幸です。

最近、熊本においては、一般財団法人化学及血清療法研究所のニュースなど、全国ニュースに熊本県が登場することが多くなってきています。その中でも、熊本県において3カ月の赤ちゃんに覚醒剤を投与させて死亡させてしまったという、本当に恐ろしい事件が起きてしまいました。私自身薬剤師でもあります。薬物乱用の危険性については、しっかりと情報発信していきたいと思えます。また、12月は各自治体において、議会が開催されておりますが、今週7日に興味深い記事が掲載されておりました。見出しは「サンデー市議会“悲願”の傍聴者100人超え」と題してありました。これは、今月7日に山形県上山市議会において、「サンデー議会」いわゆる日曜日に市議会を行ない、一般質問の傍聴者が111人を超えたとのこと。これは議会活性化のために、毎年1回開催されているとのことでしたが、本当に開かれた議会ですばらしい活動であると思えます。私自身、議会活性化のために、これからも頑張っていかなければいけないと思えます。

それでは通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、玉名市旧庁舎跡地利活用についてお伺いいたします。

今年1月より新庁舎に移転し、早いもので1年が経過しようとしています。現庁舎は駐車場も十分にあり、以前より大変便利になったとの声を多く聞きます。しかし一方で、旧庁舎の跡地利用においては、思うように進展がなく、現在も以前使用していた市役所がそのまま建っている状況です。防犯の面から見てもだれも使っていない施設をそのまま放置しておくのは好ましい状況ではありません。いち早く解体だけでも行なう必要があると思えます。市民の方からも、「市役所の跡地は一体どうなるのか。」「何か建設されるのか。」「何かできるのなら、人が集まり玉名が活性化するような施設をつくってほしい。」といった声を多く聞くようになってきています。以前、本庁舎跡地等活用検討委員会より答申書が提出されました。内容的には、庁舎跡地は新たなにぎわいを創

出し、中心市街地の活性化を念頭にするとされており、庁内においても庁舎跡地の活用基本構想検討委員会を立ち上げられ、検討されていると思います。構想案としては、前回の公共施設等建設特別委員会にて示されましたが、その経過についてお伺いしたいと思います。

そこで、2点質問いたします。

(1) 旧庁舎の解体計画について。(2) 旧庁舎の跡地利活用について。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問にお答えをいたします。

旧庁舎の解体計画につきましては、今年6月に解体工事にかかる費用等の積算のための設計業務を業者へ委託をし、既に業務は完了しております。解体費用については、約1億3,000万円と試算をしております。また、解体工事の時期につきましては、現時点での計画では、平成28年、来年の6月ごろから12月末までの約半年間を予定をしております。

それと、利活用をどのように考えているのかについてお答えをいたします。

旧庁舎跡地利活用については、現在、議員おっしゃったとおり本庁舎跡地等活用基本構想を策定中でありまして、かつ、今年度庁内の関係がある部課長10名で組織をしております本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会で、今現在検討をいたしております。

利活用の内容につきましてはであります。主に老朽化した玉名第1保育所の建てかえ及び子育て支援事業の総合的拠点創出を創出する目的で想定される子育て支援センターなどを併設した複合施設や交流施設の建設、それと文化センターの改修等を現時点では考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

市役所の解体については、来年度されるということなので、スピーディーに取り組んでいただきたいと思っております。

予算のほうで1億3,000万円ぐらいかかるということでしたが、以前はその解体において、合併特例債を使って、使うとなるとその解体したあとになんか建設しないと、その合併特例債が使えないような話をされていたんですが、今回もそうですかね。まず、撤去だけをしてしまうということではできないのでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の解体費用の財源についての質問でございますけ

ども、財源については、県と協議の結果、平成27年度、今年度に総合管理計画を策定した合併市町村で、かつ解体後の平面図や整備スケジュール等を記した基本構想、もしくは基本計画に当たるものを平成27年度に策定をすれば、合併特例債を利用した解体が可能というふうになります。ただ、今、議員おっしゃったとおり、解体だけでその合併特例債を利用することは可能なかというふうな話ですけども、解体だけでも合併特例債の利用というのは可能でございます。ただ、今年度中に総合管理計画を策定すれば、解体のみでも特例債を利用することは可能でございますけども、ただその場合、その解体したあとに建物を建てることできないと、総合管理計画自体が合併市町村の多くの公共施設というのを考えるということからきておりますので、更地のままにしておくということになります。ですから、そういったことで現在は考えております。基本構想を立てて、総合管理計画を策定して、解体して、そのあと何がしかの建築物を構造するというふうなところで今考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ということは、前と一緒に、結局、壊してあとに何かを建てるまでの計画を立てて、合併特例債を使って解体するということですかね、そういうことですね。じゃあその、もしその計画自体そのあとに建てる、今、子育て支援センターとかを建てるようになってるんですけど、そこが決まらなないと解体はできないということですか、もし、そこは遅れてくる、来年度解体するということですが、そこは遅れてくる可能性もあるということですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問ですけれども、合併特例債を利用するときには、市町村合併特例事業として事業計画の申請を県に行なうということになります。解体だけで申請するということになると、特例債、先ほど申しましたとおり特例債は使えますけども、解体だけということで申請の同意を得て、そのあとまた何かを建設するということになると、当初の合併特例債の申請と内容が変わってくるということになりますので、その辺は認められないのではないかとこのように考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ということは、解体して何かを建てるという計画でいくのか、それとももう解体だけでいくなら、そのあと何か建たなくなるというどちらかの方向が考えられるということに現時点ではなっているということですか。

やっぱり庁舎をそのまま建てておくのはやっぱり危険性も問題もあるんで、解体だけでもいち早く取り組んでいただきたいなと思います。

次ですが、構想案としては、現時点で跡地に子育て支援センターと交流施設の建設を

考えられているとのことですが、現在、玉名市にも幾つか子育て支援センターがあって利用されています。子育て支援をしていく中で、本当に大変重要な施設であると思いません。今回新たに、子育て支援センターを建設する計画をされるに当たって、玉名市には子育て支援センターが不足しているとの声や、現在こういった子育て支援が不足しているから、施設を建設してほしいとかいったような声や、玉名市としてこのような支援をもっと充実させていきたいから、子育て支援センターを建設するといったような考えがあって建設計画されるのか。市としては、どのような構想を持ってこの子育て支援センターを建設される予定で、案を出されているのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） おはようございます。議員の再質問にお答えします。

子育て支援施設の建設の方向性といえますか、そういったものをどういうふうな形で考えているかというふうな御質問でございます。

まず、子育て支援施設の昨年の利用状況あたりからまず申し述べたいと思いますが、第1に、妊娠期から主に3歳児未満の親子が交流する子育て支援センターが6施設ございます。年間3万6,000人を超える利用がございます。また、第2に、病時・病後児の保育施設でございます。公立玉名中央病院に「ひだまりキッズ」で実施をしており、延べ利用が529人ございます。第3に、ファミリーサポートセンターは600人を超える会員登録がありまして、1,081件の利用がございました。第4に、学童クラブでございますが、21小学校区を12のクラブで対応し、470人の児童の利用がございました。また、そのほか、自主活動の子育てサークル、母子保健推進員の活動で、岱明、横島、天水で開催される子育て広場など、未就学児の親子を対象とした活動が現在充実してきている状況でございます。

次に、子育て支援施設の建設等の目標として考えておりますのが、昨年11月本庁舎跡地等活用検討委員会からの答申を踏まえまして、市の中心地としての立地を生かし、子ども、保護者、妊婦の方が地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集と提供を行ない、必要に応じて相談や助言等を行なうとともに、休日に開放できる施設であり、遊びと文化を含め、世代間交流ができる子育て支援の基幹型の施設を目指し、現在検討をしているところでございます。

次に、子育て支援施設が足りないかとの御質問でございますが、先ほど代表する4事業を申し上げましたが、一部学童クラブ等が不足している状況でございますが、ほかは不足している状況ではございません。ただ、先ほどから申しましたように、今現在、ワークショップあたりを重ねながら、市民の皆さん方の声を聞きながら、保護者それから妊婦の方々が地域で、やはり安心して暮らせる情報の基幹としての施設として、今、考えておるところでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今、玉名市にも子育て支援センター幾つかあって、今、利用者の人数とかお伺いしたんですが、本当にいろいろな活動をされてると思います。今、学童クラブ以外は足りてるんじゃないかという見通しなので、本当にあそこに今の時点で子育て支援センターを建てないといけないのかというのは、ちょっともう1回考えたほうがいいんじゃないかなというのがあります。今その現在の旧庁舎跡地の周辺には、玉名第1保育所と文化センターなどの公共施設が隣接していて、利活用においてもそれらを含めた一体的な開発を進めていくとされていますが、まず、玉名第1保育所についてお伺いしたいのですが、老朽化が進んでいるということで、建てかえは必要だとは思いますが、今回建設場所としては、今考えられている現在の場所での建てかえがいいのか、それ以外の場所の検討はなされなかったのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の玉名第1保育所の移転場所は、旧庁舎の跡しかないのかというふうな趣旨の御質問だろうというふうに思います。

これにつきましては、玉名第1保育所につきましては、公共施設の効率的な管理運営を推進するため、平成25年3月に策定をいたしました玉名市公共施設適正配置計画の中で、その調査の中で、建物状況と利用状況の評価結果というのがありまして、そこにおきまして、耐震安全性が確保されておらず、老朽化のため、早急な安全性の確保が必要とされ、また、改善の方法といたしまして、旧本庁舎跡地での建てかえも含め、検討するというふうに位置づけがされております。また、昨年11月に外部委員15名で組織されました玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会からの答申内容も踏まえつつ、民地を購入した場合の費用面であるとか、時間的な問題であるとかいうものを勘案をしまして協議を重ね、旧庁舎の敷地内に新しい玉名第1保育所を建設するというふうなところに決定したというところです。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 建てかえは必要だと思いますが、その建てかえるときは新しくつくるチャンスといえばチャンスでもあるんで、もしほかに探して、移転してここがもっと利用しやすい場所があるというのがあったんだったら、そっちに移動するという考えもあった上で考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。

次に、文化センターについてですが、文化センターにおいては、ワークショップを開かれて、実際利用されている方たちの意見を聞かれ、機能拡充のためにリニューアルを検討されているとのことですが、現在の文化センターは、今現在どれくらいの利用があって、それをリニューアルすることによりどのような利用を増加させていくのかといったような、具体的な目標や考えはあらわれるのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 北本議員の文化センターの改築について、センターの利用状況及びどのように改築するのかという御質問にお答えをいたします。

まず、文化センターの利用状況でございますが、平成26年度における中央公民館の年間利用者数は4万754人であり、申請件数が2,053件、1日当たりの利用者数は平均で115人でございます。また、1日当たりの平均利用件数は6件でございます。

次に、市民図書館の入館者についてでございますが、人数についてはちょっと把握できておりませんが、平成26年度における市民図書館の本の貸し出し数は1日当たり687冊でございます。

次に、どのように改築するのかについてでございますが、現在、企画経営課で進めております本庁舎跡地等活用基本構想の中で、旧庁舎の解体後の跡地利用に関して、旧庁舎跡地には、新たなにぎわいを創出し、中心市街地の活性化を図り、人々の集まりや世代間交流を促すことを目的に計画が進められております。文化センターにおきましても、そのような目的に沿って支館長初め、図書館利用者及び文化センター利用者の代表者19名によりワークショップを行なっております。より利便性の高い文化センターになるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 文化センターにおいては、1日100人ぐらいの現在でも利用者があられるということなのですが、跡地には交流施設も建設される計画ですが、文化センターを利用して交流施設として使えるような気がするのですが、その文化センターもあそこにリニューアルして、そして交流施設も新たにつくるということは一緒のが2つ建つような感じがするんですけど、そこはやっぱり違うものを建てるんですかね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 先ほど健康福祉部長のほうから答弁がありましたように、子育て施設、子育てに関連した基幹的な施設と、こちらの文化センターにつきましては、公民館、それから図書館という機能をより充実されるというような形で、お互いに相乗効果を生み出す施設ということで考えておられると思います。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 子育て支援センターはいいですけど、その一緒に交流施設みたいなのも建設される計画、あれは子育て支援センターの交流施設ということですかね、隣に。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問ですけども、まだ今、構想の段階ではございますけども、構想というか、検討段階でございますけども、先ほどから話があっ

おります新たなにぎわいの創出であるとか、中心市街地の活性化に資することを念頭におきまして、多世代の人たちが集まれるような、それと人的交流ができるような、もちろんどういった交流ができるかというのは、その含めて、その施設の内容を検討委員会の中で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 本当にあそこは玉名市の中心地なんで、本当ににぎわいが、先ほどから言われているようなものをつくっていただきたいと思います。

以前提出された答申の中では、庁舎跡地の活用検討の中に、駐車、駐輪機能の設置も上げられていますが、現在は市役所がこっちに移転したこともあり、文化センター利用時などの駐車スペースは比較的足りているように感じられますが、また新たな施設が建設されるとなると、駐車場の確保も問題になってくると思われそうですが、以前は、市役所だったので駐車場が少なくても、多少利便性が悪くても、やっぱり用事があるので行っていたと思いますが、今回は、駐車場が少ないとか、利便性が悪ければ、利用者も減る可能性も考えられます。現在、どの程度の駐車スペースがあって、計画後はどの程度そのスペースが確保されるのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の駐車場関連に関してお答えをいたします。

現在の旧本庁舎跡地でございますけども、現在の駐車場としての利用可能台数は、旧市役所庁舎敷地内が107台でありまして、文化センター南側の駐車場が47台です。現在、策定中の基本構想では、先ほどから話がございますワークショップを開催いたしまして、子育て支援機能や公園、駐車場等の広さについて協議中でございまして、今後敷地内にどういったレイアウトで、どういった面積で、その施設を配置するかというのは、今検討中でございます。ですから、そういったことが、同時にですけどもそれも含めて、一緒に駐車場については検討をしていきたいと思っております。ただ、ワークショップの中でも駐車場の数は多くしてもらいたいというふうな意見も多数ございましたので、まずもってそのレイアウト配置等、駐車場の配置も一緒に考えていきたいというふうに考えております。ですから、まだ今のところ駐車台数というのは、まだ決定しておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今、150台ぐらい駐車場があるということで、先ほど文化センターが1日100人ぐらい使われて、図書館も何人か使われているという状況なので、やはり100人を超える人たちが使ってて、さらにそこに新しい施設をつくるとな

ると、また、利用者もふえてくるので、この駐車場に関してもしっかりと計画されて進めていただきたいと思います。

今回、その跡地活用の基本構想を策定されていくに当たって、子ども施設に関するワークショップと文化センターのリニューアルに関するワークショップを2つ開かれています。ワークショップを開いて市民の方々と利活用に関して考えていくのは、本当に大変よいことだと思いますが、しかし、せっかく市民の皆さんの意見を聞く機会を設けたのに、なぜこの2つに絞ったワークショップを開かれたのか、お伺いしたいと思いますし、これ以外に跡地はどういった活用をしたいのかといったようなワークショップも開けなかったのかなというの、あわせてお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員のワークショップを子育て支援グループと文化センターグループに絞ったのはどうしてかというふうな御質問でございますけども、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会からの答申内容につきましては、先ほども申しましたけども、新たなにぎわいを創出し、中心市街地の活性化に資することを念頭に、人が集まる、便利でにぎわいのある市街地環境の維持を図るため、市民や来訪者の世代間交流や人的交流を促すと期待される機能を備えた施設の整備を図るとされております。具体的には、多世代交流機能として、子どもからお年寄りまで触れ合うことができる交流広場の整備であったり、文化や教育の向上、子育てに資する機能として、子育て支援センターや児童館を併設した複合施設の整備が盛り込まれております。さらに、文化センターなどの施設を含めた一体的な整備計画の策定が求められております。これは答申でございますけども、これらの整備に当たっては、合併特例債の期限内である平成32年度までに終了しなければならない中でできる限り多くの皆さま方の意見を聞いて、自分たちでつくりあげた施設という気持ちを持っていただけるよう、子育てに携わられている方々や文化センターを利用されている方々を中心としたワークショップを通じて、意見の聴取を行なったところでございます。

それで、議員御指摘のこれら以外の方々によるワークショップについては考えなかったのかということでございますけども、26年度に行ないました外部委員15名で組織がされておりました玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会での議論、外部の意見等でその答申がなされておるということありまして、今年度の検討委員会の中でもその必要性については議論をいたしまして、2グループで開催し、それ以外のワークショップについては開催しなかったというふうなことでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 本当にそのワークショップを開いて、意見を聞いて、こういう

施設をつくっていくというのも考えていかれるのは、本当にいいことだと思うんですけど、テーマを絞ってしまうと、範囲がその範囲だけになっちゃうので、せっかく開くんだったら、幅を広げていろんな意見を聞いた上でだんだん絞っていくといったようなのを、方法をせっかくするならとったほうがよかったんじゃないかなと思います。もし機会があれば、今後そういうのも開けるなら、いろんなことをするときには開いていただきたいなと思います。

また、別ですけれども、現在公共の敷地内には、教育会館が建設してありますが、その教育会館については、今後どのように対応されるのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の教育会館についてはどうなのかというふうな御質問でございますけれども、ちょっと経緯を申し上げますと、教育会館につきましては、昭和47年2月に、当時の玉名奨学会理事・玉名教育会館運営委員会委員長から、玉名市町及び玉名市議会議長宛てに無償貸与陳情書が出されました。昭和47年5月から平成14年5月までの30年間の無償貸し付けを決定し、昭和47年6月の玉名教育会館建設の際に、玉名市から玉名奨学会へ移転補償費として1,500万円が支出をされております。その後、平成8年に先方より継続借用の要望がある中、判断として奨学会としての活動をやっておられないので、教育会館を移転していただき、文化センター駐車場として使用したいとの返却のお願いを行なったというふうな経緯がございます。ただ、その際も契約延長の依頼がございまして、協議した結果、平成14年5月以降については、単年度ごとに契約をして対応をしているところでございます。また、その契約書の中には、契約の解除でありますとか、原状回復についても触れてございまして、今回の旧庁舎跡地の整備を行なうに当たりましては、教育会館を含めた構想の策定を考えてございまして、現在、当事者であります一般財団法人玉名荒尾教育会館との協議を現在も行なっているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今、あそこ開発を考えられてるんで、移転したりしてもらわないといけなくなることも出てくると思うんで、早い段階で説明なり、話し合いなりをしっかりとしてから進めていただきたいと思います。

今回、この庁舎跡地利活用についていろいろ質問させてもらいましたが、解体自体は現時点では来年度に実施されるということなので、本当に早く取り組んでいただきたいと思います。その後の利活用においては、まだ検討する部分が多くあるように感じます。今回の活用の構想としては、子育て支援センター、交流施設、玉名第1保育所の建てかえという案が出ていますが、今まで市役所が建っていた玉名の中心地なので、ここ

に何を建設していくのか、どう活用していくのかというのは、今後の玉名市において大変重要な意味を持つてくると思います。最後になるんですが、玉名市として、今回の構想は旧庁舎の跡地に限定された開発案が検討されていますが、周辺には住宅、飲食店、企業などがあり、その周辺全体も含んだ上での開発を進めていこうというお考えはあられないのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の旧庁舎跡地周辺、敷地外の周辺の民地を含めた開発第2案というのではないのかということでございますけども、現在策定中であります基本構想では、旧庁舎跡地及び玉名第1保育所、文化センターを含む約2万平方メートルについての範囲で玉名第1保育所の建てかえでありますとか、子育て支援施設及び交流施設の建設や公園の整備を計画をしております。議員の御指摘であります基本構想の敷地外の周辺の民地を含めた第2案的な計画の整備については、購入にかかる費用でありますとか合併特例債の適用期限内の整備等を考えますと、今回は大変厳しいのではないかと考えております。まずもっては、今進めております基本構想に基づくこの区域の整備を進めるというようなところで考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 先ほどから何回も言っているように、市役所跡地というのは、今まで何十年もあそこに市役所があって、玉名市の中心を本当担ってきた場所であるので、本当にそこをどう利活用していくかは、しっかり考えないといけないと思います。もう1回庁内でもしっかりと考えて、市民の皆さんの意見を聞いたり、またや民間の活力を利用したりと、さまざまな方面から考えていただきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、スポーツ振興について質問いたします。

日本においては、平成23年にスポーツ基本法が施行され、それに基づきスポーツ基本計画が策定されました。これにより熊本県でも、熊本県スポーツ推進計画が策定され、すべての県民がスポーツに親しみ、楽しみ、活動に参画できるスポーツへの環境づくりが推進されています。近年では、高齢化や健康志向の高まり、ストレス社会とライフスタイルの変化により、スポーツ活動においても新たな取り組みが求められています。スポーツは、技術や記録の向上による達成感や仲間とのチームワークがもたらす一体感など、精神的な充足をもたらす、体を動かすことでストレスの発散にもなります。また、同時に体力の向上、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康保持・増進に非常に大きく関与するものです。しかし、近年では社会の利便性向上により、体を動

かす機会が減少しており、子供たちの体力低下や運動不足による生活習慣病の増加など、健康上の問題が顕著化してきています。高齢化社会となっている現在において、人々が生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたってスポーツに親しむことは、予防医療、介護予防にもなり、市民が健康的で明るく充実した生活を送る上で、非常に重要なことだと思えます。さらにスポーツは地域住民とのコミュニケーションの促進、地域社会の活性化の機会としてもますます注目されてきています。地域間の交流が希薄になっている今日だからこそ、世代を超えた交流においてもスポーツは大きな役割を担っていると思います。また、2020年にオリンピックが開催されることもあり、今年の10月には国においてスポーツ庁が設置されました。このスポーツ庁は、スポーツの振興、その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを目的としており、今後のスポーツ振興において重要な役割を担うことになっています。このように国もスポーツ振興に対して新たな動きを始めています。玉名市においても市民のだれもが年齢、技術、興味、関心に応じて、いつでもどこでも主体的にスポーツに親しむことができる取り組みを進め、しっかりと計画を持ってスポーツ振興を図る必要があると考えられます。

そこで、玉名市におけるスポーツ振興について6点質問いたします。

1. スポーツ推進計画の策定について。2. 学校教育におけるスポーツ振興について。3. 生涯スポーツの振興について。4. スポーツ振興における指導者の育成について。5. スポーツ大会への助成制度について。6. スポーツ環境の整備について。

以上、6点質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 北本議員のスポーツ推進計画の策定について、まずお答えをいたします。

現在本市では、独自のスポーツ推進計画は策定しておりませんが、今年5月に策定しました第2期玉名市教育振興基本計画の中で、本市の社会体育における5カ年の方向性を示しております。

内容としましては、1つが生涯スポーツ活動の普及振興。2つ目に体育施設の整備充実と利用促進。3つ目に競技スポーツの組織の強化と指導者の育成を方針の柱としております。また、具体的な施策の1つとして、地域スポーツ振興を総合的かつ計画的に推進するために有効であります玉名市スポーツ推進計画の策定を明記しているところでございます。スポーツ基本法第10条には、地方公共団体においては、国のスポーツ基本計画をもとにして、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされております。本市としましても、平成24年3月30日に告示されま

した国のスポーツ基本計画及び平成26年2月に策定されました熊本県のスポーツ推進計画を踏まえて、平成28年度を目標に、本市の実情に即した玉名市スポーツ推進計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、学校教育におけるスポーツ振興についてでございますが、今日の我が国では、都市化や生活の利便化などの社会の変化、携帯ゲーム機やスマートフォン、タブレットの普及が急激に進み、幼児期から室内でゲームに興じる子供たちが増加しております。義務教育に入る児童期においても、その習慣は継続し、家庭や地域で体を動かす機会は減少の一途をたどっております。その反面、プロスポーツ人気の高まりにより、幼児期から専門的なスポーツに取り組ませる保護者も多く、運動に関する二極化が進んでおります。体力に関する実態を把握するために、本市においても各学校で、体力及び運動能力を含む体力テストを4月に実施しております。8種類の運動の記録を熊本県及び全国と比較し、自校の課題を明らかにした上で、体育の授業を中心とした学校体育において体力向上に取り組んでいるところでございます。各学校で課題はさまざまですが、本市の全体的な傾向としましては、投力、投げる力、それから握力、握る力に課題のある学校が多い状況であります。自校の課題を克服するために、多くの学校では授業の最初に課題克服のための運動を入れたサーキットトレーニングやランニングを取り入れて体力向上を図っているところです。また、投力の課題を克服するために、朝の活動等でバドミントンの羽根を、的となる逆さにした傘に投げ入れるゲームなどを考案し、楽しみながら投力を伸ばす取り組みを行なっている小学校もあります。また、握力低下の課題に対しましては、各学校の握力を高めるためのグリップを置いたり、ペットボトルに砂や水を入れてロープでつるし、棒で巻き上げるための道具を教室に設置し、日常的に子供たちの課題を克服する運動を励行させるなど、各学校の課題に応じた取り組みの工夫を行ない、基礎的な体力向上に努めているところです。

次に、部活動の役割についてお答えをいたします。部活動は、体力の向上や健康の推進を図り、子供たちが学年の枠を超えて、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するものです。小中学校の部活動の実態でございますが、部活動に加入し、日々運動に親しむ生徒と、部活動に加入していない生徒間に、こちらも二極化が進んでいる実態があります。部活動加入率は学校によってさまざまですが、本市の中学校の平均加入率は、約83%であり、生徒の体力向上に大きく寄与しているものと考えております。ただ、小学校の部活動加入率につきましては、4年生以上に絞ると65%、全校児童を対象にすると33%程度となっております。

次に、生涯スポーツの振興についてお答えいたします。生涯スポーツの基本的な考え方でございますが、市民のだれもが生涯にわたり、明るく、豊かで、活力のある私生活を営むために、それぞれの興味、関心、適正等に応じ、スポーツを生活の中に位置づ

け、主体的にスポーツを楽しむことができる環境が大切であると考えております。この基本的な考えにより、すべての市民を対象としたスポーツ大会を企画し、市民が運動を通じて楽しく交流でき、かつ健康づくり、体力づくりへの個々の意識高揚を図っているところでございます。また、スポーツ種目協会、連盟で組織します玉名市体育協会や玉名市内各地区から選ばれた玉名市スポーツ推進委員協議会などと連携を深め、市民スポーツ大会の開催や体力や年齢を問わず、手軽に取り組めるグラウンドゴルフやペタンクなどさまざまなスポーツの普及にも取り組んでいるところでございます。

4つ目でございますが、スポーツ振興における指導者の育成についてお答えいたします。玉名市体育協会と連携を図り指導者の研修会・講習会等への参加や種目スポーツ教室を開催し、スポーツ事故の防止に努めるとともに、将来の有望な選手の育成や指導者の育成を目指しているところでございます。また、小学校部活動の社会体育への移行なども含めた指導者の確保については、こちらのほうもいろいろな課題がございますが、今後、スポーツ推進計画策定の中で具体的な施策を協議してまいりたいと考えております。

次に、5つ目でございますスポーツ大会への助成についてでございます。現在、小学校におきましては、学校教育の一環として実施されております小学校体育連盟、いわゆる小体連主催の大会に対して、各小学校への部活動補助金で対応しております。なお、小体連主催の大会は、県大会を初め全国レベルの大会などは開催されていないところでございます。一方中学生は学校教育の一環として開催される中体連主催のスポーツ大会への出場をする場合は、宿泊費に一定の基準額を規定しておりますが、交通費等については、ほぼ全額補助を行なっているところでございます。平成26年度の実績としましては、県大会出場補助として6中学校に71万3,591円、九州大会出場補助金として2つの中学校に130万1,403円、全国大会出場補助金として1中学校に19万4,568円、その他、陸上競技大会、駅伝大会、フィギュアスケートの大会等の出場補助金として、4校に71万8,053円、合計で292万7,615円の補助を行なっているところです。また、27年度においても全国大会出場等々に対して、総額で現在のところ357万8,937円の補助を行なっているところでございます。また、スポーツ大会の激励金として、生涯学習課スポーツ振興係が所管しておりますが、全国大会等出場激励金の交付についてですが、この激励金は、公共団体、各体育協会が主催する大会について、地方ブロック大会の予選を経て、市及び県の代表として出場する場合に一定額を激励金として交付するものでございます。また、県代表選抜選手として出場する場合も同じように交付対象としております。交付金額についてでございますが、1人当たり全国大会で1万円、国際大会で2万円となっております。平成26年度の実績としましては、全国45大会の183人を対象に183万円を交付しているところでござ

います。

次に、スポーツ環境の整備についてお答えいたします。体育施設の整備充実、本市のスポーツを推進するための基盤として、極めて重要です。スポーツ活動、健康づくり等の拠点施設として、適正な運営や維持管理が必要ですが、老朽化した施設も多く、施設改修や体育備品の入れかえ等により、利用者にとって安心・安全な施設とすることで、利用の促進を図る必要がございます。特に老朽化に伴う修繕等が必要な施設は、緊急性等の優先順位をつけて、施設改修や体育備品の入れかえを検討し、体育施設としての機能維持が図られるように努めているところでございます。近々の具体的な施設整備の計画として、市民サッカー場建設や玉名市総合体育館メインアリーナの空調設備の導入等を考えておりますが、本市の全体的かつ将来的な体育施設の整備につきましては、玉名市公共施設適正配置計画等の関連計画等を踏まえ、スポーツ推進計画策定の中でこれも協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

スポーツ推進計画の策定については、今、現段階で計画を検討されているということなんで、しっかり計画していただきたいと思います。

ちなみに、県によると平成22年、今から5年ぐらい前の時点で単独で県内の市町村でスポーツ振興計画を策定していた市町村が11市町村ぐらいあるとのこと。このように国がスポーツ基本法を成立させる以前に、スポーツ振興に対して取り組んでいる自治体も、この県内だけ見てもたくさんあります。玉名市もこのスポーツ行政に対して、もっと積極的に取り組んでいただきたいと思います。

国が発したスポーツ基本法には、基本理念として、8つが掲げられていて、それに基づいてスポーツ基本計画が作成されています。そのスポーツ基本計画には、8つの基本理念があって、その4つ目までに挙げられているのが、1つ目は、子どものスポーツ機会の充実。2つ目が、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進。3つ目が、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備。4つ目が、国際競技力の向上などが挙げられ、7つあります。いわゆる、子供たちのスポーツ振興、生涯スポーツの振興、スポーツ環境の整備、競技スポーツの振興に取り組んでいくことを自治体にも求められているということになります。こういうのをしっかりと考えて、その計画の策定を進めていただきたいと思います。

2番の学校教育におけるスポーツ振興ですが、現在、玉名市の子供たちは、投げるのと握力が平均よりも低いとのことですが、全国的に見ても、今子供たちの体力や運動能力は長期的に低下傾向にあると言われております。先ほど部長も言われたように、テレビ

ゲームの普及などにより外で遊ぶ機会がかなり減ってきていると思います。このような現状だからこそ、子どもの体力向上には各学校における体育の授業や体育的活動の充実が不可欠だと思いますし、授業だけでなく休み時間や放課後の活用、運動部活動、地域スポーツとの連携など、さまざまな場면을効果的に活用しながら、教育の場において、運動の楽しさを教えて、運動好きの子どもを育てるとともに、運動を習慣づけ、体育の向上に取り組んでいただきたいと思います。このような子供たちの運動能力の低下が言われている中、各自治体でもさまざまな取り組みがなされています。東京都で取り組まれている事例なんです、東京都は子供たちの体力、運動能力が全国平均を大きく下回っている状況にあったため、都内すべての公立学校において、児童・生徒の体力・運動能力に関する具体的な目標を定め、各地域や学校の実態にあった特色ある体力向上のための、「一校一取組」運動を展開されています。これに伴い、走るのが速くなったとか、スポーツテストの記録がよくなったとか、運動が習慣づいたとか、さまざまな効果が出ているとのこと。先ほど答弁でも取り組みをされてる学校もあるとのことですが、子供たちが運動やスポーツに関心を持ち、その楽しさを味わいながら体力を高めていける環境づくりをしなければならないと思います。また、小学校の部活動が社会体育へと移行されることが検討される中、ますます子供たちの体力低下が懸念されます。今後、この東京都が行なっているような、学校単位での目標を持つての取り組みも必要だと思いますが、玉名市としてそういうお考えはないのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 学校ごとに体力向上の取り組みということで、現時点でもスポーツテストを実施して、それに基づいてそれぞれの学校の強み、弱みというところを把握しております。各学校で弱いところ、克服するとか、改善する取り組みというのを取り組んでいるところでございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり子供たちの体力低下が言われているので、具体的に目標を持ちながら、今後も取り組んでいただきたいと思います。推進計画を策定される中に、そういうのも盛り込んで計画していただきたいと思います。

生涯スポーツの振興についてですが、国は、生涯スポーツの振興において、スポーツ活動が健康の保持増進や地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担っているとしています。私自身もなるべく運動できるときには運動するようにしていますが、スポーツを通して、下は小中学生から上は60代、70代を超える方まで本当に幅広く交流があり、学生を指導することもあれば、いまだに先輩方から教えていただくこともあります。スポーツを通して本当に多くの交流があります。市民が世代を超えて、触れ合いを深めていくことは、コミュニケーション能力やさまざまな価値観を認め合う気持ちな

どを育み、青少年の健全育成に寄与することができると思います。生涯スポーツを振興するに当たっては、現在も行なわれていると思いますが、スポーツ大会やスポーツ教室、講習会の開催などにより、だれもが、いつでも、どこでも気軽に楽しめるよう環境の整備や企画の発案などさらに必要になってくると思いますが、そこで再質問ですが、現在、玉名市が主催となって取り組んでいるスポーツ大会はどれくらいあるのかお伺いしたいのと、また、あわせて現在、グラウンドゴルフやビーチバレー、野球など、さまざまなスポーツをされている人がいると思いますが、現在、やってない人はなかなかその一歩が踏み出せなくて、突破口みたいなのが必要なのかなと思いますが、その方たちには、市が主体となって教室を開いたり、講習会を開いたりする必要もあると思いますが、そのような教室とか講習会みたいなものを、現在、どれくらい開催されているのか、2点お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 議員御質問の、まず、スポーツ大会でございますが、市が主体となってということで、主催ということで開催しているスポーツ大会につきましては、健康マラソン、市民テニス大会、市民ビーチボール大会など、昨年度ですかね、7競技を開催したところです。このほかにも公民館の主催であったり、競技団体の主催ということで、数多くのスポーツ大会が実施されているところでございます。

また、スポーツ教室、こちらのほうにつきましても玉名市体育協会のほうで実施をいただいておりますが、こちらのほうもグラウンドゴルフ、卓球、サッカーなど、10競技についてスポーツ教室を開催しております。また、スポーツ教室を開く上でも指導者の育成というのが大事になってきますが、こちらのほうについても体育協会のほうで公認スポーツ指導者養成講座等の受講を呼びかけて養成のほうをしております。そのほか、各競技団体でもそれぞれ指導者の育成なり、スポーツ教室、審判員の養成といったところの取り組みをしているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 現在、たくさん行なわれていると思いますが、さらにいろんな方面に広げていって、新たな取り組みとかを考えていただきたいと思います。世代を問わず、さまざまな人々が興味を持ち、かつ参加できるような仕組みを持つスポーツイベントを開催することによって、地域社会に何らかの効果を生み出すことは間違いないと思います。

ちょっと変わりますが、今議会には、国際スポーツ大会のキャンプ等誘致推進費として予算が上げられていますが、国際大会に限らず、学生や実業団のキャンプ地に利用してもらうとか、新たな大会を企画するとか、幅の広い活動を行なってもらいたと思いますが、この誘致推進費に対しては、どのようなお考えなのかをお伺いしたいと思います。

す。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今、議員のほうからお話しがりましたように、補正予算のほうで、国際大会等誘致に係る経費として、80万円ほどお願いをしているところです。こちらにつきましては、先日来からオリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致にかかる決議書が議会のほうでも採択されておりますし、2020年のオリンピックのキャンプ地の誘致ということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

まずは、組織等の立ち上げというのも必要ですが、その前段として準備をする経費として考えております。今後、オリンピックはもちろんです、国際大会、また、全国大会、こちらの大会の誘致、もしくはキャンプ地の誘致、合宿地というような形になるかと思いますが、そういったところの誘致に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） せっかく予算をつけて、取り組まれるので、そのオリンピックも重要ですけど、部長が言われたように、違う全国大会とかの誘致にも広げて、幅の広い取り組みを進めていっていただきたいと思います。

この生涯スポーツの振興においては、国がスポーツ基本計画において、目標としてできる限り早期に成人の週1回以上スポーツをされる人が3人に2人、65%程度、週3回以上スポーツをされる人が3人に1人、30%ぐらいになることを目標としています。平成27年の6月、最近行なわれた調査によると、成人の週1回以上のスポーツ実施率は40.4%となっているとのこと。65%には達していないんですが、今までに国じゃなくて、玉名市独自でこういう何か運動に対する調査とかは行なったことはありますか。ないですか。わからないならいいです。

○教育部長（伊子裕幸君） わかりません。

○1番（北本将幸君） じゃあ、もしやってなかったとしたら、その推進計画を策定されるならそういう調査もやって、ちゃんと目標立てて更新できてるかという評価しながら進めていただきたいなと思います。

神奈川県で取り組まれている運動なんです、「3033運動」というのに取り組まれており、この「3033運動」というのは、1日30分、週3回、3カ月間継続して運動やスポーツを行ない、スポーツを暮らしの一部として習慣化していただく活動とのこと。このように、1日30分、週3回、そして3カ月間運動を続けることで、運動しないとどうも落ち着かない体になるそうです。玉名市も推進計画を策定されるのであれば、このような神奈川県みたいな具体的な目標を掲げて、先ほど言った調査も行ない、評価しながら、取り組んでいっていただきたいと思います。

次に、スポーツ振興における指導者の育成についてですが、スポーツ振興においては、今言った子供たちのスポーツ、生涯スポーツの振興も必要ですが、同時に競技スポーツの振興も必要になってきます。競技スポーツの振興において、やはり重要になってくるのがジュニア選手の育成だと思います。日本の競技スポーツのほとんどは、基礎になるものは学校教育の中で生まれ育てられているといっても間違いではないと思います。しかし、現在はそこにかかわる指導者、多くの教員の方たちですが、その待遇は決して恵まれたものではなく、ほとんどがボランティア同然で成り立っています。また、教職員の業務は忙しくなるばかりで、現場では指導者が足りない、経験の少ない教員の方たちが指導を要求されるなど、体制にもきしみができていると指摘されており、負担軽減の面からも、熊本県教育委員会の計画では、小学校の部活動を社会体育へ移行することが計画されています。この社会体育へ移行するというのは、なかなかぴんとこない人も現時点では多いと思いますが、やはり今まであった部活動というものを、地域でどうしていくのか、本当にしっかりと考えなければいけなくなると思います。社会体育へ移行したあとの基盤整備をどうするのか、そのために現段階で社会の構造に手を加えて、対策をとっておく、そうした大きな政策の提示が今後必要になってくると思われまます。行政の流れとしては、学校では、もう部活はなくなるので、地域のスポーツクラブでやってもらってという形になるのかもしれませんが、現時点では、受け皿的には到底足りないと思いますし、今のうちからきちんと対策なり、計画を立てていなければ、すぐには対応できない問題だと思います。

そこで、最も重要になってくるのがこの指導者の問題であると思いますが、玉名市として、計画的に指導者を育成していくとか、各スポーツ団体と協議して、指導者を確保していくとかいった計画は、現時点でお持ちなのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今、議員のほうからお話がありましたように、平成30年度までに小学校の部活動を社会体育へ移行するという事で進めております。この受け皿としては、総合型地域スポーツクラブ、それからスポーツ少年団、各競技団体等が行なう活動などが移行の対象として考えられております。そういう中でやはり今ありましたように、指導者の育成というのが大きな課題となっております。今後30年までということですので、その育成につきましても、学校それから体育協会、こちらあたりとも協議をしながら、計画的な育成というのができるように取り組みたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 本当、この問題はしっかりと考えなければいけないと思います。県教育委員会が社会体育へ移行すると決めたから、それに乗って玉名市もします。あと

は地域個人で運動したい人はしてくださいでは、確実に運動する子としない子の二極化はますます拡大していき、子供たちの体力低下は、もうますます進んでいきます。やはりその保護者が送迎できなかつたり、お金の面でクラブチームに行かせなかつたりというようなことも出てくると思います。現在は、学校に部活動があるから運動しているという子も多いと思います。さっき中学校では83%、小学校では65%、部活に入るとのことでしたが、これが小学校が社会体育に移行するとなると、この中学校の83%も恐らく多分減ると思います。やはり小学校があって中学校につながっているという部分もあると思うので、本当この問題に対しては、しっかりと計画を持って取り組んでいただきたいと思います。

スポーツ大会への助成制度についてですが、現在、小体連・中体連主催の大会においては義務教育のところでは、全国大会、九州大会に出場する場合は負担されているとのことでした。それ以外は、激励金という形で、全国大会が1万円、世界大会となると2万円ということで、九州大会、全国大会というものは、行こうと思ってもなかなか行けるものではないと思います。玉名の代表として行くので、社会体育、成人などの社会体育の部分では、激励金でいいのかなという思いもありますが、小学校や中学校、他市の義務教育の場合では、少しでもその中体連主催の大会以外でも、全国大会、九州大会に行く場合には、少しでも助成があれば、選手たちの励みになって、玉名市のスポーツ振興に必ずつながっていくものと考えられますが、そういう中体連や小体連主催の大会以外の全国大会などに対する助成については、玉名市としてどのようにお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 現在の玉名市としての対応としましては、中体連に対する助成ということでございます。県内の他市の状況を見ましても、合志市が九州大会以上に全額助成、山鹿市が50%の補助、宇城市は県、九州、西日本大会25%、全国大会40%の助成をしているというふうに伺っております。この3市以外につきましては、玉名市の激励金と同様の定額の補助をしているというふうに聞いております。学校教育の一環である小体連、中体連の主催の大会については、教育委員会のほうの補助金で対応したいと考えておりますが、その他中体連以外の主催の大会につきましては、こちらの激励金という形で継続をしながら対応をしていきたいと、現時点ではそういうふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） その山鹿市とか、合志市でほかに助成をしている市もあるということなんで、やはり現時点で激励金ということなんですけど、大人がやる分には1万円のその激励金でいいのかなと思いますけど、やはり子供たち、小学生、中学生たちが

頑張っ全国大会行って、この県外に玉名市をアピールして頑張ってるのに対して、もう少し助成があってもいいのかなという思いがします。この助成については、もうちょっと他市でされているところの話とかも聞いて、前向きに取り組んでいただきたいと思っています。

最後、スポーツ環境の整備についてですが、スポーツ振興においては、スポーツ環境の整備も重要なことになってくると思います。しかし、玉名市は400メートル陸上競技場がないとか、玉名市総合体育館の空調設備がないとか、また、その体育館の駐車場も少なく、大きな大会が誘致しにくいなど、施設面においても近隣市と比較した場合、劣っているように感じられます。その市総合体育館の空調設備については、計画もうされていくとのことだったので、進めていただきたいと思っています。今、サッカー場の建設も計画されていますが、スポーツ環境の整備に対しても、今後しっかりとお金をかけるところはかけて進めていただきたいと思っています。

また、今議会には、社会体育施設の条例案も提出されており、これは施設を利用する面で、金銭面でも利用しやすくなっており、大変スポーツ振興に寄与するものだと思います。今後、こういう政策をもとに進めていただきたいと思っています。

今回、スポーツ振興において、子供たちのスポーツ振興、生涯スポーツの振興、競技スポーツの振興、スポーツ環境の整備等質問させていただきましたが、スポーツ振興をしていくことは、市民の体力向上につながり、健康の維持はもちろんのこと、意欲や気力といった精神面の充実が大きくかかわっており、必ずや玉名市の活性化につながり、ましてや医療費抑制など、幅広い効果が期待できます。しかし、小学校の部活動が社会体育へ移行されるなど、子供たちの運動の機会がますます減少し、将来的に市民全体の体力低下につながり、社会全体の活力や文化を支える力が失われることにもなりかねない状況があります。さっきも言いましたが、この社会体育移行に対しては、玉名市において、行政、保護者、各種競技団体等が一体となって、親身になって考えていただきたいと思っています。まだまだ保護者の方たちの中には、浸透していない部分が多くあると思います。また、文部科学省では、幼児期の運動についても重要視しています。幼児期は、運動について基本的な動きを身につけやすい時期であり、興味も持ちやすい時期です。そのときに、体を動かす遊びを通して、いろいろな動きができるようになり、将来的には運動を習慣づくようになると思われます。幼児期は遊びなので、意欲を持って積極的に周囲の環境とかかわることにより、心と体が総合的に発達していく時期でもあります。最初の質問で、玉名第1保育所の建てかえの計画もありましたが、ただあの場所に古いから建てかえるというのではなく、違う場所に建設して、このように幼児期において、遊んだり運動したりできる環境に特化した保育園を建設するとか、玉名市が計画を打ち出せば必ず玉名で子育てしてみたいという人も出てきて、子育て支援、定住化に

もつなげることができます。財政が厳しくなっている地方自治体の行政運営においては、医療、介護、インフラ整備など、優先しなければならない面もあり、スポーツ振興においてはどうしても後回しにされがちな面もありますが、目先のことだけにとらわれ過ぎるのではなく、長い目で見ればスポーツ振興に力を入れていくことで、地域間の交流は増加し、地域活性化になります。スポーツ大会で全国大会・九州大会等に出場したら、玉名市の対外的アピールになります。何か大きな大会や合宿など誘致できれば、観光客の増加につながります。生涯にわたってスポーツする人口がふえれば体力もつき、予防医療、介護予防効果による医療費・介護費の抑制など、このようにスポーツ振興から考えても、本当に多くの効果が期待できます。今回は、スポーツ振興において質問しましたが、スポーツ振興はもちろんのこと、このように何にでも多面的な考えで、横のつながりを模索し、縦割り行政ではなく市内一体となってこれからもいろいろな施策に取り組んでいただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

---

午前11時40分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） おはようございます。7番、市民クラブ嶋村徹でございます。

扇崎・大野下地区経営体育成基盤整備事業におきましては、これまで10数年にわたる多くの時間を費やしましたが、推進委員長を初め、委員の方々、玉名市農地整備課、玉名地域振興局、そのほか多くの団体の方々には、大変御苦勞を賜り、おかげをもちまして、本年の稲刈り終了後、11月から第1期工事が始まりました。工事期間につきましては、来年度の稲の刈り入れが終了後、第2期工事、そして平成29年度第3期工事で終了する予定となっております。この場をお借りしまして御報告申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げさせていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、鍋地区農地の基盤整備と商業地域活性化について、平成25年12月定例議会におきまして、国道501号線沿い鍋地区について、農振除外により商業地域の振興を質問したところでありますが、沿線に商業施設ができることで、農地への農業機械や車の進入ができない状態となるのではという心配もされる声も聞きます。それは国道501号線沿いの圃場整備が全くできておらず、道幅も狭く、その上、用水、排水溝の整

備も不十分な状態です。国の政策にも取り上げてありますように、農地保全はとても大事なことであります。しかし、市の発展のためには、国道501号線沿いを商業地域として活性化をするということも必要ではないかと思われます。

そこで、これから鍋地区をどのように活性化していくか、また、玉名市の発展につなげていくかと住民の皆さまとともに、いい知恵を出し合っていかなければならないと考えております。このことについて執行部はどのようにお考えがあるのか、また、よい方法があるならばお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 嶋村議員の鍋地区農地基盤整備事業と商業地域活性化についての御質問にお答えいたします。

鍋地区の国道501号線沿いの農地は、約200ヘクタールあります。その大部分が用水及び排水の分離ができておらず、また、農道も非常に狭く、圃場も不整形で狭い状況にあります。このため、農地活用がフルにできていない状況であり、このままでは将来耕作放棄地がふえるのは必然であります。本地区の農地の将来を考えますと、大区画・用水排水の分離・農道整備を行ない、担い手による農地の集約を図り、規模の拡大が最善策と考えております。圃場整備事業には地元の地権者、耕作者の協力により、関係者の方々の強い要望で進める事業であり、本年5月に地元の方々の御要望により、関係区長、担い手の方々を対象に、鍋地区における圃場整備事業説明会を開催したところでもあります。また、一方議員が言われますように、国道501号線は市内の岱明、玉名、横島、天水地区を結ぶ重要な路線であることはもとより、熊本県と長崎県や福岡県とを結ぶ大動脈でもあり、将来的には商業地としての可能性は十分あります。しかし、商業地として活用するためには、上下水道のインフラ整備の課題もあり、特に周辺が農地であるために、排水問題は解決すべき重要な課題であり、そのためにも、まず農地の整備が第1と考えておりますので、地権者の方々と気運を高め、説明会等を行ないながら、地元と一体となって事業推進を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 嶋村 徹君。

○7番（嶋村 徹君） 答弁ありがとうございました。

鍋地区、国道501号線南側で、約200ヘクタールが未整備農地であり、今のままでは荒廃が進む一方であると思われます。担い手の方々の話を私も聞いてみましたが、狭い田んぼを点々と耕うんし、耕作しなければならない状態であり、非常に効率が悪くて、不便であるという話でした。なんとか圃場の整備を行なっていただき、集積してとの要望が聞かれました。安倍首相は、環太平洋経済連携協定（TPP）の大筋合意を受

けて、就業者数の減少に歯どめがかからず、農業分野はさらに弱体化するおそれがある。政府全体で国内対策を講じていかなければと強調され、農業振興に関しては、政府全体で万全な対策を取りまとめ、実行していき、農業を成長、産業化させると約束されております。このような中で、玉名市においても、農地整備を行なって、担い手の規模拡大や高品質化といった農業の構造改革を進めていただきたい。そしてその上で、平行して国道501号線沿いを将来に向けて、商業地域として活性化を図ってもらいたいと思う次第です。

今後、鍋地区農地整備推進委員会を立ち上げまして、取り組んでいく所存でございますので、担当部署の方々には、御指導のほどをよろしくお願いいたします。

では、次の質問をさせていただきます。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 岱明町鍋松原海岸の観光潮干狩りの整備について質問をいたします。

岱明町鍋松原海岸は、県北唯一の海水浴場、潮干狩り、地びき網でシーズン中は、県内外から多くの方々が訪れ、にぎわっております。潮干狩りについては、4月ごろから開始され、海水浴が終わるころまで家族連れであったり、グループ連れであったりと入場されておりますが、今年は特にヘドロの堆積がひどかったのか、アサリ漁場で小さな子どもさんがぬかるみに入り、どろんこになったと数名の方々から声をお聞きしております。玉名市観光潮干狩りのPRもしております。皆さんが楽しく潮干狩りの体験ができるように、アサリ漁場の整備が必要だと思います。執行部ではどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の鍋松原海岸の観光潮干狩り場の整備についての御質問にお答えいたします。

鍋松原海岸は、以前は潮干狩り場を含め、良好なアサリ貝の漁場でありました。しかし、平成15年度をピークに漁獲量が激減し、最近ではほとんど漁獲されていない状況にあります。これは漁場に堆積するヘドロがアサリ貝の育成に少なからず影響を与えていると考えられております。ヘドロ化の原因は幾つか考えられますが、何が原因か定かではなく、平成24年度の九州北部豪雨による菊池川等からの漁場への土砂への流入が漁場環境の悪化に大きな影響を与えたと考えられております。地元漁協の話では、本年8月に直撃した台風15号により、堆積したヘドロが拡散され、堆積量が以前に比べ少し減少したということではありますが、議員御指摘のとおりまだまだ深刻な状況であります。

このような漁場環境の改善のために、県営事業であります有明海東地区水産環境整備事業により漁場回復事業が行なわれ、みおの堆積物の除去、覆砂等による改善を図っているところでございます。また、市単独補助事業のアサリ稚貝育成事業による、稚貝放流、干潟の耕うん、干潟環境の改善事業、覆砂事業の推進、県水産課の指導を仰ぎカキ殻化合物のケアシエルを入れた袋を浜に設置して、アサリ稚貝の着底を促進する事業等を実施しているところでございます。鍋松原海岸は、議員が申されますように、県北唯一の海水浴場、また、観光潮干狩り場として多くの方に利用していただいておりますので、地元漁協と十分協議を行ない、どういう整備の方法があるか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 嶋村 徹君。

○7番（嶋村 徹君） ありがとうございます。

毎年、県内外から潮干狩りに訪れておりますが、ここ3年間の潮干狩りに来られた実績を見ますと、平成25年度大人2,464人、子ども669人、計3,133人、平成26年度大人2,594人、子ども689人、計の3,283人、そして今年は、大人3,684人、子どもさんが962人と合計4,646人、とわずかですが、年々増加しております。これからも県北唯一の海水浴場、潮干狩りの場として、自信を持ってPRできるように、そして多くの観光潮干狩りの客に楽しんでもらえるように環境整備をしていただきたいと思っております。方法としては、先ほど部長が申されたように、覆砂、ケアシエルを行ない、ぬかるみがなくなるといったような漁場の整備が必要であると思えます。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、嶋村 徹君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 第2市民クラブの吉田喜徳でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

振り返って思えば3期当選以来連続、本日で第118回目であります。ときに3期当選のときには、教育問題の中の大学誘致についてほとんど1期4年の16回のときに質

問をしてみいました。以来、必ず第一次的には教育問題を掲げてまいりました。橋本市長、川原市長、そして松本市長、島津市長、現在の高寄市長と全員の今日までの市長さん以下執行部の方々に、あるいは歴代の教育長の皆さんに質問してみいました。ただ、本日は、これまで続いておりました教育問題に触れずに、ただ1点、先ほど北本議員が触れました緊急を要する質問でもあり、非常に、特に玉名町地域の人にとっては関心の高い、この1点に絞ってお尋ねを申し上げたいと思います。すなわち、旧庁舎跡地の活用と周辺開発、中心市街地活性化であります。市は崇城大学工学部建築学科教授、秋元一秀氏を委員長に、玉名商工会議所会頭、平野幸人を副委員長に、玉名市本庁舎跡地等の活用に関する検討委員会を6回にわたって検討した答申が、去る平成26年11月20日市長に提出されました。私もこの検討委員会の数回にわたって傍聴をしてみいました。すなわち、答申をなされた玉名市本庁舎跡地活用等検討委員会の意見などを踏まえて、執行部としての正式な跡地の活用案を対外的に示すべく、玉名市本庁舎跡地等活用基本構想検討中ですが、その決定と発表はいつになるのか、これはコンサルタントに委託しておられますが、その発表であります。また、その中には、旧庁舎周辺の将来を連想、想像できる俯瞰図などを作成し、基本構想に掲載するのかお尋ねをいたします。それとも、跡地のみについてのコンサルタントに対する委託であるのか。

庁舎跡地等活用検討委員会の検討状況については、公共施設等建設特別委員会に対し、逐次検討内容を報告されていますが、これまで示された旧庁舎跡地は、先ほどから議論がっております玉名第1保育所、子育て支援等、公園、駐車場整備するとなっております。私は町出身議員としても、「ああ、そうか。」と簡単に賛同するわけにはまいりません。その理由を端的に申し上げれば、このような活用案では、中心市街地、特にその中核をなす地域の活性化は図れないし、にぎわいの創出にも寄与しないと確信するからであります。本庁舎跡地の活用の基本方針、「本庁舎跡地は、新たなにぎわいの創出と中心市街地の活性化を念頭に、人々の参集や多世代間交流を促す活用を図ること」と明言してあります。「本庁舎跡地は、ふれあいの創生や住民生活の向上に寄与し、中心市街地の交流人口や定住人口の増加が期待できる活用を図ること。」「本庁舎跡地の地理的・歴史的特性を尊重し、地域住民や周辺市民の思いに十分に配慮すること。」

「中心市街地の優位性を生かしたさらなるにぎわいを目指して、隣接する市有地や文化センターなどの施設を含めた一体的な整備計画を策定すること。」「本庁舎跡地の活用（整備）は、周辺施設の集客力向上など、有用な相乗効果が期待できるものとし、また、周辺環境との調和を重視すること」と基本方針として答申がなされております。多様な人と出会い、触れ合うことができる、多様な人ですね、保育園だけの保護者等じゃなくて、多様な人と魅力的なというようなこの場所にすること。また、定住人口の増加促進や減少傾向に間接的な効果が期待できること。本庁舎跡地の活用法等にもうたわれ

ております。本庁舎跡地の活用に当たっては、その基本方針の補足として、文化センターなどの敷地を含めて、一体的な整備計画を視野に入れるべき、周辺環境との調和及び将来に負担を残さない活用としたことから、一体的整備計画を検討する場合には、次の附帯意見に留意し、その実現に努めること。その特性を最大限に引き出すために、文化センター敷地を含めた一体的な活用を構想し、これを踏まえ将来にわたり必要な整備を行なうこと。文化センターなどの敷地を含めた一体的な活用がうたっています。本庁舎跡地の、本庁舎というのは旧庁舎跡地の整備などに伴う、周辺交通量の将来見込みに即した地域住民の安全性を確保すること。そして、いわゆる将来的な構想を描いて、地域住民、市民の方が納得いくような方法、あるいは民間活用を導入して、これに充てること、これを図ること。こういうのもうたっているわけでありまして。

商店街や他のテーマでワークショップは開かれておりません。ワークショップは、市の行政のプロジェクトチームがつくったそのものの関連に対してのみ行なわれている。これも北本議員の質問にもありましたが、そういうことではいかがでありますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の旧市役所庁舎跡地の活用と周辺開発、中心市街地の活性化についてお答えをいたします。

御存じのとおり、現在、子育て支援課やコミュニティ推進課など、旧本庁舎跡地の活用に関係する10人の部課長を委員として、旧本庁舎の敷地に加え、隣接して市が所有する文化センターや玉名第1保育所の敷地を含む土地の整備やこれにかかわる施設の再配置や改修にむけた基本構想を本年度中に策定をするため、玉名市本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会を組織し、現在検討を進めております。この基本構想は、先ほど議員がおっしゃった市長へ提出された玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会の答申やワークショップなどにより取りまとめられた意見などを十分に尊重して策定するものとしておりまして、跡地や施設整備の基本方針、ワークショップの検討過程、整備に係る年度内スケジュール、関連する施設の平面図やイメージ図、周辺区域の俯瞰図などの図面など、構想の説明に必要な限りの情報を整理して掲載したいというふうを考えております。なお、基本構想は、本年度中に取りまとめ決定することにしておりますけれども、これに示す施設のありようについては、関係者や関係団体の考えを可能な限り構想に反映できるよう時間を十分に確保したワークショップにより意見集約することとしたため、御質問の発表については、来年の3月下旬になる予定でございます。

それから、民間活用の件でございますけれども、公民が連携して、公共サービスを計画し提供する枠組みである「パブリック・プライベート・パートナーシップ」いわゆる

「PPP」ですけれども、これについては、今後とも行政サービスを推進する上で重要であると認識しております。また、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を民間主導で行なう「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」いわゆる「PFI」の考え方についても、その有用性を十分に認めているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 部長にお尋ねします。

今、業者名はわかりませんが、基本構想ですか、これは発注しておられますね、これは現在の跡地のみについてのみの構想を出してくるということですか。周辺も含めてでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問でございますけれども、旧本庁舎跡地と文化センターを含めます、教育会館含む敷地と玉名第1保育所、その敷地でございます。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 検討委員会には、私どもで協議会をつくっております、すなわち、「庁舎跡地及び周辺開発協議会」、これ現在は、町出身の3名の議員も出席しております、高瀬14区の区長が会長であります。今度区長がかわられましたので、現在の新しい区長が会長になりました。去る11月9日にその協議会を開き、新会長のもとに議論が交わされました。結論として、今の原案、文化センターもさることながら跡地の問題であります、満足はできないと、これでは活性化にならないと、私が先ほど論旨で述べたとおりであります。答申に沿えないということを全体としてのとりまとめとして行なわれました。そして、来年、28年1月7日行政側の説明を住民説明会として開いていただき、その後に新たに陳情書を3月議会に出そうとされているのであります。今、部長が最後に触れていただきました答申にもあります民間活用ということ、私なりにその内容をいま一度申し上げたいと思います。

このような基本方針に照らしても、その具体的な活用方法が、平成25年度に市職員からなるプロジェクトチームを取りまとめた跡地の利活用に関する報告書に示された提案を、そのまま踏襲しているようにも受け取れる。差異のない内容となるのであれば、跡地周辺の住民や中心市街地の方々も到底承服されていないことは明白で、その会議のときも、9日の会議のときも明白であります。議会がこれで承認し、どうしてもとなれば、せめて旧本庁舎跡地周辺の活用については、いわゆる第1段階は文化センター除いて玉名第1保育所と子育て支援施設などを設置する作業を平成28年度から実施し、いわゆる先ほどから申しております第2段階として、保育所跡地とその北側の2筆の民地

を含めた、2筆の民地に対して私は個人的な立場、あるいはこの協議会に参加しておられましたので、お尋ねしましたら、仮にここが立ち退きの方向に進めば、いつでも総論賛成ということでございます。土地の整備構想を当該地区のにぎわいと活性化を図るため並行して進め、将来的にその構想、PFIを活用した形で実施することはできないものかと質問しますが、先ほど部長は、民間活用の方式も、これは考えていないじゃなくて、考えるということによろしいのでしょうか、もう一度。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問でございますけども、今回の基本構想が第1段階という表現でありますならば、今、議員おっしゃった今後の第2段階の構想として、旧本庁舎周辺を含めた土地の整備についても、PFIなどを活用した実効性が十分に認められるもので、先の26年度の本庁舎跡地等活用検討委員会からの答申の指示に即した計画の御提案があれば、その時期やタイミングにもよりますけども、その計画の熟度にもよりますけども、当然検討の必要があるというふうには考えております。

それから、周辺の開発、第2段階の開発という御提案でございますけども、以前の御質問でもあったかと思えますけども、平成13年に策定された中心市街地活性化基本計画というのが見直しの時期にきておるということを考えますと、当然、基本計画の見直しの中で、この市役所であったり、市役所の周辺であったり、跡地も含めて重要な見直しの検討事項に入るのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 市長にお尋ねさせていただきます。

現在の跡地の案以外に、周辺も含めた構想が幾つかの団体から出ております。御存じのとおり商工会議所、あるいは周辺の皆さんから、また、他地方からも出ているんじゃないかと思えますが、仮に、民間のそういうコンサルタント的な考えを持っている。あるいはまた、ノウハウを持っている。そしてこういうようなことでということが正式に市に提案されたら、部長は、今それは現在の跡地ではなくて、第2段階としての周辺に対して大いにそれは、採用する、しないは別として、検討する必要があるというようなことで答弁をいただきましたが、市長におかれましては、そういう案が2、3のいろいろな案が、仮に幸い出た場合には、それを絞って市長が決断されて、どれを採用するというようなことでお進めになったらどうかと、地域住民の将来のやっぱり理想、将来のこういうような地域になるというような夢、希望、こういうものを与えることとして、これはまた周辺の、また、私どもの協議会も理解というか、納得するんじゃないかと思えますけど、市長の心境をお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） 吉田議員の御質問にお答えをいたします。

本庁舎跡地の、そしてその周辺を含めた土地の整備や開発につきましては、そのタイミングにもよりますけども、PFIなどを活用して、実効性が十分認められる先般の答申に即した計画の提案であれば、これを検討するということが十分に可能であるかというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君

○23番（吉田喜徳君） ありがとうございます。

とにかく、広く一般市民の方はもとより、地域の住民の人は、戦々恐々として、これを見守っておられます。私が心配するのは、新庁舎ができて約1年ではありますが、だんだんと忘れられようと、これではいけないんじゃないかと、何でも喉元過ぎれば熱さを忘れるで、そういうようなことにならないように、私どもも旧庁舎跡地及び周辺開発検討委員会、いわゆる協議会のメンバーが地域の区長さん初め、商店街の方々、あるいは学識経験者等を入れた、私たちの協議会でしっかりと見守って、提案もし、御意見もこれからも発していきますので、よろしく御認識いただきますようお願い申し上げて、質問にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 3番、自友クラブの松本でございます。

私は、前回の9月議会にも一般質問をさせていただきました。新玉名駅駐車場とその周辺の開発ということで、また今回も一般質問をさせていただきたいと思っております。

今議会に提出をされております駐車場拡張に伴う設計予算900万円について、前回の9月議会でも磯谷部長のほうから駐車場が足りないの、無料の駐車場を増設を考えておりますということで答弁をされておりますので、この12月議会にその無料駐車場の拡張ということで、設計予算900万円が上がってきたのかなというふうに思っております。それに対しまして、前回のその9月議会でもいろいろと質問をさせていただいております。しかしながら、まだちょっと答弁に対しても納得もしていませんし、きょうも朝から駐車場も見てまいりました。議員の研修では、ちょくちょく新幹線を使いまして、新幹線でここから目的地に向かって、新玉名駅から出発していくのがほとんどでありまして、年に4、5回ぐらいは新幹線駅を使わせていただいております。私から見てもやっぱり今の現状のその新幹線駅駐車場、無料化ということで、昨日の一般質問で、前田議員、西川議員、福嶋議員と3名、駐車場のことを質問されておられる中で、まだその駐車場の使い方の、その条例といいますか、そういうのもまだ定まってないと。駐車場、新幹線を利用される方以外の駐車もまだ見受けられるというような答弁の

内容だったかなというふうに、私は思っております。そんな中で、この具体的な購入場所と面積、大体どれぐらいを考えておられるのかを伺いたいと思います。

それと再三伺っております駅周辺の開発ですね、駅周辺の開発ももう開業して4年半です。来年の3月には丸5年になります。5年目を迎えるわけですが、そんな中でまだここから見渡しても、いつもよくその自分の3番の席から、新玉名駅はつきり見えます。まだケーズデンキさんとグッデイさん2件のまんまです。4年半たつんですよね、開業してから。そんな中で、原口部長も答弁に、非常に多分困られて、その9月議会のときもいろんなその民間が入ってきてくれるのを待ってますと、それに応じて、民間が入ってくるのに応じてインフラ整備も行なっていくという答弁だったんですけども、やはり人口減少とか、そのまちの活性化とか、いろんなことを考えれば、やっぱり新玉名駅を利用されて福岡方面から、その鹿児島方面から、関西方面から、観光客の方もたくさんいらっしゃるだろうし、そういう面で駅に降りられて、「ああ、駅前寂しいな。」というふうに思われるんじゃないかなというふうに思います。他のやっぱり新幹線駅周辺を見ますと、いろんな開発がなされております。そんな中で、再三伺ってますんで、まだ答弁もどのようにされるのかというのは、ちょっと聞いてみたいと思いますけれども、3カ月前、その9月に質問をしています。その後、その新玉名駅周辺の開発が具体的に庁内で検討をされているのか、それとも全く手つかずの状態なのかというのを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） 松本議員御質問の新玉名駅駐車場と駅周辺の開発についての中の今議会に提出されている駐車場拡張に伴う設計費についてにお答えいたします。

新玉名駅駐車場の混雑につきましては、利用者の方々に御不便をおかけしており、大変申しわけなく存じているところでございます。

9月議会の一般質問におきまして、混雑解消のために駐車場を増設するとの市長答弁を受けまして、今回、増設地の測量及び工事の実施設計の委託料として900万円の補正予算をお願いしているところでございます。

まず、候補地でございますが、候補地といたしましては、新玉名駅から西側に当たりますケーズデンキさんの北側周辺を候補地として考えております。

次に、拡張の面積につきましては、約7,000から9,000平方メートルを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の駅周辺の開発についてお答えをいたします。

新玉名駅周辺開発につきましては、同じ状況で、同じ回答になるかというふうに思いますけども、これまでの方針に従い民間事業者、現時点でも進出の話というのはあっておりませんが、民間事業者の具体的な進出があった場合、その動きに応じて市が開発に係る手続きであったり、インフラ整備等を積極的に支援するという事で計画的な土地利用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただいたわけなんですけれども、新幹線玉名駅西側ケーズデンキの裏の北側ということで、7,000平方メートルから9,000平方メートルというふうに場所と面積については伺ったところです。

大体その金額、購入、この7,000平方メートルから9,000平方メートルというような、一応その面積については出たんですけれども、その金額、購入金額についてちょっとわかるのであれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

用地買収単価につきましては、今後土地の鑑定評価を行ない、決定したいと思っておりますが、想定といたしましては、仮称玉陵小学校建設用地の単価程度を想定しております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 玉陵小学校のその仮称ですね、仮称玉陵小学校の用地購入費と大体見合うのかなというふうに思ってます、大体平米単価1万円ぐらいだったと思います。用地購入だけでも、もし7,000平方メートルだったら7,000万円、9,000平方メートルだったら9,000万円、それに埋め立て、造成したら大体1億5,000万円ぐらいいくのかなというふうに私は思うんですけれども、きのうの3名の議員も質問をされたわけなんですけれども、このまた1億5,000万円を市の一般財源から購入をして、その新幹線の利用者に使っていただくというようなことなんですけれども、そこに玉名市民の方が果たして何人、1つちょっとお断りをしなきゃいけないというのが、私は前回の9月議会で1日の乗降者数が600人程度というふうにちょっと言ってしまったんですけど、実質は1,200人乗降者数がですね、いうことだったんで、ここでちょっと訂正をさせていただきたいなというのがあるんですけれども、乗り降りされる方が1日に大体1,200人というふうに、きのう西川議員もおっしゃってましたけれども、その1,200人の中で、何人その玉名市民の方が使ってらっしゃるのか

というのを調べたことがあられるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

その1,200人のうち、玉名市民が何人いるかということについては、調べておりません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 乗降者数に関しては、1,200人いらっしゃるんで、調べたことはないというのはわかりますけれども、駐車場が257台、今の現況のですね、駐車場が257台、それと交流広場と多目的広場を合わせて大体95台ぐらいというふうに、その9月議会の答弁でおっしゃってます。両方あわせて約350台、350台から360台ですね。その駐車場の利用者の中で、玉名市民の方が何人いらっしゃるかというのを調べたことが、じゃあ、あられるのかお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

6月の利用状況調査で、午前7時から午後7時まで調査を行ないまして、そのときに、玉名市民だけは37.2%が、その1日の利用者の中の37.2%が玉名市民ということでございます。

○議長（永野忠弘君） はい、松本憲二君。

○3番（松本憲二君） その6月1日、7時から7時まで実施をされて37.2%、じゃあ、あとの約62%の方は他市町村からの利用ということになりますよね。また、1年間の維持費が、大体今の駐車場で年に700万円かかっているということだったんですけども、1つちょっと伺っていいですか。新玉名駅の今の駐車場で、高架下の、新幹線の上の高架があるじゃないですか、あの下駐車場というのは、あれはもともと玉名市さんの持ち物なんですか、それとも大体高架下というのはJRさんの持ち物かなと思うんですけども、それはどういうふうになってますか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

あそこの高架下は、JRの持ち物で、玉名市がお借りしているということでございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） そしたら、お借りしているということであれば、大体借地料は幾らになりますか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） それはちょっと、今、金額が資料を持っておりませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） はい、そうしたら、700万円維持費がかかる、それに前回ちょっと聞いてなかったなと思って、今回ちょっと質問したんですけども、それプラスの金額が多分発生してくるんだろうかというふうに思います。そしてまた、この大体購入の7,000平方メートルから、9,000平方メートル、大体の駐車場台数ですね、台数を大体どれくらい計画されているのかというのはわかりますかね。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

増設台数といたしましては、200台程度を考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 200台。前回の9月の部長の答弁では、ゴールデンウィーク時に120台から秋の連休で、最高で140台から150台の不足が生じているということだったですよ。それは、その多目的広場だったり、交流広場だったりも全部満車になってそのほかに120台から、最高で140、50台ということで、この200台を合わせれば十分に足りるかなというふうな数字ではあるんですけども、新八代駅を調べてみますと、あそこはタイムズという民間の駐車場のその有料の会社が入っておられまして、1日、丸1日置いて500円最高で、1時間100円程度で、ずっと刻んでいて、送迎もありますので、約20分から30分間無料ということになってます。新水俣駅も、丸1日置いて300円が入ってくるわけですね、その新水俣駅の場合は、公立の駐車場になってるみたいです。すぐお隣の新大牟田駅も360円とか、それぐらいの料金設定がしてあるみたいです。玉名市の1日だけ、そのときだけが37%だったのかというのは、ちょっとその確定できないんですけども、4割にしても約6割の方は他市町村から利用をされてるわけですね、今の在来線を見てみますと、玉名駅が大体20分間無料ということになってます。1時間で100円、丸1日置いて500円というふうに、あそこに大きい看板が出ています。ちなみにこれはうちのことなんですけれども、うちの娘が毎日学校に、ちょっと大学のほうに、熊本の大学のほうに通ってるんですけども、肥後伊倉駅、あそこはJRさんの持ち物らしいです、駐車場。1カ月の契約でうちの娘が4,500円払ってます。満車です。通勤、通学の方で、満車になるんですよ。4,500円月払っても、1日に換算したら150円ですよ、これだけ1年間で700万円の維持管理費がかかってます。そしてまた、その高架下のJRからお借りになっているその借地料も入ってきますよね、そういう中で、またその税金を、一般

財源を1億5,000万円程度ぐらい投入して、無料化をずっと続ける意味があるのかなと思うんですね、一般の玉名市民の方がよく言われるのが、「安心して新幹線に乗りに行けない。わざわざタクシーで行くのよ、私たちは。」とお叱りの言葉をもらったわけですよ。駐車場があいてるか、あいてないかわからないからと。往復で、結局玉名市内から行っても、この辺だったら多分1メートルで行くと思うんですけども、1メートル今、多分670円ぐらいなんですかね、1メートルで。でも往復で結局1,500円ぐらいかかっちゃうわけですよ、そういうのを換算すると本当にその一般財源、その玉名市の一般財源の中から、また、新たに無料化で1億5,000万円の財源を投入するというのが果たして市民の方々に理解してもらえるのかなということで、非常に私は不安なんですよね。やっぱりもう少し考えていただいて、1日に1台から100円、もしいただいた場合ですよ、今度拡張するのも考えて、磯谷部長、1回、多目的広場だったり、交流広場だったりというのは、もともとのその目的がありますからということでおっしゃってます。それをのくしても、もともとが257台、今回200台、もしできたとしたら460台、正確に言えば457台ですかね。そうしたら1台から100円いただいたら、4万5,700円毎日入ってくるわけですよ、それをずっと満車というふうに考えれば、結構莫大なお金に、1年間トータルしたらですよ、それが200円になればどうなるのかなというふうにやっぱり考えるわけですよ、そしたら1億5,000万円投入してもぜんぜん問題ないのかなというふうな、私は考えるんですけども、部長その辺、どういうふうにお考えか。それと先ほどの金額わかりましたか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

先ほどのJRの敷地の借地につきましては、1年間に31万3,500円でございます。

それから、ただいまの御質問でございますけれども、やはり駅を設置した経緯がございますので、県北の地域の皆さまの利用促進を多く図るために無料化を継続したいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 市長も答弁で、4市19町1村だったですかね、の後押しをしていただいて、この新玉名駅ができた、だからいろんな面で恩返しということで無料化をしていくというような話だったんですけども、もう来年の3月で5年間たつんですよ。無料化をしてもう5年、5年その奉公をさせていただいたら、もういいんじゃないかろうかというような考えというのはないのかなというふうに思うんですけども、やっぱり磯谷部長がきのう西川議員の質問の中で、費用対効果は十分見込めますというこ

とで答弁をなされたと思うんですけども、今度1億5,000万円ぐらい、その1億5,000万円というのは、僕が造成からなんもかんもしたら約1億5,000万円ぐらいだろうなということ言ってるんですけども、先ほど磯谷部長のほうから大体、仮称玉陵小学校の用地購入と大体見合う金額ということでおっしゃられたので、1億円としますよね、その1億円を一般財源から投入をして、利用をしていただいて、その費用対効果がどういう面で費用対効果が見込まれるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

費用対効果というのは、数字で通常表します1.0以上が費用対効果があるということなんですけども、今、その費用対効果の試算は行ってないんで、その数字上にはわかりませんが、やはり混雑解消ができるということになりますと、その1以上の費用対効果は出てくるんじゃないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 費用対効果というのは、やっぱり数字ということなんですけども、そら多分そうだと思います。多分僕は費用対効果というのは、もうほとんど玉名市にとってですよ、玉名市にとっては費用対効果というのは、多分全くないと思います。1億円もの財源を使って、約6割の方は他市町村の方が使われてるわけですよ、だから9月議会でも言いましたように、その利用した、新幹線に乗られた方に対してJRからでも多少なりのそのバックマージンとか、そういうのがあればまた考えは全然別なんですけども、そういうのも全然ないというようなことで、その利用されて新幹線でここから乗って行かれて、あの辺にセブンイレブンとか、スーパーでもあれば帰りに若干買い物でもして帰ろうかという方々もいらっしゃるだろうと思うんですけども、スーパーもない、ホームセンターさんと電気屋さんしかないということで、生鮮食品のスーパーもないということ、コンビニもないですよ、もちろん。そういう観点からでも本当にその玉名市にお金がどれくらい新幹線を利用して通勤、通学をされてる方、乗り降りされる方が1,200人ということなんで、利用をされてるのは、実質600人なのかなと思うんですよ、その方々が玉名市に幾らぐらいのそのお金を落とされているのか、それがあのかないかというふうに、非常に私は疑念を感じるというかですね、疑念を持ってしまうというか、また、今回その900万円が結局投入をされて、今年の8月には交流広場を1,100万円もかけて駐車場ということでタイルを剥がすがして舗装道路にしているわけですよ、タイルが凸凹なるということで、結局何度となくこういうお金をつぎ込んで、また、新しく造成したら交流広場はまたもとの交

流広場に戻しますといったら、またそのアスファルトをはがして、タイルを貼られるのかというのがわかりませんが、またそこに費用が発生するのかなというふうにも思ってしまうわけですね、もともとのその使う利用目的が違うところを駐車場に今しているんですから、そういう面から考えて、本当に今議会でこの900万円を多分通してしまったら、またすぐ3月議会とか、来年の6月議会とかで、またすぐ購入費幾ら、造成費幾らということで、もうなんか次から次に上がってくるような感じを受けるわけですね。一個は、やっぱり思うのは、アンケートをされたというのが駅の利用者、新幹線の利用者を対象にアンケートをなされて無料化が68%、有料でもいいという方が13%だったと思うんですよね、ちょっと待ってくださいね。多分そうだったのかなというふうにはちょっと私は思うんですけれども、それは、その駅を結局利用されてる方にお伺いしたら、もちろん無料がいいというふうにおっしゃられるのは当たり前だと思うんですよね。しかしながら、在来線をこれだけ利用されてる方々が、肥後伊倉駅では4,500円、毎月ですよ、一月にでも満車の状態ですよ、あそこも4,50台はとまると思うんですよね、満車ですよ。そういう状況でなんでその新幹線の駅に限ってこの無料をずっと続けられて、ましてや今回、その無料駐車場の拡張に伴う設計費ということで900万円、その面積を聞いたところが7,000平方メートルから9,000平方メートル、その購入単価を聞いたら、大体仮称玉陵小学校の買い上げ金額と大体同等な金額、じゃあ約1億円ぐらいかかっちゃうわけですよ、造成からすべてしたら1億円以上になることはもう目に見えているわけですね、やっぱりそれに対して、本当にその玉名市民の方々が納得されるのかというのが思うわけで、きのうの前田議員の子ども医療費の償還払いと現物支給と質問の中で、市長が、償還払いでちゃんと税金を投入してるんですよということをわかっているか、というふうにおっしゃいました、答弁で。やっぱりそれも必要なのかなというふうにおっしゃられました。じゃあこの1億円以上を今回、900万円、900万円ですから、約1,000万円、それと900万円とこの9,000平方メートルと換算した場合に、9,000万円と900万円ですから約1億円ですね、この1億円を本当にその市民の方が投入して納得していただけると市長は思っ  
てらっしゃるのかどうか、ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の質問にお答えいたします。

この新幹線は、もう何回も言いますが、昭和60年の期成会の開設当時から、近隣市町村の20市町村によって駅の誘致ができたということでございます。そしてまた、開業をいたしましてから、この新幹線駅前の無料と言うことで、大変玉名の駅は使いやすというような好評を得て、どんどん新玉名駅を使っていたということが最終的に駐車場が足りないということになって、市民の方に迷惑をかけているというふうな

状況、そしてまた、新幹線を利用する人たちがなかなか心配だというようなことを言われる。これは、議会でも当然皆さんの中から言っておられますので、十分に承知をいたしているところであります。そして、この私たちも近隣市町村の陳情によって、新幹線の玉名の停車駅を、停車本数をふやしてくださいというようなJR九州への要望もまわっているというふうな状況で、このどンドンふえてるような乗降客というものを、もっともつとこれからふやして利便性の高い新幹線になるように、そしてまた、玉名市民も含めて新幹線を利用する人たちが安心して駐車場ができるというふうなことに持つていくために、今回増設のお願いをしてるというふうな状況でございますので、費用対効果というものもあるでしょう。しかしながら、やはり利便性、そしてまた皆さんが本当に利用しやすいということ、そしてこの玉名ににぎわいを持てるというような駅でありたいというようなことを踏まえて、今回増設に踏み切った、そしてまた、この議会でも駐車場の混雑をなんとか解消するようなことがいろいろございましたので、その一環として、今回、増設をしてこの解消を図るということで、今回お願いしているというふうな状況でございますので、どうぞこの辺を御理解していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 市長がその理解をしていただきたいというふうにおっしゃられますけれども、そら私がお聞きしたのは、市民の方に御理解をいただきたい。その1億円ぐらいのその一般会計からの購入を理解していただきたいというふうに今市長は、その市民の方々に対しての理解をしていただきたいという答弁だったのでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 理解は、市民もそうでありますけども、議会もそうありますように、これは議会を経て成し遂げることでありますので、議会の皆さんにも理解していただきたいし、また、市民の皆さんにも理解していただいて、混雑解消ができて、玉名市からどンドン新幹線を利用していただいて、利用客が多くなる、そしてまた、停車する本数もふえるというふうな好循環に結びつけば、大変ありがたいというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） なかなかやっぱり、市長もずっとその無料化を続けるということなんですけれども、その先ほど僕が100円と言いましたよね、1日置いて100円、これが僕は全然高いとは思いません。1日100円ですから1カ月3,000円です。1カ月3,000円。100円もらったら維持管理費も十分まかなえると思うんですよ、1台から1日100円ですよ。もし、この1億円ぐらいた投入して、またここが満杯になって、また足りないということであれば、また増設をされるのかというの

もちょっと市長にお伺いしたい。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 今、計画をいたしてるといような状況で、混雑解消ができるという見込みの中にやっております、また、この後また混雑をするということになりますと、先はどうするかということでもありますけども、その状況を見て、やはり増設をしなければならないとか、もっともつこの新玉名駅を利用するお客さんが多くなってにぎわいができるとか、そしてまたそのことが玉名に対して非常にいいとか、いろんなことを総合的に勘案して、先るときにはその時点でどうするかということ計画しなければならないというふうに思っております。当面はこの駐車場ができれば、当面の間といいますか駐車場の緩和というものは、解決できるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） どうもちょっと納得いかない答弁だったんですけども、駐車場をやっぱりこれだけ無料でずっとして行って、この玉名市にとってその経済効果がどれだけあるかというのは、私は非常に疑問に思います。朝早く通勤で結局来られて、ほとんど夕方ぐらいまでは、もうずっと車いっぱいなんですよね、結構夜遅くにすいてくるといような状況なんです、果たしてその買い物とか、そういう面でお金を落とされてる方が、もう本当何割いらっしゃるのかなというふうにですね、非常に思うわけですね、だから100円でもいいんですよ、僕は高いお金を取れといってるんじゃないんです。100円あったら先ほど言いましたように、今度増設する200台まで合わせましたら457台、4万5,700円、毎日入ってくるわけですよ。僕はそれを言いたいわけですよ、そしたら維持管理費が年間700万円、今1カ所だけで700万円かかっているんですよ、今度2カ所にしたら、じゃあそれが大体倍と考えれば1,400万円かかってくるんですよ、1年間で。その1,400万円も結局は、毎年、毎年、一般会計から全部出ていってるんでしょ。だからそこをもう少し考えていただきたいというふうに思うわけですね。やっぱりその経済効果、それとにぎわいのあるまち、それに対しては、きのう福嶋議員がおっしゃったように、玉名市長前回、以前にその道の駅をつくるというふうな選挙のときにおっしゃってたというふうにおっしゃられてましたけど、僕は駅前開発で道の駅なんかを持ってくるのも非常に有効なのかなというふうに思います。花しょうぶまつりでよく話を聞くのが「御飯を食べるところがないね、玉名市は。」結局、観光バスが、ばんと来て、そこで降りられて、花しょうぶを見て、結局、玉名では花しょうぶだけを見て御飯食べる場所に回って行かれるというふうな話もよく聞きます。やっぱり道の駅に増設してレストランなんかも増設したら、農産物、これ

だけいっぱいあるじゃないですか、玉名に。6次産品もいっぱいあるじゃないですか。それを花しょうぶを見ていただいて、寄っていただいて、農産物買っていただいて、食事もされて、「ああ、ここが新玉名駅なの。」というのもいいんじゃないかなというふうに思うんですよね。やっぱりそういう何と言うのかな、人間がずっと回れるようなそういうのもやっぱり新玉名駅の駅前開発、結局3.2ヘクタール、縣市協定のところが全然、本当に5年間たつんですよ、5年間。やっぱりそこで全然進んでないというのは、これはやっぱり疑問視するしかないと思うんですよね。そこの辺を非常にちょっと考えていただきたいなというふうに思います。ちょっと残り時間も30分になってきましたので、もう1個の質問もしたいと思いますので、その駐車場は、本当に無料化をずっとやっぱり続けるというのは無理があると思うんですよね。本当どこの駅も多分いろんなところをお願いを、協力をしていただいて多分できてると思うんですよ。大牟田にしろ、筑後船小屋にしろ、八代にしろ、水俣にしろ、それはやっぱり水俣でも水俣市だけじゃなくて、やっぱり近隣の市町村からいろんな形で応援をしていただいて、多分新駅ができてる。そんな中でもちゃんと公立の有料駐車場ということで、利用がなされて結構いっぱいということです。お伺いします。だから有料化してもそこまで「いや、新玉名駅は使いにくくなったね。」という人は、僕はいないと思うんですね、やっぱりその辺も考えていただきたいなというふうに思います。

それと駅前の開発については、もう本当やっぱり5年。来年の3月で5年になりますんで、本当にやっぱり力を入れてその開発をしていただきたいと思います。この新玉名駅駐車場と駅前の駅周辺の開発についての質問は、ここで終了させていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番(松本憲二君) 次に、企業誘致についてお伺いいたします。

平成17年に1市3町で合併をして、本年27年で合併10年になります。現在までの企業誘致件数とそれに伴う雇用の人数を伺いたいと思います。

○議長(永野忠弘君) 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長(吉永訓啓君) 松本議員の企業誘致についての御質問にお答えいたします。

まず、合併してから企業誘致件数、雇用人数でございますが、本市合併後10年が経過いたしました。その間に立地協定を締結いたしました企業は、新設、増設を含め、12社、約160人の雇用が創出されております。これら企業と締結する立地協定書の中には、「優先して地元出身者を雇用する」ことを文章化し、地元雇用への配慮をお願いしているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今まで12社、160人の雇用ということなんですけれども、この160人というのは、この玉名市内からということでもいいんですか。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい、再質問にお答えします。

今の160人雇用につきましては、玉名市内在住の方ではございませんが、約半分80人ほどが玉名市内でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 玉名市内、12社で160人、玉名市内から約その半分ということで80名ぐらいということなんですけれども、先月の19日の日、11月19日の日、玉名市選出の県議会議員2人いらっしゃいます。森県議と浦田県議、昨年からはまりました、この2人、玉名選出の2人の県議が主になって、「玉名を語ろう会」というのが、昨年からは開かれまして、今回2回目、11月19日に2回目が行なわれたわけなんですけれども、熊本県の副知事の村田副知事を筆頭に、荒玉出身の県の部長さんが荒尾出身で2人いらっしゃいます。それと局長クラスが3名ほどぐらいいらっしゃるんですかね、その方々と「玉名を語ろう会」ということで、開催があったわけです。その中で、講演で熊本県の商工観光労働部長の高口部長という荒尾出身の部長さんがいらっしゃるんですけど、講演をされました。それはその企業誘致に対する講演だったというふうに私は思ってるんですけれども、そこに同席をされて、出席をされておられました高寄市長はなんかまだ公務があるということで、副市長がお見えだったんですけれども、玉名を語ろう会に今回出席をされて、あの中で高口部長が講演をされました。それを踏まえまして、副市長はどのような感想を持たれたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

今回は第2回目の「玉名を語ろう会」ということでございまして、私自身ちょっと内容がまず理解せずに参加した状況でございます。高口部長のお話を聞く中で、非常に今後玉名市としても考えていかなきゃいけないなというふうに感じましたし、非常に有意義な講演であったと思いますし、ほかの部長さん方もお話しさせていく中で、今後本当に、今後考えていかなきゃいけないなという、内容的なことにつきましてはさておいて、そういうふうに感じましたので、以上で御報告させていただきます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今、副市長の答弁の中で、やっぱり今後は本当に玉名市も考えていかんといけないなというふうに思ったということだったんですけれども、やっぱり私も講演の内容、それと県の高口部長の下の渡辺局長という方がいらっしゃるんですけ

れども、自己紹介をしてくださいという中で、県の課長さん、部長さん、局長さんたちの自己紹介の中で、渡辺局長がおっしゃったのが、「玉名市の企業誘致課、そこにも非常に優秀な人材がいらっしゃるじゃないですか。」と、「その企業の誘致に関して、訪問もたくさんされてますよ。」と、「県もできれば後押しをしていきたいと思うんですけれども。」ということだったんですけれども、民有地と、民有地を最大限に活用して、生かして企業誘致をしたいと、市長はいつもおっしゃるんですけれども、やっぱり工業団地がなかったら、なかなかその企業の方々も入ってこないのかなと、インフラ整備もその民有地だったら整っていないし、造成も全然できていないというような状況で、やっぱりその非常に玉名にとっては、県の職員さん方からは非常に勇気をいただいたというか、「ああ、県もしっかり玉名の、やっぱりもともと荒玉の出身の方でありますから、玉名を応援したい気持ちを一ぱい持ってらっしゃるんだな。」というふうに私は思ったわけですね。玉名工業高校の就職の資料をちょっと玉名工業高校のほうに行ってもらってきたわけなんですけれども、27年度内定率100%、県外就職希望をされてる方で184名、県内64名、県外120名内定ですね、これ人口をやっぱり食いとめる、人口流出をやっぱり食いとめる、歯どめをかける、やっぱり企業がなかったらそらやっぱり県外に出ていきますよね、若い人たちは。やっぱりその観点からも工業団地の必要性は僕は非常にあると思うんですよね、やっぱり長洲町、地域振興局長の森永局長が、その中で面白い現象というか、その言われたのが、玉名市は朝と夜の人口が多くて、昼の人口が減少すると、この統計は県ですってということだったんです、結局仕事場が、職場がないからその玉名市から、他市町村に仕事に昼間は出ていくわけですね、また、仕事が終わって夜帰ってくる。やっぱりこの現象というのは、その市はやっぱり経済効果というのはなかなか見込めないというような、推計が出ているらしいんですよね、やっぱりそういう面からもずっと27年度が県内64名、県外120名、26年度が県外113名、県内49名、25年度が県外102名、県内54名、24年度が県外97名、県内69名、23年度が県外が112名、県内が59名ということで、この玉名工業高校といっても、玉名市の全部が生徒ではないんですけれども、やっぱり地元にある県立高校のその工業高校の生徒たちが、これだけ県外に出ていっているというのは、やっぱり本当に真剣に考えていかないといけないんじゃないかなと。今、玉名市の総合計画のほうに僕も委員として入れていただいているんですけれども、その中でアンケートでも、この前、「玉名カフェ」というのが開かれたんですけれども、働ける場所をつくっていただきたいというのもアンケートの中でありましたよね、その面からしたら工業団地は非常に必要性があると思うんです、そのこの前玉名を語る会、県もある程度の応援はしますよみたいな感じで、あれだけいい講演をいただいたんで、その工業団地について、担当の部局の部長はどういうふうに考えておられるのか、

ちょっとお伺いしたいです。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 再質問にお答えいたします。

もうこの工業団地につきましては、正直なところ企業誘致を進める上では有利だと考えております。ただ、団地設置につきましては、経済、社会情勢の変化を見守る必要があることも思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） ちょっと1個聞きそびれておりました。

その企業誘致が大体1年間に、大体何社ぐらいを訪問されているのかというのが、数字がわかりますか。わかるのであれば、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 質問にお答えいたします。

平成22年度から現在まで、自動車部品関連企業を中心に延べ176件回っております。その内訳といたしまして、関東地方を43件、東海地方を60件、関西地方を38件、九州地方を32件、その他の都市、地方を3件回っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 企業誘致課も非常に一生懸命回られてるということなんですけれども、工業団地がないということで、なかなか耳を傾けていただけてないのかなという思いがあります。そしてまた、本当にその人口減少を食いとめるという観点からも、やっぱりこれだけの地元工業高校の若い18歳の子供たちがやっぱり自分の育った地域を離れて関東、関西方面にいつてるわけですよ、やっぱり一番多いのは愛知なんですよ、やっぱり自動車関連。やっぱりそういう中で、長洲町も工業団地があって非常に昼の人口があそこは倍以上になるというような話もありますけれども、南関町ももちろん工業団地があります。またちょっとお話を聞いたら、南関町はまた新たな工業団地を増設するというふうにもちょっと伺っております。玉名市の場合は、私ちょっと聞いたんですけれども、活断層がないというような話もちょうとお伺いしました。ここは本当やっぱり大きい声では多分言えないんですけれども、3・11、東北の大震災ありまして、その自動車関連の工業部品がストップして、製造に支障を来したということで、自動車関連に関しましても、大きい向上じゃなくてリスクを分散させようということで、その小さい工場を各地にいっぱいつくって、結局は災害が起こっても、どっからでもその供給体制がとれるようにということで、そういう見直しがなされているというふうな状況で、やっぱり僕は、工業団地をわざわざ白石堰から大牟田までパイプラインで水を

引っ張ってるんですよ、大牟田まで。そういう面も配慮したら、僕は小田地区だったりとか、あそこの月瀬地区だったりというのは、白石堰からでもすぐ I C 関係だったら水、やっぱり必要ですよ、やっぱりそういう面からしたら立地条件ものすごくいいと思うんですよ、菊水インターはすぐそばにあるし、水はあるし、活動層もないということであれば、その企業誘致にとっては非常に、まさに一番最適な場所じゃないかなというふうに思うんですけども、そうしたらその工業団地で大きい団地を持ってこなくても、そのやっぱりリスクの分散化ですから、30人、40人の工場でもいいんですよ。それを10社持ってくれば、もし毎年1社に2人ずつでも雇っていただければ、もし10社来たら20人はその確実に地元に残ってくれるわけですよ、1つその人口減少を、過疎化にしないためには、今の人口の1%の若い人たちが残ってくれば、なんとか防げるという数値も出ているんですよ、ある大学の統計ではですね。やっぱりそういう面も考慮して、工業団地を僕はつくっていくべきだと思うんですね。これはよく言われるのは、工業団地をつくったから本当に企業が入ってくるのかと、先ほど吉永部長の答弁でもありましたように、その経済のいろんな動向を見据えてということがあるんですけども、これはやっぱり鶏と卵というのと全く僕は一緒だと思うんだと思うんですよ、どっちが先かと。でも、工業団地がなかったら耳も傾けてくれないというのがあると思うんですよ。だからやっぱりチャレンジをどっかでしなきゃいけないと思うんですよ。人口減少の歯どめ、そうすると若者が残ってくれる。ちゃんと就職、僕は玉名工業高校の先生にも聞いたんですよ。「地元にもし受け皿があったら、地元の子は残るんでしょうか。」「そら残りますよ。」て、先生ははっきり言われました。やっぱりそういう観点から、その工業団地、この企業誘致も含めまして、企業誘致にはやっぱり工業団地は、僕は必要だと思うんですね、絶対的にこれは必要だと思いますけれども、市長はどのように考えておられるか、ちょっと答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の工業団地の必要性についてお答えをいたします。

企業の誘致に伴う雇用創出というのは、現在策定を進めております「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中にも具体的な施策に盛り込むようにいたしております。市のその実現に向けまして、誘致に直結する用地の重要性は強く感じているところでございます。玉名市が合併して10年が経過をいたしました、今後20年、30年と継続的に発展し、「玉名市に住んでよかった。」と将来にわたって思っただけのような取り組みとして、社会情勢や財政面など、さまざまな状況を勘案しながら、検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今、市長から答弁をいただいたんですけども、まさにここに私たち議員に配付してあります。「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に書いてありますね、商工業の振興と。新規企業の誘致と雇用創出ということで、ちゃんとここにうたってあります。やっぱりこういうことも、本当やっぱり加味しながら、やっぱりこの地元から若者を、きのうの前田議員じゃないですけども、前田議員の一般質問の中でもありましたね、九州看護福祉大学やっぱりこの就職、玉名市内の就職率も本当わずかだとですね、そういう面もやっぱり思えば、若者が去っていくような状況です。やっぱりお金がとれなかったらなかなかいかんだろうし、今、私は農業やってるんですけども、農業の後継者は着実にふえてます。しかしながらやっぱり。横島はふえています。

〔「干拓ばかりだろ。」と呼ぶ者あり〕

○3番（松本憲二君） いえいえ、横島はふえてます。でも天水では、この荒尾・玉名地域では、熊本県下で一番多いんですから、後継者ですね。後継者残っている率としては、一番多いんですから、でも、もともとサラリーマン家庭の方々がなかなか農業を始めるといふわけには、なかなか容易なことではないんで、そういうやっぱり工業系に進みたいとか看護だったりとか、やっぱりそういう就職の場ですよ、若者が残れる場というのは、本当にこの私たち議員も一生懸命考えないかんし、そらもちろん執行部サイド、やっぱりその職員さんたち、もちろん市長、副市長もここにいるすべてのみんながやっぱり考えていかんといかんのだろうなというふうに思います。やっぱりそれじゃなかったら、毎年本当500人ずつぐらい、自然減もありますけれども、人口減少が行なわれてるんで、活力ある玉名だったりというのは、本当に見込めんのかなというふうに、人口ビジョンも、私たちにも配付をしてありますけれども、やっぱり減る一方ということなんで、やっぱり地域の活性化とか、いろんなことを考えますと、この企業を誘致をする、企業誘致をするには工業団地ありきというような考えを、やっぱりみんなが本当考えながら、県、国にお願いしながら、いろんな支援をいただきながら、工業団地をつくって、そしてその企業を誘致をして、そしてそこに地元の高校生、大学生がそこに就職をして、地元を支えていってくれる、そういう場所をつくっていかなくや本当にいけないだろうなというふうに切に思っている次第であります。そういうことも、市長も答弁の中で、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、しっかりそこは入れていますんで、しっかり考えていきたいというような答弁をいただきましたんで、私も、一議員ながら精いっぱいその面に関してはちょっと努力をしたいなと思いますんで、それを切に要望いたしまして、私の一般質問をここで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

---

午後 3時27分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

日程第2 陳情の取り下げについて

日程第3 議席の一部変更

以上、日程表のとおり、日程に追加いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第2 陳情の取り下げについて

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「陳情の取り下げについて」を議題といたします。

今回、提出されております陳第6号市民広場公園の存続を求める陳情の陳情1件については、陳情者から12月9日付で、陳情を取り下げたい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。

陳第6号については、取り下げを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議あり。異議がありますので、起立により採決いたします。

陳第6号については、取り下げを許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 陳第6号については、取り下げを許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、陳第6号については、取り下げを許可することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第3 議席の一部変更

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「議席の一部変更」を行ないます。

議席に関する申し合わせによりまして、議長の議席は最終番の24番とすることにな

っております。議長の交代に伴い、議席の一部変更の必要が生じたので、会議規則第4条第2項の規定により、議席の一部を変更します。

本職の議席を24番に、宮田知美議員の議席を14番に、前田正治議員の議席を15番に、作本幸男議員の議席を16番にそれぞれ変更いたします。

お諮りいたします。

ただいまのとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議席の一部を変更することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

14日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時31分 散会

第 6 号

1 2 月 1 4 日 (月)

## 平成27年第5回玉名市議会定例会会議録（第6号）

### 議事日程（第6号）

平成27年12月14日（月曜日）午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1 14番 宮田 知美 議員
- 2 8番 内田 靖信 議員
- 3 4番 徳村 登志郎 議員
- 4 12番 近松 恵美子 議員

#### 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

- 1 14番 宮田 知美 議員
  - 1 小島橋からの延長路線の都市計画マスタープランにおける位置づけについて
- 2 8番 内田 靖信 議員
  - 1 防災行政無線の再整備と防災体制の強化について
    - (1) 合併前における1市3町の防災行政無線の整備状況について
    - (2) 防災行政無線の再整備事業の背景について
    - (3) 総事業費と財源の内訳について
    - (4) デジタル化を図る効果について
    - (5) 各自治区との説明・協議状況について
    - (6) 災害発生のおそれが特に高い地域への配備計画について
    - (7) 行政情報の伝達について
    - (8) 玉名市の安心メールの防災関係者等の加入状況について
    - (9) 自主防災組織の組織率と訓練状況について
    - (10) 玉名市職員の消防団への加入状況について
- 3 4番 徳村 登志郎 議員
  - 1 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種の対象者へのコール・リコールについて
    - (1) 玉名市でのこれまでの接種状況について
    - (2) 対象者の中で生活保護世帯の接種状況は
    - (3) 個別通知（コール）をどのように評価するのか
    - (4) 個別再通知（リコール）の検討は

- 2 ロタウイルス予防接種の公費助成について
  - (1) 玉名市ではロタウイルスワクチンの効果メリットをどのように認識しているか
  - (2) 玉名市のロタウイルスの公費助成に対する考えについて
- 3 災害リスク低減のためのタイムライン（防災行動計画）策定等について
  - (1) 玉名市総合防災訓練について
  - (2) 玉名市のタイムライン策定について
  - (3) T E C - F O R C E（緊急災害対策派遣隊）との連携、訓練の実施について
  - (4) マンホールトイレの普及について

4 12番 近松 恵美子 議員

- 1 旧庁舎跡地等活用について
  - (1) 子育て支援施設のビジョンを伺う
  - (2) 玉名市の子育て支援で足りない施策は何か
  - (3) 公立保育所の役割、そして、目指すものは何か
- 2 岱明町公民館建設について
  - (1) 今後の計画はどうなっているか
- 3 企業誘致について
  - (1) 企業誘致の実績について
  - (2) 誘致する土地の確保について
  - (3) 他の自治体との条件の差は何か
  - (4) 現在のところで費用対効果をどのように考えるか

日程第2 意見書案上程

意見書案第6号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について

意見書案第7号 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）「大筋合意」全文書、全情報  
の公開と国会での徹底審議を求める意見書の提出について

日程第3 提案理由の説明

日程第4 議案の委員会付託

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（24名）

1番	北 本 将 幸 君	2番	多田隈 啓 二 君
3番	松 本 憲 二 君	4番	徳 村 登志郎 君
5番	城 戸 淳 君	6番	西 川 裕 文 君

7番	嶋村	徹君	8番	内田	靖信君
9番	江田	計司君	10番	田中	英雄君
11番	横手	良弘君	12番	近松	恵美子さん
13番	福嶋	譲治君	14番	宮田	知美君
15番	前田	正治君	16番	作本	幸男君
17番	森川	和博君	18番	高村	四郎君
19番	中尾	嘉男君	20番	田畑	久吉君
21番	小屋野	幸隆君	22番	竹下	幸治君
23番	吉田	喜徳君	24番	永野	忠弘君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	吉川	義臣君	事務局次長	堀内	政信君
次長補佐	松下	匡君	書記	松尾	和俊君
書記	富田	享助君			

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄	哲哉君	副市長	斉藤	誠君
総務部長	西田	美德君	企画経営部長	原口	和義君
市民生活部長	上嶋	晃君	健康福祉部長	村上	隆之君
産業経済部長	吉永	訓啓君	建設部長	磯谷	章君
会計管理者	北本	義博君	企業局長	宮田	辰也君
教育委員長	桑本	隆則君	教育長	池田	誠一君
教育部長	伊子	裕幸君	監査委員	坂口	勝秀君

午前10時01分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

14番 宮田知美君。

[14 宮田知美君 登壇]

○14番（宮田知美君） 皆さん、おはようございます。

平成27年12月議会、一般質問を行ないたいと思います。市民クラブ、宮田知美です。

熊本玉名線を通して、竹崎の交差点から、小島橋を渡り中心部へ短時間でスムーズに行けるように、都市計画マスタープラン等に位置づけをして、天水町、横島町や豊水など、市南部の発展のために計画的に建設できないかを質問いたします。

この道路は、多くの皆さま方の御協力のおかげで、天水町の竹崎地区に信号機が設置されましたので、高齢者や女性の方々も尾田北牟田線は非常に通行しやすく、便利になったと言われます。このような声をお聞きしますと、私たちや関係者の方々も尾田北牟田線の再開や信号機を設置に奔走したかいたったと思います。しかし、その言葉のあとに続く言葉が、小島橋を渡ってからが狭くて、住宅街を通行するのは危険だと言われます。特にミカンなどを積んだトラックなどの方や年配の方々はおっしょっておられます。

そこで9月議会での一般質問のあと、小島橋からの道路延長を県などに現状を訴え、市南部の将来発展のために、ぜひともつくってほしいとJR鹿児島本線を超える計画策定の協力依頼をしたところです。その中で、県から、「まずは玉名市の都市計画マスタープランなどにしっかり位置づけをして、市を通して自治体からの要望として挙げてください」との御指導をお受けいたしました。

そこで質問します。市南部と市全体の発展のために、市として小島橋からの延長道路を都市計画マスタープランに入れることはできないか質問をいたします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） おはようございます。

宮田議員御質問の小島橋からの延長路線の都市計画マスタープランにおける位置づけ

についてにお答えいたします。

小島橋からの延長路線、いわゆる J R 鹿児島本線を高架橋でまたぐ計画につきましては、先の 9 月議会の一般質問の中でも答弁いたしました。高低差もあり、駅周辺の道路との取りつけが難しいことや莫大な費用が想定されるなどの課題があり計画を断念したところでございます。都市計画マスタープランにおける位置づけについてでございますが、都市計画マスタープランとは、上位計画である玉名市総合計画に即し、都市計画の基本的な方針として、土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設や景観など、都市を構成するさまざまな分野に関して、総合的、長期的な視点で取りまとめた計画でございます。

そこで、1 市 3 町の合併を契機に、玉名市全体を計画区域として、平成 26 年 3 月に策定したものであります。この計画の中で、市南部地域から中心市街地への交通アクセス機能の向上につきましては、重点的な方針と位置づけており、現在、松木六田地区を東西に走る市道松木六田線に取りつく市道改良について、現地踏査を行ない、ルート設定の検討を行なっているところでございます。このことにより、市南部地域からの中心市街地へのアクセス向上はさらに図られるものと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14 番（宮田知美君） 今、答弁をいただきました。

市としては、9 月議会のときに述べられたように、高低差もあり、玉名駅周辺の道路取りつけが難しいということと、莫大な費用がかかるということで断念をするということですが、市南部の将来の発展は、前にも言いましたように、玉名市全体の発展にもつながっていくんじゃないかと私は思うわけです。ですから橋をかける費用が莫大だということと、市南部の将来発展等の費用対効果と言いますか、その辺のところを考えると、市としては薄いというようなことなんですかね、そこまでは知らないのかもしれませんが、そのかわりに莫大な費用がかかるので部長としての答弁からするとほかのような、ほかのルートを策定するいうふうなことなんですね。私どもこれそんなに待てるような暇はありませんので、急いでやっぱり取りつけなきゃいけないと思うんですよ、交通をスムーズにできるように。ですから、高架橋につきましては、これを支援してくださる方々ともう一度市の考えを考慮して、関係者の方々と検討していきたいと思っております。ですから、今、まずは部長の答弁にありましたように、代がえ案として、代がえ案というか、市の考えとしては、1 市 3 町の合併を契機に、玉名市全体を計画区域として平成 26 年 3 月に策定したもんがあると、その計画の中に市南部からの中心市街地交通アクセス向上のために、ルート選定の検討を行なっているところと、こういうふうにご答弁されました。

そこで私も9月議会が終わってから、もう何度ともなく、何十遍となくあの辺を軽トラックでうろうろしてみました。やはり狭い道路、このまま行ったらどこ行くのかなとか、人の家の庭だったのかなとか、そういう何度も往復してみました。そういう中で、幾つかの取りつけ道路になりそうなところを模索してみました。その中でやっぱり市道の中で取りつけ可能な道路としては、やはり左右に1本ずつしかなかったですね、その1本というのが左折してはせざきクリーニング屋さんから下に下る道路、今度は小島橋を降りて右折してからは、九州プラスチック工場の周辺に行く道路、その辺が有力じゃないかなと思っております。これに対していつごろから算定、ルート選定に取りかかる予定なのか、ちょっと再質問します。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

市道改良の事業につきましては、早期整備ができますよう取り組んでまいりたいと思います。

時期につきましては、現在、市道小浜繁根本線改良工事を行なっておりますので、それが平成29年度に完了予定ということでございますので、その後を考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 14番 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 平成29年度以降になっていると、わかりました。

それで、この玉名市の都市計画マスタープランを見てみますと、玉名市は1市3町が合併した都市であることを踏まえ、対象地域を計画地域といいますか、これを玉名市全体と設定してあります。書いてありますが、もともとの都市計画地域というのは、旧玉名市と旧岱明町であるので、残念ながら旧横島町と旧天水町は入っておりません。そのあとの平成25年3月31日現在の都市計画道路整備状況を見てみますと、旧岱明町と旧玉名市内のその都市計画道路に以前から入っていた関係で、赤線、青線いっぱい書いてあるわけですね、こやん計画素案、こういうつくりましたとか。ところがもともと入ってなかった都市計画区域外の横島町、天水町はですね、平成25年3月31日現在では真っ白な状態なんですよ、何も計画されてない。全く何も整備されておられません。合併して、8年がたちますが、長期計画もない状態なんです。これはやはり合併したころよく耳にした言葉があります。それは「市民の交通利便性の向上を目指して、主要施設へのアクセス道路の充実に努め、市全体の一体的な発展を図るため、どこからでも中心市街地まで15分以内で到達できる15分構想を推進します。」というようなのがよく言われてました。しかし、何も先ほど言いましたように、25年3月31日現在では、天水町、横島町からのアクセス道路は真っ白な状態ですので、15分構想というのはまだまだ遠い先のことじゃないかなと思えるわけです。また、その下のほうに南部地域の

南回りバイパスについては、必要性を考慮してこれから先検討していきますと書いてあるにすぎないわけです。ですから、今度のこの今、部長がおっしゃいましたルート選定とかそれをするのに当たっては、何かの形で、私は記載されていって、その市全体で取り組むというようなことが必要かなと思いますので、これから先、何かに記載されていくのかどうか、ちょっとお尋ねをします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

天水・横島地区の都市計画についてということでございますが、都市計画マスタープランは先ほど答弁いたしましたとおり、本市の都市づくりの利便や目標などの基本的な方向性を支援するものでございます。今後は、土地利用などの実態調査である都市計画基礎調査を踏まえ、天水・横島地区については、現時点で都市計画区域外でありますので、まずは地域の実情などに配慮しながら、都市計画区域のあり方について検討したいと考えております。

そしてマスタープランの中には、現在、天水・横島地区につきましては、市域の一体的な発展が図れるよう地域拠点と位置づけておりまして、都市計画道路などの個別具体的な計画はございませんが、中心拠点とそれぞれの地域拠点を結ぶまちづくりの方針について策定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） よろしく願いしておきます。

それで、先ほどルート選定にあたって、2本のせざきクリーニング屋さんからと、それと九州プラスチック工場の横を通る路線、そのほかにも市としては考えておられる路線があるのかもしれませんが、一応、その辺のところを見ますと、あの辺は御存じのようにアパートや家が大変建っております。そして近ごろもますます新築の家ができつつあります。という、遅れば遅れるほどその辺の道路拡張というのは難しくなっていくのかなというのが想定できますので、早急にルート選定を行なってやっていただくことを望んでおります。

それともう一つ気になるのが、小島橋を渡って、専大玉名高校のほうへ左折しますと、楽器屋さんのウエハラ楽器さんですかね、あそこの前が非常に狭くなっておりますが、狭くなって離合ができない状態なんですけど、拡張の予定があるのかお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

現時点では、改良の予定はしておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） そのウエハラ楽器さんのところの非常に狭くて、離合がしにくいので、また何かの機会がありましたら計画をよろしく願いいたします。

今、私質問いたしましたが、市のほうに、市南部地域と市全体の平等な発展のために、早急にルートを選定していただき、早い時期に実施計画ができるように、切にお願いして一般質問を終わりたいと思います。よろしく願いします。お世話になります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） おはようございます。8番、自友クラブの内田です。

防災行政無線の再整備と防災体制の強化について、一般質問を行ないます。

21世紀を迎える前は、希望に満ちた世紀との思いをしておりましたが、実際はそれに反しまして、国際的な戦争、紛争、あるいはテロが横行する世紀となりつつありまして、また、私たちの国内では、かつて経験、体験したことのないような大規模な自然災害が発生をしまして、多くの人的、物的被害をこうむっております。平成7年1月17日、払暁の午前5時56分に淡路島北部を震源としますマグニチュード7.2の地震、いわゆる阪神淡路大震災が発生をしております。甚大な人的被害とともに、住宅につきましては、全壊が約12万5,000戸、半壊が約14万4,000戸にも上っております。公共交通機関の関係では、山陽新幹線の高架橋やあるいは高速道路の倒壊等など、その被災現場、早朝からのテレビで生々しく報道されたところでございます。また、合併をしまして、これは忘れることはできませんが、玉名市議会の開会中の平成23年3月11日、午後2時46分には三陸沖でのマグニチュード9.0の地震の発生と、あるいは最大16メートルの津波によりまして、人的被害は亡くなられた方々が約1万5,900人、今なお不明者が2,500人、あるいは負傷者が約6,000人、あるいはまた、インフラの被害が膨大なものとなっております。私たちが知り得る中での最大の自然災害となったところでございます。今なお、多くの国家予算を投入し、その復旧、復興が間断なく展開をされておりますものの、完全復旧にはいまだ道半ばの状況にあります。昨年は、8月19日から20日にかけての広島県における集中豪雨による土砂災害の被害、また、今年も9月7日の台風18号の影響によりまして、特に関東、東北地方では記録的豪雨によりまして、特にその鬼怒川の堤防の決壊により常総市での住宅、農地、インフラ等の被害は甚大なものとなったところでございます。

一方、私たちの玉名市におきましては、これは寛政4年雲仙岳の地震により眉山の一部が有明海に崩落しまして、その津波による現在の岱明地区、横島地区、そして天水地区による人的、物的な災害、そして明治大正期又は昭和初期におきましては、台風の通

過と満潮が重なりまして、堤防の決壊により、人的被害、家屋の流出、農地の冠水被害等の被害が600町にも及んでおります。また、昭和32年の天水地区の集中豪雨の土石流による大水害、さらに平成と年号は変わりまして、雲仙普賢岳の火山噴火による降灰被害、かつてまた、私たちが経験をしたことのない風速50メートルを超える平成3年の台風19号による家屋や農作物の被害など、地球温暖化等による集中豪雨の多発や強大化する台風、あるいは活発化する火山活動によりまして、この玉名地方も先人とともに、私たちは大きな自然災害に遭遇し、甚大な被害をこうむり、その復旧、復興に全力を注いできたところでございます。

当時の第5高等学校の卒業生でありまして、当時の東京帝国大学教授で随筆家の田宮虎彦さんの言葉で、「天災は忘れたところにやってくる」とありますが、現在を生きる私たちは、忘れる間もなく大きな天災に見舞われております。このようなことから、合併前の1市3町のそれぞれの自治体におきまして、災害防災あるいは行政情報の伝達手段としまして、防災行政無線を整備し現在に至っております。玉名市におきましては、平成24年3月に策定をしました基本計画におきまして、防災体制の強化をうたいしまして、現在、アナログ方式による防災行政無線をデジタル化するとの計画を立案しております。この計画におきまして、旧1市3町でそれぞれ整備しております防災行政無線を一体化することとしておりまして、平成28年度に、来年度に実施計画を策定しまして、平成29年度、平成30年度の2カ年間で事業を実施し、迅速な災害情報の伝達を行ない、防災体制の強化を図ると、このように計画をしております。

そこで伺います。まず、1点目に、合併前における1市3町の防災行政無線の整備状況はどのようなものであったのか伺います。2点目に、防災行政無線の再整備を行なう背景はどのようなものがあるのかを伺います。3点目に、その総事業費と財源の内訳はどのような計画になっているのか伺います。4点目に、デジタル化を図る効果はどのようなものがあるのかを伺います。5点目に、各自治区との説明・協議状況はどのようなになっているのかを伺います。6点目に、玉名市におきましては、岱明、横島等の高潮災害、また、天水、三ツ川、石貫地域等の土石流災害などの発生のおそれが特に高い地域の配備計画はどのようなになっているか伺いたいと思います。7点目に、防災行政無線は防災情報とともに行政情報も伝達してきましたが、デジタル化後もこの行政情報の伝達については必要と考えますが、どのように計画をされているのか伺います。8点目に、玉名市の安心メールの防災関係者の加入状況について伺います。9点目に、自主防災組織の組織率とその訓練状況はどのようなになっているのかを伺います。10点目に、玉名市職員の消防団への加入状況はどのようなになっているのかをまず伺いたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

内田議員の質問の中で、10点あったかと思えますけれども、まず、1点目から順に答弁をしたいと思います。

まず、合併前における1市3町の防災行政無線の整備状況についての質問にお答えをいたします。本市の防災行政無線については、合併前の1市3町において、設置年度は異なりますが、同報系アナログ防災行政無線がそれぞれに設置されております。整備状況については、旧玉名市では、平成5年度に防災行政無線を整備し、屋外拡声子局62局と戸別受信機168台を設置し、その後市内全域をカバーするために平成14年度に27局の増設を行ない、合わせての事業費は2億5,068万円であります。岱明町については、平成13年度に整備し、屋外拡声子局34局、戸別受信機97台を設置し、事業費は1億3,200万円であります。横島町については、昭和59年度に整備し、屋外拡声子局23局、戸別受信機52台を設置し、事業費は5,525万円あります。天水町については、平成4年度に整備し、屋外拡声子局9局、戸別受信機については約2,000台を全世帯に設置し、事業費は1億1,536万円あります。以上が現時点での整備状況です。

次に、防災行政無線の再整備事業の背景についてですが、現在、本市の防災行政無線は、合併後においても旧市町で整備した施設を継続し、運用を行ない、その役割を果たしています。現時点での各施設において、老朽化が顕著に見受けられており、修理が発生した場合などの対応に苦慮している状況でございます。また、運用面においても、本庁からの一斉発信が図れないなど、市民の生命と財産を保全するための情報伝達を担う施設としての機能低下しており、今後の整備計画としては、旧市町で設置していた4つの防災行政無線親局を1つに統合し、アナログ防災行政無線をデジタル化に整備することで、災害対策に係る情報伝達の迅速化を図る計画でございます。

次に、総事業費と財源の内訳につきましては、平成28年度の実施設計費、平成29年から30年の2カ年までの本体工事、全体事業費としまして約9億円を予定しております。また、財源につきましては、合併特例債を95%充当し、残りの5%は一般財源として計画をしております。

次に、デジタル化を図る効果についてですが、デジタル化に係る最大の効果は、現在の声だけの情報発信から、文字情報を含んだ情報伝達が可能となります。この機能は、他の機器と連動が必要となりますが、災害情報をテロップで流したり、文字情報を最大限に有効活用することができるようになり、あわせてさまざまな情報伝達手段に対し、一元的な操作により、多角的な情報伝達が可能となり、迅速的な情報発信など、デジタル化を図る効果は上がると考えております。

次に、各自治区との説明・協議状況についてですが、現在の放送形態は、玉名、岱明、

横島地区では、屋外拡声子局での放送、天水地区においては3地区と異なり、戸別受信機での放送がメインとなっております。今回の整備計画では、市全域で屋外拡声子局での放送をメインに計画しており、天水地区においては現状の放送形態が変わることになりますので、天水地区では災害時のリーダーとなられる消防団幹部、並びに区長さん方に対し、市が考える防災行政無線整備計画について丁寧な説明を行ない、一定の理解を得ていると考えておるところでございます。今後は、区長会協議会に対し、整備計画の内容説明を行なっていきたいと考えております。

次に、災害発生のおそれが特に高い地域への配備計画についてですが、過去に土砂災害などの災害が発生した地域につきましては、災害時のリーダーとなる消防団幹部や自主防災組織リーダーの区長さんなどに戸別受信機の整備を計画しております。また、高潮災害が予想される沿岸部につきましては、屋外拡声子局にモーターサイレンを設置し、より遠くへの緊急情報の伝達を計画しております。

次に、行政情報に関する伝達についてですが、現在、旧市町設置の防災行政無線を本庁及び各支所で放送しております。今後の行政情報の運用についても、九州総合通信局との協議を行ない、現状での行政情報の伝達方法内容の了解を得ておりますので、従来通りの運用で放送するように考えております。

次に、玉名市の安心メールの防災関係者への加入状況についてですが、安心メールは、防災行政無線の聞き逃しの確認や消防団員の火災現場への指導が迅速に行なえるなどの効果が上がっており、現在、約2,794件の登録がございます。どのような方々が登録しているかにつきましては、メールアドレスのみの管理の上、どのジャンルの人が加入しているのかは把握することができておりません。今後は、継続的に関係機関への直接の登録依頼や広報紙掲載やホームページでの登録会員を図るなど、契約活動を行ない、登録の普及に努めていきたいと考えております。

次に、自主防災組織の組織率と訓練状況についてでございます。自主防災組織の組織率につきましては、平成26年度から結成促進の強化により、前年と比較23.68%増の組織結成があり、本年12月1日現在の設置団体数は158団体の設置があり、組織結成率は71.41%となっております。また、自主防災組織が防災活動を円滑に行なうため、活動碑や防災資機材の補助を行なっており、平成26年度においては、避難訓練等の活動費補助を8団体、防災資機材の補助を13団体に行なっております。ちなみに、平成27年度における自主防災組織の訓練状況は、20団体が行なっており、訓練の内容といたしましては、消防署や消防団の指導により、応急手当講習や消火栓の取り扱いの訓練を行なっている状況でございます。

最後に、玉名市職員の消防団への加入状況についてでございますが、現在の市職員の消防団への在籍状況については、男性61名、女性9名、計70名の職員が消防団に在

籍をしております。過去の在籍状況につきましては、平成25年度は65名、平成26年度は70名の職員が在籍しております。今後市としましても加入促進に努めたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 再質問を行ないます。

まず、再整備の背景としまして、旧1市3町の防災行政無線が老朽化しているということで、横島地区が昭和59年、天水地区が平成4年、玉名市が平成5年、岱明地区が平成13年にそれぞれ整備をしております。30年経過した施設もありますし、10年少々経過したところもございます。この防災行政無線の耐用年数は一般的にどの程度と言われておりますか、お尋ねを申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 内田議員の再質問にお答えをいたします。

耐用年数につきましては、それぞれの使い方によって違うかと思えますけれども、バッテリーとかその辺の交換につきましては、もう5年を経過すると必要性があるというふうなことでお聞きをいたしております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 当然、これは車と同じで当然、バッテリー等はこれは随時かえなくてはなりません、本体そのものの耐用年数というふうなことは、これは専門家に実際調査をされて老朽化が著しく激しいということで、この計画を立てられたのかどうかお尋ね申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 今、ただいまの業者の方とか、いろいろ検討を行なっているところがございますけれども、大体20年から30年ぐらいが防災保全の対応ではなかろうかというふうなことで適応いたしております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、老朽化によります修理件数等も年々ふえると思いますが、この防災行政無線について、年間どの程度修理件数と修理金額があるのか。結局、家庭に配備しております子局は別にしまして、本局とあるいは屋外拡声子局、この2点については、どの程度の修理件数と修理費用があっておりますのかお尋ねを申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 再質問にお答えをいたします。

過去3年間の修繕料につきまして申し述べたいと思います。修繕につきましては、屋外拡声子局、それから親操作卓の修繕、親バッテリー交換などの修繕がございます。平

成24年度は375万5,000円、平成25年度が222万2,000円、平成26年度が119万5,000円でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 今、修理件数と修理金額等々を聞いてみましても、それほど膨大な修理金額等々にはなっていないようですね、まだ、老朽化したといえども、私は当分この防災行政無線は利用価値があるのではなかろうかと思っております。先ほど、一斉発信ができません、あるいはそれぞれ結局、これは支所で現在のところは防災行政無線を発信をしようということでは、これはもう職員の皆さん方には操作方法は周知されておるわけでしょう。私も10数年前、実際機械を操作したことがございますが、そんな難しい操作方法ではなかったと思います。当然、一斉発信が一番適当ということではありましようが、現在の支所の形態でも特段、私は支障はないと思いますが、いかならんでしょうかね、この辺は。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 内田議員の再質問でございますけれども、先ほどもうしましたとおり、既存の防災行政無線が非常に老朽化をしているということと、それから統合をされないまま運用をしております。それで、職員については扱いにつきましては周知しているというふうなことでございますけれども、総務省の方針といいますか、その中でもアナログからデジタル化への促進が図られているところでございます。その辺のことを総合的に判断いたしまして、今回計画をしているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 総務省がそれにしなさいということではないでしょうが、今度再整備する場合はこういう方針でということなんでしょうね、これは。それでは、アナログからデジタル化を図るということでしょうから、それではそのデジタル化を図る効果としまして、結局、先ほどはこれから文字情報で災害情報をテロップ等で流すと、こういうことですが、実際市民はどのような受信機でデジタル化を図られるか、災害情報等々を受信することはできますか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 議員の再質問でございますけれども、基本的には現状の防災無線の子局といいますか、あれによって一斉放送をするということと、特に災害が起こりやすい又は今までちょっと経験されたところにつきましては、戸別受信機の対応をしていきたいと思っております。また、戸別受信機につきましては、先ほどもうしましたように、文字情報、テロップ等でも、これはまた別の機器が必要になりますけれども、そういうものの対応もできますので、その辺もぜひ検討をしていきたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 当然、声での情報はこれは従来通りということでしょうが、特段デジタル化を図るのは、これはアナログでもデジタルでも声での放送はできますですね。おっしゃいますことは、文字情報を発信することができる。どういう受信機で私たち市民にそれが伝わるのか検討も、具体的に効果がよくわかりませんが、どういう活用をデジタル化をされて、これはテレビで放送するわけでもないでしょうから、私たちの持っております携帯電話等々に文字、今、気象庁が始めましたような形で、玉名市から流れることができますかお尋ねをします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 今回、デジタル化にして発信の方法ということでございますけれども、さっき申しましたように、文字情報ということでテロップ等の発信ができます。耳の聞こえないといいますかですね、障がい者の方にもその辺のところは対応ができるというふうに考えておりますし、また、映像等はちょっと今後、その辺の内容につきましては、また私も全体把握しておりませんので、その辺は検討していきたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 先ほど来、部長のテロップ等で文字を流すと言いますですが、受信するものがなくては文字を受け取ることはできないわけで、それでは聴覚に障がいのある方には、そういう受信機を配ると、こういうことなんですか、お尋ねをします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 当然、障がい者の方にはそういうふうな機器を新たに整備する必要があるかと思えますし、また、今現在パソコンとかそのようなものを携帯ですね、そういうのも活用されている方も多くいらっしゃいますので、その方たちには文字で、声で、文字で情報が伝達できるかなと思っているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、玉名市で今度新しく再整備する防災行政無線は、それぞれ携帯等にでも、私たちの携帯等にも文字がテロップとして流れるとそのように理解してよろしいですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 内田議員の質問でございますけれども、声の情報を、あと文字等にする場合は別のさっき言いました機械とかそういうのも必要になってくるかと思えます。すぐにその携帯電話とか、文字で出てくることはちょっとできないかもしれませんが、そういうふうな方向を、いろんな活用ができるということで考えております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 結局は、デジタル化を図るのは、効果としては災害情報等を文字で流すからという御答弁のようで、ところが実質的には具体的なその受信方法等はまだわからんと、こういうような答弁では、どうも果たしてデジタル化する効果があるのかどうなのかですね、それは今もって、アナログでも声による放送はやっております。デジタル化でも同じということなら、そんなに早急に再整備を行なう必要は私はあるのか疑問に思っております。私たちの通信機器の発達はめまぐるしく、平成10年前後から特に携帯電話の通信機器が格段に進歩し、普及をしております。内閣府の調査では今年3月時点の携帯電話の世帯普及率が94.4%に達したと、一人一人では人口よりも携帯電話のほうが多いというような統計にもなっているようです。恐らく今度の災害情報やあるいは防犯情報につきましても、この携帯電話が市民の情報収集の最も重要で、また、手軽なものとなりまして、防災行政無線は一つの私は、時代的な役割といたしますか、転換期になっておるように考えております。

このあたりで、後々お尋ねをしますが、結局はこれだけ普及しました携帯電話を使う、それは当然災害の場合は、台風の場合、あるいは集中豪雨の場合は屋外で、屋外局から情報を各市民が取るということはなかなか不可能ですね、これは不慮の暴風雨でありますし、大雨もありますし、夜間でもありますから、ですから後々をこの国も当然あとで申し上げますが、この災害情報そのものを携帯電話を主流に行ないたいと、こういう考えも持っておるようです。

次にお尋ねをします。先ほど来話があっておりますが、土石流の災害、あるいは台風の災害に大きな被害をこうむりました天水地区の防災行政無線につきましては、屋外子局はもとより各家庭に戸別受信機を一斉に配付をしたところですが、今回の計画では、戸別受信機を消防団の幹部、あるいは地区のリーダーの方々への配付と限定をされておるようでございます。私は少々不安をいただいております。この点につきまして、天水自治区では区長会に説明会を行ない、一定の理解をいただいたというようなことですが、今回のこの計画につきまして天水の区長会ではどのような不安点等が挙げられたのかお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 内田議員の御質問にお応えをいたします。

天水地区におきましては、過去に非常に山津波ということで被害を受けておられます。今回は天水につきましては、全所帯にかつて、過去は戸別受信機でございますけれども、今回はデジタル化ということでございますので、市全体を一斉に平等にといたしますか、かえるということで、説明を区長さん方に行なっております。その中で、さっき内田議員もありましたけれども、安心メールとかインターネットとか、いろんな機器もございますので、全体に過去のように戸別受信機を提供しなくてもある程度主要な方に戸別受

信機で対応するという事で御理解を得ているというふうに聞いております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、今回の計画につきまして、戸別受信機を各家庭に配付、配備しております天水地区については、総意としては、自治区の区長さん方の了解をいただいたと、そのように考えて、受けとめてでございますかお尋ねを申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 今後とも、天水地区につきましては、丁寧な説明に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、玉名市の安心メールの登録が2,794件とのことでございます。どのようなジャンルの方々が入入をしているのかはちょっと把握が難しいということですが、少なくとも消防関係者、あるいは市の行政関係、また、地区の防災関係者の方々には、ぜひともこれは加入を推進しなくてはなりません、この件につきまして、執行部の見解をいただきたいと思ひます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 先ほども申しましたように、安心メールどのような方が登録していらっしゃるかわかりませんが、全体的な把握はできませんけれども、消防団の会議とか、区長さん方の会議、それから自主防災組織あたりに安心メールの普及につきましては、今後ともしていただくように説明をしていきたいというふうに思ひておるところでございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これは安心メールの登録が2,700前後ということで、また、それほど普及していないようですね、先ほど来申しますように、今後はこの防災情報、あるいは防犯情報等々は、携帯電話が恐らく主になってくるのではなからうかと思ひておひます。これは1通話、安心メールは送信をいただいた場合、有料なのか、無料なのか、もし有料であるならば価格ほどの程度でするのかお尋ねを申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 安心メールにつきましては、登録料は無料でございます。1通当たりの利用が2円から3円ぐらいが必要というふうなことで聞いておひます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 1通話が2円から3円というならば、これはそれぞれの命、あるいは財産等かわりのある特に重要な情報ですので、2円、3円程度ならば自己負担の範疇で御理解いただけると思ひますので、ぜひ防災関係者ともどもにこの安心メールの普及につきましては、これはさまざまな機会を使って、加入推進を助けていただき

たいと思っております。特に要援護者といいますか、高齢者の方々も今ほとんどの情報を携帯電話という方が多いようでございまして、老人会の会合等を有しまして安心メールの加入促進につきましては、ぜひ強力的に、短期間で進められていただくと、そのように思っております。

合併当初、玉名市の自主防災組織の組織率は非常に低うございました。議会における一般質問や総務常任委員会で、組織率の向上はたびたび指摘をされてきたところでございます。合併後やっと10年を迎えまして、組織率がやっと70%を超えたということでございます。ただ、組織率は向上しましたものの、避難訓練等の活動は、いまだ私の目には低調に映っております。先進地では9月1日の防災の日などで、消防関係者、あるいは民生委員、また、自主防災組織や行政区の役員等々によりまして、災害の要支援者の把握、あるいは避難道路、あるいは避難場所の確認などを行ないまして、自主防災組織の年間事業の一つとして、位置づけているところもでございます。組織率は向上しましたものの、実際の訓練が約20団体ということで、非常に低調でありまして、これは効果が限定的なものとなっております。これは全自主防災組織での訓練がぜひとも必要と考えておりますが、執行部の見解をいただきたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 議員がおっしゃるように、また、訓練の実施が20団体ということで、低いところでございます。今後は、玉名市の防災訓練、それからそれぞれの地区の訓練におきましても執行部のほうから、防災安全課のほうから出向きまして、その訓練の普及に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） ぜひ、組織はできましたものの実動がなくては、これは効果が半減以上ですので、どうぞその自主防災組織そのものの、これは単独で訓練を行なうというよりも、やはり行政区、消防関係、あるいは民生委員の皆さん方等々との協議を、協力をいただきながら、合同での訓練をやっていただきたいと、そういうふうに思っております。

玉名市の職員の消防団の加入状況では、現在、男性が61名、女性が9名で、合計70名が在籍をされておるようでございます。かつては、農業を初めとします自営業の方々が主に消防団に加入をされておりました。御案内のとおり、就業構造の急激的な変化によりまして、消防団員の減少も加速しております。また、消防団員の加入状況も勤労者、サラリーマンが主となっております。それぞれ多忙な仕事を持ちながら、玉名市外に勤務し、地元の消防団に加入をされてる方が多数ございます。玉名市の本採用の職員ならば当然、これは各分団の状況、運営構成にもよりますが、消防団員の加入を執行部はこれは指導すべきだと考えておりますが、市長の見解をこの点について伺いたいと

存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 内田議員の再質問にお答えをいたします。

消防団員につきましては、市の職員につきましては、入団について職員採用時点で極力入団するよとということによっておりますので、それに基づいて入団をいたしているというような状況だと思います。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これは各自治体の市長、町村長等々も採用時点でそれぞれの職員に消防団員の加入を指導をしておるようです。これはもうぜひ、進めていただきたいというふうに思っております。これは今も市長の答弁によりますと、そのような指導をしておるということで安心しましたが、ぜひ、今後の新規採用職員の採用の際につきましても指導をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは市長に伺いたいと存じます。

今回の防災行政無線の再整備につきましては、約9億円、あるいは人件費等を入れればそれ以上のものになりましようが、壮大な事業経費となっております、一体化、あるいはデジタル化する事業効果も先ほど来の答弁を見てますと、私は非常に限定的なもの、あるいはそれほど効果があるのかなと疑問を多分に持っております。また、費用対効果の観点からも早急な事業化には、これは懸念を持っております。現在の携帯電話におきましては、マナーモードにしておりましても、緊急速報メールが受信をされることとなっております。先般も11月14日、6時前後だったかと思えます。「鹿児島西方沖で地震発生、強い揺れに備えてください。」とのメールが突然届きました。それはもうテレビの緊急速報とほぼ同時刻でございました。また、気象庁が今年の11月19日からこれまでの地震や津波に加えまして、大雨、暴風、大雪、噴火などの特別警報を携帯電話の緊急速報メールで配信すると発表をしております。今回の追加で、ほぼすべての災害の種類の特警報がメールで発信をされると、このような形になっております。メールが届く携帯電話会社は、大手3社でございまして、特別な設定や登録をしなくても対象市町村の範囲内の携帯電話に一斉にメールで速報が届くことになっておりまして、電源が入っている限り、マナーモードでも警報音が鳴り、災害等の注意を促すこととなっております。先ほども申しましたとおり、携帯電話の世帯普及率は、もう94%、あるいは個人の、これは内閣府の調査でございまして。個人個人の利用数は、日本の人口を超えておるといふようなことでもございまして。これは既にもう私たちの生活必需品になっております。気象庁は先ほども申しましたように、メールでの各種災害情報の一斉メールの配信を徹底しております。これは玉名市も安心メールの加入促進を極力に図られ

て、今回の防災無線の再整備事業は、通信機器の現在の発達段階、あるいは進展を見ても、現在の防災行政無線を活用しつつ、私は当面見送られた方が、財政的にも、また、この社会の浸透、進展の面からも見合わせて適切ではなかろうかと考えておりますが、市長の見解をお伺いしたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） この防災行政無線につきましては、市民の生命、財産を守るという点から設置をされているというようなことでございまして、今、アナログ放送というような形でやっております。今回、デジタルに向かうということでもありますけれど、今までこのアナログ無線を修理をしながら引き延ばしてきたという経緯がございまして、このアナログの機器が近いうちには修理ができなくなるというような状況も踏まえながら、やはり更新をするということであれば、デジタルにということでも今やっておりますので、このアナログは、これからもずっと修理ができればそういった方向で続けていくということできますけれども、これが修理ができないというふうな状況を踏まえて、いずれ一斉になくなるというような状況も踏まえながら、やはり市民の安全を守るためにデジタルの無線での設備をするというふうに努めておりますので、あくまでも市民の生命、財産を守るための設備は必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 当然、アナログの修理等々の期間、先ほども耐用年数等のことも関連がします。これはもう修理ができないというような状況にありますか。これはもうその10年ちょっとのところもあります。当然、30年過ぎた自治区の整備状況もありますが、まだ、技術的にこのアナログの防災無線の修理はできないということではなわけでしょ。いかがなんですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 内田議員の御質問でございましてけれども、現在はアナログ無線の修理ということで対応いたしておりますけれども、横島あたりは昭和60年に設置をされておりますので、その辺の部品関係等は充足ができないというふうなところも出てきますので、今はやっておりますけど、この先はそういうふうな部品等が受注できないということは可能性としてはあります。

以上でございまして。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それはもうその可能性としてはそういう可能性もなきにしもあらずでしょうね。ただ、現在の状況として、それが直近に迫っておるということじゃないわけなんでしょ。いかがなんですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 内田議員の御質問ですけれども、先ほど申しましたように、横島におきましては、昭和60年でございますので、30年以上経過をいたしております。もう部品等も今はやっておりますけれども、認識としては、もういつでもこの供給できない事態が発生してもおかしくないというような形で考えているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 技術的なことは、これはもう総務部長もまだ専門的なところではないですし、私も専門性はございません。ただ、私は当面修理をしながら、この先ほども申しましたように、この防災行政無線は必ず私たちの生活にいることは皆さん方が御承知になつるところです。私もそういう形で今までも行政のときも進めてまいりました。ただ、これだけ携帯電話が普及するならば、先ほど来その文字で配信するとおっしゃいますように、なかなか文字の受信機そのものはおっしゃらんわけで、なかなかこの効果そのものが限定的でなかろうかと思っております。当面、この通信機器の発達等々を考慮しますならば、その修理の期間の範囲内でも結構、恐らくそんなにすぐ直近に修理ができないということでは、私はなかろうと思えます。それあたりも含めて、当然計画としては持っておったほうが、私はいいと思えます。ただ、これをここもう平成29年、30年で実施するということは、当分これは見合わせておったほうがいいのではなかろうかと思えますが、どうぞ答弁いただけますか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 先ほども申しましたように、市民の生命、財産を守るというような使命から防災行政無線というのができております。このアナログにつきましては、いつ何どき故障をして、もうそれが再開できないということは、これは目に見えているというような状況でありますので、その保証をだれがやるのかということでもありますけれども、やはりそういった生命、財産を守るためには、準備を整えながら、いつ何どきあるという可能性も秘めながらやっていくということは、行政として当たり前のことではないかなというふうに思っておりますので、そういった見解から、もう既に部品等もなくなっているというような状況もございますので、いつ何どき状況が変化するかわからないということのために対応しているということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 当然、先ほど来申し上げておりますように、これは防災行政無線は非常にかつて私たちの防災情報の伝達等々では一番大事な事業でございました。それと同時に、もう国も気象庁もメールでの発信を主にしつつあります。そのあたりとの兼ね合い、特に玉名市の安心メール、これに防災関係者、あるいは市の職員、あるいは

行政区、特に情報を必要とされております高齢者の方々、こういうものを並行して進めていかななくては、なかなか今の文字情報をデジタルで送付するとおっしゃっても、受信そのものがなかなかできないということであっては、これは効果は、私は半減すると思っております。当然、アナログからデジタルということが、これは時代の趨勢でしょう。技術の進歩もそういうものと思っております。ただ、それと同時に、今後は携帯電話等を使った、それぞれもう生活必需品となっている携帯電話での災害情報、あるいは防犯情報等々を伝達するように、これは極力を込めて推進いただくことを希望いたします、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

---

午前11時26分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行いません。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さん、こんにちは。4番、公明党の徳村登志郎でございます。

議場へ傍聴に来てくださっている皆さん、また、最近はウェブやひまわりテレビを通して議会の様子をご覧いただいている市民の方もふえているのではないかと思います。気を引き締めて頑張りますので、よろしく申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、昨年12月定例会でも質問させていただいた高齢者肺炎球菌ワクチン接種に関するものです。昨年は周知の徹底を訴え、個別通知をぜひ検討していただきたいとの質問をさせていただきました。執行部には、前向きな答弁をいただき、早速個別通知を実現していただきました。本当に速急な対応に感謝申し上げます。

そこで今年度における、高齢者肺炎球菌ワクチン接種への質問ですが、その趣旨は、個別通知を年度末の時期2月ごろに再度お知らせするリコールを検討していただきたいとするものであります。

そこで、4点質問いたします。1つ、玉名市のこれまでの接種状況について。2つ、対象者の中で生活保護世帯の接種状況は。3つ、個別通知をどのように評価するのか。4つ、個別再通知の検討は。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者へのコール・リコールについてお答えします。

この高齢者肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、また、重症化を防ぐことを目的に平成26年10月から定期の予防接種に位置づけられたものです。まず、1点目にこれまでの玉名市の接種状況についてでございますが、平成26年度の対象者数4,666人、接種者数1,747人、接種率37.4%となっております。また、平成27年度の対象者数4,644人、10月末時点で接種者数1,533人、接種率につきましては33%となっております。

2点目の生活保護世帯対象者の中の接種状況につきましては、平成26年度の対象者数71人、接種者数19人、接種率26.8%、平成27年度の対象者数68人、接種者数16人、接種率につきましては、10月末時点では23.5%となっております。

次に、3点目、個別通知をどう評価するのかとの御質問ですが、本市におきましては、本年度から個別通知を実施いたしております。今年度の接種率を見てみますと、4月から10月までの接種率は33%となっており、昨年度の接種率37.4%に近い割合になっているところでございます。この状況から、昨年度を上回る接種率が見込めます。個別通知による周知の効果はあるものと考えます。

次に、4点目の対象者への個別再通知の検討につきましては、高齢者の場合は、再摂取につながる、それによる副反応のおそれも考えられるため、より慎重な周知を行なう必要があるものと認識しております。現在のところ再通知の予定はございません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

1番目の接種状況ですけれども、よくなっているのか、否かというところでその状況をお聞きしたわけですけれども、やはり26年度は37.4%と、本年度は10月までで33%という形で、やはり明らかに周知を徹底していただいた個別通知の成果が、私も出ているのではないかなというふうに考えております。ただ、この肺炎球菌ワクチンですけれども、5年間に限りということになっております。65歳以上の5歳刻みで接種していくこととなります。制度が複雑です。対象者である高齢者にとっては非常にわかりにくいと思います。また、経過措置が5年だけであるため、該当年度の対象になる人は、そのときに接種しなければ定期接種としての接種機会を一生逃すことにもなります。今年忘れたから来年、定期接種できるというものではありません。しかし、実際は周知不足により、対象者が高齢者ということもあり、「接種しようと思っていたが忘れてしまった。」「インフルエンザと同様にいつでも接種できる」という勘違いが起りかねないと思います。

それと続いて、2番の答弁をいただいた分に関することですが、対象者の中で、生活保護世帯の接種状況を確認させていただいたのは、生活保護世帯に関しては無料接種になっていると思うんですけれども、その無料接種になっているのにもかかわらず、一般対象者よりも低いという状況を、これはほかの自治体で確認したことがありました。それで玉名市はどのようになっているのかなということでお聞きした部分でありました。やはりお聞きした中では、まだ無料接種にもかかわらず、実際、一般の接種者よりも昨年度が26.8%、今年度も23.5%ということで、かなり低い形で推移しているのです。これに関してはどうか手を打たなくては行けないのかなというふうに考えております。私とすれば、生活保護世帯に関してはケースワーカーがおりますけど、そのケースワーカーに接種の案内をしてもらおうとか、そういう形の方策をとればどうかと思いますけれども、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

生活保護世帯対象者の接種率の低下の問題についてですが、まず、低い要因につきまして考えてみますと、やはり生活保護者の方、車の利用というのが制限されておまして、それが1つの大きな要因かなと。そして次に、この生活保護者の方につきましては、予防接種を受ける場合には、必ず市のほうにその予防接種申請をしなければならない。それが大きな要因になっているのかなというふうにも思っております。また、ケースワーカーの職員に確認をいたしますと、やはりこの予防接種に関しても、それから病院にかかっても、要するに両方とも無料だということです。ですから、予防接種を受けるよりも、病気になって病院に行ったほうが良いという考え方を持っておられる方が、やはりかなりおられるというふうなことが、やはり低い要因かなというふうなところも受けているところがございます。ただ、今後、その方々の接種の率を上げるためにどうしたらいいかという問題につきましては、やはりケースワーカー、それからそういう時期にまいりましたときに、通知の中でも接種の重要性というものを図りながら周知徹底を行ないたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

今の部長の答弁で、お聞きした限りでも、やはり生活保護世帯にはいろいろな足かせがあって、予防接種の接種率が落ちているということがはっきりしたかと思えます。やはりケースワーカーの方にしっかりその辺を伝えていただいて、病気をする前の予防がいかに大事なのかということをしっかり伝えていただいて、この接種率という部分を上げていただきたいというふうに考えます。

それと続きまして、3点目の行なわれた個別通知の評価ですね、部長のほうから答弁いただきましたけれども、玉名市であっても有効であったというふうに伺いました。私も、現在、肺炎は日本人の死因第3位になっていることから考えても、高齢者にとって肺炎予防は非常に重要であることに加え、市民の健康福祉の向上という点からも、より丁寧できめ細やかな対応が求められると思います。肺炎から高齢者を守るという本気の姿勢が行政に問われているのだと思います。高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、健康寿命の延伸と医療費削減効果が期待されています。今後の高齢化に伴う医療費の増大を鑑みても、肺炎予防に注力することは、高齢者にとっても行政にとっても望ましいと思います。

参考に、厚生労働省の予防接種実施要領から、「対象者等に対する周知」の項目記載を紹介させていただきます。「定期接種を行なう際は、定期接種の対象者、また、その保護者に対してあらかじめ予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適切でない者、接種に協力する医師、その他必要な事項が十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。B類疾病の定期接種を行なう際は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつみずからの意志で接種を希望する者にのみ接種を行なうものであることを明示した上で、上記内容が十分周知されること。」以上のようなことが明記されております。このことを考えますと、周知には何より個別通知が望まれており、確実な周知を目指して、行政は対象者が接種機会を逃すことがないように、さらに努めることが必要だと思います。

次に、4点目の個別通知の再検討についてです。こちらの答弁について述べさせていただきます。今のところ行政として再通知のほうは考えていないということでございますけれども、こちらにも必要であるという観点から1つ紹介させていただきたい事例がございます。

定期接種事業で、平成26年度に定期接種対象者の接種率が50%以上に達成した、これは福島県いわき市の例でございますが、紹介させていただきます。

平成23年の東日本大震災のあとに、福島・岩手・宮城の3県と医師会、日本赤十字社などが連携し、平成24年3月末まで70歳以上の高齢者すべての方に肺炎球菌ワクチンを無償で接種する補助事業が実施されました。このような経緯で既に肺炎球菌ワクチンの接種率が全国平均よりもいわき市は高くなっておりました。それにもかかわらず、個別通知、そして再通知も初めとする周知活動によって、平成26年度の定期接種対象者の接種率は50%以上になりました。いわき市の取り組みには大変共感を覚えます。震災後の補助事業で多くの高齢者へ接種が行なわれた後に、定期接種が開始されたわけですが、既にいわき市の65歳以上の48.5%の方が接種されておりました。それで

も今回の定期接種制度での貴重な接種機会を周知する重要性を考え、昨年の10月中旬には個別通知をハガキで送付されました。また、平成26年度は定期接種が10月から、接種期間が半年と短かったことと、10月から12月までは比較的順調に推移し、12月末までの接種者は摂取率で約27%あったものが、1月に接種者が大きく減少したことを受けて、2月初旬に未接種の方に再通知のハガキを送ったそうです。これは未接種の方への御案内であることと、既に接種を受けた方の誤接種防止の目的で、ハガキの表側には、このお知らせは未接種の方にお送りしていますと明記したそうです。その結果、2月、3月の接種者は、1月の約2倍まで回復し、最終的には3月末までの接種率は51.4%に達したそうです。いわき市は、市民の健康のためには制度の周知は非常に重要という方針を第一に掲げており、再通知の予算も確保することができたそうです。高齢者の肺炎予防、健康増進という本来の目的からみても、接種機会を逃す可能性があった方への今回の再通知は非常に有効であったと認められております。いわき市でも3月31日までの期限だということを知らない方、今年度が最後の接種機会だと認知されていない方が非常に多くいたそうです。生涯に1回という言葉にしても、1回ならいつでも受けられると考える方や、5年後にまた機会があると思う方など、本当に人によってとらえ方はさまざま、正しくわかりやすく伝えることが非常に重要であるという認識に至ったそうです。いわき市の取り組み事例からも鑑みますと、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、健康寿命の延伸、医療費削減効果が期待されており、市としても接種率は100%を目指す姿勢が必要だと思えます。

このように再通知を重要視される自治体もありますが、玉名市での再通知は可能であるか、再度お尋ねしたいと思えますが、よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再通知についての再質問にお答えいたします。

再通知につきまして、検討をしたことがございます。それは年度末、受けてない方に対して再通知をやったほうがというような考え方も少しありましたので、検討しましたが、やはりタイムラグという、要するに2月なら2月の初旬に再通知を出す場合に、注射をその時点で受けていない人というのが恐らく1カ月、もしくは2カ月前に接種した人以外の人の把握というものが、タイムラグが1カ月、2カ月出てまいります。そうした中で、タイムラグが出て注射をもう直前に打った方に、また1カ月、2カ月前に打った方に再通知を送りますと、その方が「あら、注射を打ってなかった。」というふうなことで医療機関に行って注射を打つようなケースがなきにしもあらずということで、この肺炎球菌の予防接種は、非常に副反応が強い注射でございまして、先ほど議員が言われましたように、生涯に一度だけ打つ予防接種でございまして、ですから、副反応そういうものを考えますと、再度の通知というような非常に危険性も伴いますので、今年度に

つきましては、送り返しません。ただ、今後経過措置を見ながら検討を重ねていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

先ほども紹介しておりましたけれども、いわき市では、その部分の問題もしっかりハガキに明記しておく、わかりやすくしておくというようなことでクリアできているというようなお話もありました。また、再通知に関しても財政面でもそんなにかからないと、ハガキの通知であれば、1人当たり25円で発送が可能です。再通知は未接種の方のみの案内となるので、それほど大きな財政負担になるとは思えません。また、ちなみに、経済財政諮問会議の資料でも厚生労働省は、高齢者の肺炎予防の推進により、1,000億円の削減効果を示しており、具体策としては肺炎球菌ワクチン接種対象者への普及啓発実施を掲げております。肺炎球菌ワクチンの接種促進は、医療経済的にも効果が高く、市の財政面から見てもマイナス要因にはならないと思います。高齢者にとって肺炎は命にかかわる疾患です。一時的な郵送費とか、また、いろんな誤接種の問題とか、そういうの心配して市民の知る権利が奪われてしまうということと、最も重要な点である肺炎予防が推進されないということは、この定期接種の意義そのものを行政みずから否定してしまうことにつながると思います。また、広報紙やホームページからだけの助成制度の情報を見つけていただくという周知方法では、なかなかそれらを見られる高齢者の方は限られておりますので、死因第3位である肺炎から高齢者を守るため、また、同時に接種向上による医療費削減効果を得るためにも、未接種の方には一人一人に確実に情報が伝わるように努めていただきたいと切望いたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） それでは次の質問です。

現在は定期接種にはなっておりませんが、ロタウイルス予防接種の公費助成について質問いたします。

ロタウイルスは、5歳児未満の乳幼児におけるウイルス性胃腸炎の主な原因微生物であり、5歳までにはほぼすべての小児がロタウイルスに感染し、胃腸炎を発症することが知られております。発症した場合、急速に脱水が進行するため、入院治療を要するケースが多く、我が国においても5歳児未満の乳幼児がロタウイルス性胃腸炎で入院する頻度は、40人から60人に1人と高頻度であります。

そこでお尋ねいたします。1つ、玉名市ではロタウイルスワクチンの効果メリットをどのように認識しているのか。2つ、玉名市のロタウイルスの公費助成に対する考えに

ついて、以上2点の答弁をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員のロタウイルス予防接種の質問にお答えいたします。

市では、感染性疾患の予防として、ワクチン接種の有効性を認識し予防接種法に基づいて子供用1種類、高齢者用2種類、計3種類の定期予防接種と、国が推奨し、市の方針により子供用1種類と成人用1種類、計2種類の任意接種の予防接種を実施しているところでございます。議員御指摘のとおり、このロタウイルスにつきましては、感染性胃腸炎を起こすもので、特に乳幼児では重症化しやすいものの1つとされており、このロタウイルスワクチンは10年ほど前ヨーロッパで開発され、イギリス、ドイツ、アメリカ等で予防接種の定期化が導入をされましたが、イタリア、フランスと導入していない国もございます。しかし、導入国の定期化後の胃腸炎の報告が減少し、その効果が認められているところは広く知られているところでありまして、市としましても十分認識しているところでございます。しかし、日本では、平成23年に国の認可を受け、任意での予防接種ができるようになりましたが、現在のところ予防接種法による定期予防接種には位置づけられておりません。その理由として、国によりますとワクチンの有効性、安全性の評価が今後必要とされており、国の審議会にて定期接種化について、現在も審議が進められている状況とのことでございます。

次に、公費助成の考え方ですが、荒尾市、長洲町では今年度からロタウイルス予防接種の助成がされておりますが、この助成は子育て支援の一環として実施されているとのことで、県下14市、荒尾市以外では公費助成はなされていない現状にあります。また、予防接種法に規定されております定期予防接種と任意予防接種とでは、健康被害の救済措置が異なります。そうしたことがございますので、任意予防接種の助成等につきましては、十分な検討が必要なものと考えております。本市としましては、子どもの健康を守るための予防接種ですので、安心して受けていただくために、今後国の審議会の結果を踏まえて、市における予防接種事業としての取り扱いを検討したいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

1つ目の答弁ですね、ロタウイルスに感染した子ども、どのように症状が出て、また、どのような治療ができるかというようなこともお聞きしました。ワクチンの重要性も認識しているというような答弁もいただきました。ただ、ここできょう質問させていただくのも、実際ロタウイルスに感染すれば小さな子どもにとって大変苦しく、ダメージの

大きい病気であること、また、重症化すれば脳炎、脳症などの重篤な神経系合併症を起こすことが知られております。日本における小児の急性脳炎、脳症のうちの4%がロタウイルスによるものだそうです。これはインフルエンザ、突発性発疹症の次に多いとされております。さらに治療後の経過の見通しが悪く、後遺症率はインフルエンザ脳症の25%に比べ、ロタウイルス脳症は38%とインフルエンザよりも高くなっております。このように子供たちの大切な未来を奪いかねない病気であることは議論の余地がないと思います。私もちょうどここ最近、2人の子どもにロタウイルスワクチンを接種させた経験がございます。小さな子どもを持つ親からすれば、ロタウイルス感染がどれほど子どもに苦しい思いをさせるのか、親同士の口コミや小児科医からの説明などで十分知られているようです。任意ではありますが、子育て世代では定期接種ワクチンに加え、必ず接種しておきたいワクチンとなっているようです。実際、小児科医で任意で接種受けているのもう既に半分、50%ぐらいに乳児が受けているというデータもございます。

続いて2つ目の答弁についてですけれども、公費助成を実施していただきたい理由をここで述べさせていただきます。

子供たちの健康を守ることはもちろんですが、1つはその接種費用が高額であり、子育て世代の大きな負担となっている点です。2回接種のロタリックスと3回接種のロタテックがございますが、どちらも約3万円程度の出費となっております。経済的な理由により接種する乳児に受けた、受けていないの差異が生じるのは、平等に乳児の健康を守るという意味合いからも問題があると考えております。2つ目は、医療費以外の支出や労働損失が発生することです。労働損失とは、付き添いや通院により親が仕事を休み、失われた労働力の額のことで、国の試算によれば、これらを含めたロタウイルス感染症による1件当たりの経済的負担は、入院治療で約17万円、通院治療で約5万円とされており、総額では年額約540億円に上ると推定されております。3つ目は、現段階では任意接種でございますが、自治体によっては公費助成を行なっているところもあります。答弁でもございましたが、熊本県は少ないのですが、隣の長洲町と荒尾市の1町1市では公費助成がなされております。多くの乳幼児に広く接種が行なわれ、市又は世界全体としてロタウイルスの感染症を制御していくためには、積極的な接種推奨、公費助成が不可欠と考えます。ロタウイルスワクチンは、医学的にも公衆衛生学的にも極めて重要であり、財政面等の問題を勘案しても、ぜひ実施すべきだと考えております。これについて、もう一度実施する余地があるのかどうなのか、答弁をいただければと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えします。

公費助成の考え方についてでございますけれども、先ほど申しましたように、予防接

種の重要性というものは十分理解しております。ただ、予防接種の考え方の中にも先ほど申しましたように、定期の11種類の予防接種等もございます。その予防接種に重ねて小さい子どもの予防接種をまだ国のほうが定期接種と認めていない、任意の接種でございますけれども、それをやはり単市の制度の中でやっていくというふうなことが本当に必要なのか、やはり子どもに対してそれだけ多くのワクチンをまた重ねて打っていいのかという懸念もまだございます。そうしたことも考え方もございまして、やはり国の定期化を慎重審議、見守りながら、今後定期化になったとき、市のほうとして助成をしていくということを考えておるところでございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

なかなか公費助成に踏み切るということには、しっかり慎重になられるという部分はわかる部分ではございますけれども、ワクチンに関しては副反応という部分も1つ大きな課題になるかと思えます。ただ、このロタウイルスに関しては、初代のロタウイルスワクチンであるロタシールドというものがございましたけれど、こちら副反応が実際増加して、発売中止となった経緯があるそうです。ただ、その後、現在のワクチンであるロタテック、ロタリックスに関しては副反応である腸重積症のリスク上昇とかも少ないそうです。安全性も容認性が高いと考えられております。ロタウイルスによる重症胃腸炎や死亡を防ぐというベネフィットを考えると、腸重積症の増加リスクやそういうものをはるかに上回るとして、WHOも乳児に対するワクチンの定期接種プログラムにロタウイルスワクチンを導入することを全世界的に推奨しております。先ほど答弁でもおっしゃってましたが、実際、同様に米国や欧州でもそれぞれワクチン接種を推奨しており、ロタウイルスワクチンは100以上の国と地域で承認されております。

もう一度最新のロタウイルスの副反応リスクとかも検証した上で、ぜひとも長洲町や荒尾市同等以上の公費助成を要望させていただきたいと思えます。

じゃあ、ここで質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 徳村議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行いません。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） それでは休憩前に続き、次の質問に移ります。

災害リスク低減のためのタイムライン（防災行動計画）策定等について質問いたします。

今月10日には、関東東北豪雨で鬼怒川の堤防が決壊し、茨城県常総市などで深刻な浸水被害に見舞われてから3カ月になります。鬼怒川の堤防決壊を受け、国では緊急的な治水対策に乗り出しています。このような想定を超えた災害が相次ぐ昨今、玉名市におきましても決してよそごとではなく、その対応、対策が問われていると思います。

そこで4点質問させていただきます。

1つ、玉名市総合防災訓練について。これは、鬼怒川の堤防決壊による大規模水害を受けて、緊急に職員中心の実務的な訓練として、議員ほか一般公開もされないものとして報告を受けております。本日は、その訓練内容、その成果をお聞かせいただければと思います。2つ、玉名市のタイムライン策定について。防災行動計画であるタイムラインは、ハザードマップと並び水害対策のソフト面での重要な位置を占めると思います。本市において策定されているのか、されていればどのようなものなのかお答えください。次に、3、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）との連携、訓練の実施について。大規模な災害を想定するときに、TEC-FORCEの出動を要請する、又は国土交通省から派遣されることが予想されます。現状と今後の取り組みについてお答えください。最後に4つ、マンホールトイレの普及について。大規模地震や津波の発生時には、建物被害やライフラインの被害により、避難所等などに人が集中し、かつ既存のトイレが使用不能となる事態が起これ、衛生状況の悪化だけでなく排泄を我慢するために飲食制限を行なうことによる健康被害の事例が報告されています。このように住民の生命と公衆衛生という観点から、発生時におけるトイレ対策の重要性が改めて認識されています。そのような中、マンホールトイレは劣悪になりがちな避難所トイレの問題解決になると思いますが、本市においてその設備があるのか、また、なければ整備の計画はあるのかお答えください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 徳村議員の災害リスク低減のためのタイムライン（防災行動計画）ですか、策定等についての質問にお応えをいたします。

まず、玉名市総合防災訓練についてでございますが、本年9月に茨城県常総市の鬼怒川で発生した大規模水害を教訓としまして、11月8日に行なっております。訓練の内容としましては、断続的な大雨が降り、大雨洪水警報発令及び土砂災害警戒情報が発表され、菊池川が氾濫危険水位に達し、越水のおそれありとの想定のもと、市職員及び関係機関を対象に、災害対策本部の設置訓練及び避難勧告発令訓練を実施し、災害発生時

であります初動体制訓練、情報収集訓練などを行ない、あわせて災害時に対して想定問答を行ない、初動体制や情報収集など問題点や連携などを確認することができたものと考えております。また、災害本部の訓練参加者全員に対し、玉名消防署により心肺蘇生法及びAED訓練を実施いたしました。その他の訓練として、消防団や社会福祉協議会の協力により、避難所の開設訓練及び避難行動要支援者の搬送訓練をあわせて実施しております。今回の訓練に関しましては、庁舎内の組織や関係機関などお互いの役割や連携等の確認ができ、実践に役立つように効果的な訓練だったと考えております。

次に、玉名市のタイムライン策定についてですが、防災行動計画であるタイムラインは、台風のように事前の予測が可能な災害に対して、被害の発生を前提とした対応策をあらかじめ準備し、いざというときに実行するものであり、防災、減災を実現する上で特に有効な手段の一つだと考えております。本市では、本年3月に玉名市版タイムラインを策定し、災害発生72時間前から災害発生後72時間までの事態状況に応じた対応内容を策定しております。本年8月に上陸した台風15号においても24時間前から自主避難所の開設を行なうなど、予防的なタイムラインに沿った対応で行なっております。

次に、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）との連携、訓練の実施についてでございますが、緊急災害対策派遣隊であるTEC-FORCEは、地震、水害、土砂災害等の大規模自然模災害に対応するため、被災地の公共団体等が行なう被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑、かつ迅速に実施するために、国土交通省に設置されたものであり、災害の規模に応じて全国から専門職員が派遣されると聞いております。現在のところ本市とTEC-FORCEとの連携は、各対策会議等により最新の情報は共有しており、平成25年度においても既にテレビ会議など、実戦訓練を行なっております。今後も国土交通省と連携を密にし、災害時において迅速的な対応がとれるよう努めたいと考えております。

最後に、マンホールトイレの普及についてでございます。阪神淡路大震災及び東日本大震災において、避難生活の長期化とともに避難所におけるトイレ環境が劣悪となり、汚物の処理や臭気に困ったとお聞きいたしております。現在のところ本市においてマンホールトイレは整備しておらず、整備には関係課との調整が必要となります。今後の対応につきましては、国、県、その他自治体の動向などを踏まえ、本市での対応方針を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

1つ目の答弁、玉名市総合防災訓練が常総市の鬼怒川で発生した大規模水害を教訓に、

本市の菊池川が氾濫危険水位に達したという想定で行なわれたとのことですが、これに対しては、ちょうど今月11日に石井啓一国土交通相は閣議後の記者会見で次のように述べております。国が管理する河川109水系と周辺の730市町村を対象とした大規模水害対策の新ビジョンを発表しました。9月の関東・東北豪雨で甚大な被害が出た教訓を踏まえ、2020年度までの約5年間で約8,000億円かけて堤防を補強したり、川の水が堤防を越えても決壊しにくくするものです。また、住民な円滑な避難に向け、スマートフォンを活用した情報発信も進める旨の内容でした。石井国土交通相は早急に取り組みに着手するため、補正予算の活用についても検討していきたいと表明しました。今後は、国や都道府県、市町村で構成する協議会を各地に設置し、避難態勢の作り方などを議論してもらおうとあります。本市を流れる菊池川も国の管理する河川です。この水害対策の新ビジョンに該当するかと思います。今後、国、県、菊池川水系の市、町との連携も含め、新たな水害対策の推進をお願いしたいと思います。

次に、2つ目のタイムライン策定についての答弁に対してですが、既に本年の3月に玉名市版タイムラインの策定がなされているとのことでした。まだ未策定の自治体がある中で、早急な対応は時にかなっていないと感じました。ただ、この玉名市版タイムラインは、まだホームページ等で公開されていないようですので、こちらもあわせてお願いしたいと思います。また、ついでではございますが、玉名市のホームページへの要望です。トップページへ目立つ形で緊急災害情報が確認できるようにしてほしいと思います。ほかの自治体のホームページでも、トップページにすぐ確認できるように配置されているのを多く見受けます。大事な情報、命にかかわる情報ですので、探すことなく、すぐ確認できるように対応よろしくお願いいたします。

次に、3つ目、TEC-FORCEとの連携、訓練実施についての答弁に対してですが、本年は大きな被害もなく済みましたが、台風の上陸もありました。想定を超える災害がいつ起こるかもしれませんので、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）とはこれからも密に連携を図っていただき、これから合同の災害訓練等も検討していただければと思っております。

最後に、4つ目、マンホールトイレの普及についての答弁に対してですが、本市ではまだマンホールトイレの設備はないとのことでした。設備には関係課との調整が必要みたいですので、ぜひ、調整を進めて設備を実現させていただきたいと思っております。

ここで紹介にはなりますが、マンホールトイレの普及に関しては、国土交通省はマンホールトイレの運営指針案を発表しております。過去の災害をもとに、避難所などへ設置数の目安を示したほか、快適なトイレ環境を確保するための配慮事項などを明記、年度内に指針を決定し、各自治体に設備を促したいと考えを示しました。過去の災害をもとに避難所などへの設置数の目安を示したほか、快適なトイレ環境を確保するための配

慮事項などを明記、年度内に指針を決定し、各自治体に設備を促したい考えです。マンホールトイレに関する指針策定は、過去の災害時に避難所のトイレ環境が劣悪になり、避難者らの健康に悪影響を及ぼしていた実態が背景にあります。災害用トイレとしては、仮設トイレの普及が進んでいますが、東日本大震災では、仮設トイレが避難所に行き渡るまでに4日以上を要した被災自治体が、全体の約66%を占めていました。一方、マンホールトイレは、仮設トイレに比べて迅速な組み立てが可能で、下水道管につないでいることから、汲み取りが必要なく日常生活に近いトイレ環境を確保できる点が特徴です。また、段差がないため高齢者や障がいのある人でも利用しやすいそうです。現在、マンホールトイレは全国で約2万基整備されていますが、国土交通省では、同トイレの有効性を踏まえ、一層の普及に向けて新たな指針策定が必要だと判断したようです。指針案によれば、マンホールトイレの設置場所は災害対策基本法に基づいて、市、区、町村が指定する避難所などに、設置数の目安は100人当たり1から2基としています。また、配慮事項として、男女別を基本として男女の入り口の向きを変えることやトイレの中と外への照明の設置、地震や強風による転倒対策の徹底のほか、高齢者向けの待合スペースの配置や車いす用トイレを最低1つは設けるといった事項を提示。災害時に住民らがスムーズに組み立て、管理できるように、防災訓練で運用方法を確認することも推奨しています。公明党はこれまで、各地の地方議員がマンホールトイレの設備を提案し、既に導入が進んでいる自治体もあります。災害時にトイレ環境を切れ目なく確保することが、避難者の安心感につながると思います。私自身も災害時に何ができるかを考えながら、これからも市民の皆さまのためになる提案、行動をしていこうと決意しております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） こんにちは。無党派の近松です。

議長のお許し得まして、1番と2番ちょっと入れかえさせていただきます。

まずは、岱明町公民館建設についてから始めさせていただきます。

まずは、このたび老朽化した岱明町公民館を岱明支所3階に移転という当初の執行部案に対して、全力で反対してきました私たち地元議員の主張に対し、この場におられる多くの同志議員の御理解のもと、住民の反対が多かった支所3階への移転は取りやめて、当初私どもが主張しておりました3階には有明広域事務組合の事務所として活用していただくという案が、先方がたからも承認されて、そのように動いてきておりますことに対し、お骨折りくださったすべての方々に対してお礼申し上げます。ありがとうございました。

ました。

おかげさまで図書館も立派なものになりそうで、とても楽しみにしております。議員になりたてのころに、横島町の公民館を見学させていただいたんですが、横島町の公民館は、お父さんが子どもを連れてきても退屈をしないように、お茶を飲みながら新聞を読める、そういう空間をつくってある図書館だというストーリーを聞かせていただきました。このように夢のある図書館を期待しています。支所2階に立派な図書館ができますよと地域の方にお話ししますと、何人もの方が、「横島図書館はいいですね。」と本当に口々に言われます。文化センターの図書館のことは全く話題になりませんが、横島図書館の話題は、耳にたこができるくらい言われています。この次は、岱明図書館はいいねといわれるようにレイアウトを工夫していただきたいと期待しております。

ところで、本体の岱明町公民館建設になりますが、地元住民の反応は、去年の支所3階に移転になるかもしれないというショックから、そのくらいなら今のままでよいということで、平屋で使いやすい今の公民館で、おおかた満足されております。しかし、今年の台風では雨漏りはするし、壁もはがれかかっていますので、利用者の安全のために早急に建てかえる必要があります。新市建設計画にはなかった玉名市民会館の建設、また、旧庁舎跡に子育て支援施設など、街中心部に公共施設の建てかえ、新築などの計画がどんどん進んできておりますが、順番からしますとこちらが先ではなかろうかと思う次第です。

そこで岱明地区の公民館建てかえについては、どのように検討しているのかについてお伺いいたします。

以前より、岱明ふれあい健康センター増設という考えもあると聞いておりますが、そのことも含めてお願いいたします。

まず、1点目、方針決定までにどのような形で意見を集約していくのか。2点目、岱明ふれあい健康センターの料金改定後の利用状況について、また、岱明町公民館の状況について。3点目、公民館とふれあい健康センターの連携について。4点目、公民館建設に当たって、ふれあい健康センターとの併設を考えているのかどうかについて。以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の岱明町公民館建設の今後の計画についてお応えをいたします。

これまで喫緊の課題でございました岱明支所庁舎の利活用につきましては、先般の公共施設等建設特別委員会や岱明地域協議会へも報告をいたしました。支所1階がこれまでどおり支所として、2階は今議員おっしゃったとおり岱明図書館として、3階が有

明広域行政事務組合の事務局としての利用が決定をいたしました。このことにより市有財産の有効活用のみならず、地域住民の利便性や地域の活性化等の大幅な向上も期待をしているところでございます。

まず1点目の質問でございますけども、公民館建設の方針決定までの一連のプロセスについて、これまで議会等でも申し上げましたとおり、支所庁舎の利活用が決定した後に、考えていくということにしておりましたので、これからその検討段階に移るということになります。前回、9月議会でも答弁をしましたように、建てかえを前提として建設位置でありますとか、建物規模等については、今後具体化に向け議論をし、天水地区の公共施設の集約化と同様に、地域との合意形成に努めてまいりたいというふうに考えております。まずは市としての建設方針についての協議を庁内関係各課とともに行ないまして、この結果をもとに、公共施設等建設特別委員会を初め、岱明地域協議会や区長会、そして施設利用者、施設団体等への内容説明を行ないまして、そこでの御意見等を集約した上で、最終的な建設方針を決定したいというふうに考えております。なお、この決定時期につきましては、先般の岱明地域協議会の中でも御質問がありまして、回答いたしました。岱明町公民館については、施設の老朽化や耐震安全性の問題がございますので、どんなに遅くともここ1年以内に結論を出したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 2点目の御質問であります岱明ふれあい健康センターの料金改定後の利用者の状況についてお答えいたします。

岱明ふれあい健康センターの利用料金につきましては、平成26年度に条例の一部を改正し、入館料を浴場使用料に改め、平成27年4月から運営を行なっております。浴場使用料は、大人250円、子ども120円でございます。ここで施設の利用状況について申し上げます。平成26年度は5万8,100人ございました。27年度につきましては、10月末現在での入館者は、3万2,704人ございまして、前年同月3万3,126人と比較しますと、422人の減となっております。岱明ふれあい健康センターは、平成18年9月より指定管理者制度を導入し、玉名市社会福祉協議会が管理運営を行なっており、具体的には福祉機器の貸し出し、独居老人ふれあい会や福祉まつりの開催、中学生を対象としたワークキャンプなど幅広い世代を対象に事業を行なっております。また、所管課といたしましては、施設の利用促進を図るため、施設の情報を広く啓発する必要があると考え、玉名市のホームページや市広報での子育て情報のページ等を活用し、施設の情報提供を行なうなどの啓発を行なっております。これまで議員

から御指摘を受けておりました他の類似施設との比較の問題につきましても、現在関係課と検討を進めており、なるべくこの施設が使い勝手がよく、利用しやすい施設になるよう、指定管理者とも十分協議しながら利用促進に向け努力してまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 議員御質問の岱明町公民館の利用状況、それから公民館とふれあい健康センターの連携についてお答えします。

まず、現在の岱明町公民館の利用状況でございますが、昨年26年4月から10月までと、本年の同時期を比較してみますと、件数で689件に対しまして、790件と101件の増、また、利用人数におきましても、1万119人に対しまして、1万2,980人と、2,861人増加している状況です。また、公民館の使用についてでございますが、現在、公民館を使用しようとする場合は、公民館使用許可申請を提出していただいております。その際、使用しようとする研修室が他の団体と重複した場合、使用用途にもよりますが、あいているほかの研修室を勧めたり、また、時間帯をずらしたり、その週であれば曜日を変更したり、日程を変更するなど、申請時に利用者の方と十分相談をしながら、利用者の身になって受付を行なっている状況であります。しかし、どうしても予約が取れないときなど、岱明町公民館内での調整ができない場合は、使用用途等にもよりますが、近隣施設でもあります岱明ふれあい健康センター等を紹介するなど、両施設の利用促進につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の最後の4点目の質問であります。公民館建設は、岱明ふれあい健康センターへの併設を考えているのかについてお答えをいたします。

現時点におきましては、現在地での建てかえのほかに、市町合併前までのような利用状況にない、岱明ふれあい健康センターへの併設の2案が建設方法の候補として考えることができます。市といたしましては、後者のふれあい健康センターへの併設による施設の複合化を優先して検討したいというふうに考えております。その場合には、健康センター内の幾つかの機能は、天水町の公共施設集約化と同様に共用化し、それ以外に必要な岱明公民館機能を新築により充実をしたいというふうに考えております。それぞれの施設を訪れる利用者の新たな交流の創出や、また両施設の利用状況の改善などの面でも一定の相乗効果をもたらされると思われまますので、既存施設で近接する健康センターへの併設が最良の策ではないかというふうに考えております。が、しかしながら、施設

使用料の取り扱い、駐車場の問題、両施設の利用団体間の利用上の調整など、さまざまな課題がございますので、これらの解消、解決が必要になってくるというふうに考えております。いずれにいたしましても、これらの公共施設のマネジメントに対する市の考え方でございます公共施設適正配置計画の趣旨に従い進めていくこととなりますけれども、将来の玉名市を担う次世代の若者に過度な負担や代償を無責任に求めることがないよう、最も適切な公民館建設を考えていきます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ちょっとお尋ねしたいんですけども、私もふれあい健康センターを考えるとというのは1つの案だということで、多分そう考えておられるだろうなとは思ったんですけども、そこに誘導する意味もあって、健康センターの入館料を廃止と、部屋を借りる方については入浴料だけということにしてくださったんだろうと思いますけども、それにもかかわらず、健康センターの利用者がふえなかったと、減ったと、この理由についてお尋ねしたいということと、もう1点は、公民館の利用者が急増しているということ、この約半年間の間に101件の差、そして2,800人も利用者がふえてるという、このことの原因についてお尋ねしたいと思います。

私も公民館に行ってみますと、確かに利用がふえたなということを感じます。ホワイトボードに以前は行事が3つぐらいだったんですけど、先日は8つぐらい埋まってたんですね、館長さんが非常に若くて、頑張っておられるもんですから、だから利用がふえたんだろうという方もおられますけども、実態はどうなのか、どういうふうにとらえておられるかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えします。

岱明ふれあい健康センターの入館者数が少なくなっているという原因についてでございますが、浴場の利用者と施設の利用者を比較してみましたところ、大まかに年間及び半年のフリーパス券の利用者が減少したことで、それから施設利用サークル1団体の利用がなくなったことに大きな要因があると考えております。サークル1団体の利用がなくなった理由といたしまして、施設の開館日と利用希望日が合わなかったため他の施設を利用されることになったものだというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 岱明町公民館の利用者が増加した理由ということでございますが、昨年、平成26年4月から10月まで本年同時期を比較した場合、その増加した理由につきましては、文化事業であります日本舞踊発表会の開催、それから花架拳と

いう中国太極拳のような体操が新たにふえたと、それから食育、健康づくりなどの自主活動グループの利用の増が上げられるところです。また、講堂のほうに音響設備などのハード面の整備を行なったことにより、音響設備を必要とする会議や発表会等による公民館の使用がふえたということも原因と考えられます。これまで岱明ふれあい健康センターでこの日本舞踊発表会開催されていたということでございますが、今年は岱明町公民館で開催をされております。また、公民館職員のほうも、今議員のほうからありましたが、親しみのある公民館づくりを目指して、来館される方々に積極的に声かけをするなど、日ごろの職員の取り組みが結果に表れているのではないかとこのように考えております。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 本当に岱明町公民館の利用者がすごくふえましたことを、これは私は人口密度からしたら、多分日本一じゃないかというふうに思ってるんですけども、職員の非常な努力もあったと思いますので、その辺も教育部長としてはねぎらっていただきたいなというふうに思います。

ふれあい健康センターの問題なんですけども、私は先ほど申し上げましたように、その併設に関してまるっきり反対というわけではないんですけども、まず、この持っている方ですね、先ほど地域との合意形成ということで、いろんな方の御意見も聞くということでしたけども、まず、その前に職員さんのほうなんですけども、このふれあい健康センターというのがどういう利用価値がある施設かということをはとんどの方がわかってないということが、私は一番の問題じゃないかなと思っております。それからまず、先ほど部長の答弁の中に、健康センターの利用が減ってきたというふうなお話があったかと思いますが、私も合併してから減ったんじゃないかなと、母子保健事業が横島に移りましたので、予防接種もありませんし、健診もありませんし、減ったと思ってたんですけども、この平成7年からのこの利用状況というのを見ましたら、減ってないんですよ、部長。数が、利用者の。御存じでしたか。あまり減ってないんですよ。あのですね、確かに部屋は減ったんですよ、健診室使わないから。あいてる部屋があるのは事実なんですけど、利用者の数は減ってないんですね。合併効果があって大人の利用者がふえたんですよ。でも私が非常に危惧しているのはですね、子どもの利用がピーク時からすると半減してるんですよ。なぜ、子どもの利用が少なくなったかと、ここを私が非常に心配してるんです。この健康センターというのは、どういう利用価値があるのかということをもう1回認識していただきたいと思うんですね。先ほどありました子どもの場合は、120円持ってくればいつでも好きなときに、あの広いトレーニングルームでバドミントンしたり、ボール遊びしたり、卓球したりして遊んで、それから疲れたらその辺でころっとテレビを見たり、お茶を飲んだり休憩できると、そういう施設なん

ですね。ですから夏休みとか、放課後とか、よく子供たちが遊びに来てたんです。その子どもの姿がすごく減ったんですよ。大人は何かとあれば、文句を言いに行きますけど、子どもはなかなか苦情を言うことができませんから、やはり犠牲になるのは子どもじゃないかというふうに思ってます。なぜ子どもが減ったのか、私が推測するに、その健康センターのもっと利用を促進してくれと言ってるんですけども、非常にこれが難しい立場でありまして、社会福祉協議会が一応指定管理入れてますけど、条例の縛りがあると。だから例えば有料の催し物には貸せない、販売もだめだと、それでいながら行政は自分たちの建物みたいになになにをしますということで、なんとかの研究会します、なんとかの講演会をしますということで使っていく。子供たちが使いたくても、きょうは遊ぼうと思って来てみたら行政が使ってる。そういうことであきらめて子供たちがだんだん健康センターから離れていったんじゃないかということ、とても私は心配してるんです。今、金婚式、今度市民会館で開催されましたけども、以前はふれあい健康センターでした。ああいう行政がする催し物自体も公民館ですればよかったんですけども、公民館が古いからということで健康センターでするようになりました。そういうふうに行政も好きなようにあそこをただで使っていくために、お金を払って遊びに来る子供たちが、来たらだめだった、来たら断られたと、そういう日々が続いたということも大きな原因ではないかと、私としては思っているところです。ですから、ふれあい健康センターをどういうふうに使わせたいのか、これは横島のゆとり～むにもない、それから草枕温泉にもない、福祉センターにもない使い勝手なんですね、好きなときに来て遊べる場所を持つてるとするのは、玉名市内でふれあい健康センターだけなんですね。それも子供たちが好きなときに来て遊べるという場所は、あれだけの空間は玉名にあそこだけだと思います。そのことを認識してる大人がどのくらいいるかで、それはわからない人たちが集まって公民館どうしようかといったら、ああ、ふれあい健康センターでいいじゃないか、あそこあいてるじゃないかとなるの決まっています。でもなんのためにあの建物を建てたかというその趣旨をわかってる方が、管轄しているところの職員さんも、そして社会福祉協議会の本部というんですか、本庁というんですか、そこの方々もわかってくださってるのかなと、どういうふうに使わせるものかわかってくださってるのかなということ、私をちょっと疑問に思ってるんですね。ですから、市役所、私の問題につきましては、検討委員会をつくって、検討委員さんが検討して下さって、またその意向に沿ってワークショップを開いて、ひな形ができつつあります。それと同じように、ふれあい健康センターこの機能をどういうふうに使ったらいいんだろうかということ、区長さんとか、年配の方だけじゃなくて、そういうところには決して出てきそうもない、子育て中の方、また、子育て支援されてる方、そのような方も含んで、もう1度、もう1度健康センターはどういうふうに使ったらいいんじゃないか、どういうふうに使って

いこうかと、そこを原点に戻って、話し合うべきじゃないかなと、そういうふうに思っているわけです。1度つぶしてしまったものは復活できません。せつかく、若いも若きも、子供たちも交流できる場として触れ合いできる場としてつくったふれあい健康センターの機能の一番大事なところを、皆さん忘れてはおりませんかということを声を大にして言いたいのでございます。まだ、子どもだけではないんですね、私は子どもは外で遊ばせるのが大切という考えではありますけども、では今、例えば玉名第1保育所の保護者、同居してる方はほとんどいないと、以前聞きました。つまりほとんどの方がアパートで子ども育ててると思うんです。その中で、アパートの3部屋ぐらいのところ、雨が降ったら1日子どもをどうやって遊ばせようかと、親も子もストレスいっぱいになると思いますけども、そんなときにふれあい健康センターに連れて来れば、大人250円、未満児ゼロですから、たった250円で子供たちを思いっきり走り回らせて、おにぎりを持ってくれば大広間で、和室で広げて食べて、そしてお風呂にまで入って帰れるんですね。こういうところでストレス発散してくださいよって、こういうところでのびのび育ててくださいよというPRをだれがしてくれてるんですかと、私は言いたいんです。合併したことで、この地元にあったものが、大きくなったことでその存在を知られることなくつぶされていきそうな今日、玉名の中枢にいらっしゃる幹部の方が、いま一度注目してよみがえらせていただきたいと思います。そういったところで企画経営部長には先ほどのような案ではなくて、もう一度原点に戻っていろんな方の声を聞いて、ふれあい健康センターの機能ということをもう1回考え直してこういう機能がある施設なんだけどもということも考えて公民館と併設するかどうか、併設するにしてもどれだけ増築するかを考えていかなければいけないんです。私も当初、併設でいいと考えておりましたけども、この機能を考えると、あの講堂がもう1つどうしてもいるんです。会議室も足りません。そのスペースがああ土地にあるかと、駐車場があるかという、非常に厳しい問題だなということを私は考えております。私はただ住民が建てかえてほしいからという声があるから建てかえるという考えではございません。併設でもいいと考えておりますけども、その十分な機能が果たせるかどうかということをやっと危ぶまれるなというふうに考えているわけです。そういうことで、部長としてのお考えを伺います。それと健康福祉部長につきましては、この子育て支援においてふれあい健康センターの役割ということ、この250円でこれだけ楽しむ施設だということをお聞きでしたか、皆さんは。子どもがこんなに楽しんでたことを知ってましたか。玄関口で断られた子どもの顔を知ってますかということで、お考えをお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問でございまして、私たちも建てかえを前提として今後考えていくというふうな回答をいたしましたけども、当然、その建て

かえればいいというふうなことは思っておりません。それと、例えばそのいろんな人の意見をもっと違った種類の意見を聞きなさいというふうな御指摘であればですね、また、私たちもそれに合うような方々の意見を当然聞かないかんし、それと最初の答弁で申しましたとおり、例えばふれあい健康センターに併設するのであれば、ふれあい健康センターも公民館も相乗効果が出るような、使い勝手のいい、それがすべて希望に応えられる面積になるのかどうかというのは、今からの検討事項でございますけども、それを聞きながら進めて、そうなったときには、進めていきたいと。ただ、先ほど申しましたとおり、駐車場の問題であったり、いろんな課題がございます。これらの課題をどういった方法で解決していくのかということをも自分たちも十分考えた上で、地元の皆さんであったり、公共施設等建設特別委員会の中でも御提示しながら、協議しながら進めていきたいというふうに思っております。ですから先ほど申しましたとおり、1年の間には結論を出したいと、その1年の中で、いろんな話し合いを持って利活用のできる施設を考えていきたいというふうに、現段階では思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問でありますこの岱明ふれあい健康センターの役割についてでございますが、保健福祉の拠点施設だと、岱明地区における拠点施設だというふうには認識をしております。ただ、議員がおっしゃってございました子供たちがそういう形で活用が以前あったというふうなのは、私も少々理解ができていなかった部分がございます。御指摘のとおり、今後さまざまな人から幅広い意見を聞きながら、もう一度原点に立って、話し合いの場を持って、この施設あたりも今後の公民館の問題もございますので、原点に立ち返りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） では、企画経営部長にはよろしく申し上げます。

玉名の本庁舎の跡地ばかり一生懸命するんじゃなくて、それも一生懸命ですけど、ここにももっとエネルギー投入して、ああいう検討委員会じゃなくていいから、ワークショップでも開いて、幅広い人の声を活かして、あそこをもう一回よみがえらせようと、あの機能をですね、本当つぶしてしまったら終わりなんですよ。子供たちの居場所、子育てをするお母さんの居場所として、もう一回見直していただきたいということを、切に、切にお願いいたします。

そしてまた健康福祉部長には、どっか現場の保健センターのほうからこれは指定管理してるから社会福祉協議会の責任だというふうな声も、ことも言われましたけども、私は社会福祉協議会は、特に現場の社会福祉協議会は弱い立場だと思うんですね、社会福

祉協議会より強いのが行政ですもん。行政が「使うぞ」と言ったら「はい。」と言うし  
かないんです。そういう意味でやはり所管のところが音頭を取って、そして現場の声も  
聞いて、もう一回有効活用というのを考えていただきたいですし、そしてこの合併した  
ところで、広く全体にこの機能を知らせるということは、ホームページとかそれだけで  
はまだできないと思うんですよね、子育て支援の何かサークルの勉強会とか、いろいろ  
ありますね、園長会議とかありますね、保育園の。いろんな場でこういう使い方がある  
ということをお話していただきたいと思います。本当に今閑散としてますので、もったい  
ないかと、本当に、私、孫が来たときも家の中で3人走られたらとてもたまらないので、  
いつもあそこに行って走らせることにしておりますけども、ありがたい施設だなと思  
いますので、どうか多くの方にわかっていたきたいというふうに思います。この間、松  
本議員も言われてましたね、総合計画の会議の中で、今、求めているのはお金を使わな  
いで遊ばせる場所がないと、それが欲しいという声があったということですけども、本  
当に安くて、ゲーム機がピコピコ鳴っているお店をうろうろしなくても、あそこに来れば  
健全な遊びができるということで、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に移ります。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 健康センターの玄関で断られて帰る子供たちの顔を思い  
浮かべたら、本当に私も悲しくなっていました。

では、気を取り直して、本庁舎跡地活用についてお伺いします。

本庁舎跡地活用、私も当初、文化センターが立派な建物なのに生きてないかと、あそ  
こそ岱明ふれあい健康センターと言われる筋合いがないと思うほど、市役所が移転し  
たら何かあいてるかと、閑散としてるかと、いうふうな思いで見えておりました。そこで  
今度改築も考えておるようですので、素敵な文化センターに生まれ変わるものと期待し  
ております。ただ、駐車場が非常に狭まうございますので、今度は駐車場をたっぷり取  
って、公園になったらいいかと、私は思っておりましたけども、保育園と子育て施設の  
考えておられるというふうなビジョンをこの間伺いまして、その内容について伺いた  
いです。関連の子育て支援施設、子育てを応援する保育園、支援施設をつくっていくと  
いうことなんですけども、この間、諫早市では「こどもの城」という子育て支援施設が  
ありまして、先日館長さんと電話でお話ししました。その館長さんが、自分のところ  
の施設で目指すところは、人と遊ぶというコンセプトだそうです。物で遊ぶんじゃなく  
て、人と遊ぶという、そういうコンセプトでつくってあるんだ。そして今は、人と人  
の間が疎遠になっているので、他人の力を借りる。行政が手伝うんじゃなくて、他人の力  
を借りる。それができることを応援するような施設なんだというふうなことでした。非  
常に斬新な施設だなと思ったわけです。そして、玉名からも来てますよというようなこ

とでした。ということで、では、玉名では子育て支援に対して、どのようなを目指しておられるのか、そのビジョンについてお伺いしたいと思います。

2番目には、跡地には、子育て支援施設をつくるということですが、子育て支援施設は市内にたくさんあるわけですね、福祉センターにもありますし、敬愛保育園にもありますし、子育て支援センター「くすの木」にもありますし、それから「ぽっかぽか」というのもありますし、伊倉にもありますし、それから天水でもされていますし、横島でもされていると思います。こんなにたくさんある中に、その子育て支援施設に何が足りなくてまたつくるのか、共通して何が足りないのかということをお伺いいたします。

それから先般の公共施設等建設特別委員会では、委員より保育園の民営化の議論が先ではないかという発言がありました。そこでなんのために公立保育所を残しておくのか、公立保育所の役割とその目指すものについてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 近松議員の旧庁舎跡地等活用について、子育て支援施設のビジョンについてお答えいたします。

昨年11月に本庁舎跡地等活用検討委員会の答申を踏まえ、本年度旧本庁舎、玉名第1保育所及び文化センターの土地や関連施設の一体的な活用を図るため、玉名市本庁舎跡地等活用基本構想の策定を進めているところでございます。本庁舎跡地の活用の基本方針は、新たなにぎわいの創出と中心市街地の活性化を念頭に、人々の参集や他世代間交流を促し、居住促進機能へ文化や教育の向上、子育てに資する機能を充実させることを図ることとしております。旧庁舎跡地には、老朽化した玉名第1保育所の移転と、子育て支援施設を隣接させ、市の中心地という立地を活かし、玉名地域全体で子育て支援を充実させていく核となる基幹型施設の設置を考えております。基本構想策定の中で、子ども施設関連のワークショップを、子育て支援施設、保育所、認定こども園、幼稚園の職員や保護者、行政関係者など、40名程度によるグループワークを取り入れ、子育て支援に必要な意見等を聞き取り、進めておりますので、本年度中に取りまとめる所存でございます。

次に、玉名市の子育て支援に足りない施策は何かについてお答えします。

本市には0歳児から親子で遊び、利用者間で仲間をつくる場としての子育て支援センター6施設を初め、児童センター、児童館、自主活動の子育てサークルがございます。また、母子保健推進員が活動され、子育ての相談にも応じる子育て広場が岱明・横島・天水地区で開催されるなど、就学前の親子の支援については、おおむね充実していると考えております。しかしながら、小学生が、土曜日や日曜日の休日に、子ども同士や親子で遊べる場所、物づくり体験などができる施設が不足している状況です。なお、子ど

も子育て支援事業計画策定時の保護者アンケートの結果では、子どもを健やかに産み、育てるために、玉名市に期待することとして、経済的支援の充実が最も多く、次いで妊娠から出産及び母子保健サービスや小児救急医療体制の充実、地域で子供たちが遊んだり、スポーツをしたりする場や機会の充実等の割合が高くありました。この結果をもとに、今後の子育て支援を考えた場合に、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談を受け、切れ目ない継続的な支援をワンストップで提供できる拠点として、子育て世代包括支援センター的機能を持つ施設が必要であるということも考えております。

次に、公立保育所の役割、そして目指すものは何かとの質問にお答えします。

公立保育所の役割としては、民間保育所での保育が困難である子どもに対し、行政としてセーフティネットの機能を十分果たし、保育を必要と認める児童については、漏れなく保育を実施するという重要な責務を担っていることが上げられます。現在、全国的に保育所不足からくる待機児童を抱えている状況であり、保育所への受け入れが難しい場面が存在する中において、障がいと認定された子どもや近年の小中学校での要支援児童、生徒の増加からもうかがえるように、幼児期からの発達障がい疑われる子どもが増加していることは十分御承知のことと思います。このような社会背景に加え、今後ますます途中入所や緊急時の入所が必要な家庭、重度障がい児や児童虐待、DVにより心身面において特別な配慮が必要である子どもが増加している傾向にあることは、本市家庭児童相談室への相談件数等の増加からも容易に予測ができます。これらの子どもの保育所への受け入れを行なう場合には、保育士の人員と受け入れ体制を整える必要があり、今以上の人員確保が急務になることから、民間保育所での受け入れが困難な事例も次第にふえていることが考えられます。しかしながら、受け入れが困難であるという理由から、必要とする保育が受けられないということはあってはならないことで、いかなる社会情勢下であろうとも、さまざまな保育事情に対応していかなければならず、何より市は、保育を行なう義務があることから、民間保育所での受け入れが困難である子どもの対応について、最終的には、行政が担うべき責務があると重く受けとめている次第です。

次に、公立保育所が目指すものについてでございますが、まず、民間保育所においては、これまでも運営法人による柔軟な運営や迅速な対応により、保護者のニーズに応じた特色ある保育を実施され、保護者や地域からも好評を得ているとしております。今後も保護者や地域のさまざまなニーズに合わせた民間ならではの工夫を凝らした取り組みを十分に生かしていただく一方で、公立保育所が目指すところ、存在させる意義は、先ほどの役割の部分を着実に実践し、発展させていくことであると考えます。具体的には、行政機関としての連絡調整機能を十分に活用し、入所する子どもの情報を適切に収集し、乳幼児期の健康増進と安全確保を図ることはもちろんのこと、受け入れが困難な子ども

の存在を十分に認識し、ここに応じた支援を検討できる体制を強化し、その上で豊かな経験を有する保育所による保育を実施し、さらに母子福祉、障がい福祉、教育委員会等と密接な、緊密な連絡を取り合い、必要とする支援を注いでいくことが、子供たちそれぞれが心身ともに健全に育成していくことにつながると考えております。この取り組みにより培ったノウハウを、市全体の保育所や子育て支援施設に広げ、また、民間保育所から学ぶ点は吸収し、保育のあり方を共有することで、本市の子育て環境のさらなる充実を図っていくと同時に、将来にわたり子どもの成長を支える子育て支援の基幹的施設として位置づけていくことが、公立保育所として目指すべき姿であると考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 済みません、休憩なしで。

御丁寧に御回答いただきました。基幹型ということをつくっていかれることがよくわかりました。

それから足りないものは何かというと、親子で遊べる場所。それから経済的支援の充実などいろいろあるということ。

それから公立保育園の役割としては、るる答弁いただきました。本当に公立保育園がなくてはならないなということがよくわかりました。いろんな問題が保育に関してあります。休憩時間に話してたんですけども、保育士の待遇の問題とかいろいろありますけども、私は、きょうちょっと重点的に私がお話ししたいのは、私が今足りないと思ってるのは、やっぱり自然環境だと思ってるんですね、子育て支援施設どこ見ても建物の中ばかりなんですよね、玉名の福祉センター、冷暖房きいてますから、夏の暑いときに家にいると冷房のお金もかかりますから、あそこに連れてきて1日おればお金もかからないし、涼しくていいということもあると思うんですけども、子どもって本来やっぱり土と水にまみれて育てるんだよということを教える場がないんですね、それが今一番足りないんじゃないかと私は思ってます。先ほど言いました諫早市の「こどもの城」ですね、敷地面積は20ヘクタールの公園の中にあるそうです。だから池で遊べるようになってるんですよ、ジャブジャブと池で遊んだり、砂と水遊びができたり、それから森の広場があったり、モンキー滑り台って、こう斜面を滑ったり、アドベンチャーの遊びができるんですね、20ヘクタールは玉名市とても無理だと私もわかっておりますけども、本来、そういう環境が本当は子どもに足りないし、欲しいし、生きる力をつくっていくというところは、やっぱりそういうところだと思うんですね、建物の中はどこでもあるんですよ、そういう自然環境が欲しいと、子育て支援のところでは、それが私が一番主張したいところです。

子どもってですね、やはり土と水とお日様で育っていくと思うんですね、岱明の「く

すの木」子育て支援センターも保育園併設ではいいんですけど、余りに近くにつくった  
もんですから、夏の暑いときにプール遊びしようとする、騒ぐと保育園の子供たちが  
眠れないから困るというわけですね、でもプール遊びというのは、そのプールに水を張  
っておいて、ぬくもるのが午後あたりで、午後からプール遊びするという感じだと思  
いますけど、それができないんですね、余りに近すぎて。ですから、やはり保育園と子育  
て支援の施設というのはある程度の距離が必要、園庭を共有しちゃいけないと私は思  
ってます。できるだけこの市役所本庁舎跡地にできるかな、どうかわからないんです  
けど、やはりできるだけやっぱり自然の中で遊べるような環境がつかれるかどうか、こ  
れが一番のポイントじゃないかなと思います。数年前に自友クラブの方々と視察研修に  
行ったところでは、その公園の中に川をつくってあったんですね、小さい川です。や  
はり川で遊ぶ、川で魚を見つける、小さな虫を探す、そして植物の中で遊ぶ、そう  
いうことが本当の心身の健康を育むんじゃないかと思います。先ほどロタウイルスの  
話もありましたけど、ノロウイルスなんかは土遊びしている子がかからないん  
ですね、ある程度雑菌が多い方が強くなるわけです。そういうわけで、ここの保  
育環境で大丈夫かなということをお心配しておりますけども、その辺は構想とし  
て、今建物ばかり検討されてるようすけども、いかがでしょうか、企画経営部長。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 近松議員の御質問でございますけども、今現在、  
検討委員会の中で、さまざまな所管課の課長に集まっております、検討を進めて  
いる状況でございますけども、まずもってこの検討、基本構想については、平成  
26年度の答申を踏まえた内容とするというふうなことでござっております。この  
中の留意点というのがあります、ちょっと読み上げますと、「本庁舎跡地への施設  
整備は、周辺の自然環境や町並みなどとの調和を図り、統一感のある景観形成  
に努めること。また、本庁舎跡地のクスノキやソテツは伐採を極力避け、最大  
限に生かすこと」というふうな整備の留意点というのが答申なされてござ  
っております。先日も申し上げましたけども、この敷地の中の施設の配置につ  
きましては、今後考えていくこととなりますけども、このソテツであったり  
クスノキを残すということになればですね、当然、その玉名第1保育所と子育  
て支援の複合施設というのは、やはり幾らか離れた場所になるのではないかと  
いうふうな、現時点では考えておりますので、議員が心配されます真横で子供  
たちの声が聞こえるというのは、そういうことがないような配置計画等を考  
えていく必要があるというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 皆さんで、ワークショップでつくられた資料の中に、と

にかく建物だけ考えているような、そういう発想でつくられてるみたいでしたので、今、私としては、先ほど申し上げましたように、今の保育環境で足りないものは、今の子育て支援の施設で足りないものは何かといたら自然環境であると、それを強く主張したいと思います。

昨日の、その前でしょうか、スポーツの話もありましたけども、今、テレビでも言ってきました握力が落ちてるからこういう体操をすとかありましたけども、やはりスコップで土を掘ると、バケツで水を運ぶと、そして広い園舎の中で走り回って遊ぶ、木に登る、雑巾がけをする、自然の遊びの中で体力というのはついてくるのが当たり前のことだと思うんですね、室内でばかりいて、そして体力がないからその分体操をするというのは本末転倒であると思うんですね、そういう意味で保護者に対し、今からの親に対し、子どもってこういうふうにして育てていくんだよって、こういう環境で育てていくんだよってということを見せるのが公立の保育園の役割じゃないかなと、大事なことはないかなと、私は思いますので、思い切った園庭をつくってほしいと、そして子育て支援施設にも、建物の中だけではない、外が大事なんだということをもう一度御確認いただいて、御検討いただきたいと思ひまして、このことについてはこれでおしまいにします。

休憩入れます。

○議長（永野忠弘君） 近松議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

---

午後 2時31分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

一般質問を行ないます。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 企業誘致についてお伺いいたします。

先般、パソコンで調べ物をしていましたら、どこかの地区の市会議員さんが、玉名市を視察したレポートを掲載してありました。それを見ましたらびっくりしたんですけども、玉名市は企業誘致を予定した場所には、次々と太陽光パネルが設置されてしまい、もう1カ所しか土地が残っていない。玉名市はとても苦勞しているというようなことが書いてありました。土地もなくて企業誘致できるはずがないじゃないかとびっくりして、企業誘致の御案内というパンフレットを見てみましたところ、これを持って企業誘致に職員さんが行かれるんでしょうか。「土地のオーダメイド」、「自由に土地を分割して購

入可能です」。こういうところが、工場が来てもこういう土地がありますよというふう  
に、6カ所案内してあるわけなんですけども、「済み」、「済み」、「済み」、「済み」、「済  
み」で書いてあるんですね、1つは五葉倶楽部ですけど、太陽光パネル、太陽光パネル、  
太陽光パネル、太陽光パネルが張られてしまったんです。そしてこの間、決算委員会  
のときに副市長が言われましたね、残り1カ所は立地条件が悪いんです。進入道路が狭い  
ですと。これではもう企業誘致は、玉名市は絶望的ではないかと思った次第です。私の  
長男が38ですけども、同級生が中土東に男の子だけで7人いまして、でも地元に残っ  
て子ども産んでるの1人なんですね、あと6人はみんな就職口がなくて、よそに行っ  
てるんです。これが玉名の実情だと思います。松本議員も言われました。玉名工業高校で  
も地元就職したくてもできない子がいると、半分しか残っていないと、半分だったか  
しら。もっと少なかったですね、はい、3分の1しか残ってないと、そのような状況で、  
本当に玉名だけではなく、どこの地域でも企業誘致には血眼になっていると思います。  
玉名郡市も、九州松下電器も菊水町だけとなり、それも縮小している中で新たな工場誘  
致に力を入れなければ玉名市は生き残れません。人口が減っていくからと、減ってくか  
ら、減ってくからとそればかりの施策だけでは打って出る施策がない、守りの姿勢であ  
るとじりじりしているのは、ここにおられる多くの同志議員も同じだと思います。とり  
あえず、実態を詳しくお伺いしましてから、再質問させていただきます。

まず、企業誘致の実績について。それから誘致する土地の確保、今後どうしていくの  
か。他の自治体との企業誘致の条件の差は何か。企業誘致に使ってる予算、人件費、出  
張旅費もろもろを含みますと費用対効果はどうなっているのか、4点についてお伺い  
いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 近松議員の企業誘致についての御質問にお答えいたし  
ます。

最初に、企業誘致の実績についてでございますが、合併後5年ごとの誘致企業数とそ  
れらの雇員人数、課税額についてお答えいたします。

合併直後17年度までの誘致企業数は14社で、それらの雇員人数約990人、そし  
て税収は。

○12番（近松恵美子さん） もうちょっとゆっくり話して、ゆっくり。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい。

雇員人数は約990人、そして税収は約4億1,000万円でございます。5年後  
の平成22年度はそれぞれ18社、約1,740人、約4億6,000万円であり、平成  
27年4月では24社、1,925人、約7億円となっております。したがって、

合併後の10年間で企業誘致数、雇用者数、税金、いずれも増加している状況であります。なお、平成27年4月の企業数24社の従業員数1,925人のうち、玉名市民の雇用は1,052人となっております。

次に、誘致する土地の確保についてお答えいたします。

これまでに誘致してきた工場等の用地につきましては、市有地や工場跡地、空き工場、民間所有のまとまった土地等を御紹介することで対応してまいりました。しかしながら、これまで工場適地として紹介してきた民間の所有のまとまった用地に、この数年間に大規模太陽光発電所の建設が相次いだことで、紹介する用地が少なくなったことは、議員御指摘のとおりでございます。このような事態は、企業誘致を進める上では大きな影響を生じるものであり、市といたしましては残念な思いを持っておりますが、それら工場適地は民間の方が所有される土地であり、大規模太陽光発電所を建設する所有者の意向は尊重しなければなりません。また、現在、企業誘致活動は工場跡地やまとまった業者の遊休地、残った工場適地の情報等を提供しながら誘致活動を行っております。議員御指摘のとおり、工場団地は即時に立地可能な場所として提供でき、スピード感を重視される企業側にとりましては大きなメリットであることはまちがないと考えております。

先ほど申し上げました工場跡地や遊休地などは、民間からお預かりしている物件でありますので、所有者の意向もあり、不安定な物件であると同時に、インフラ整備等の立地条件面も工業団地に比べ、はるかに劣っていることは言うまでもありません。

市といたしましては、今後企業誘致を進めるためには、これからの経済状況の改善や社会情勢の変化を見きわめながら、工業団地の整備について検討を進める必要があると考えております。

次に、他の自治体との条件、差は何かについてでございますが、周辺自治体の中で、特に荒尾市、長洲町、南関町と本市との違いは、地理的な条件に関しましては、多少の違いはあるものの、一番の違いはいずれも工業団地を中心に立地が進んでいることでございます。また、荒尾市や南関町では、統廃合された学校跡地や企業誘致先として学校跡地も企業誘致先として積極的に活用しておられます。本市も工場立地に適した土地の情報は積極的に収集しているところではございますが、先ほど申したような、企業側にとって手間がかからない工業団地は魅力的であり、工業団地を有するか、ないかが企業に選んでいただく差であると考えております。

最後に、現在のところで費用対効果をどのように考えるのかについてお答えいたします。

企業誘致に関する主な予算は、人件費のほか、立地企業への奨励金を初め、企業を訪問時の旅費等でございます。豊富な用地もない中、企業訪問、いわゆる営業をしても仕

方がないとの見解もあるかとは存じますが、企業も立地がすぐに決まるものでもございませんし、候補地となるには、まず玉名市を知ってもらうことが大切であり、さらに相手方との信頼関係も重要であることから、これまで訪問して関係を築いてきた企業とは今後も継続して訪問することが必要であると考えております。また、本市に立地いただいている企業につきましても、本社や親会社を訪問し、増設への対応やとめ置きにも力を注いでいるところでございます。

今後、1社でも多くの企業を誘致し、地域経済の活性化と安定した雇用の場の確保へつながる活動を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） この間の松本議員の質問の答えにも、工業団地を検討進めるということは回答がありましたけども、私としてはちょっと遅かったなという思いがしております。

ちょっとお伺いしたいんですけども、この適地として6つ挙げてたのが、次々と太陽光パネルが張られてしまったということですけども、これはいつごろ張られたのか、1つ1つ教えていただけますか。1番はいつ。1番は五葉フーズでしたね、2番、3番、1つずつお願いします。

〔休憩をお願いします。〕と呼ぶ者あり

○議長（永野忠弘君） はい、議事の都合上、暫時休憩をお願いします。

午後 2時42分 休憩

---

午後 2時48分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） どうも失礼いたしました。

再質問にお答えいたします。

先ほど、「土地のオーダメイド」の図面の中でのまず1番につきましては、ここは五葉フーズさんが今、建設されております。2番につきましては、平成26年3月に完成しております。それと3番につきましては、現在建設中というところでございます。それと4番につきましては、24年11月に完成しております。それと5番につきましては、これはこの土地につきましては、くぼ地でありまして、工場適地としては、適していないという判断のもと、これは一応取り消しをしている状況でございます。残りの山浦の用地が1つ残っている状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 今、聞きまして、どうしてわかっていながら指摘されるまで動かなかったのかということが大きな問題だと思うんですね、じゃあ、決算委員会で指摘しなければ工業団地の検討はしなかったのか、次々となってきている中でどうして動かなかったのかと、市長のお考えを伺います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 近松議員の企業誘致についての質問にお答えをいたします。

今まで企業誘致につきましては、候補地を選定をいたしまして、企業誘致できるところに誠意努めてまいったというような状況の中で、幾つか企業誘致ができたというような状況でございます。そして、1つ1つつぶしていった中で、最近特に太陽光発電のほうに企業誘致の場所に設置をされたということで、なくなったということでございますので、決算委員会での指摘と言われますけれども、ごく最近の話でございますので、それを受けて云々というところまでにはまだ至ってないというような状況でございます。

先日の松本議員の一般質問でも答えましたように、いわば工業団地等々につきましては、やはりあったほうが良いというような認識は持っているものの、やはり社会的な情勢とか、財政的な面とか、いろいろあらゆる方向を検討しながら、具体的になる時期を検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私としては、それがちょっと遅かったんじゃないかと、どこも血眼になってやっていると、非常に玉名は対応が遅いんじゃないかというふうに思っています。

先日、私本当にがっかりしたんですけども、決算委員会の方に副市長に、次々とメガソーラーになっていくことに対して何もできなかったのかというふうに質問しましたところ、「何らかの方法をとる必要があるのかなというふうに認識している」という答弁でございました。「これは大変な問題だから、どうにかしたいと思っている」という、そういう勢いのある回答をいただきましたかたは、もう御飯を食べていけないという問題ですから玉名が、そんな悠長に「必要があるかな。」みたいな問題じゃないんですよ、このことは。市長は新幹線の駐車場問題で、以前1億円で土地の買収することを提案されましたけれども、それどころじゃないと私は思うんですけども、ちなみに、突然聞いて数字が出るかどうかわかりませんが、この2番と4番、計算すればわかることなんですけど、買うと幾らになるんですか。もう太陽光パネルになったところ。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） ただいまの御質問ですけれど、2番と4番の土地を購

入するならば、幾らになるかという話ですよ。

○12番（近松恵美子さん） 2、3、4ですね。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 2、3、4ですか。

○12番（近松恵美子さん） 2と4が完成で、3番が建設中ですよ、太陽光パネル3つの、これ1つずつ幾らか。

○産業経済部長（吉永訓啓君） ちょっと計算機がちょっと手持ちがありませんので。

○12番（近松恵美子さん） 待ってます。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 申しわけないですが。

○12番（近松恵美子さん） はい、ちょっと計算してください。

〔「大まかに」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 大変申しわけございません。

2番につきましても、一応、面積につきましては5万平方メートルとはなっておりませんが、これは相手との相談で決めるということでしたので、はっきりした金額は伝えられません。3番につきましても、平米当たり4,000円ということで、面積が3万平方メートルありますので、1億2,000万円、4番につきましても、3万7,000平方メートルありまして、平米当たり1万2,000円でございますので、4億4,400万円となります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 駐車場1億円提案するんだったら、1億円で買ったほうがよかったんじゃないかなと、私は思います。

今この状態で、このパンフレットを持って、また何社も企業誘致回られると思うんですけども、どういうふうに説明されるわけですか、職員さんは。残り物1つしかありませんけど、ここは進入道路が悪いんですけど、これでも来ていただけますか説明されるんですか。今、どういうふうにこのパンフレットで説明されてるんですか、企業誘致を。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 再質問にお答えいたします。

今、パンフレット上では1カ所の用地があります。ほかに工場跡地について1件、その所有者と協議を重ねながら候補地として紹介をさせていただけるかどうかを検討やっているとございます。それとあと2カ所についても、その所有者と協議を重ねておりまして、用地、誘致企業の訪問時の材料として準備を進めている状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん）　じゃあ、工場跡地が1つ候補に残っているところと、あと2カ所ぐらいが交渉次第では大丈夫かもしれないなということですね、じゃあ、新しいのをつくられるんですね、はい、早急にこれは取り組んでください。とても使い物にならないじゃないかと思います。

南関町がとてもどんどん企業誘致を進んでいるということを聞きますけど、工業団地以外に南関町が、やはりどうしてあれだけ企業誘致できているのか、その辺の情報ありましたらお答えいただきたいんですけども。

○議長（永野忠弘君）　産業経済部長　吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君）　他の自治体の誘致企業の状況についてですが、把握している限りでは、荒尾・玉名地区におきまして、この10年間で29件、新設、増設合わせて29件、約780人の雇用が創出されているような状況でございます。南関町につきましての状況につきましては、工業団地部分もありますし、民間の山砂採取跡地等もあるとお聞きしております。それと、学校統廃合いたしました学校跡地も利用されているような状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君）　近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん）　先日、私参加しなかったんですけど、「玉名を語ろう会」というのがありまして、そこで県の方が言われていたそうです。玉名市には企業誘致にとっても優秀な、熱心な職員さんがいると、土地があるなら県も応援できるのだけれどもと、私は何回も、何回も、松本議員から聞きました。よっぽど悔しかったんだろうと思います。県も応援しようという姿勢がありながら、玉名市が1歩も、この検討が進まなかったということは非常に残念に思います。市長は企業誘致について、県が本当に玉名はどうだろうと、一体どうするだろうと、心配で心配で見守っていたわけなんですけれども、昨年は何回このことについて、県に行かれましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（永野忠弘君）　市長　高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君）　企業誘致につきましては、市の施策の中でも重要事項というような形で、職員も一生懸命頑張っているというような状況でございます。県のほうにも打ち合わせをするというような形でやっておりますし、また、県も精いっぱい努力をされているというような状況であります。そのことはこれは今、始まったばかりでなくて、以前から玉名市の誘致企業については、協力をいただいているというような状況でございます。以前から土地があるときから、そしてまた最近土地がなくなってからと両面ありますけども、いずれにいたしましても、玉名市の誘致企業に対する姿勢については、県はバックアップしてくれるものだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 市政全般についてなんですけども、熊本県は玉名市のことを心配してるんですけども、玉名市は全然相談に来ないというふうなことを言われてるわけなんで、私が今質問しましたのは、何回このことで県に行かれましたかと、回数を伺ったんでございます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） はい、県には何回となく行っておりますので、数だけは数えておりませんので、今はわかりませんが、県には市政全般につきましても、また、いろんな施策のとき、それなりの特別なときも含めて、県にはお願いは行ってるというのは事実でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 県庁も広うございますので、県もいろんな方が言われますので、高峯市長がいらっしゃってる部局が限られてるのかもしれませんが、県でそういう声があるということを心にとめて、なお一層県と連携を持ってやっていただきたいというふうに思います。

工業団地のほうはこれから検討するということですので、担当の方、本当に一体となって、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。対応が遅かったということが、非常に私は残念に思っております。この検討している間に、南関町に、荒尾市に、長洲町に建ってしまうんだと、この日本の情勢の中で、それでそのあとどうなるのかと思いますと、一刻も早くそういう体制をとらなくちゃいけないんじゃないかと、駐車場とか、サッカー場とかいってる場合じゃないんじゃないかとそのような気になります。

ところで先日、その近隣との連携、また、県との連携に絡んでのことなんですけども、きのう新聞に玉名離れのことが載っております。本当にこれはびっくりしまして、玉名の方がよそに引っ越して行かれるのかなと思ってみましたら、近隣のトップですね、町長なりが玉名をちょっと見放してよそとくつついたほうがいいんじゃないかと、そのような話が出てるといふような記事がありまして、本当に玉名もそこまで見損なわれたのかと、非常に残念な思いがしておりますし、また、気を引き締めてやっていかなくちゃいけないと思っておりますけども、そのことについて市長はどういうふうに感じておられますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 先ほど来、聞いておりますと、県のほうにも来てないとかというふうなことで、どなたが言われたかというので、私もまた反省をいたしたいというふ

うに思いますけども、私も県にもしょっちゅう行っておりますし、また、県にも要望をしているというような状況であります。また、玉名市から離れるというふうなことでありますけども、どこのどなたかとも知りませんが、今、玉名は「中心市」ということで、1市4町で手を取りながら発展するよというふうなことで、今進めております。そういったものを含めながら、この近隣の市と手を組み合いながら発展をできるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 合併特例債の期限が限られている中で、有効に使うということで、いろいろ各担当の方、御努力されてお忙しい毎日であろうと思います。どこの部署につきましても、遅くまで電気がついておりまして、保健センターもそうです。市民会館に行ったときに見ますと、午後10時、11時まで電気がついていることもありますし、本庁につきましても非常に遅くまで電気がついておりまして、職員の方々の御苦労は、本当に頭が下がる思いでありますけども、今回、明らかになりましたこの企業誘致が、もう土地がなくてできないというような大きな問題ですので、ぜひ、早く総力を挙げて検討していただきたいというふうなことを要望しておきます。また、今市長からいろいろお忙しい中、全力を挙げて市長の立場としてされてる中で、このような記事が出たことは不本意と思われてのこととは思いますが、このよううわさも出てくるということをまた心にとめて、市民が安心して暮らせるように、周囲の自治体とコミュニケーションを密にして、また、県とも密にしていきたいと思います。私は、私で県庁に行ったときにじかに聞いてるものですから、「玉名は大丈夫なんですか」と。市長だけの責任じゃないかもしれませんが、幹部の方すべてがやはり県との連携を持って玉名の発展のために尽くしていただきたいと、また再度お願いして、私の一般質問は終わります。お疲れさまでした。

○議長（永野忠弘君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 3時07分 休憩

---

午後 4時46分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

日程第2 意見書案上程

意見書案第6号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出につ

いて

意見書案第7号 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）「大筋合意」全文書、  
全情報の公開と国会での徹底審議を求める意見書の提出につい  
て

### 日程第3 提案理由の説明

（意見書案第6号及び意見書案第7号）

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすること  
にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすること  
に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第2 意見書案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「意見書案上程」を行ないます。

これより、意見書案を上程します。

意見書案第6号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について  
意見書案第7号 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）「大筋合意」全文書、全  
情報の公開と国会での徹底審議を求める意見書の提出について

以上、意見書案2件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの意見書案2件について、提案理由の説明を求めます。

4番 徳村登志郎君。

〔4番 徳村登志郎君 登壇〕

○4番（徳村登志郎君） 4番、公明党の徳村でございます。

提案理由の御説明をさせていただきます。

政府は、平成24年4月に消費税率を8%から10%に引き上げ、増税分については、  
将来ふえていく社会保障に対する財源に充てることが決定している。しかし、報道でも  
あるとおり、消費税は所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担感が重く  
なる逆進性の問題がある。そこで増税による痛税感を和らげるとともに、消費税引き上  
げに対し、幅広く国民の理解を得るための措置を講じることを、政府は責任を持って検

討すべきである。最近の世論調査でも、食品などの税率を8%に据え置く軽減税率の導入は、国民の8割が期待を示している。

よって、消費税率引き上げに当たって、政府における適切な処置を求めるべく、関係行政庁への意見書の提出を求めるものである。

○議長（永野忠弘君） 15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） こんにちは。それでは提案理由を述べます。

政府は、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）「大筋合意」で、「守るべきものを守った。農産物重要5品目についても、関税を残すことができることは、成果だ」と発表しました。国会決議では、農産物の重要5品目について、関税の撤廃や削減も行なわない、除外を求め、これが満たされない場合は交渉からの撤退を明記しております。大筋合意の発表後、全国の農業関係者からは、「TPPで先が見えない」、「日本の農業はつぶされてしまう」などなどの反発の声が上がっております。消費者からは、輸入食品が安くなるかもしれないが、関税の撤廃で税金が減収する穴埋めはだれがするのかと、そういった懸念も出ております。TPP交渉大筋合意については、真に国益にかなったものであるかを、国会の場で検証することが必要であると考えます。

したがって、政府がTPPについて拙速な批准を行わず、TPP「大筋合意」全文書、全情報を国民の前に明らかにして、国会で徹底審議を尽くすことを求めるべく、関係行政庁への検証の提出を求めるものでございます。

以上が提案の理由です。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 議案の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第146号人権擁護委員候補者の推薦についての市長提出議案28件、意見書案第6号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について及び意見書案第7号TPP「大筋合意」全文書、全情報の公開と国会での徹底審議を求める意見書の提出についての意見書案2件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、人事案件2件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第145号人権擁護委員候補者の推薦について及び議第146号人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件2件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議第145号及び議第146号の人事案件2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第145号及び議第146号の人事案件2件については、委員会付託を省略し、12月22日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託の省略を決定した事件を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

議案及び請願・陳情付託表

**総務委員会**

議第119号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

（総則・第1表歳入の部・第1表歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費1項社会福祉費中7目隣保館費中8目人権推進費9目男女共生推進費、④衛生費〔1項保健衛生費を除く〕、⑨消防費・第2表債務負担行為補正 追加（1）（2）・第3表地方債補正変更）

議第128号 玉名市個人番号の利用に関する条例の制定について

議第129号 玉名市空家等対策の推進に関する条例の制定について

議第131号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第132号 玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議第133号 玉名市有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第144号 工事請負契約の変更について

意見書案第6号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について

**建設経済委員会**

議第119号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

（第1表歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費・第2表債務負担行為補正 追加（5）（6））

- 議第 1 2 2 号 平成 2 7 年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 2 3 号 平成 2 7 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 2 4 号 平成 2 7 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 議第 1 2 5 号 平成 2 7 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 2 6 号 平成 2 7 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 2 7 号 平成 2 7 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 3 8 号 玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 議第 1 4 3 号 市道路線の廃止及び認定について
- 意見書案第 7 号 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）「大筋合意」全文書、全  
情報の公開と国会での徹底審議を求める意見書の提出について

#### 文教厚生委員会

- 議第 1 1 9 号 平成 2 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）  
（第 1 表歳出の部、③民生費〔1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 8 目人  
権推進費 9 目男女共生推進費を除く〕、④衛生費 1 項保健衛生費中  
1 目保健衛生総務費、⑩教育費・第 2 表債務負担行為補正 追加  
（3）（4）（7））
- 議第 1 2 0 号 平成 2 7 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 1 2 1 号 平成 2 7 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 3 0 号 玉名市社会体育施設条例の制定について
- 議第 1 3 4 号 玉名市静光園老人ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 議第 1 3 5 号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 3 6 号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 議第 1 3 7 号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 議第 1 3 9 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 4 0 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 4 1 号 普通財産の無償譲渡について
- 議第 1 4 2 号 普通財産の無償貸付けについて

---

○議長（永野忠弘君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いい

たします。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明 15 日から 21 日までは委員会審査のため休会とし、22 日は定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4 時 56 分 散会

第 7 号

1 2 月 2 2 日 (火)

## 平成27年第5回玉名市議会定例会会議録（第7号）

### 議事日程（第7号）

平成27年12月22日（火曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 委員長報告  
1 総務委員長報告  
2 建設経済委員長報告  
3 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決  
(議第119号から議第144号、意見書案第6号及び意見書案第7号、陳第5号)
- 日程第3 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）  
(議第145号及び議第146号)
- 日程第4 委員長報告  
1 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第5 議員派遣について  
閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告  
1 総務委員長報告  
2 建設経済委員長報告  
3 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決  
(議第119号から議第144号、意見書案第6号及び意見書案第7号、陳第5号)
- 日程第3 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）  
(議第145号及び議第146号)
- 日程第4 委員長報告  
1 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第5 議員派遣について
- 日程第6 議会報編集特別委員会委員及び公共施設等建設特別委員会委員の辞任報告
- 日程第7 議会報編集特別委員会委員及び公共施設等建設特別委員会委員の選任  
(休憩中委員会)
- 日程第8 議会報編集特別委員会正副委員長及び公共施設等建設特別委員会正副委員長  
互選結果報告
- 日程第9 会期の延長

## 延 会 宣 告

+++++

### 出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋讓治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

+++++

### 欠席議員（なし）

+++++

### 事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

### 説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美徳君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	礪谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前11時30分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各常任委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から、議第144号工事請負契約の変更についての市長提出議案26件、意見書案第6号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について及び意見書案第7号TPP（環太平洋パートナーシップ協定）「大筋合意」全文書、全情報の公開と国会での徹底審議を求める意見書の提出についての意見書案2件、継続審査となっておりました陳第5号インフルエンザ予防接種の無料化を求める陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑・討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） おはようございます。

総務委員会に付託されました案件は、議案8件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分であります。

執行部から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,163万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を313億9万1,000円とするもの。債務負担行為補正、地方債補正、歳入歳出に係る項目ごとの説明がありました。委員から、市債の道路橋りょう整備事業債は、新玉名駅の駐車場増設に伴う測量等に充てるとのことだが、以前は都市再生整備事業債だったがこれでいいのか、その内訳を示してほしいとの質疑に、執行部から、駐車場を増設する箇所が、市道の付属物で変更になるため道路橋りょう整備事業債で行なった。内訳は、地積測量業務に600万円、工事設計業務に300万円の事業費計900万円で、その95%が起債であるとの答弁でした。

委員から、生活困窮者自立支援とは、どのような人が支援を受けて、何人をおられるのか、時期が来たら施設を出されるのかとの質疑に、執行部から、住居のない生活困窮

者で所得が一定水準以下の方を、一定期間に限り、宿泊場所と衣食の供与を行なうもので、支援を受ける期間は限られている。4月から11月まで6名の方が149日利用された。委員から、児童手当費負担金は、受給者が3月時点でわかっているのであればふえないのではないか。また、受給者は年々増加しているのかとの質疑に、執行部から、受給者の当初見込みより600人が増加したもので、受給者は、平成26年度7,983人、平成27年度見込みで7,901人との答弁でした。委員から、消防団員に報酬を出すとき、マイナンバーを聞くのか、その他の団員等がマイナンバーを聞くことはあるのかとの質疑に、執行部から、5万円以上報酬がある団員に登録をお願いする。マイナンバーは市のほうで徴収し、その他の団員には知らせることはない。厳重な管理を行なうとの答弁でした。委員から、戸籍住民基本台帳費の委託料とは、情報管理課の本庁舎への移動との関係はとの質疑に、執行部から、中間サーバープラットフォームの中で他の市町村の課税や所得、住民基本台帳のデータが検索できるようにするもので、平成29年7月に本格稼働する前にテストを行なうもの、情報管理課とは関係ないとの答弁でした。また、住民基本台帳の情報の流出が最近あっているので、委託される業者等にも十分指導、注意され、流出がないようにとの要望がありました。委員から、岱明支所改修の着工、完成についての質疑に、執行部から、実施設計を平成28年1月から5カ月程度で行ない、改修工事を6月から8カ月程度で行ない、平成28年12月完成予定との答弁でした。委員から、共済費の標準報酬制度の移行に伴う変更はとの質疑に、執行部から、公務員は共済年金保険だったのが、10月から厚生年金社会保険になったものとの答弁でした。委員から、国庫支出金、県支出金の施設型給付費負担金は、私立保育園の補助が決まって増額のことだが人数とか詳しい説明をとの質疑に、執行部から、私立保育園の運営費と認定こども園の運営費があるが、私立保育園の入所児童の見込み人数が1万4,719人から1万5,009人、290人の増、1人当たりの経費単価が7万6,907円から9万1,555円、1万3,248円の増となった。認定こども園は、幼稚園型と保育園型があり、幼稚園型が2,340人から3,113人、773人の増、保育園型が2,856人から1,866人に990人の減、1人当たりの給付費については、幼稚園型の方が3万9,923円から4万5,665円、5,742円の増、保育園型が5万8,044円から8万8,193円で、3万1,499円の増との答弁でした。委員から、その答弁に対して、人件費をふやすことで理解していいのか。公立の保育園は変わらないのかとの質疑に、執行部から、私立保育園は25園の予定が31園となった。また、入所児童もふえ、1人当たりの単価もふえているので、そちらのほうに充てる。公立保育園は、現計予算で足りるとの答弁でした。委員から、各支所におけるマイナンバーの対応は、情報セキュリティに対しての教育訓練の実態はとの質疑に、執行部から、6月の県の通知により、統合端末の取り扱いには職員しかできない、扱うにはセキュリティ

一が厳しく、地方公務員法の適用を受ける職員、ある期間だけは非常勤職員あるいは臨時職員でも差し支えないとされる。各支所にも12月に端末機を入れて、個人番号カードを交付の準備をしている。情報セキュリティの教育は、定期的に情報管理課のもとで研修をしているとの答弁でした。委員から、新玉名駅駐車場の混雑緩和策として、用地拡張以外にもゲートを設置するなどの対策が考えられるにもかかわらず、その検討が十分尽くされたとは言いがたい。いたずらに用地を拡張するのではなく、もっとさまざまな検討をすべきと考えるとの理由で、新玉名駅駐車場拡張に伴う関連予算の削除を求め、予算の修正を求める動議が提出されました。

審査を終了し、第119号中付託分に対する修正案について、挙手による採決の結果、修正案については賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第119号中付託分の修正議決した部分を除くその他の部分について、挙手による採決の結果、修正議決した部分を除くその他の部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第128号玉名市個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。

執行部から、行政手続きを受ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第2項の規定に基づき、社会保障、税、防災に関する事務に、個人番号を利用することに関し、必要な事項を定めるため条例を制定するもので、第1条で趣旨、第2条で定義、第3条で市の責務を述べている。第4条第1項は、番号法に規定されていない事務で、個人番号の利用を予定している市独自利用事務を別表第1で規定しており、また、市独自利用事務及び番号法に定める事務の庁内連携においても特定個人情報を取り扱うため、あわせて条文で規定している。第2項は、同一機関内の複数事務で特定個人情報をやり取りする場合、庁内連携について規定している。ただし書きは、情報ネットワークシステムを利用して、特定個人情報を取得できる場合は、そのシステムを利用するという国の方針を規定している。第3項では、同一機関内の複数事務で特定個人情報をやり取りする場合、番号法に定める事務の処理を行なうための庁内連携について規定している。第4項では、特定個人情報を市独自利用事務の庁内連携でのやり取りする場合、他の法令で書類の提出が義務づけられている場合でも、番号法で規定している情報ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供があったときと同様に、国の指針に基づき書類の提出が必要でないことを規定している。附則としまして、この条例は平成28年1月1日から施行しますとの説明がありました。

委員から、出生届を出せば個人番号はもらえるのか、住民票は玉名市にあるが現住所が確認できない方、玉名市に住んでいるが住民票がない方、そういった方への福祉とか、生活保護であるとかは、今後しづらくなることかとの質疑に、執行部から、出生届を出せば付番される。マイナンバーの狙いは、住民票と居住地をタイアップさせるもので、

玉名市に住民票がない、居住がない方は把握が難しい。今後福祉関係の課題であるとの答弁でした。委員から、通知カードの発送は終わったのかとの質疑に、執行部から、11月末に終わっているが、12月10日現在で2,300通が戻ってきている。内訳は、宛先不明が1,680通、預かり期間超過が605通、受け取り拒否が15通である。この方たちにはテレビ・広報等で呼びかけを行っており、1日20件近く取りに来られている。1月からはハガキを出して未着の件数を減らしているとの答弁でした。委員から、1,680通の宛先はわかるのかとの質疑に、執行部から、宛先不明は主に入院とか施設に入られている方なので、把握はできる。将来、年金、預貯金、保険、戸籍、パスポートの番号を一元化することにより、居住地等は確認できるとの答弁でした。委員から、虚偽の番号カードを取得したときの罰則は、番号は選挙の不在者投票などに利用できないのかとの質疑に、執行部から、成り済ましには強い罰則がある。防止するために、基本は本人に来ていただき、写真の照合し、聞き取りをしながら確認作業を行なう。社会保障と税と災害について規定されており、これからどの業務にかかわっていくか、今後の課題であるとの答弁でした。委員から、単費で補助金を出しているものにもひもつきはするのか、個人番号カードを取得しなければ手続きできないのかとの質疑に、執行部から、番号法でうたってある分がメインであるので、そういうものは含んでいない。個人番号カードは今のところは、身分証明書と税の申告の役割のみなので通知カードでも足りるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第128号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第129号玉名市空家等対策の推進に関する条例の制定についてであります。執行部から、空家等対策の推進に関する特別措置法が、本年5月に制定されたことを受け、本市においても適切な管理が行なわれなくなった空き家等が年々増加しており、これらの空き家等は、地域の安全性や活力の低下、公衆衛生の悪化、良好な景観環境の阻害等の問題を生じさせる一因となっていることから、空き家等の発生の予防や活用促進及び危険家屋の除去などを図るため条例を制定するもの。主な内容は、第2条「空家等」及び「管理不全な状況」の定義を定めて、第5条に市の責務を明らかにしている。第6条に市民が特定空家等と疑われる場合は、行政を通じ情報の提供に努めるものと定めている。9条に、空き家等に関する施策などを総合的かつ具体的に推進するため、空家等対策計画を策定する。また、協議会設置、空き家等の把握に関する規定、特定空家等に関する指導や行政処分などの措置等について定めるもの。附則として、平成28年4月1日から施行するものとの説明がありました。

委員から、協議会の委員は、20人以内となっているが、絞り込みはできているのかとの質疑に、執行部から、国の指針は、市長、市議会代表、弁護士、司法書士、不動産

鑑定士、土地家屋調査士、建築士、福祉関係、文化関係、地域住民の代表、警察、消防等となっているので、これに沿った形で進めたいとの答弁でした。委員から、行政代執行の予算は、行政代執行の代金の担保として、土地を押さえることはできないのかと質疑に、執行部から、空き家の解体は本人負担が原則である、まず指導、助言をし、勧告等をする。そして命令をする。その後の最終手段として行政代執行である。予算は新年度に計上する。土地を担保にはできない。行政代執行の代金は、国税と同じように徴収ができるのでその方法で行なうとの答弁でした。委員から、建物と土地の持ち主が違う場合は解体費用はどうか、土地が押さえられていた場合はどうかとの質疑に、執行部から、請求先は建物の持ち主へと国の指針はなっている。新年度になり1年程度をかけ、空き家関係を調査し、その間で協議会をつくり、問題を整理し、方針を固めたいとの答弁でした。委員から、法にのっとってしっかり考えてやってくださいとの要望がありました。

審査を終了し、採決の結果議第129号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第131号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、玉名市歌検討委員会、玉名市合併処理浄化槽事業審議会及び玉名市上下水道事業審議会を設置するため、条例の整備を図るもの。内容は、新市誕生後、玉名市歌が選定されていない現状で、新規に製作するのか、あるいは市民音楽祭テーマソング「我らの故郷（ふるさと）玉名」を含めた既存の歌を活用するなどいくつかの方法が考えられることから、専門的知識を有する者などの委員により検討をいただくために市長の附属機関を新たに設置するもの。また、玉名市合併処理浄化槽事業審議会及び玉名市上下水道事業審議会の改正については、下水道事業を地方公営企業法の全部を適用させることに伴い、市長の権限に係る附属機関と公営企業管理者の権限を有する市長の権限に係る附属機関に再編を行なうもの。附則として、平成28年4月1日から施行するもので、ただし、玉名市歌検討委員会に関する部分については、公布の日から施行するものとの説明がありました。

特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第131号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第132号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るもの。主な改正内容は、第1条に関しては、平成27年度税制改正において、地方税の猶予制度の見直しが行なわれ、一定の事項については地域実情に応じ、条例で定めることとされたため改正を行なうもの。納税の猶予には、徴収の猶予と換価の猶予があり、徴収の猶予とは、納税者

が災害や病気又は事業の休廃止をしたなどのやむを得ない事情があるとき、また、法定期限から1年を経過後に納付すべき額が確定したとき、納税者がその納付すべき税を一時に納付することができないと認められる場合において、納税者の申請に基づき、その納付困難な金額を限度として、1年の範囲内で納税を猶予するもの。換価の猶予とは、差押財産の換価により、事業継続や生活の維持を困難にするおそれがある場合や換価を猶予することが税の徴収上有利である場合において、1年の範囲内で差押財産の換価を猶予するもので、今回、職権による換価の猶予に加えて、申請による換価の猶予も新設された。なお、どちらも猶予をした期間内に納付できないやむを得ない理由があると認めるときは、申請に基づき猶予した期間と合わせて2年を超えない範囲で期間を延長することができることとなっている。主な改正点で、1点目、分割納付の方法は、猶予をする金額を猶予する期間内の各月に分割することとし、ただし、市長がやむを得ない特別な事情が認める場合にあっては、当該期間内の指定する月とする例外規定を設けている。2点目、申請書の記載事項、添付書類については、国税に準拠して規定している。3点目、担保について猶予を行なう場合は、原則担保を徴する必要があるが、担保を徴する必要がない場合の基準として、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内である場合、担保を徴することができない特別な事情がある場合としている。4点目、申請書及び添付書類に不備があった場合の提出期限については、通知を受けた日から20日としている。5点目、申請による換価の猶予の期間については、徴収金の納付期限から6カ月とするもの。次に、第2条については、いわゆるマイナンバー法に伴う、法人番号の根拠法令を市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税といった各税目の条文中に規定するもので、住民が理解しやすい条文となるよう条例の整備を図るもの。附則として、この条例中第1条の規定は、平成28年4月1日から、第2条の規定は、公布の日から施行するものとの説明がありました。

委員から、税の滞納があった場合、物納はできるのか。今後、物納制度をつくることによって、空き家対策にも利用できるのではないかとこの質疑に、執行部から、物納の制度はない。滞納がある場合には、不動産、債券等差し押さえを行なっている。動産、不動産については、公売によりお金に換金し、それを税金に充てているとの答弁でした。委員から、申請の期限が20日となっているが、その期間に終わらなかつたらどうなるのかとの質疑に、執行部から、申請書に不備があった場合の提出期限が20日となっているとの答弁でした。委員から、分割で税金を払う場合、今までにそういう状態でも差し押さえがあった。今後はどうなるのかとの質疑に、執行部から、徴収猶予を認めた場合には、猶予期間中は新たな滞納処分はしないとの答弁でした。委員から、徴収の猶予、換価の猶予が認められた場合、納税者側のメリットは何かとの質疑に、執行部から、徴収の猶予は新たな滞納処分の禁止、申請があった場合には差し押さえの解除、延滞金が

全部又は一部の免除がある。換価の猶予は、公売することの制限、差し押さえの猶予、延滞金も一部が免除されるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第132号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第133号玉名市有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、行政財産の無償貸し付け及び減額貸し付けに関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るもの。内容としては、条例第4条に普通財産の無償貸し付け又は減額貸し付けに関する規定を、行政財産の無償貸し付け又は減額貸し付けに関する場合でも準用させる規定を追加するもの。本年10月に有明広域行政事務組合から、岱明支所の3階を正式に借り受けしたい旨の通知があつているので、提案するもの。附則として、公布の日から施行するものとの説明がありました。

特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第133号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第144号工事請負契約の変更についてであります。

執行部から、平成27年議第53号で議決を経た工事請負契約について、工事内容の変更のため、請負代金額の変更を行なうもので、工事名、横島体育館建築工事、工事の内容は、横島体育館の老朽化による鉄骨づくり平屋建て、建築面積1,465.72平方メートルの建築工事を行なうもの。請負者は、新規建設株式会社玉名支店で、請負代金額は、4億1,735万5,200円で契約したものを、2,337万810円増額し、4億4,072万6,010円に変更するもの。変更理由としては2点あり、1点目が、基礎工事において、工事に先立ち、試掘堀を2カ所行ない、設計のボーリングデータと相違ないことが確認できたので、くい打ち工事を進めていましたが、全41本中、23本が5メートル深い位置に支持層があつたため、それらくいの製作等の工程を追加する必要があつた。2点目、同じく基礎工事での残土処分について、くい打ち工事の着手前に、くい打ち業者との協議で、現在の地盤のままでは地耐力がなく、くい打ち機とクレーンが転倒する危険性があるとのことで、転倒防止策として地盤改良を余儀なくされ、それら地盤改良に産業廃棄物処理等の工程を追加する必要があり、当初予定していなかつた不測の追加工程を要する費用が発生したため、請負代金額の増額変更をお願いするものとの説明がありました。

委員から、41本中23本が支持層に届かなかつたのは、何が原因かとの質疑に、執行部から、地中のことで地盤がどのように下がっていたのかわからなかつたとの答弁でした。委員から、この広い面積で試験堀は2カ所でよかつたのか。節ぐいは支持盤まで届かなくても、強度はあるのではないかとの質疑に、執行部から、くいを打つとき地質

の調査をするその調査が2カ所で、ボーリング調査は別に1カ所掘っている。この工法は摩擦杭法ではなく、支持杭法になるので、節ぐいを使ってあっても支持層がないとできない工法であるとの答弁でした。委員から、地質調査は設計委託に含んでいるとのことだが、これは別で行ない、地盤はこうこうですとの設計事務所に依頼するのではないかとこの質疑に、執行部から、以前はボーリング調査は単独で発注していた。先にボーリング調査のデータを取ると、建物の位置が変わったり、設計事務所によっては深くしてくれとか、設計事務所の要望が多々あったので、地質調査を設計委託に加えたという経過であるとの答弁でした。委員から、検査する箇所を多くしとけばよかったのではないかとこの質疑に、執行部から、地質調査は敷地以外の周りの建物のデータも参考にする。今回は図書館、支所、小学校と類似したデータだったので、そのままのデータを採用したとの答弁でした。委員から、要らない費用の削減をお願いします。くいに係る分の内訳をとこの質疑に、執行部から、直接工事費で1,638万9,000円がくい打ちにかかる分、地盤改良に46万4,000円、ほとんどくい打ちにかかっているとの答弁でした。委員から、くいの材料費はとの質疑に、執行部から、材料費は620万円、試掘の施工代として900万円かかっているとの答弁でした。委員から、追加試掘をされているが、本当に大丈夫かとの質疑に、執行部から、詳細な試掘の箇所等の説明があり、大丈夫であるとの答弁でした。委員から、工事内訳・設計金額等に質問、体育館建設が延期になった経緯、入札に対しての要望、今後確実な事前調査を行ない、このようなことが頻繁に起こらないようにとの要望がありました。

審査を終了し、採決の結果、議第144号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、意見書案第6号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出についてであります。

委員から、国会与党のほうでも話し合いができているので出す必要はない。消費税を上げること自体に反対である。軽減税率も複雑であり、軽減税率そのものに反対であるので、この意見書にも反対。全員協議会で話が出たときは異論はなかったのに、賛成であるなどの意見が出され、審査を終了し、採決の結果、意見書案第6号については、賛成少数により否決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託された案件の報告を終わります。

そのほかで意見・質疑がありましたので、御報告いたします。

委員から、報告12号の詳細、また、報告10号から13号までの市と相手方との負担割合をとこの質疑に、執行部から、12号については、公用車で出張していた帰りに、トイレ休憩で駐車場に入ろうとしたときに、相手方の車と接触したもので、市が100%、相手方0%、10号、市10%、相手方90%、11号、市100%、相手方

0%、13号、市20%、相手方80%との回答がありました。委員から、交通事故における職員の処分、警察の処分はどのようにされているかとの質疑に、執行部から、公用車、自家用車における事故については、処分の規定に基づいて行なっている。だが、今までの処分した事例はない。法令に違反したときは、処分の対象になるとの答弁でした。委員から、運転免許の期限、限定運転の確認はしているかとの質疑に、執行部から、現在はしていないが、検討しますとの答弁でした。委員から、職員に自覚を持たせ、事故を減らすようにしてください。報告書に相手方は掲載するので、職員側も掲載したほうがよいなどの意見がありました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 委員長報告の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、委員長報告を行ないます。

建設経済委員長 田畑久吉君。

〔建設経済委員長 田畑久吉君 登壇〕

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さん、お疲れさんでございます。今期、建設経済委員会に付託されております議案10件について、委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳出の部、4款衛生費1項保健衛生費中8目水道費が12万5,000円の減、9目浄化槽設置整備費が2万7,000円の増。6款農林水産業費が990万1,000円の増額、そのうち主なものは、今年の台風15号によって被害を受けたハウスや果樹等の復旧に対する緊急の補助事業である台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金で784万8,000円の増などであります。7款商工費では、493万1,000円の増額。8款土木費は、1,196万円の増額であり、そのうち主なものは、新玉名駅駐車場の拡張に伴う、地積測量業務及び実施設計の業務の委託料で900万円の増であります。このほか、本年10月からの被用者年金制度の一元化に伴う職員共済費等の調整によるものであります。また、債務負担行為の補正で、農家経営安定緊急特別対策資金利子補給金として、平成28年度から30年度までの期間で、39万4,000円、みかん価格下落対策経営安定資金利子補給金として、平成28年度から30年度までの期間で、247万1,000円を追加するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、みかん価格下落対策経営安定資金利子補給金の対象者についての質疑に、執行部から、農業粗収益が前年度と比べ10%以上30%未満減少した農家が27名で、利率が0.35%から0.45%、農業粗収益が30%以上減少した農家が8名で、利率は0%であり、融資期間は、融資を行ってから3年間で、融資限度額は600万円との答弁でありました。また、委員から、市営住宅維持管理委託料の空室補修分の増額に関して、空室状況の質疑に、執行部から、本年度予算として40件分を組んでいたが、10月現在で33件実施しており、現時点で8件が空室、また、12月から2カ月でさらに7件が空室になる予定であり、予算が足りないため増額するものである。現在、入居を停止している大倉団地と一本松団地以外に、年間を通して空室となる部屋はなく、適宜入居募集をしているとの答弁でありました。また、委員から、天水町や横島町などには、市営住宅が非常に少なく、また古いため、毎年5戸程度住宅を新しく建ててふやすことで、入居者がふえ人が減らないと思うとの意見に、執行部から、新しく建てた団地には応募も多いと思うが、地域には民間のアパートもあり、市はそういったアパートを圧迫するようなやり方をとっていいのかという問題もあるため、検討するとの答弁でした。また、新玉名駅駐車場拡張の関連予算については、多くの質疑、意見がありました。委員から、駅駐車場を有料にすることで、民間活用により、周辺に民間の駐車場ができるなどして、地域が活性化していく。まず、有料化してそれから拡張を考えてはどうか。駐車場が足りないと言われるが、維持管理費も考えないといけないとの意見。これに対し、委員から、駐車場については駅乗降客数をふやし、新幹線「さくら」の停車数もふやす目的がある。確かに維持管理費や利用者負担についてはどこかで考える時期がくるが、今回は無料のまま拡張すべきとの意見がありました。また委員から、今までゲート設置を考えたことはあるかとの質疑に、執行部から、設置費について見積もりをとったことがあるとの答弁。これを受け委員から、見積もりの内容はどの質疑に、執行部から、ゲートなどの設置費は3,200万円だったとの答弁でした。また委員から、当時市がゲートを設置して有料とする計画だったが、議会の新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会で、「宣伝のため当面の間無料にしてほしい」とあったことから無料になった経緯があるとの意見がありました。また委員から、駅利用者について1年ぐらい前に調査されたときに市内の方は37%しかなかったと聞いたが、実際駐車場を利用している玉名市民は少ないのではないか。そういった状況で駐車場の維持管理に年間700万円ぐらいかかっている中で、さらに一般財源から1億5,000万円ぐらい投入して、駐車場を拡張することに市民が納得されるのか。もう一度シルバー人材センターや警備会社などを入れて、2カ月ぐらいしっかり調査をして検証をし、その上で駐車場が足りないということであれば、拡張もある程度は理解できるが、維持管理費もかかることであり、もう一度しっか

り検討してほしいとの意見、また、執行部からは、現在も駐車場を年中調査しているが、先月の11月も行楽シーズンになれば、平日でも交流広場や多目的広場も満杯の状態で増設しないと足りない状況にあるとの答弁もありました。このように、多くの質疑や意見が出された後、委員から、新玉名駅駐車場の混雑問題の解決は急務であるが、駐車場を確保したところで、無料での供用が継続する限り混雑は解消しない。混雑問題の抜本的な解決のためには、有料化やゲートの設置により、入場を制限、目的外利用の排除を図るなどの混雑緩和策を講じるべきである。また、いたずらに用地購入により、駐車場の敷地を拡張することは、後世に負担を残さないと主張する現市政の方針と大きく矛盾する。駅周辺の用地は、駐車場としてではなく、開発を通じてもっと有効に利活用されるべきであり、そのためにも用地拡張によらない解決策が必要であるとの理由により、新玉名駅駐車場拡張に伴う関連予算の削除を求め、予算の修正を求める動議が提出されました。

以上で審査を終了し、採決に入りましたが、まず、新玉名駅駐車場拡張に伴う関連予算の削除を求める修正案については、挙手による採決の結果、賛成少数により否決するものと決しました。

次に、議第119号中付託分の原案については、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第122号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出をそれぞれ12万5,000円減額するもので、被用者年金制度の一元化に伴う職員共済費等の調整によるものであり、委員から特段の質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第122号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第123号平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出にそれぞれ2万7,000円を追加するもので、被用者年金制度の一元化に伴う職員共済費等の調整によるものであります。委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第123号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第124号平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出にそれぞれ19万円を追加するものであり、被用者年金制度の一元化に伴う職員共済費等の調整によるものであります。

以上、執行部からの説明を受け、委員から、歳入の繰越金は、平成27年度決算の余

剰金ということだが、額が大きい。その内容はとの質疑に、執行部から、主に入札残によるものであるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第124号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第125号平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出で36万1,000円を減額するものであり、被用者年金制度の一元化に伴う職員共済費等の調整によるものであります。

委員から特段の質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第125号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第126号平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出で79万7,000円を追加するものであり、機構改編に伴う下水道使用料システムの調整のための委託料110万7,000円の増額などによるものであります。また、債務負担行為補正につきましては、岱明汚水中継ポンプ場等維持管理業務の限度額を設定するものであり、毎年度4月1日から管理業務が発生するため、スムーズな事務処理が行なえるようにするものであると。以上、執行部の説明を受け、委員から、下水道使用料システム調整についての質疑に、執行部から、平成28年4月1日から、企業局の機構改編に伴い、システムの帳票の内容変更などを行なうものであるとのことでありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第126号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第127号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出を10万5,000円減額するもので、被用者年金制度の一元化に伴う職員共済費等の調整によるものであります。また、債務負担行為補正につきましては、横島町農集排污水処理場施設等維持管理業務について、平成28年度の期間で5,550万円の限度額を、天水町農集排污水処理場施設等維持管理業務について、平成28年度の期間で1,800万円の限度額をそれぞれ設定するものであります。

以上、執行部からの説明を受け、委員から、債務負担行為の維持管理業務について、横島町と天水町で差があるが、それぞれ加入者数はどのくらいかとの質疑に、執行部から、平成26年度末での集計における各地区の対象人口、加入者数は、横島地区が616人中529人、栗之尾地区が1,494人中1,248人、京泊地区が911人中709人、九番地区が1,130人中805人、大開地区が1,174人中551人、尾田地

区が434人中348人、竹野地区が473人中416人、尾田川左岸地区が1,193人中320人であるとの答弁で、以上、審査を終了し、採決の結果、議第127号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第138号玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは簡易水道事業を水道事業に統合するとともに、平成28年4月から機構改革により、水道課、下水道課が改編されることに伴い、条例の整備を図るものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、事業区域に「玉名郡玉東町原倉の一部及び玉名郡長洲町折崎の一部」との文言が入っていることへの質疑に、執行部から、これまでも事業区域に入っていたとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第138号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第143号市道路線の廃止及び認定についてであります。

これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、市道の路線を廃止及び認定するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、立願寺山線については、今通行できるのか、周辺住民の理解はとの質疑に、執行部から、一部里道については通行可能だが、民地で砂利道の区間があり、今回市道認定し、緊急車両等が通れるよう整備していきたい。区長からの要望で出ているとの答弁。また委員から、この場所は、水道の老朽管のため漏水があった場所なので、注意してもらいたいなどの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第143号については、原案のとおり、全員異議なく可決するものと決しました。

次に、意見書案第7号TPP（環太平洋パートナーシップ協定）「大筋合意」全文書、全情報の公開と国会での徹底審議を求める意見書の提出についてであります。

これは政府TPPについて拙速な批准を行わず、TPP交渉「大筋合意」に関する文書、全情報を国民の前に明らかにして、国会での徹底審議を尽くし、TPP交渉「大筋合意」が真に国益にかなったものであるかを検証することを求めるため、国に対して意見書を提出するものであります。

このことについて委員から、玉名市は農業が盛んな地域であり、ミカン、トマト、その他いろいろな農産物にTPPの影響が必ずあると危惧しているとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、意見書案第7号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、建設経済委員会に付託されました議案10件の報告を終わります。

そのほかに、多岐にわたる質疑がございましたので、報告いたします。

まず、企業誘致に関して、委員から、誘致企業等連絡会議の成果についての質疑に、執行部から、毎年2月ごろに開催しており、すべての誘致企業をお呼びして、企業間の紹介や新規誘致企業の見学や有識者の講演などを行なっている。誘致企業間でお互いを知ってもらい、企業間の取引が始まることも期待しているとの答弁でありました。また、委員から、今回の一般質問でもあったが、民地や工場跡地など、今あるものだけで誘致に取り組むのではなく、そんなに大きなものではなくてもいいので、インフラ整備した企業誘致の場所をつくる努力をお願いしたいとの意見。さらに委員から、企業が求める用地の条件は何かとの質疑に、執行部から、工業団地というと広いものが多いが、平均的に3ヘクタールから4ヘクタールを希望する企業が多いというデータがある。以前、市で工業団地で検討したことがあったが、そのときは10ヘクタールに2社程度を誘致する計画だった。また、区画の大きさは取りつけ道路の問題で、あとから分割するのは難しいので、各自治体がどういった企業を誘致するのかで区画の大きさを検討しているとの答弁でありました。

また、委員から、NHKで元旦に全国放送される大俵レースについて、まず市民が全く知らない状況である。玉名を全国にアピールする機会であり、市民への周知はどうするのかとの質疑に、執行部から、これは元旦の午前8時20分から11時54分の予定で、菊池川河川敷において実施予定である。NHKのほうで詳細が確定しておらず、公表していなかったが、内容が確定したため、今後ホームページに掲載し、周知することとしている。玉名市をアピールするいい機会なので、レースだけでなく、米を使ったご汁や釜炊き御飯なども提供するとの答弁でした。これを受け委員から、トマトやイチゴ、かんきつ類などの農産物も映るようにしたらどうかとの意見がありました。

また、委員から、玉名温泉、小天温泉ふるさと玉名旅行券の現状についての質疑に、執行部から、1万2,300人分の旅行券に対し、約1万700人分の予約が入っている。利用期間は平成28年1月11日までだったものを、1月31日までに延長したので、すべての利用される見込みであるとの答弁でした。また委員から、旅行者は玉名市民でも知らない人が多い、どのように宣伝したのかの質疑に、執行部が、福岡県だけでなく、沿岸道路により来客が見込める佐賀方面や南九州方面の新聞にも掲載したとの答弁。このほかにも、委員から、熊本県でも「ふるモーション課」を設置し、温泉のPRに力を入れている。玉名温泉も「ふるモーション課」と連携して、もっとアピールをしてほしいとの意見。さらに委員から、旅行券について、今後も継続するかとの質疑に、執行部から、この事業についてアンケートをとっているので、分析し検討していくとの答弁でありました。

また、委員から、6次製品の売れ行きについての質疑に、執行部から、平成26年

度は市内の販売店などで982万6,000円、市外では7,565万2,000円、合計8,547万8,000円の売り上げがあったとの答弁。さらに委員から、玉名市ではJAたまなが全量出荷を目指しているため、6次産品用の農産物が残せないことなど課題があるため、今後は農協とのタイアップが必要ではないかとの意見がありました。また委員から、補助を受けたあと、何年ぐらいで独立してもらうのか、難しいと思うが、期限を切らないといつまでも補助を続けることにならないかとの質疑に対し、執行部から、なかなか線引きが難しいが、事業者に自立することを認識していただくよう指導していきたいとの答弁でありました。

また、委員から、イノシシ被害について、最近ではイチゴやトマトなど施設園芸で被害が出ている。この対策をどうするかとの質疑に、執行部から、今年度大型箱わなを2基設置したが、来年度にも2基増設する予定である。また、イノシシ捕獲に対する補助についても、一頭当たり4,000円から5,000円に上げるよう検討しているとの答弁でありました。

また、委員から、道路橋りょうに関して、橋りょうの数や調査状況についての質疑に、執行部から、国が示す幅員2メートル以上の橋りょうは800橋ぐらいあり、来年度約500橋、次年度に200橋以上を点検予定で、5年に1回は点検することになっている。平成23年度に悪いと思われる橋を目視で調査しており、特に悪いところは順次補修・点検計画を立て、実施しているとの答弁でありました。

また、委員から、国道208号線の玉名温泉までの道路について、立願寺橋までは県のほうで舗装されているが、その先の温泉までの市道については、舗装が悪く、中央線もないような状態であるが、舗装の計画はないのかの質疑に、執行部から、舗装の予定はないが、外側線の計画があるとの答弁でありました。これを受け委員から、玉名市の顔である玉名温泉の入り口でもあり、危ないので舗装をあわせて計画してほしいとの意見がありました。

また、委員から、天水の下有所地区から実山公園の間の工事についての質疑に、執行部から、給水管の布設がえ工事で建設課からの受託工事であり、あずまややトイレのところまで全部布設がえを行なうとの答弁でありました。

また、委員から、伊倉南方配水管布設工事に関して裁判が行なわれているが、裁判の費用はどこに予算化されているのか、その金額はわかるかの質疑に対し、執行部から、水道事業会計の予算で対応している。本裁判については弁護士に委託しており、現在その委託料として170万円程度の委託費から執行している。なお、最終的な費用の総額については、裁判が結審したあとわかるとの答弁でありました。これを受け委員から、委託料は市には返ってこないかとの質疑に対し、執行部から、本裁判については、返ってこないとの答弁でありました。

以上をもちまして、建設経済委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

〔文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 今期、文教厚生委員会に付託されました議案12件及び継続審査となっております陳情1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳出の主なものは、3款民生費、扶助費の1,798万円の増額は、障害児通所給付事業の利用者の増加に伴うものであり、当初1,728名の予定であったが、363名の増加を見込んでの補正ということの説明がありました。通所事業利用者は増加傾向にあり、10%ずつふえているということでした。また、負担金2億6,867万4,000円の増額は、私立保育所運営費負担金及び認定こども園給付費負担金で、新制度移行に伴う、給付費単価の確定と入所児童の増加に伴うものと説明がありました。また、そのあと委員より、生活保護事業交付金に関する新聞報道について説明を求められました。これについては、2009年度から2014年度の間に6年間で274万7,000円を市が過大に受け取っていたというものです。これは3名の被保護者が、年金受給資格がありながら年金受給をさせておらず、そのことで収入認定がないことから、保護費が余分に出ていたというものです。現在は、年金の請求手続きを行ない、遡及年金の形で年金を受けてもらい、生活保護費相当分の返還があっているということでした。このミスは、本人が年金受給の申請をしていない状態であったため漏れが発生しましたが、今後、事務処理の適正化を図っていくということでした。委員から、このような新聞報道があった場合は、議会か少なくとも文教厚生委員会には説明か、陳謝があつてしかるべきではないかと指摘がありました。

次に、10款教育費においては、扶助費331万6,000円の増加、これは就学援助費です。対象者は、現在小学校で447名、中学校で248名、特別支援学級では小学校45名、中学校17名と説明がありました。また、就学援助費の増加について、ひとり親家庭の増加も一因とされていることから、各クラスにひとり親家庭はどのくらいいるのかという質疑に対し、その資料はありませんということでしたが、後日調査していただきまして、大体児童生徒数の14.5%がひとり親家庭だということでした。

次に、オリンピックのキャンプ地誘致のための一般職非常勤職員の報酬42万円等については、青写真が見えないと質疑が飛び交いました。執行部より、非常勤職員の人選については、レスリングの競技団体の方にお問い合わせする方向で考えている。行動計画としては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のホームページの事前

トレーニング候補地ガイドに掲載し、それを各国の選手団が見て、こちらにアプローチしてくるという方法や、こちらから直接各国の選手団のほうにアプローチする方法がある。市としては、組織委員会のホームページの候補地ガイドに掲載し、各国からのアプローチを待つ方向でいきたいと考えていると答弁がありました。委員から、予算を計上するのであれば東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会などと市の幹部は事前に接触しているのか、経費の問題、実施の方法についてどのように考えているのか。施設、選手の旅費、滞在費は誘致する自治体の負担と聞いているが、確認しているのかという質疑に対し、これまでレスリングは、国体、高校総体でも取り組んでいて、競技団体にノウハウがあるので、レスリングを候補地ガイドに掲載したい。誘致するための条件整備は、各自治体の負担になる。各国、地域からの競技団体を受け入れる分については、その国、団体の負担になると考えている。施設の整備計画については、レスリングについては、国際競技連盟で会場の条件などが示されていて、東京オリンピックは7月の暑い時期であるため、エアコンの設置が重要と考え、今回、新たに実施計画に乗せて準備を進めていく。ガイドブックに掲載するための条件整備などを中心に行なう。ただ、今後進める桃田運動公園総合体育館のエアコン整備は、以前から要望が出ているので、この際、空調整備をしたい。これはキャンプ地誘致の条件でもある。第1段階として、東京オリンピックのキャンプ地誘致に取りかかりたいと考えているが、そのほかにも全国大会、国際大会などもあるので、こちらも誘致できるよう、大会招致も含めて検討していく。キャンプ地誘致には、ホームページに掲載する方法と、レスリングの専門家を雇う方法とを考えていると答弁がありました。委員から、経済効果が見えない。誘致に必要な経費、職員の負担、それに対し宿泊施設の不足などもあり、経済効果が見えるのかという意見がありました。執行部として、費用対効果の試算は行っていない。大きな経済効果は見込めないと考えている。ただ、熊本市がドイツのチームを招いたことで、子供たちとの交流や競技団体との交流で、国際交流、スポーツ振興の効果があつたのではないかと考えている。全国大会などが玉名で開催されるのであれば、宿泊地、食事などで経済効果は上がると予測するが、数値的な試算はしていない。1名分の非常勤職員で推進のための組織の立ち上げや詳細なスケジュールを1月から3月の間に決めていきたいと答弁がありました。しかし、委員からは、今の段階で計画性に乏しく、説明も国内か、国外か、的が絞られていないし、財政の問題もあり、大きく懸念を抱いているという意見がありました。

以上、審査を終了し、今回計上されている、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費の予算を減額する修正案を付した修正動議が、議員から提出され、採決へと移りました。

まず初めに、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費予算の修正案の提案理由とし

て、主に2020年東京オリンピック・パラリンピックで、レスリング競技選手等を招いて、地域振興を図るとのことだが、計画性に乏しく、将来的にはめどの立つ可能性が著しく低い。また、準備等の経費を考えると、市の財政負担は大きくなり、費用対効果の点でも多く市民の理解を得ることは困難であるとの説明がなされた後、挙手による採決の結果、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費の予算の減額修正案については、賛成多数で可決するものと決しました。

次に、議第119号中付託分の修正議決した部分を除く原案について、挙手による採決の結果、修正議決した部分を除く原案については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第120号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億521万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億2,930万円とするもので、歳出の内訳として、標準報酬制移行による職員の人件費48万3,000円の増額、償還金1億569万6,000円の増額となっています。

執行部からの説明のあと、新聞報道されていた財政調整交付金1,758万7,000円の問題について質疑がありました。このことにつきましては執行部からの説明では、平成26年12月に行なわれた会計監査の際に、国民健康保険財政調整交付金が過大交付との指摘があった。非自発的失業者の人数算定に誤りがあり、24年度で1050万4,000円、25年度分で708万3,000円であります。来年、厚生労働省からの返還命令、決定通知が来る予定で、金銭的にはこの額で確定となる予定であり、3月補正予算で提案する予定であると答弁がありました。また、このことが国保会計への影響がどうなのかという質疑に対しては、平成27年度当初予算編成において、既に2億680万円の赤字、財源不足で、歳入歳出を同額にするため、雑入として空財源で2億680万円を組んでいる状況である。その後、5月には26年度分へ1億7,500万円の繰上充用をし、また、この時点で既に4億4,000万円の赤字、その他を含めると合計5億6,500万円程度の現在の歳入不足、赤字の見込みになっているということでした。この国保の赤字という大きな課題については、文教厚生委員会では、今後真剣に調査し、議論していきたいと思っております。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第120号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第121号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ592万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ75億3,776万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、職員人件費の調整と被用者年金制度の一元化に伴う共済費などの調整で24万3,000円の減額、また、保険給付費の前期実績の増額で617万2,000円の増加と説明がありました。

委員から、要支援事業を介護事業から切り離し、市町村単独事業にする方向性についてはどのようになっているかと質疑があり、このことに対して執行部としては、介護保険制度に伴い、総合事業に移行することになる。玉名市は3年間の猶予の間に、平成29年度4月から移行する予定で準備している。要支援1、2の方の訪問介護とデイサービスについては、もっと身近にできる形で、既存のサービスを引き継ぎながらも、元気な高齢者によるボランティアのシステムなどの準備を行っていると答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第121号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第130号玉名市社会体育施設条例の制定についてであります。

概要として、現在の体育施設の使用料金は、合併前の旧市町の料金体系がそのまま継承され、同種の使用料金に格差が生じており、施設利用に要するコスト面から使用料を積算し、各施設の利用者の不公平感を解消するため使用料金の見直しを行ない、受益者負担の原則を取り入れ、適正な使用料金を設定するものです。

内容として、玉名市営グラウンド条例、玉名市体育館条例、玉名市弓道場条例、玉名市武道館条例、玉名市天水相撲場条例、玉名勤労者体育センター条例、玉名市岱明B&G海洋センター条例の7つの現行の条例を取りまとめて、玉名市社会体育施設条例を新規条例として提案するものであります。

提案理由として、地方自治法第244条の2第1項の規定により、玉名市社会体育施設の設置及び管理について、新たに条例を制定するものとなっております。なお、後段の議第135号、議第136号、議第137号については、この議案との関連性から、一括説明及び一括質疑を行ないました。

執行部の説明のあと、委員から、グラウンドについては65歳以上は、6時から9時までは無料だったのではないかと質疑がありまして、執行部では、規則でそのように規定していると答弁がありました。また、少年野球は義務教育の範囲内なら無料で間違いはないかの確認の質疑に対し、執行部からは、クラブチームについては、営利目的は別として、ボランティアのクラブチームは、現状のとおり無料と考えていると答弁がありました。また、委員から、子どもの貧困率が非常に問題になっており、条例の中で使用料減免をきちんとした形でうたわれることを評価したい。今の部活が、かつての変遷を経て、また、社会体育へ移行するが、減免規定は社会体育になっても条例の条文を

適用して無料とあってよいかとの質疑に対し、執行部より、部活動から社会体育への移行は平成30年末までとなっているので、その間に検討するとの答弁がありまして、委員からは、子どもにかかわることなので、減免措置で対応することを強く要望したいとありました。また、既に社会体育への移行期間に入っているが、体育協会が主体となって地域総合型スポーツクラブを立ち上げている。来年に事務をする方の予算をお願いしていると聞いており、ぜひ、ヒアリング等でしっかりとした説明をお願いしたいと要望がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第130号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきもの決しました。

次に、議第134号玉名市静光園老人ホーム条例を廃止する条例の制定についてであります。

これは、静光園老人ホームの民営化について、9月25日の第4回静光園老人ホーム運営法人選定委員会で、移管法人の優先候補者を決定し、平成28年4月1日の移管に向け協議を重ねており、その民営化に伴い条例を廃止するものとなっております。

執行部の説明のあと、委員から、市が所有している土地の登記状況はどうなっているかの質疑に対し、執行部より、現在測量等を行っており、静光園の敷地面積の確定をした上で、現在敷地の外周や筆の境などを復元して、隣接地の地権者の方と境界立ち会いを行ないながら、全体の敷地面積を測量しており、測量が終了した時点できちんとした登記を行なう予定と答弁がありました。また、里道問題については、九州財務局からは、不法占拠の疑いがあると聞いており、登記の際はぜひその点の確認をお願いしたいと委員から要望がありまして、執行部より、敷地の確定登記については、滞りなく済むよう十分注意するとの答弁でした。

次に、委員から、納骨堂の移転は28年4月からの民営化以前に移転するほうがいいと考えているが、それに対する方策はについての質疑に、執行部より、静光園老人ホームの民営化にあたり、今までかかわりのあったお寺と相談する中で、お寺の納骨堂に永代供養、その後の管理についての話はできている。今後は具体的な料金の問題などの協議を行なっていく。また、28年4月から移行の予定なので、お骨の移管、保管についてはお寺と協議を行なっていくと答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第134号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第135号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市都市公園における有料公園施設の使用料の見直し及び指定管理制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものとなっております。

この件について、議第130号と同様の質疑を行ない、審査を終了し、採決の結果、議第135号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第136号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市立小中学校運動場夜間照明施設の使用料の減免基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものとなっております。

この件について、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第136号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第137号玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市立小中学校体育施設等の使用料の減免基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものとなっております。

この件について、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第137号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第139号指定管理者の指定についてであります。

これは、玉名市天水老人憩いの家条例第11条第1項の規定に基づき、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するもので、指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間となっております。

執行部から、1日の平均利用者数についての質疑に、執行部より、1日平均利用者数は、25年度で約33人、26年度で30.5人となっており、24年から26年度の3カ年の平均が34.2人となっていると答弁でした。

次に、委員から、天水老人憩いの家の利用者が減ってきている。現場のほうからの補修計画は上がっているのか、また、随時検討し、予算化しているかの質疑に、執行部より、天水老人憩いの家は老朽化が進んでおり、お風呂や畳の表がえなどの要望が現場から上がっている。少しずつ修理をしている中で、本年度においてお風呂の修理を行っており、新館の畳がえや屋根の修理等を28年度当初予算で要求している状況との答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第139号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第140号指定管理者の指定についてであります。

これは、玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」の指定管理者を指定するに当たり、玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」条例第15条第1項の規定

に基づき指定管理者の指定をするため地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するもので、指定の期間は、平成28年4月1日から、平成32年3月31日までの4年間となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、1日の平均利用者数についての質疑に、執行部から、1日平均利用者数は、25年度で435人、26年度で423人となっていると答弁がありました。

次に、委員から、指定管理期間が3年から4年に延びた理由についての質疑に対し、執行部より、ゆとり一むに関して、現在の指定期間は3年だったが、更新に当たっては、同じく指定管理を導入している岱明ふれあい健康センターの指定管理期間の終了年度と同じにし、事務の効率化を図るため、今回は4年としたという答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第140号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第141号普通財産の無償譲渡についてであります。

これは、玉名市静光園老人ホーム民営化に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定によるもので、玉名市静光園老人ホームの建物について無償譲渡するものです。

この件について委員から、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第141号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第142号普通財産の無償貸付けについてであります。

これは、玉名市静光園老人ホーム民営化に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、玉名市静光園老人ホームに係る敷地を無償貸し付けするもので、貸し付け期間は、平成28年4月1日から、平成33年3月31日までの5年間となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、無償貸し付けについて5年経過後の方針はどのようなかについての質疑に、執行部より、今回の無償貸し付け期間の5年間を終了するまでに、有償貸し付けにする、もしくは土地を一括して売却するかについては、双方の協議により決定することとしている。また、有償の貸し付けについても最長5年の有償期間を考えているので、5年間無償貸し付け、5年間有償貸し付け、そして売却の形と、5年間無償貸し付け、最長5年の有償期間内で、最終的には売却する方向との答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第142号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっております陳情について報告します。

陳第5号インフルエンザ予防接種の無料化を求める陳情についてであります。

この件について委員から、無料化をするに当たり、職員の事務量、対象者数、予算などはどれくらいになるかとの質疑に、執行部より、対象者については、今現在は65歳以上の方が3割負担、生活保護の方が無料となっている。職員の事務量については、医療機関から請求が上がってきたときの事務量も相当ふえると考えており、現状においても、これから2月の時期まで相当の請求件数が上がってくるので、非常に負担がかかるものと予測している。また、総額の事業費については、資料がないのですぐには回答できないとの答弁でした。

このことについては、どのくらいの数か、また事務費はきちんと出したほうがいいのではないかという指摘がありまして、委員会終了後、報告がありまして、予算的には3,200万円ぐらい、そして事務量としましては52日分ぐらい事務量がふえるというふうな報告がありました。

次に、委員から、熊本県でインフルエンザと4種混合ワクチンが問題になっており、子育て世代の玉名市民からもインフルエンザワクチンについていろんな意見を聞いている。今回、化血研の問題で、市町村に安全通知等が配信されていると聞いているが、どのような内容なのかとの質疑があり、執行部より、熊本県の健康危機管理課からは、12月14日付で通知があった。通知には、インフルエンザ及び4種混合ワクチンの安全性について、現在流通しているワクチンは、国家検定に合格したものであるということ。ただ、化血研が製造した血液製剤について、その製造過程に承認書とのそごが見られたために、ワクチンについても調査が必要として、国が出荷自粛の要請を9月18日に行なった。その後、インフルエンザワクチンや4種混合ワクチンについては、国の確認調査を経て、当該そごがワクチンの品質や安全性に重大な影響を及ぼす可能性は低いと判断され、また、厚生科学審議会感染症部会において審議された結果を踏まえ、出荷自粛要請が10月21日に解除されたものであると記述してある。このような中で、専門部会の判断に基づき、国が安全性を確認の上、出荷を認めたワクチンであることから、県としても安全性は確保されているものと認識しているといった内容の通知だった。玉名市においても、市民からの問い合わせに対しては、この通知の内容をもとに説明をしている。また、1件の小児科医と医師会の先生にも市民の不安や影響はないかと尋ねたところ、現状は例年通りで今のところ接種に対する影響はないと回答を得ていると答弁がありました。委員から、インフルエンザはもちろん4種混合は、小さな子どももするため、市民は大変心配している。ぜひ、保護者にむけて、広報で周知してもらいたいと要望がありました。

この陳情につきましても、執行部の答弁のとおり、恐らく相当な財政負担を伴う案件と思われる、無料化を行なうことには疑問を持っているという意見がありまして、以上、審査を終了し、採決の結果、陳第5号については、賛成なしで、不採択とするもの

と決しました。

以上で、今期文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

---

午後 2時22分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの文教厚生委員長の報告について、報告漏れがあったとの申し出がありましたので、この際発言を許します。

文教厚生委員長 近松恵美子さん。

[文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇]

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 先ほどの報告に対し、大変失礼いたしました。

1 ページ抜けておりましたので、報告させていただきます。

議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についての質疑であります。

また、委員から、この先どれほどの費用がいるのか、計画が見えないことが一番大きな問題、反対はあったが決議書を出した議会の責任もあるが、このまま予算を認めて3月までの間に、計画、人的、予算的なものを立ててもらい、新年度予算で賛否を判断するか、今回の予算を認めず、もう一度きちんとビジョンを描き、4月から賛否を判断するかのどちらかを考えるかとの意見に対し、委員から、今の段階で計画性に乏しく、説明も国内なのか、国外なのか絞られてないし、財政的な問題もあり大きく懸念を持っているとの反対意見がありました。また、委員から、賛成意見として、なぜレスリングなのかは決議書にも記載のとおり、玉名においてはレスリングが一番認められやすいと、まずはレスリングに絞ったほうが可能性があると考えるとの意見がありました。

以上です。大変失礼いたしました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）に対しては、お手元に配付しております修正動議が提出されております。

福嶋讓治君ほか1名から議員提出修正案（第1号）が、内田靖信君ほか1名から議員提出修正案（第2号）が、それぞれ提出されております。

よって、これらを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

13番、福嶋讓治君。

[13番 福嶋讓治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）。

上記の議案に対する修正案を、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出する。

平成27年12月22日提出、提出者、玉名市議会議員、福嶋譲治、玉名市議会議員、城戸淳。

修正理由を述べさせていただきます。

新玉名駅駐車場の混雑問題の解決は急務であるものの、駐車場を拡張したところで、現在のまま無料での供用が継続する限り、混雑は解消しない。混雑問題の抜本的な解決のためには、有料化やゲートの設置による入場の制限、目的外利用の排除を図るなどの混雑緩和策を講じるべきである。また、いたずらに用地購入により駐車場の敷地を拡張することは、「後世に負担を残さない。」と主張する現市政の方針と大きく矛盾する。駅周辺の用地は、駐車場としてではなく、開発を通じてもっと有効に利活用されるべきであり、そのためにも用地拡張によらない解決策が必要である。今朝方全員協議会で、市長よりの説明もありました。しかし、現在の駐車場台数300台ほどある駐車場の台数で、他の新幹線駅よりも相当多い数を玉名市新玉名駅前には用意しております。その中で、1億数千万円を使って拡張するにしても、買収、整地等々整備するのに時間も要します。その前に現有勢力、現在の駐車場でいろんな試みをして、本当にそんなに必要なのかということで、現在の駐車場を先ほど申しましたように、有料化するなり、ゲートを設置するなり、いろいろな対応をしてみても十分だと思っております。

以上、修正理由を申し述べました。

○議長（永野忠弘君） 6番、西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） 西川です。

議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）。

国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連歳入予算削除についての修正案を説明いたします。

上記の議案に対する修正案を、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出する。

提出者、玉名市議会議員、内田靖信、同じく、西川裕文です。

修正理由を述べます。

国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費については、主に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックで、レスリング競技選手等を招いて地域振興を図るとのことだが、計画性に乏しく、また、将来的にはめどの立つ可能性が著しく低いと考えてい

る。さらに、準備等の経費を考えると、玉名市の財政負担は大きくなり、費用対効果の点でも多く市民の理解を得ることは困難と考える。また、具体的な内容がない中での提案になっております。どういうふうになるか全く現状ではわからないというふうな状況であります。したがって、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費についての関連予算を削減すべく修正するものである。また、文教厚生委員会、歳出修正案と予算上の整合性を図るものである。

以上です

○議長（永野忠弘君） 以上で、議第119号に対する議員提出修正案（第1号）及び議員提出修正案（第2号）の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告及び議員提出の各修正案の説明について、質疑はありませんか。

10番、田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 文教厚生委員長の委員長報告について質問をいたします。

国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連予算について、削除の提案もされておりますけれども、それに係る、これが必要だというふうな意見については先ほど修正した形での報告がございましたけれども、もっと詳しく賛成についての、特に賛成について質疑内容を詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長、近松恵美子さん。

[文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇]

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） このことについては、いろいろ皆さんの質疑もあると思っておりました。

まず委員長として私は、これ決議案が通ったことですから、皆さん賛成なさるんではないかという思いで、委員会に臨んで、公平にやってきたつもりでおりますけれども、詳細にわたって全部記憶しているわけではございません。これが最後にありましたので議事録が、詳しい議事録が全部作製しているわけではございません。その中で、私が記憶に残ってますのは、これはスポーツツーリズムの話にもあったように、人を入れるということがとても大事なんだというふうなそういう意味で、人を入れて、その専門家を入れてやっていくということが、企画していくことが大事なんだと、そういうふうな御意見はいただきました。

ただ、このことは非常に重要なことなので、私は、議員間討議をもっとして行って、

決議書が通ったことに対して、反対があるわけですから、議員間討論をきちっとしていききたいというふうな思いがありまして、もっと積極的に議員間討論をしたいので、そういうふうにしてほしいというふうに申しあげましたけども、賛成の方の御意見がお二人とも御活発にということではなかったことが、とても私としては残念でございました。やはり公式な場できちっと議論して、もっと議論を高めたかったというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 10番、田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 説明ありがとうございました。

文教厚生委員長の御説明に異議を唱えるようで恐縮でございますけれども、この議会というものは、議会そのものが公式の場がございますし、議事録をとって、公に公表されるものでございます。また、委員会に分割して議論をしていただくというのは、より専門的な意見交換をすることによって、深く議論を深め、その深く広められた議論に従って、我々は全体の中でその是非をまた議論していくというような形であって、公の場でとかいうのは、もう言語道断、この委員会、議会そのものが公の場でございます。もし、公の場でないようなふうに認識しておられるのであれば、それは大きな間違いであります。また、賛成意見、反対意見、両方を公正公平に全力を持って伝えていただくのが、この委員長報告であり、それを1ページ忘れておりましたというようには重大な間違いであります。大いに反省していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

[文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇]

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 公の場でと申しあげましたのは、委員会の場ということでございます。それから、委員長報告については、委員長に一任するというのを皆さんの了解も得ております。

○議長（永野忠弘君） 10番、田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） またまたお言葉を返すようで恐縮ですが、委員長報告については、委員長に一任を受けているので、先ほどの報告になったとおっしゃるのであれば、逆に、委員長の意志によって、重要な賛成意見をこの場で述べなかったというのはまたまた遺憾なことであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

[文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇]

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） さきほど申しましたように、受けとめられ方としては賛成意見が少ないと感じられたようですけども、私の立場としては、決してそういうつもりではありません。圧倒的な数が、そういう発言が、反対が多かったというその種類で申し上げました。今後気をつけてまいりますけども、私としては恣意的にそういうふうにした覚えは全くございません。

〔「もう、いいでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） ほかに質疑はありませんか。

○23番（吉田喜徳君） 委員長。

○議長（永野忠弘君） 23番、吉田喜徳君。

〔23番 吉田喜徳君 登壇〕

○23番（吉田喜徳君） 同じ委員会に所属している者が、その委員会の委員長にこうやって質疑するのは大変遺憾でありますけれども、よろしいですか委員長。

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） どうぞ。

○23番（吉田喜徳君） いわゆるですね、5対2だったですかね、最終的な採決は。名前も申しあげて恐縮ですけども、私と嶋村議員が原案に賛成、修正動議に反対。とうとうと私は述べましたよ。あなたからですね、「簡潔に言ってください。」とかそんなようなことを、注意を受けながら、ある程度時間をかけて申し上げましたよ。そして、議事録もつくってくれた、いわゆる議会事務局の職員の人が、それを正直に書いているのを忘れたとか、あるいはどっかにまぎれているとか、こういうのが委員長の器量としてですね、今まで私は30年やってきた、携わった議会においてはありませんでした。恣意的にやってはいないという御弁解でございますけども、私は、これに対しては、こんな大きな声でしっかりと申し上げたのを、最初の委員長報告で忘れられては、議員の皆さんいかがでありますでしょうか。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに質疑はありませんか。

20番、田畑久吉君。

〔20番 田畑久吉君 登壇〕

○20番（田畑久吉君） 先ほど近松委員長からの報告を、2回目の報告の中に、1枚抜けとったと、忘れとったということでございますけど、これ委員長そのものが忘れておられたのか、事務局が抜けとったのか、その抜けていたページ、何ページになっておりますか、その辺をちょっとはっきりを示し願いたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

〔文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 事務局ではございません、私です。

〔「何ページが抜けとったか」と呼ぶ者あり〕

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 1ページ。16ページ。

○議長（永野忠弘君） ほかに質疑はありませんか。

20番、田畑久吉君。

〔20番 田畑久吉君 登壇〕

○20番（田畑久吉君） 事務局に責任を負わせるわけにもいきませんしですね、委員長が抜けておったと、抜かしたということでございますけれども、ほとんど1ページに及ぶそのあれをですね、読みながら、不思議に思いませんでしたか。何か足りないとか、それだけ大きな課題をですね、大きな問題になった。文教厚生委員会の中で、一番討論した中の一番重大な問題ですよ、それが1ページにも及ぶものを抜けとるとか、抜けてないとか、感じませんでしたか。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

〔文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 大変失礼いたしました。きのう病院組合の議会もありまして、夜遅く原稿をいただきまして、大変膨大な量でございましたので、それを整理しておりまして、本当に十分それを吟味する時間がなかったということで、おわびいたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑もありませんでしたら、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

15番、前田正治君。

〔15番 前田正治君 登壇〕

○15番（前田正治君） こんにちは、日本共産党の前田正治です。

私は、今議会で提案してある議案の中で、議第134号玉名市静光園老人ホーム条例を廃止する条例の制定について、議第141号普通財産の無償譲渡について、議第142号普通財産の無償貸付けについて、以上、3議案について原案に反対をします。

そして、議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算については、新たに作る新玉名駅前駐車場に関する補正予算を削除する修正案に賛成をするための意見を述べます。

この補正予算は、現在の駐車場は、常時混雑状態にあり、その対策として新たに200台の駐車場をつくるための関連予算であります。駅前駐車場は、新幹線利用者に限らずだれでも駐車可能であり、しかも駐車期間は最大14日とめられます。駐車場が常時

混雑状態にあることは、この条例上の問題と決して無関係ではないと思います。私は、一般質問で、駅利用者の専用駐車場としての条例上の位置づけや駐車期間の見直しなどの対策を要求してきました。また、ほかの議員からはゲートの設置や有料化などの意見も出ています。開業以来、駐車場が足りないということで、当初に設置した駐車場以外にも、この間駐車場を拡張してきました。そしてまだ足りないということで、今回の補正予算の計上であります。現在の駐車場の混雑対策は十分になされていないのに、次から次に駐車場を拡張する。今度の新たな駐車場の事業費は、1億円を超えるだろうと予想されますが、これは決して市民の理解を得られるものではありません。駐車場が不足しているならば、今度はJRが積極的に設置をすべきであります。私は、現在の駐車場混雑解消対策が不十分な状況のもとで、また新たな駐車場を玉名市が設置することには反対であります。したがって、新玉名駅駐車場に関する補正予算を削除する修正案に賛成をいたします

次に、意見書案第6号複数税率による軽減税率の導入を求める意見書の提出についてであります。総務委員会では、賛成少数で否決となりました。私も原案について反対の意見を述べます。総務省の家計調査をもとに行なった試算があります。それは、消費税が10%に増税された場合、酒類、外食を除く、食料品全般を8%に据え置いたとしても、平均年収世帯の1年間の消費税負担は、軽減税率があつたとしても8%のときと比べて、4万1,000円の増税になります。そして、家計における消費税負担率は、年収がふえるほど軽くなります。つまり、10%になれば軽減税率があつても増税になり、所得者ほど負担が重い消費税の逆進性は、消費税率がふえるほどその逆進性も拡大するということでもあります。今度、政府与党が決定した軽減税率は、国民大増税という消費税引き上げの本質を何ら変えるものではありません。そして、8%の増税で、日本経済を大きく落ち込んだことを、またもや繰り返すことは明らかであります。低所得者の軽減をいうならば、10%への軽減そのものをやめることこそが、低所得者の軽減に直結するものであります。以上のようなことから、原案に反対をいたします。

また、陳第5号インフルエンザ予防接種の無料化を求める陳情について、文教厚生委員長報告は否決でありましたが、私は、原案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 8番、内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 8番、自友クラブの内田です。

平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）の削減修正案について、賛成の立場から討論を行ないます。

国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費については、主に、2020年開催の東京オリ

ンピック・パラリンピック大会におけるレスリング競技選手等の合宿により地域振興を図るとのことですが、この件につきましては、執行部の説明におきましても、具体的計画性に乏しく、ホームページ掲載等での誘致計画や諸外国との連携の希薄さ等により事業化の見込みも極めて低いものと考えております。さらに、長期間にわたる準備等の人件費やキャンプ用地の条件である体育館等の改修などの諸経費を考えますと、玉名市の財政負担は増加の一途をたどることになり、費用対効果の観点からも、多くの玉名市民の理解を得ることははなはだ困難だと考えております。この議案の可否いかんでは玉名市議会の矜持が問われることにもなるものと考えております。

以上で、私の修正議案についての賛成討論といたします。

○議長（永野忠弘君） 3番、松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 3番、自友クラブの松本です。

私は、平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）の先ほど議員提出がなされました修正案、新玉名駅駐車場拡張に伴う建設費関連歳出予算削除に、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど、提案理由の説明も福嶋議員のほうからもありました。また、この討論の中で前田議員からも御指摘があったように、現新玉名駅の駐車場は、非常に混雑をしているというような執行部からの答弁がっておりますけれども、そこには、まだきっちりした検証がなされてないというふうに私も考えます。そしてまた条例の文面とか、そういうものの改正が、まず急務であって、その検証がきっちりなされた中で、それでも足りないというのであれば、納得できるというふうに、私は、再三一般質問でも申し上げております。そういうことから、やっぱり一番最初に、現駐車場での検証をしていただいて、本当にその新幹線を利用しているお客様だけが、その新玉名駅駐車場にその車を駐車されているのかという検証をまずする必要があるということで、まだ、この新しく駐車場を建設するには時期が早いということを申し上げまして、この修正案、削除案に賛成するという討論をさせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 23番、吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 私は、オリンピック・パラリンピック等の合宿地誘致に関する削除に対して反対であります。原案に対する賛成討論を申し上げます。東京ということに決まってから、日に日に各全国の自治体は、この機を逃してはならない、スポーツで自治体を活性化させようという動きが活発化してまいりました。国においてもスポー

ツ庁をこの際設置して、これにも取り組み、普段のスポーツの振興等にも取り組むようなシステムを立ち上げました。議会決議にも示されているとおり、それでは玉名市においてもこのバスに乗り遅れてはならないと感じて決議案を出されたと、私は理解しているのであります。それでは、何をまず目指してキャンプ地の誘致をするかと、決議にも書いてありますが、市民の皆さん、再びお聞きくださいませ。

まず、歴史上から言いましても、レスリングは昭和35年、昭和天皇が熊本国体のときに玉名においでになり、当時社会教育課におられた故三ツ本太門先生は、いち早く、当時の玉名農業高校にいろいろと手を差し伸べて、選手を立ち上げられ、玉名レスリング協会、後には熊本県レスリング協会を立ち上げられた、レスリングの玉名にとっては、玉名の祖であります。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○23番（吉田喜徳君） これからいよいよレスリングが盛んとなり、今日では1万名のレスリング人口の中にあって、おおよそ5,000名のちびっ子、いわゆる小さな青少年から、あるいは中学生、高校まで行き渡っているのであります。まず、昭和天皇がおいでになったこと、そして平成11年には平成天皇、今日の天皇皇后両陛下が、レスリング会場でありました国体の玉名においでになったと、あるいは、1964年の東京オリンピックに鑑み、鬼の大松か、根性の八田かといわれた、あの根性のレスリングの八田一朗先生が、金メダリスト花原、市口選手を連れて玉名においでになり、レスリング教室を玉名農業高校、専修大学玉名高校で行なわれたこと。

次に、あらゆるレスリングの大会があるときには、必ずや玉名がレスリング会場と、競技場となるのであります。今日にあっては、玉名工業高校の荒木大貴君は、いよいよ東京オリンピックの、2020年のオリンピックの第一人者のオリンピック選手候補であります。あるいは、熊本県が指定しましたアスリートの育成者の中で、5人が玉名の出身でありまして、その中の3人、女子も含めた3人がレスリングのアスリートでありました。

こういうのから考えまして、このレスリングは、玉名レスリング協会の会長、理事長との人脈が非常に深く、また、玉名を認識され、日本レスリング協会会長、あるいは県の協会長との認識も深く、そういうような状況下であります。玉名市にありました聞ところによりますと、市長から、オリンピック組織委員会森会長へ、あるいは行政からもこの手を上げている状況を文章によって提出されております。しかしながら、削除の最たる理由は、先も申されたように、「計画性に乏しいから。」「予算が将来どれだけいるかわからない。」大きく分けて、この2点に絞られているんじゃないかと思えます。計画性がないから、文言による理論的、数値的をこの専門家、造詣の深い、あらゆるスポーツの玉名市の体育協会にも所属しておられる方を非常勤職員として雇っていただき、

詳細にわたって計画を提示される、いわゆるこれから始めよう、そして市民の皆さんに判断していただくという作業なんです。実現性があるか、ないかを確認し、経済効果、そしてまた、その他の効果があるか、ないかを検証し、誘致スケジュール等の方策を立て、さらに調査研究し、その可能性を、いわゆる報告されるこの人材であります。なかなか人材はおりません。行政に4、500名の行政マンがおられますけど、このことについては専門的分野を持っておられる方は、失礼ながらおられません。この人材が身近におる方を、わざわざ三顧の礼を持って迎えようとする行政に対し、この初めてありますこの芽を、削除をなされれば摘むことになるのではないのでしょうか。

結論を申し上げます。このことはレスリングだけじゃありません。中津江村のあのサッカー、いわゆるカメルーンを誘致したこの成功例、中津江村にできることは、玉名市一丸となってやればできないはずはない。大学が示しているじゃありませんか。できないことはない。こういう研究をなさり、調査をなさる人が人材を採用するという可能性を秘めた、この人材確保のための第一歩の予算であります。どうか、若者に夢を与え、玉名市民にロマンを与える。これも議会人としての責務の1つだと考える次第でございます。議員の皆さん、市民の皆さん、どうか御理解をいただき、これから始めようとするこの予算案に対して、御理解、御協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

4番、徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 4番、公明党の徳村登志郎でございます。

私は、意見書案第6号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出についての採択の立場から、一言申し上げます。消費税の軽減税率の対象は、生活に不可欠な食料品全般、これは酒と外食を除きます。それと定期購読される新聞、週2回以上発行されるものに決まりました。消費税は、社会保障の充実と安定のために2017年4月に8%から10%へ引き上げられます。公明党は、国民の皆さまから日常生活に欠かせない食料品については、低い税率を適用してほしいと強い要望を受けて、一貫して軽減税率の導入を訴えてまいりました。今回の与党協議では、対象範囲について、加工食品も入れなければ軽減税率の意味がないと主張し、両党幹事長間で、軽減税率のあるべき姿をしっかりと議論し、協議を重ねながら合意に至ったものでございます。玉名市議におきましても、ぜひ、軽減税率を後押ししていただければと思います。何とぞ、よろしくお願ひ申し上げます、私の討論といたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

12番、近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 新玉名駅駐車場拡張に伴う設計費関連予算、歳出予算削除に賛成の立場で討論いたします。

私は、現地を見に行きましたけども、非常に土地購入の予定地が広いのに、非常にびっくりしました。あそこを整備しても多分半分ぐらいしか埋まらないだろうと思います。ただし、駐車場不足の中で、購入するということに関しては反対するものではありません。ただ、やはり市民感情、また、財政を考えますと、有料化に取り組んで、足りなかったら購入するという形でなければ、市民の納得のいくものではないと考えます。

先日、駐車している車の後ろに張ってある車庫証明をずっと調べまして、どこの方が利用しているか調べましたけども、やはり山鹿市が多かったですし、合志市、それから宇土市、天草市関連が多ございました。玉名市が少のうございました。全部100%の車に車庫証明張ってあるわけではございませんので、それが100%の結果ということではございませんけど、やはり他市からの車が多いと、玉名の方はかえって駐車場がいっぱいと、とめられないと困るからということで送ってもらう方もいますので、今の現状では、玉名の人が遠慮して、他市の方がとめているというふうなことではあってはならないというふうに思います。

そういう点で、私はやはりゲートをつけて、有料化すると、そして足りなかったら拡張すると、そういうふうな方向でいってほしいというふうに、いくべきだというふうに考えます。

今回、体育施設の有料化の提案も出されました。今まで岱明地区において、テニスコートにつきましても、それからグラウンドにつきましても無料で使ってたものが有料化してきました。このように健康のためにみんなが使ってたスポーツ施設も有料にしていくというそのような状況の中で、やはり駐車場についてもおのおの負担していただくという、そのような考えがこれからは必要ではないかというふうに、私は考えます。玉名が有料化したことで、私は、この間車庫証明を見て、地域を見ましたけども、そんなに利用は減らないだろうというふうに思っております。多少減ったところで、それが玉名の活性化にマイナスになると、そのようなものでもないというふうに考えます。そういった意味で、私はこの関連予算削除に対して、賛成の立場で討論いたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

10番、田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 私は、議第119号補正予算中の新玉名駅前駐車場拡張に伴う設計費関連予算の原案に賛成、削除案に対して反対の立場で討論させていただきます。

す。

今朝ほどの全員協議会の中で、駅前駐車場は有料化すべきだという意見もたくさんの方が主張されているのでありますので、今後、駐車場を広げた上で、有料化も視野に入れて考えて、十分それに対応していきたいという市長の直接の答弁もありました。私は、新玉名駅が開業する前から、このくらいでは駐車場は足りないと思って、案の定、あっという間に足りなくなりました。どんどん、どんどん、植栽も、それこそ広場も駐車場にかえて、それでも足りないという現状があります。私のみならず、多くの方が新玉名駅の駐車場をふやせと、多くの市民の方から要望されていることと思います。まずは、それに対して、行政は誠意を示し、速やかに、まずは駐車場を増設することが必要であると思われまます。また、民間の資本を利用して、民間駐車場をあそこにつくってもらわなくてはいけないという御意見もとても貴重な御意見であり、意義あるものと思えますけれども、民間がああ周辺に土地を買い、もしくは借り受け、造成し駐車場をつくった場合、相当の金額を利用者からもらわないと、当然、収支が赤字になってしまう。現時点では恐らくそういったことができる民間の方はいらっしゃらないと思います。そのためには、まず行政が率先して駐車場を整備し、利用者をふやしていくことが肝要かと思われまます。

また、財政を投資して、駐車場をつくったからといって、それがまるまる無駄になるというわけではなく、玉名市の資産として十分に不必要になる、ちょっと広すぎたら処分することも可能であるし、そこにさまざまな商業施設を改めて誘致することも可能になってきます。そして、その相乗効果で、あの周辺の地価が上がり、人口がふえるということが十分に考えられます。

また、もう1点、玉名市が駐車場を整備することによって、今後、玉陵小中学校が開校した場合、さまざまな小中学校の行事の際、保護者の方、地元の方が駐車場不足に困ることなく、玉陵小中学校を利用し、また、あの玉陵地区が活性化することも十分見込めるところであります。ゆえに、原案に賛成、修正案に反対いたします。

次に、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進関係推進費関連歳入予算の削除案に対しても反対いたします。原案に賛成ということになります。

今後、2019年にワールドカップのラグビー大会、20年に東京オリンピック・パラリンピックが開催決定しております。その大きなイベントに対して、我が玉名市が、一切かかわり合うことなく、そのイベントが行なわれることは、多くの玉名市民にとって残念なことになると思います。吉田議員を中心に、主に、レスリングの合宿誘致ということで、一生懸命その手法について視察を重ね、関係者と懇意にしながら、手法を学んだ結果として、まずは専門家を雇い入れて、計画をきちんと立てるところで、今度この予算が上程されているところでありまます。まずは、今後この予算をもとに、そ

の人材を活用して、どういった受け入れ方か、どういったものをしていくかというのをきちんと計画することが、まず第1のことです。現在の玉名市役所の職員の担当の皆さんでは、絶対手が足りないということも、十分にわかることだと思います。そこで、この4年間、5年間に限って、特別に合宿誘致に関して力を入れることは、行政としては当然のことと思われるので、原案に賛成、削除案に対して反対いたします。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

20番、田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 長くなっておりますけども、一言、パラリンピック・オリンピックの誘致の件に、予算削除に反対の、原案の賛成の立場で、現実を見ながらちょっと少し述べさせてもらいたいと思います。

きょう、ここで討論する予定していませんでしたので、美辞麗句並べての文章を準備しておりませんが、少し、事実を見ながら話したいと思います。

先ほど、反対の提案理由の文章を見ておりますとですね、予算が、先ほどのあとで企画性が乏しいとか、確率が低いとか、利益対効果が少ないとか、見込まれないとか、これもただ漠然とした言葉ですね、もう少し、これがこうだから、こういうものがあるよと、これがこうだから資産的には、利益が上がりますよとか、そういった対案でも書いておれば、比較対象にもなるんですよ、ただ漠然とした言葉で述べられても、これは私もずっと議員になるまでは、経済活動やっておりましたので、必ず資本対、その効果を計算しながらやってきました。そういう意味では、そういった姿が一つもこの文章の中に見えてないということです。

それと、やはりこの市議会の中に、このオリンピック・パラリンピックを通じて、これを機会に玉名の活性化、発展を目指そうというそういった発想案された吉田議員、これは素晴らしいと思うんですよ。私も思いつかなかった、こういうことは。こういうことを思いついて、発案することは非常に大変なことです。それにもまして、レスリングに詳しい嶋村議員が賛同されて、これ一緒にやろうということがどんな素晴らしいことですか。

もう一つ一番大事なことは、玉名のレスリング協会の理事長をしておられます方、その方が、これに身をもって賛同していただいて、これをこういうことをすれば、将来の玉名に、経済活性化、発展ができますよということをはっきり言っておられますね、この人材を活かさずにして玉名がどうなりますか。なにをもって今後、経済発展を見込めますか。だれか対案がありますか、ないでしょ。こういう大きな事業を、責任持ってやりますと言える人、だれおられますか。庁舎の中にも立派な職員おられます。だけど手を

上げて俺がやるという、議員の中に私がやりますというのは誰もいないと思うんですよ、私もそんなことできません。こういう状況の中で、そういう人材があることをやっぱり活かして、将来の玉名を築いていこうという、特に若い方々はもっと目を覚ましてほしい、私はその非常勤職員になっていただく方とも話もしまして、中体連、高体連、全部玉名で大会ができると、そしたら保護者もついてくるじゃないかと、保護者がついてくれば旅館も、商工業もみんな経済が波及するということです。それから玉名市のレスリング大会、県のレスリング大会、九州のレスリング大会、ひいては全国大会もできないことはない、しかし、全国大会は規模が大きすぎてですね、受け入れ体制が非常に難しいということですけども。そういった波及効果、将来の玉名、玉名と言えばレスリング、レスリングと言えば玉名、それはある大先輩の三ツ本太門先生がその基礎を築いてくれたんですよ。その基礎の上に、今、玉名のレスリングはあります。そして昭和35年天皇陛下、平成11年の天皇陛下、皇后陛下の来訪を受けて、玉名はレスリングと言うことで知名度も上がっております。この知名度をさらに日本国内、あるいは世界に広めて、将来の経済発展、玉名の発展をみんなで考えようじゃないですか。議員は一人一人みんな知恵を出し合って、玉名の活性化を考えるのが議員の立場であり、また、議会の立場です。そういうことを考えますときに、私はきょう、削減のあれに反対の立場で、原案に賛成の立場で立っております。本当はここに立つ気持ちはありませんでした。しかし、いても立ってもおられず、こうして発言をさせてもらっております。みんなでいいことを、知恵を出し合って考えていきましょう。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第119号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

以上、予算議案1件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第120号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第121号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第122号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第123号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

議第124号 平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）

議第125号 平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）

議第126号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

議第127号 平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

以上、予算議案8件について、一括して採決いたします。ただいま採決に付しております予算議案8件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、予算議案8件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

それでは、議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について採決いたします。

本案について、総務委員長の報告及び文教厚生委員長の報告はそれぞれ修正であります。また、福嶋譲治君ほか1名から議員提出修正案（第1号）が、内田靖信君ほか1名から議員提出修正案（第2号）がそれぞれ提出されております。この場合は、会議規則第77条第1項の規定により、議員提出修正案を委員会修正案より先に採決することになっております。また、会議規則第77条第2項の規定により、同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決め、その順序は原案に最も遠いものから先に表決を取ることになっております。したがって、初めに議員提出修正案2件について、議員提出修正案（第1号）、議員提出修正案（第2号）の順にそれぞれ採決いたします。

次に、委員会修正案2件について、総務委員会修正案、文教厚生委員会修正案の順にそれぞれ採決いたします。

最後に、修正案のいずれかが可決ならば、修正部分を除く原案について、修正案がすべて否決ならば、原案について採決いたします。

初めに、まず議第119号に対する福嶋譲治君ほか1名から提出された議員提出修正案（第1号）、新玉名駅駐車場拡張に伴う設計費に関連する歳出予算の削除について、起立により採決いたします。議第119号に対する議員提出修正案（第1号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第119号に対する議員提出修正案第1号については、可決いたしました。

続いて、議第119号に対する内田靖信君ほか1名から提出された議員提出修正案（第2号）国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費に関連する歳入予算の削除について、起立により採決いたします。議第119号に対する議員提出修正案（第2号）につ

いて、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第119号に対する議員提出修正案（第2号）については、可決いたしました。

次に、議第119号に対する総務委員会修正案、新玉名駅駐車場拡張に伴う設計費に関する歳入予算の削除について、起立により採決いたします。議第119号に対する総務委員会修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第119号に対する総務委員会修正案については、可決いたしました。

次に、議第119号に対する文教厚生委員会修正案、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費に関する歳出予算の削除について、起立により採決いたします。議第119号に対する文教厚生委員会修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第119号に対する文教厚生委員会修正案については、可決いたしました。

次に、ただいままでに修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

議第119号の修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立全員であります。よって、議第119号の修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま修正議決されました議第119号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第134号 玉名市静光園老人ホーム条例を廃止する条例の制定について  
以上、条例議案1件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第128号 玉名市個人番号の利用に関する条例の制定について

議第129号 玉名市空家等対策の推進に関する条例の制定について

- 議第130号 玉名市社会体育施設条例の制定について  
議第131号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第132号 玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
議第133号 玉名市有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第135号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議第136号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議第137号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について  
議第138号 玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案10件について採決いたします。

ただいま採決に付しております条例議案10件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、条例議案10件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第134号玉名市静光園老人ホーム条例を廃止する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。ただいま採決に付しております議第134号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第134号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他議案の採決に入ります。

議第141号 普通財産の無償譲渡について

議第142号 普通財産の無償貸付けについて

以上、議案2件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第139号 指定管理者の指定について

議第140号 指定管理者の指定について

議第143号 市道路線の廃止及び認定について

議第144号 工事請負契約の変更について

以上、議案4件について採決いたします。ただいま採決に付しております議案4件に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。各委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案4件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第141号普通財産の無償譲渡について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。ただいま採決に付しております議第141号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第141号については、原案のとおり決定いたしました。

議第142号普通財産の無償貸付けについて、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。ただいま採決に付しております議第142号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第142号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、意見書案の採決に入ります。

意見書案第6号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について以上、意見書案1件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

意見書案第7号 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）「大筋合意」全文書、全情報の公開と国会での徹底審議を求める意見書の提出について

以上、意見書案1件について採決いたします。ただいま採決に付しております意見書案第7号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認め、よって、意見書案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第6号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出につい

て、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。ただいま採決に付しております意見書案第6号に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

意見書案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、意見書案第6号については、否決されました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第5号 インフルエンザ予防接種の無料化を求める陳情  
以上、陳情1件について採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。ただいま採決に付しております陳第5号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第5号については、採択することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、陳第5号については、不採択と決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第145号人権擁護委員候補者の推薦について及び議第146号人権擁護委員候補者の推薦について人事案件2件を一括議題とします。

審議の方法は、質疑・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議第145号及び議第146号の人事案件2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議第145号及び議第146号の人事案件2件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第145号人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第145号については、原案のとおり、推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第145号については、原案のとおり、推薦に同意することに決定いたしました。

議第146号人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第146号については、原案のとおり、推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第146号については、原案のとおり、推薦に同意することに決定いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

---

午後 4時00分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「委員長報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。公共施設等建設特別委員長の報告を求めます。

公共施設等建設特別委員長 横手良弘君。

〔公共施設等建設特別委員長 横手良弘君 登壇〕

○公共施設等建設特別委員長（横手良弘君） もうかなりお疲れだと思いますので、早く読みたいと思います。

こんにちは。去る11月17日に開催いたしました公共施設等建設特別委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず、公共施設適正配置計画に関する項目の中で、執行部から、岱明支所3階への有明広域行政事務組合との事務局移転の検討結果について説明がなされました。内容として、岱明支所3階を有明広域行政事務組合事務局の移転先として、組合との合同会議を計5回開催し協議を行ってきた。先般、公文書借り受けの回答を得たが、それまでの間には、組合事務局との事務協議や組合議会全員協議会での市からの内容説明、そして組合事務局からの組合理事会や各構成市町への説明や協議などを経て、組合としての最終判断が行なわれた。

次に、私有財産の貸し付けをするに当たり決定した内容として、まず、施設貸与の貸

借方法について、賃貸借契約を市と組合で締結し、契約期間については、双方が中長期的な貸し借りを想定しているため、一契約期間を10年間とし、これを更新する形で継続することとしている。

次に、貸し借りに伴う賃貸料については、対象物として駐車場を除く庁舎と車庫の建物に限定している。その価格について、物価水準と経年劣化を加味した2つの建物の固定資産評価額もとに、国が示した普通財産貸付料算定基準を照らし合わせて算出した基準額から6割を減免した価格としている。初回契約時及び契約更新時に用いる固定資産評価額は、契約期間の中間年に当たる6年目の評価額を用いることとし、更新時の評価額については、国が3年おきに示す物価の上昇又は下落幅に応じ変動もあり得る。

次に利用開始時期は平成29年1月を想定しており、28年度分の賃借料として1月から3月までの3カ月分を納めてもらうことになる。なお、物価変動のない場合に、納付される賃借料の見込みとして、28年度の3カ月分と39年3月までの初回契約期間中に納付される賃借料の総額は、10年と3カ月で2,035万6,000円になる。

次に、貸し付け後に発生する電気料や通信料など経常的経費の負担については、エレベーター保守料以外はすべて組合が使用した分を実費負担とし、上下水道料金については3階に専用メーターが設置できなければ、組合事務所の職員数に応じて定額負担を求めることとしている。なお、メーターが設置できれば、電気料と同様に実費負担とすることとしている。また、経年劣化や台風などの自然災害が起因した臨時的な経費については、別途定められたリスク分担表に基づいて、おのおのが負担することとしている。

次に、施設改修について、事業の主体は玉名市となる。庁舎の1階及び2階も含めた全体的な改修が費用面や効率面で効果が高いことや、これまで行なわれてきた組合施設の建設などが、地元自治体が事業主体として取り扱われてきたことなどから、このような形態をとることとしている。

次に、改修事業に必要な費用の構成市町の負担割合については、2市4町がこれまで組合に負担している総務共通経費の負担割合と同様の率で負担し合うこととなり、参考までに、今年度の本市の負担割合は46.928%となっている。

次に、改修内容について、市が単独で負担するものは、旧議場の機能復旧と大会議室壁面のクロス張りかえの費用で、これら以外がすべて組合の負担となる。まず、引き続き支所業務が行なわれる1階については、土曜、日曜、祝日などの支所閉庁日に、図書館や組合の結婚サポートセンターの休日利用があるので、東側を専用出入り口とし、自動ドアを設置する改修を行なう。なお、中央通路の2カ所には、本庁会計課の出納窓口などと同じリング式形態の防犯シャッターを設け、執務室への出入りを規制する。

次に2階については、フロアすべて図書館として利用するもの。開架及び閉架スペースを十分確保でき、これまでの岱明図書館にはなかった専用読み聞かせ室、ネット学習

などのスペース室、DVD等の放映設備を備えた多目的スペースも整備する。なお、図書館休館時のために、1階と同様、防犯シャッターを設置し、休館時の出入りを規制する。

次に、3階については、フロアすべてを組合が利用するもので、組合事務所と結婚サポートセンターが入り、事務所には計4課、およそ30人の職員が、また、結婚サポートセンターには3名の職員が利用することになる。なお、この結婚サポートセンターの支所への移転時期は、今後組合内で正式決定される予定となっている。また現在倉庫となっている旧議場については、組合議会が利用する議場として、ある程度の規模の改修を予定している。また、屋上及び屋外についても防水、塗装、サイン工事などを行なう予定。

次に、全体改修に必要な概算総事業費について、経費と消費税を含め1億1,529万6,000円と見込んでおり、1、2階及び3階の議場と大会議室については、市が単独で9,032万4,000円を負担し、これら以外の2,497万2,000円を組合の負担としている。

次に、利用開始時期については、組合議会からの強い要望に伴い、29年1月を予定しており、これから逆算したスケジュールを立てている。また、図書館については29年4月オープンを予定している。

次に、物品の譲渡について、現在、旧庁舎や現岱明支所庁舎内に、全く利用見込みがない廃棄処分が必要な事務机やイスなどが多数保管されているが、すでに組合による物品の現状確認が行なわれ、合計76点の選定を終えており、物品の組合への譲り渡しについては無償の方向で考えている。

次に、今後のスケジュールについて、まず、3階の改修に関しては、本年12月議会で組合へ財産貸し付けに関する条例改正と実施設計費の予算措置をお願いし、設計費予算について、28年度当初予算での上程を見込んでいる。これは、来年1月から設計業務の受注業者との設計段階に入り、5月末までの5カ月間での短期間の業務となるため、設計委託料の前払いをせず、全額を完了払いとし、今年度予算の確保は不要となる。しかしながら、契約は、今年度内で締結が必要となるので、来年度の予算として債務負担行為の限度額の設定が必要になる。改修工事費については、概算事業費の金額で来年度当初予算で要求する予定、また、図書館については、関係条例等の改正を来年の12月議会で予定し、実施計画及び改修工事の費用は、債務負担行為の限度額設定で本年12月議会に上程する。なお、現図書館の解体については、再来年の当初予算で要求し、2カ月程度の期間で解体したいとの説明でした。執行部からの説明のあと、委員から1階フロアで備蓄スペースの内容、また、玉名地区保護司会事務所は新たに設置するのかの質疑に、執行部は、まず、備蓄スペースについては、現に災害時などの物が若干

保管してあり、今後は十分なスペースを生かし、防災機能の強化に活用したい。また、玉名地区保護司会事務所は、現在も行政財産使用許可に基づき、2部屋の借用がっている状況と説明がありました。

次に、市庁舎跡地利活用に関することの現況について、執行部から説明がありました。内容として、まず、旧庁舎西側の崖地については、旧庁舎と第1保育所及び文化センターの駐車場の間に高い壁地となっている。この壁地は、昭和61年10月13日から南繁根木急傾斜地崩壊危険区域に指定され、土砂災害防止法により整備を図る上でも規制がかかっており、現況の整備では使用できる面積が狭くなるので、規制解除の対策として、整備区域を2カ所に分けて計画している。まず1カ所の整備計画として、危険区域である崖地の擁壁工事を行なうことで解除が可能となる。また、もう1カ所の計画としては、第1保育所がある地面と旧庁舎の地面との高低差が、現状で最大8.5メートル、最小で7メートルあるものを、一律5メートル以内に抑える方法や崖地の傾斜角度が現状65度あるものを30度以内にする事で、解除が可能となる。しかしながら、後者の方法だと、傾斜を今より緩やかにしなければならず、第1保育所側の面積を半分に減らす必要がある。使用できる面積が狭くなるため、今のところを、高低差を5メートル以内に抑える方法を考えている。最初の工程で文化センター南側駐車場の土地を1メートル削り、現況7メートルから6メートルとし、その残土を旧庁舎南側の部分に盛土することによって、高低差を5メートル以内に抑えることができる。その後、盛土をした旧庁舎敷地内に、第1保育所を新築する計画だが、規模などについては、これから検討していく。第1保育所新築後の次の工程で、旧第1保育所の解体を行ない更地とし、最大高低差8.5メートルを6メートルにするため2.5メートル削り、高低差を5メートル以内に抑え、崖地の擁壁工事を行なうことで、危険区域の解除が完了となる。その後、子育て支援施設等の建設や文化センターの改修工事を行なう予定を立てている。

次に、玉名市本庁舎跡地利活用基本構想の中間報告について説明がありました。内容として、市民の皆さんや関係者の方々を幅広く意見を聴取するため、9月から11月にかけて、子ども支援グループと文化センターグループに分かれて行なったワークショップに関する市街地活性化へ向けて、施設の活用等を促すため、園長や保護者を主体とした子ども施設グループ40名と、支館長やサークルの利用者を主体とした文化センターグループ21名で、本年9月から約2カ月間、各3回ずつ計6回のワークショップを開催している。ワークショップで出た主な意見として、子ども施設グループからは「年齢を問わない交流の場」「子どもも自由に來れる施設」「安心・安全な施設があったらいいな」という要望や「玉名市の中心として、子どもからお年寄りまで気軽に立ち寄れる、自由でオープンな癒やし・安らぎの空間であったらいいな」という意見が出ている。ま

た、文化センターグループからは「市民に開かれた安全で温かみのある施設」という提案や「文化・体験など、いろいろなものが見られ、これから先のイベントなどの情報発信の場であつたらいいな」という要望、「だれにでもわかりやすく、皆と顔を合わせる場であつたらいいな」という意見が出ている。なお、本年11月から約4カ月間で、計4回の各グループから選抜者による合同ワークショップを開催し、平成28年2月に最終報告案をまとめる予定。

次に、28年度以降の全体スケジュールについて、主なものとして、旧庁舎解体工事を平成28年4月から8月まで予定、保育所・交流施設等の実施設計から建設を、平成29年1月以降に予定しているが、今後の事業の進捗次第では、変更もあり得るとの説明でした。執行部の説明のあと、委員から、教育会館について、駐車場部分の土地のみ削るのか、それとも解体するのかの質疑に、執行部から、まだ、未決定だが、現時点においては、教育会館への賃貸を来年度までとしている。それ以降については、賃貸はせず、解体して更地にして返してもらう旨の申し入れをする予定との答弁でした。

次に、委員から、周辺の市庁舎周辺開発推進協議会の方たちが要望、提案している旧庁舎東側を含む地域周辺の開発で、山路、株式会社有明測量開発社については、次の段階での開発ととらえてよいのかと質疑に、執行部から、山路など2つの民間施設については、今後の整備計画での対象にはなっている。今後、この周辺施設のさらなる開発が必要なときは、対象となる可能性は非常に高いと考えるが、見通しについては何も出ていないとの答弁。さらに委員から、将来は、開発が必要だから、協議会の代表も本庁舎跡地利活用検討委員会に入り、話を進めてきたのでは。次の段階での開発はどうなのかとの質疑に、執行部は、検討委員会の中でも、周辺開発も含めて検討したらどうかとの話もあったが、当委員会の答申の中では、まずは旧庁舎跡地を整備したあとに、将来的には中心市街地の見直し、山路、有明測量開発社、東側の河川整備などを含めたところでの検討ということまでしか決定していないとの答弁でした。

次に、委員から、旧庁舎跡地の整備は、従来からの予定である保育所、子育て支援センター、公園、駐車場あたりで終わるのかの質疑に、執行部から、現時点での計画は、保育所、子育て支援センター、公園等の整備で、それ以上はないとの答弁に対し、委員から、本庁舎が移転したあと、周辺地域の冷え切った状況を感じている。それだけの整備でとどまるならば周辺地域の活性化にならないのでは。将来は、保育所の移転等で余る土地も出てくるので、全体を見て一体となった開発をしたほうがいいと思うがの質疑に、執行部から、庁舎移転後の跡地を整備することに関して、いろんな要望や提案がなされているが、跡地の活用についての問題が緊急の課題と認識している。まずは、この課題を片付けた後、中心市街地全体的な問題としてとらえて考えていく必要があるとの答弁でした。

次に、委員から、教育会館の解体はどこがするのかの質疑に、執行部から、建物については、教育会館の責任で解体してもらうようお願いする予定。しかし、先方との協議次第では、再度話をした上での対応となるとの答弁でした。

次に、委員から保育所、教育会館移転後の跡地を駐車場として確保するのかの質疑に、執行部から、最終的には文化センター駐車場と教育会館がある場所が駐車場となる予定、しかし、現在の文化センター駐車場については、約1メートル切り取る整備をするので、その際は、旧庁舎北側を駐車場として活用するとの答弁でした。

次に、委員から、今の計画では、保育所の園児が在園している時間帯に、車の出し入れが頻繁にされるような駐車場としての利用はいかがなものか。また、活性化の点では、ここは商業地域として活用したほうがいいのでは。仮に第1保育所を移転するのであれば、違う場所に建てることは可能であり、行政が主にならなくても、民間に委託する方法もある。また、文化センターも建ててから相当の時間がたっているので、メンテナンス、費用の面からも、広い土地を有効に生かすため、文化センターを含めた既存の施設を撤去すれば、市中心部に利用価値の高い土地ができるのではないか。ここに保育所を建てるのが活性化につながるとは思えないとの質疑に、執行部から、今、現在庁舎跡地利活用について検討し、構想案を示しているが、公立保育所の運営方針等については、最終的な方向性についての決定はなされていないので、状況いかにによっては、保育所の移転はもう必要ない。民間のほうをお願いするので、市は手当てしないといった方向になる可能性もある。その際は、その都度計画、構想の修正をしていくが、現状においてそのような事柄が見えず、決定もしていない状況においても、庁舎跡地について何らかの方向性を示さなければならないので、現状ではこのような構想案になると答弁でした。

次に、委員から、ワークショップを子ども施設グループと文化センターグループで立ち上げられているが、市民の一つの思いである中心市街地活性化についても議論が必要だったのではの質疑に、執行部から、今年度旧庁舎跡地等についての利活用について検討をし、その基本構想を作成しているが、昨年度、本庁舎跡地利活用検討委員会を開催している。これは、市長の諮問に基づき答申が出されており、メンバーについても、近隣の代表者、それぞれの団体の代表者、学識経験者等が参加し、協議、検討した結果の答申となっている。答申の趣旨として、中心市街地の活性化に結びつける一つの方法として、第1保育所の移転先、また、子育て支援施設を併設する。さらには、その施設を相乗的な効果を高めるために、特別に文化センターの改修も考えてもらいたいとの事柄があった。これを踏まえた上で、今年度の基本構想を考えているとの答弁に対し、委員から、それならば、この2つのグループの意見が反映されはしないか、文化センター等や第1保育所はもともと入っておらず、あとで拡大されての計画だったと記憶している

がの質疑に、執行部は、26年度の検討委員会の答申と整合性を持たせて計画が進んでいるが、今までいろんな方からさまざまな意見が出て、検討委員会でも同様、いろんな意見が出されたが、この跡地の活用についての方向性を示す時期については、かなり遅れていると考えている。跡地に何をつくるかについてさまざまな意見もあると思うが、定住であったり、子育て支援の手助けの一つになるであろう施設が、中心市街地活性化につながるのか考えにくい、どのような利用をしていくかが一番重要だとの思いで、方針を決定して進めていくべきと考えているとの答弁。さらに委員から、計画は定めて構わないが、その過程において中心市街地活性化の議論もあって当然と思っている。また、解体工事について財源の関係で遅れているが、次の事業計画との関連で、地方債発行など財源措置はどうなるのかの質疑に、執行部から、旧庁舎について使える用途がないので、解体の必要があることは当初からわかっていた。ただ起債の発行については、次の計画とセットでないと発行はできない法体系だったが、平成26年の法改正による現況においては、次の計画がなくとも建物自体があることで、後世に負担を残すことから起債の対象となっているとの答弁。また、委員から、法改正があったのであれば、あとの計画に関係なく旧庁舎は早めに地方債を発行して解体すべきじゃなかったのかの質疑に、執行部から、公共施設をいつまでも残しておく、後世に負担をかけることになるので、適切な解体することも必要と考えるが、それには公共施設等総合管理計画をつくる必要がある。この総合管理計画を作成した市町村については、起債が活用できることになっている。なお、本市は27年度に、総合管理計画を策定するので、28年度以降、国が認めれば起債の対象となるとの答弁でした。

次に、委員から、保育園の改修等について国の財源面の支援方針は、民営化に特化した対応だったと記憶している。民営化は「最小の経費で、最大の効果を出すことができる。」「必要な人材の確保に、民間の方が柔軟に対応できる。」という利点があるが、第1保育所は公立でいくのか、民営化の方針はないのかの質疑に、執行部から、公立保育所の運営方針については、まだ決定していない。その状況の中で、庁舎跡地の活用については、現在老朽化している第1保育所の移転先として検討することをベースに考えているとの答弁でした。

次に、委員から、旧庁舎擁壁工事の事業費はどれくらいなのかの質疑に、執行部から、具体的な試算はしていないが、ほぼ億を超える金額になると見込んでいるとの答弁に対し、委員から本市はこれまで保育所の民営化を進めてきている。国の支援、人材確保等の問題もあり、第1保育所のみ公設公営というのは、方針として整合性がないのでは。第1保育所の移転先として、ここは最適なのかも含めて議論すべきではの質疑に、執行部から、今年度検討委員会で、各所管課長と協議しているが、保育所の移転については、企画経営部のみで決めるものではないので、子育て支援の方向性と整合性をと

り、計画を立てていきたいとの答弁でした。

次に、委員から、旧庁舎についてこれまで庁内でいろんな検討を経て、現在の計画になっているが、学識経験者、商工会議所、周辺の方たちなどを入れた検討委員会で交わされた中心市街地活性化についての議論が、この計画には反映されていない。保育所等については、庁内プロジェクトの検討結果がそのまま生かされているが、保育所の民間委託が可能であれば市のメリットも大きいので、公立にこだわる必要はないと思う。保育所などの移転・建設が果たして周辺の活性化につながるかどうか、また、教育会館は、当時市から1,000万円の補助を受けて建設されたが、教育会館側で解体できるのか不明である。結局は、市の負担が必要になるのでは。校長会、教頭会、退職校長会などからも何らか通じて要望があっているのではの質疑に、執行部から、庁舎跡地については、玉名市の中心市街地の中核的な土地というところで、合併した平成17年10月3日以降にその動きが加速した。平成18年度に玉名市中心市街地活性化推進会議のほうから、「玉名市中心市街地活性化に関する検討結果」では、庁舎跡地利活用についての報告がなされ、玉名市商工会議所、高瀬周辺中心市街地まちづくり研究会からも、「市庁舎跡地活用の市民交流プラザ事業構想」が市に提出されている。また、崇城大学工学部の研究室からも、「玉名市再開発事業計画2007玉名スタイル中心市街地活性化基本計画の提案」など、ほかにもいろんな活用方法について提案が出されているが、8年経過した平成26年度においても、何ら市としての確定的な方向性を示すことができなかった。そこで、それまでに出ていた計画や提案、要望を踏まえたところで、平成25年度に、それまでの計画内容を取りまとめて職員のプロジェクトチームをつくり、職員提案を行なったが、あくまでも職員提案なので、平成26年度に、市長の諮問行為である検討委員会を立ち上げ、その答申があったもの。今回の計画案は、平成25年度の職員プロジェクトチームの取りまとめた案及び平成26年度に、民間の方々が取りまとめた答申案と検討結果の内容が似たものになっているが、プロセスにより十分に議論した上で、現状におけるこの案として取りまとめられたと認識している。また、第1保育所の土地と意見、要望が多かった文化センターの改修については、今の跡地に子育て支援施設等をつくるならば、文化センターの改修もあわせてすることによって、お互いの相乗効果も期待できることから、計画に加えた形になり、現況に至っているとの答弁に対し、委員から、さまざまな団体や各方面から出ている意見として、「庁内プロジェクトチームの提案と同じになっている。」「これでは検討委員会やさまざまな方面から出ている中心市街地活性化につながる政策ではない。」「第1保育所が跡地に移転する今こそを民間委託のいい機会ではないか」といった要望が強いことを認識してもらいたい。また、教育会館に関しても、教育活動ができなくなるので、解体や移転先などについてどのような要望があるのか、どのように教育活動の場を持っていくのかを考えることに

も大切なのはとの質疑に、執行部から、教育会館については、今年度6月18日に、責任者である一般財団法人玉名荒尾教育会館の理事長を訪ね、築山小学校校長も同席のもと、旧庁舎跡地周辺の整備についての市の考え方の説明を行なったところで、要望として、「今後進めていく中で、情報を伝えてもらいたい。万が一、移転となった場合は代がえ地を検討してもらいたい」と提案があった。市として、教育会館でどのような活動をしているのか、延べどれほどの先生が利用しているのかといった調査を行ない、再度、先方を訪ね、現在の進捗状況の説明を行なう予定で、最終的には、教育会館としての考えを真摯に聞き、理解を得た上で、整地等の整備を図りたいと考えているとの答弁でした。また、委員から、文化センターを生かしていくならば、十分な駐車場の確保をお願いしたい。保育園は平屋建てにすべきと考えている。今はゼロ歳児の保育がふえており、静かな場所で寝かせるなどの配慮が必要。1階の離れたスペースに設けるなど、ゼロ歳児保育にあった環境の整備をお願いしたい。第1保育所の移転については、課題もあるが、民間を優先に検討してもらいたいなどの意見が出ております。

次に、市民会館建設に関することの現況について執行部から、前回の特別委員会で委員から出された意見をもとに、変更になった点について説明がなされました。まず、駐車場の部分は、現地を測量し、正確な縮尺をしたところ、西側及び東側の駐車場に台数を余分に確保することが可能になり、前回の計画より14台を多くなり、全体で125台確保できた。次に、建設部分について大きく変わった点が、東側のメインエントランスを含むガラスの側面が曲線を描くように変更となった。これまで、1階、2階部分の東側の側面には、全面ガラスとして、市役所本庁舎正面玄関から、ひさしを外したような直線的なイメージだったものを、曲線とすることで音楽や文化を連想させ、文化施設らしく仕上げたもの。次に、前回での意見の一つに、演者関係の入り口にも雨よけのひさしを設けられないかとあったので、要望通りに変更している。

次に、敷地南東側の公衆トイレは残し、前面道路からメインエントランスへの人の動線を確保しつつ、車の動線も余裕を持たせ、エントランス周辺には小雨程度では濡れずに、来場者が滞留できるスペースとしている。そのスペースは、曲面ガラスが象徴的で、一方、空間が大きくなり、高さが必要な大ホール部分の壁面は、落ち着いた厚みのあるタイルで仕上げる予定との説明でした。執行部の説明のあと委員から、北側の大型車両からの搬入口について、大ホールのステージに大道具など並べる場合は、変則的になりはしないか、長い荷物、道具などの搬入がスムーズにできるよう、南側の大ホール近くにも大型車両運搬搬入口を設けられないかの質疑に、執行部から、小ホールと大ホールの上に搬入口をつくることは、大小ホール併用の基本となっており、大型車両からの動線及び荷さばきのスペースも十分確保できている。南側搬入口については、荷さばきスペースの余裕がないため、設置の考えはないとの答弁でした。また、委員から、障

がい者用駐車場3台は少ないと思うが適正なのか、また、横断歩道について、手押し式信号機の設置予定はないのかの質疑に、執行部から、身体障がい者用駐車場については、県のユニバーサルデザイン指針で全体の2%以上となっているので、125台の2%で3台とクリアしている。市役所駐車場については、200台以上の駐車台数に対し、5台の身体障がい者用駐車場を設けているが、満車になることはほとんどなく、3台で適正と認識している。また、横断歩道に関して、市で決定しているものではなく、警察にお願いし、今、1カ所設けてあるが、信号機は交通量の関係で設置できないのが実情との答弁に対し、委員から、交通量などを的確に把握し、市民会館建設とあわせて信号機設置をお願いしたいとの要望がありました。

次に、委員から、西側駐車場に関して、常時利用している台数は把握しているか。また、社会福祉協議会との協議で了解はとっているのかの質疑に、執行部から、社会福祉協議会から福祉センターの前は全部あいたほうが良いと話があった。駐車場部分が狭くならない程度に、駐車台数は確保したいと考えている。しかし、さらに広げるとなると道路部分も必要となり16メートル動かせば、もう1区画つくれるが、前の部分がなくなることも生じるので、この敷地における駐車台数として、一番ベストな計画と考えている。また、社会福祉協議会とは、その後話をしていないが、駐車状況については、職員の駐車が多いので、別の場所に駐車することにより、来客用として大方クリアできると想定しているとの答弁がありました。

次に、委員から、博物館西側の土盛りを削って、駐車場を広げ、境界の柵を撤去して、市民会館側と回遊性を持たせては。また、メインエントランス前には、駐車場は余り必要ないと考える。逆にメインエントランス前は、車の送迎で雨にぬれず車の乗り降りができるようロータリー的なものをつくったほうが良い。デザインよりも、市民や演者の方が使いやすいものにしてもらいたいとの意見に、執行部から、車の進入については、都市計画道路から入り、合同庁舎側へ出ることも想定しているため、ロータリーは設けていない。また、博物館駐車場は、現在擬木フェンスが設置され、通り抜けができない状況だが、検討するとの答弁でした。その他、委員から、この計画の駐車場で賄えれば良いが、今、福祉センターを利用しているさまざまな市民、小さな子どもを抱いたお母さん方や足が不自由でつえをついた高齢者などに対して、非常に冷たい計画と感じる。また、建設位置については納得いかないとの反対意見や身体障がい者駐車場に対して、催しなどでその時間帯に多くの人が集まる市民会館と市役所の駐車場を単純に比較はできないので、1台でも多いに越したことはない。身体障がい者の方は乗り降りに時間がかかるので、駐車場に屋根の設置をお願いしたいなどの意見・要望。また、南側にも車の出入り口を設けたほうが良いとの意見。また、市民会館の管理運営方法について、特別委員会で研修に行ったある自治体では、イベント会社などに委託をして運営し

ている事例があった。新市民会館が開館するまでに、ぜひ文化の拠点としてふさわしい管理運営方法について、研究をお願いしたいなどの意見が出ております。

次に、サッカー場建設に関することの現況について、執行部から説明がありました。内容として、サッカー場建設については、市長の公約に基づく計画である「輝け玉名「戦略21」」の中に、市民サッカー場の建設が位置づけされている。平成26年度に設置した玉名市サッカー場建設検討委員会からの桃田運動公園の正面進入路南側の位置に、メイングラウンドとサブグラウンドのサッカー場2面を整備することでの建議を受け、サブグラウンドの人工芝と夜間照明設置を追加した状況。また、400メートルトラック陸上競技場での整備については、玉名市陸上競技協会との要望に伴い、400メートルトラック陸上競技場もあわせて整備可能か検討したが、整備は実施しないものとした。理由として、全天候型400メートルトラック陸上競技場が、サッカーグラウンドの必要面積で2.1倍、グラウンドのみの概算事業費で2.4倍となり、新市建設計画などに位置づけてあるサッカー場建設とは大きく相違するものであること。また、全天候型400メートルトラック陸上競技場とする場合には、新たに玉名市での計画に位置づけなければならないこと。また、現在、陸上競技を行なう上で、十分とはいえないまでも300メートルトラックを有する施設が本市に2カ所あるが、サッカー競技を行なう社会体育施設は、本市に全くない状態の中、競技人口を考慮し、今回の整備に当たっての優先順位として、サッカー競技が上位と考えている。しかしながら、400メートルトラック陸上競技場については、将来的な学校編成による学校土地の活用等も考慮し、今後の整備計画に盛り込んでいくとの説明でした。

次に、伊倉中北区のセブンイレブンがある場所とその他の候補地の評価をするための選定評価基準は、サッカー場建設検討委員会において、スポーツ振興を図る上での立地基盤から見た条件と開発に当たっての土地の属性からみた条件の2つの視点から総合的に評価を行なったもので、それぞれの候補地での概算事業費、駐車場台数等を総合的に比較した上で、建議書の場所を選定したもの。これらのサッカー場建設検討委員会の建議書を踏まえ、桃田運動公園正面進入路南側にメイングラウンドとサブグラウンド2面の建設を進めていきたいと考えている。また、合併特例債の期限である平成32年度までの完成を考えており、28年当初に、再度サッカー場2面建設の基本設計の予算上程を予定しているとの説明がありました。執行部の説明のあと、委員から、サッカー関係者からもさまざまな意見があると思うが、陸上競技場とセットのサッカー場よりも、サッカー専用もしくはラグビーとの兼用が使いやすいので、陸上競技場はきちんと計画を立てて、別の場所につくってはどうかと考えている。また、ある県議の話で、ラグビー関係者の合宿所を誘致するのであれば、近くにウエートトレーニングができる施設とプールが必要と聞いているとの意見や完成した場合、施設の名称はどうなるのか。ラグビ

一競技もできるのであれば、名称もサッカー・ラグビー場にすべきでは、検討してもらいたいとの要望がありました。

以上の4つの調査項目に対する質疑応答のあと、最後に、今後の調査事項の進捗状況については、引き続き調査・慎重審議をする必要があることから、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、公共施設等建設特別委員会の報告を終わります

○議長（永野忠弘君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 議員派遣について

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「議員派遣について」を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思えます。派遣の内容について職員に朗読させます。

議会事務局次長 堀内政信君。

[議会事務局次長 堀内政信君 登壇]

○議会事務局次長（堀内政信君） 命によりまして、派遣の内容を朗読いたします。

派遣目的、第23回熊本県市議会議員研修会の出席のため。

派遣場所、熊本県熊本市。

派遣期間、平成28年1月8日の1日間。

派遣議員、議長を除く議員23名、全員です。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） お諮りいたします。本件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま、議決しました事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任することに決定いたしました。

なお、会議規則第167条ただし書きの規定により、緊急を要する場合は、議長にお

いて議員の派遣を決定しますので、御了承願います。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり各委員長から会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 4時48分 休憩

---

午後 5時57分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

日程第6 議会報編集特別委員会委員及び公共施設等建設特別委員会委員の辞任報告

日程第7 議会報編集特別委員会委員及び公共施設等建設特別委員会委員の選任

日程第8 議会報編集特別委員会正副委員長及び公共施設等建設特別委員会正副委員長互選結果報告

日程第9 公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙

日程第10 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第6 議会報編集特別委員会委員及び公共施設等建設特別委員会委員の辞任報告

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「議会報編集特別委員会委員及び公共施設等建設特別

委員会委員の辞任報告」を行ないます。

先ほど、議会報編集特別委員会委員 8 名全員から、また、公共施設等建設特別委員会委員 1 2 名全員から辞任願いが提出されました。

委員会条例第 1 4 条の規定に基づき、議長において、議会報編集特別委員会委員 8 名全員及び公共施設等建設特別委員会委員 1 2 名全員の辞任を許可いたしましたので、御報告いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第 7 議会報編集特別委員会委員及び公共施設等建設特別委員会委員の選任

○議長（永野忠弘君） 日程第 7、「議会報編集特別委員会委員及び公共施設等建設特別委員会委員の選任」を行ないます。

ただいま欠員となっております議会報編集特別委員会委員 8 名全員、及び公共施設等建設特別委員会委員 1 2 名全員の選任を行ないます。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、議会報編集特別委員会委員に、北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、徳村登志郎議員、城戸淳議員、西川裕文議員、田中英雄議員、宮田知美議員、以上、8 名の諸君を、公共施設等建設特別委員会委員に、多田隈啓二議員、松本憲二議員、西川裕文議員、嶋村徹議員、江田計司議員、福嶋讓治議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、高村四郎議員、中尾嘉男議員、竹下幸治議員、以上、1 2 名の諸君をそれぞれ指名いたします。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会報編集特別委員会委員及び公共施設等建設特別委員会委員に選任されました。

この際、議会報編集特別委員会及び公共施設等建設特別委員会におかれましては、正副委員長互選のため、休憩し、議会報編集特別委員会を第 1 委員会室に、議会報編集特別委員会の閉会后、公共施設等建設特別委員会を同じく第 1 委員室に、それぞれ招集いたしますので、御了承願います。

議会報編集特別委員会及び公共施設等建設特別委員会におかれましては、それぞれ招集の順序に従い、委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで御報告願います。

議会報編集特別委員会正副委員長及び公共施設等建設特別委員会正副委員長の互選のため、休憩いたします。

午後 6 時 0 3 分 休憩

---

午後 9 時 1 0 分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

**日程第8 議会報編集特別委員会正副委員長及び公共施設等建設特別委員会正副委員長  
互選結果報告**

○議長（永野忠弘君） 日程第8、「議会報編集特別委員会正副委員長及び公共施設等建設特別委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

議会報編集特別委員会委員長、西川裕文君、議会報編集特別委員会副委員長、城戸敦君、公共施設等建設特別委員会委員長、福嶋譲治君、公共施設等建設特別委員会副委員長、松本憲二君、以上のとおりそれぞれ就任されましたので、御報告いたします。

これにて、議会報編集特別委員会正副委員長及び公共施設等建設特別委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

日程の追加についてお諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期延長の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

**日程第9 会期の延長**

○議長（永野忠弘君） 日程第9、「会期の延長」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日までと議決されていますが、議事の都合及び先ほどの議会運営委員会の結論に基づき、2月25日まで、65日間延長したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、2月25日まで、65日間延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 9時13分 延会

第 8 号

2月2日 (火)

## 平成27年第5回玉名市議会定例会会議録（第8号）

### 議事日程（第8号）

平成28年2月2日（火曜日）午前10時00分開会

日程第1 公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙

日程第2 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

日程第3 市長提出追加議案上程  
（議第1号及び議第2号）

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案の委員会付託

日程第6 委員長報告  
1 総務委員長報告  
2 建設経済委員長報告  
3 文教厚生委員長報告

日程第7 質疑・討論・採決  
（議第1号及び議第2号）

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

日程第1 公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙

日程第2 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

日程第3 市長提出追加議案上程  
（議第1号及び議第2号）

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案の委員会付託

日程第6 委員長報告  
1 総務委員長報告  
2 建設経済委員長報告  
3 文教厚生委員長報告

日程第7 質疑・討論・採決  
（議第1号及び議第2号）

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 出席議員（24名）

1 番 北 本 将 幸 君

2 番 多 田 隈 啓 二 君

3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

+++++

#### 欠席議員（なし）

+++++

#### 事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

#### 説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前11時34分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙」を行ないます。

玉名市及び玉東町をもって組織する公立玉名中央病院企業団の議会の議員については、公立玉名中央病院企業団規約第6条第2項の規定により、関係市町の議会の議員のうちから、当該関係市町の議会において選挙することとなっております。また、同規約第6条第1項の規定により、企業団議会の議員の定数8名に対し、玉名市選出の議員数は7名と定められております。現在、玉名市選出の企業団議員の7名のうち1名が辞職に伴い欠員となっておりますので、同規約第8条の規定により補欠選挙を行なうものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から公立玉名中央病院企業団議会議員に作本幸男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました作本幸男議員を公立玉名中央病院企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま御指名いたしました作本幸男議員が、公立玉名中央病院企業団議会議員に当選されました。ただいま公立玉名中央病院企業団議会議員に当選されました作

本幸男議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙」を行いません。

荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町及び和水町をもって組織する有明広域行政事務組合の議会の議員については、有明広域行政事務組規約第5条第2項の規定により、構成市町の議会において、当該構成市町の議会の議員のうちから、選挙することとなっております。また、同規約第5条第1項の規定により、組合の議会の議員の定数17名に対し、玉名市選出の議員数は5名と定められております。現在、玉名市選出の組合議員の5名のうち1名が辞職に伴い欠員となっておりますので、同規約第5条第3項の規定により補欠選挙を行なうものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長から有明広域行政事務組合議会議員に嶋村徹議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました嶋村徹議員を有明広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました嶋村徹議員が有明広域行政事務組合議会議員に当選されました。ただいま有明広域行政事務組合議会議員に当選されました嶋村徹議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 市長提出追加議案上程（議第1号及び議第2号）

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第1号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第5号）及び議第2号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第4 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） それでは、私のほうから、本日追加提案いたしました議第1号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の平成27年度補正予算に関連する取り組みに対応するため補正を行ないましたので、提案いたすものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ10億3,573万7,000円を追加し、総額を323億2,602万円とするものでございます。

歳入につきましては、14款国庫支出金は、3億1,392万7,000円の追加で、年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金などがございます。15款県支出金は6億2,636万1,000円の追加で、担い手確保・経営強化支援事業補助金及び水産物供給基盤機能保全事業補助金でございます。19款繰越金は、44万9,000円の追加、20款市債は、漁港整備事業債9,500万円の追加でございます。

歳出につきましては、3款民生費は、3億1,437万6,000円の追加で、これは65歳以上の所得の低い方へ、1人当たり3万円を給付する年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金、また、多子世帯及びひとり親世帯の保育料負担軽減に伴うシステム改修費でございます。6款農林水産事業費は、7億2,136万1,000円の追加で、認定農業者や集落営農組織の農業用機械及び施設整備費へ補助する担い手確保・経営強化支援事業補助金、また、大浜漁港の港内をしゅんせつする水産物供給基盤機能保全事業でございます。

2ページの第2表繰越明許費につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付事業、ほか3件の繰越限度額を設定し、第3表地方債補正については、漁港整備事業を追加するものでございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 副市長 斉藤 誠君。

[副市長 斉藤 誠君 登壇]

○副市長（斉藤 誠君） 私のほうから、条例案件の議第2号の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議第2号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは個人番号の利用の取り扱いの見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、平成28年度税制改正の大綱が、平成27年12月24日に閣議決定され、個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、市民税及び特別土地保有税の減免手続きにおいて、申請書に記載すべき事項とされておりました納税義務者の個人番号又は法人番号のうち、個人番号の記載を要しないこととされたものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の玉名市税条例の規定は、平成28年1月1日から適用するものでございます。

以上、追加議案につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 議案の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「議案の委員会付託」を行ないます。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 議案付託表

##### 総務委員会

議第1号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第3表地方債補正 追加）

議第2号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

**建設経済委員会**

議第1号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑥農林水産業費・第2表繰越明許費、⑥農林水産業費）

**文教厚生委員会**

議第1号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費・第2表繰越明許費、③民生費）

---

○議長（永野忠弘君） 各委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 3時46分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

\*\*\*\*\*

**日程第6 委員長報告**

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「委員長報告」を行ないます。

これより、各常任委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について各委員長の報告を求めます。

議第1号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第5号）及び議第2号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長提出議案2件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑・討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） 皆さん、こんにちは。総務委員会に付託されました案件は、議案2件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告します。

まず、議第1号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分でありませ

ず。執行部から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億3,573万7,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を323億2,602万円とするもの。地方債補正、歳入に係る項目ごとの説明がありました。

委員から、日本銀行がマイナス金利を導入して市場金利が安くなっているが、起債の実質金利は幾らか。起債の相手先は入札等で決めるのか。実績が多いのはどこかとの質疑に、執行部から、26年度で約0.5%、市内の5金融機関等で入札を行なっている。実績として肥後銀行が多いようであるとの答弁でした。委員から、年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金の給付される収入の上限と人数はどの質疑に、執行部から、年収が148万円以下で、平成28年度中に65歳以上になる方を対象にしている。人数は、1万人を見込んでいるとの答弁でした。委員から、年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金の給付対象に生活保護者は含まれているのかとの質疑に、執行部から、含まれていないとの答弁でした。委員から、子ども子育て支援システム改修事業補助金の具体的説明をとる質疑に、執行部から、制度が2つあり、まず多子世帯の保育料が今までは一番上が小学校に入学した時点で人数に入れてなかったが、今後小学校に入学した子も含めて計算されるので、実質、2人目は半額、3人目は無償となる。また、ひとり親家庭も保育料の軽減で、現行で負担軽減措置があるが、1人目は半額、2人目は無償となる。なお両方とも年収360万円未満の方との答弁でした。委員から、担い手確保・経営強化支援事業補助金は、2分の1補助か、10分の10補助かとの質疑に、執行部から、認定農業者の農業機械等施設導入の補助で、事業費の2分の1を補助するものとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第1号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第2号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、個人番号の利用の取り扱いの見直しに伴い条例の整備を図るもので、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、本年1月以後に納税義務者等から申告申請等を受ける手続きにおいては、原則として個人番号又は法人番号の記載を求めることとなっていたが、市民税の減免、特別措置保有税の減免を受けようとする者は、今回の見直しにより個人番号を記載しない取り扱いとなったため改正するもの。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の玉名市税条例の規定は、平成28年1月1日から適用するものとの説明がありました。

特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第2号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

〔建設経済委員長 田畑久吉君 登壇〕

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さん、お疲れさんです。

今回、建設経済委員会に付託されております議第1号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分の議案1件について、委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず、歳出の部、6款農林水産業費、7億2,136万1,000円の増額であり、そのうち5億3,136万1,000円の増額は、総合的なTPP関連政策外交に基づく補正予算であり、農業機械施設整備費への補助を行なう担い手確保・経営強化支援事業の補助金であります。

また、大浜漁港新港内の泊地2万2,400平方メートルのしゅんせつ工事を行なう水産物供給基盤機能保全事業の工事請負費1億9,000万円の増額によるものであります。なお、以上の2事業については、平成28年度に繰り越し、実施するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、担い手確保・経営強化支援事業に関して、補助の採択に係るポイント制の仕組みについての質疑に、執行部から、農業経営に関して、「今後3年以内に経営面積の拡大を行なうか」や「法人化をしているか」などの11の項目について、それぞれポイントが設定されており、経営体ごとに該当する項目についてポイントを取得できるものである。国や県の補助事業等を受ける際に、人・農地プランで設定された地区ごとに補助申請を行なう全経営体の取得ポイントの平均点を算定し、その点数に基づいて採択されるかどうか判断されるものとの答弁でありました。これを受け、委員から、申請する際に、ポイントの低い経営体があると平均点が下がり、地区として採択されにくくなるが、受付時に指導するなど、何らかの対応はできないのかとの質疑に、執行部から、申請は平等であるので、個人で判断してもらえないが、申請受付時にポイントに係る目標についての確認は行なっている。今回申請された経営体については、それぞれポイントを計算したものを郵送するとの答弁でありました。さらに委員から、今回の補助金について、全額採択される見込みかとの質疑に、執行部から、今回は全国で53億円の予算枠であるため、全額は難しいと考えており、類似する別の補助事業にもあわせて申請をしていきたいとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第1号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今回建設経済委員会に付託されました議案第1件の報告を終わります。

また、その他の質疑として、委員から、1月31日までの利用期限であったふるさと玉名旅行券の実績についての質疑に対し、執行部から、1万2,300名分の旅行券を用意していたが、利用者が希望する旅館にあきがなく利用できなかったり、1月23日から25日の大雪の影響でキャンセルされたものもあり、最終的に5百2,30名分ぐ

らいが利用されなかったとの答弁でありました。

以上をもちまして、建設経済委員長報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

[文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇]

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 文教厚生委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

議第1号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。

歳出の3款民生費について、まず、3億1,347万9,000円の追加で、平成27年度国の「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」として、国の補正予算において、低所得の65歳以上の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金事業を新規に創設し、アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者、最終予定者1万人に対し、1人当たり3万円の給付金を支給するものです。

内訳として、2月からの対象者名簿抽出のためのシステム改修費520万円、事務体制の整備を図るための一般非常勤職員や臨時職員等の人件費236万5,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金3億円となっています。なお、繰越明許費として平成27年度内に支出や契約が伴うシステム改修委託料500万円、2カ月間の臨時職員の賃金1名分、申請書送付等の経費を除いた3億774万5,000円が繰り越しとなっています。

次に、89万7,000円の追加で、国の平成27年度補正予算において、幼児教育無償化の実施に伴い、保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修費補助金が1月20日に成立したため、平成28年度から多子世帯の保育料負担軽減とひとり親世帯等の保育料の軽減を図るため、システム改修を行なうもの。

内容として、多子世帯の保育料負担軽減は、年収約360万円未満世帯について、現行制度では、第1子のとらえ方が、幼稚園では小学校3年まで、保育所は小学校就学前までとされる多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施するもので、ひとり親世帯の保育料は、同じく年収360万円未満世帯について、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化するもの。この軽減措置の実施に伴い、利用者負担額の決定が円滑にできるよう電算システムを改修するもの。なお、繰越明許費として87万9,000円が繰り越しとなっている。

執行部からの説明のあと、委員から、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の予算について、非常勤職員の経費は何カ月分かについての質疑に、執行部より、4月から8月までの5カ月分との答弁でした。

次に委員から、65歳以上の年金生活者等の低所得者への臨時福祉給付金となっているが、所得制限はあるのかとの質疑に、執行部より、非課税の方、年金生活者の方は、個人差はあるが、148万円以下の方が対象となると思われる。また、148万円以下であっても、課税となる場合もあり得るので個々に対応していくとの答弁。また、委員から、厚生年金や共済年金等々については、年間180万円から200万円前後もらう方もいるので、そのような場合は給付の対象外となるのかについての質疑に、執行部より、低所得者であっても扶養になる可能性もあるので、個々のケースで変わってくると思うが、148万円を下回る場合は対象となると思っているとの答弁。さらに委員から、消費税5%から8%に上がったときにも市民税非課税世帯を対象とした1人当たり6,000円の臨時給付金があったが、昨年の臨時給付金で、ある方から、当初市役所から給付対象として通知が来たが、そのあと市が精査したあと、対象外であったとの通知が来たと、2名の方から聞いている。実際何人ぐらいに対象外の通知を出していたのかについての質疑に、執行部より、27年度において、700人ほどの専従者控除を受けている方に対して誤って通知を出していたが、この方々にはおわびをしているとの答弁。また、委員から、今後申請書の発送に伴い、個人口座の記入があると思うが、重要な個人情報でもあり、700人ほどの誤って通知した方の中には、口座の情報がどうなったのか心配した市民もいるが、どういう処理や管理をしたのかについての質疑に、執行部より、現在、700人ほどの専従者控除の方の申請書については、臨時福祉給付金室において保管しているが、保管期限が過ぎた後に処分するとの答弁。また、委員から、個人情報を処分することだが、個人口座等の個人情報に関し、いろんな事件があっており、その辺の心配の声を市民から聞いているが、まず、対象者の把握が間違っていたことが課題と考えている。前回のような誤りがないような事務体系をお願いしたい。また、個人情報の管理の観点からも、本来であれば簡易書留あたりできちんと返還すべきと考えるがについての質疑に、執行部より、誤って送付した700人ほどの市民の方々には、大変迷惑をかけたと思っている。個人情報の管理については、返還との指摘もあっているので、内部で検討を重ね、早急に対処したいと考えているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第1号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第1号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

以上の予算議案1件について、採決いたします。ただいま採決に付しております議第1号に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第1号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第2号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第2号に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第2号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会の会議に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて、本会議を閉じ、平成27年第5回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 永野忠弘

玉名市議会前議長 作本幸男

玉名市議会議員 多田隈啓二

玉名市議会議員 松本憲二

玉 名 市 議 会 会 議 録  
平 成 2 7 年 第 5 回 定 例 会

発行人 玉 名 市 議 会 議 長 永 野 忠 弘

編集人 玉 名 市 議 会 事 務 局 長 吉 川 義 臣

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

---

玉 名 市 議 会 事 務 局

〒865-8501 熊 本 県 玉 名 市 岩 崎 163 番 地

電 話 (0968) 75-1155